

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
1	0	0	0	0	1	第1編	共通編	1	0	0	0	0	1	第1編	共通編
1	1	0	0	0	1	第1章	総則	1	1	0	0	0	1	第1章	総則
1	1	1	0	0	1	第1節	総則	1	1	1	0	0	1	第1節	総則
1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義	1	1	1	2	0	1	1-1-2	用語の定義
1	1	1	2	4	1	4. 監督員	本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施、段階確認(重要なものは除く。)を行う。なお、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。	1	1	1	2	4	1	4. 監督員	本仕様で規定されている監督員とは、一般監督業務を担当し、主に受注者に対する指示、承諾または協議で軽易なものの処理、工事実施のための詳細図等で軽易なものの作成及び交付または受注者が作成した図面のうち軽易なものの承諾を行い、また、契約図書に基づく工程の管理、立会、工事材料試験の実施、段階確認(重要なものは除く。)を行う者をいう。なお、設計図書の変更、一時中止または打ち切りの必要があると認める場合において、主任監督員への報告を行うとともに、一般監督業務のとりまとめを行う者をいう。
								1	1	1	2	22	1	22. 納品	納品とは、受注者が監督職員に工事完成時に成果品を納めることをいう。
								1	1	1	2	23	1	23. 電子納品	電子納品とは、電子成果品を納品することをいう。
1	1	1	2	22	1	22. 書面	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	1	1	1	2	24	1	24. 書面	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
1	1	1	2	23	1	23. 工事写真	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来型寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。	1	1	1	2	25	1	25. 工事写真	工事写真とは、工事着手前及び工事完成、また、施工管理の手段として各工事の施工段階及び工事完成後目視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準に基づき撮影したものをいう。
1	1	1	2	24	1	24. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来型管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。	1	1	1	2	26	1	26. 工事帳票	工事帳票とは、施工計画書、工事打合せ簿、品質管理資料、出来形管理資料等の定型様式の資料、及び工事打合せ簿等に添付して提出される非定型の資料をいう。
1	1	1	2	25	1	25. 工事書類	工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。	1	1	1	2	27	1	27. 工事書類	工事書類とは、工事写真及び工事帳票をいう。
1	1	1	2	26	1	26. 契約関係書類	契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。	1	1	1	2	28	1	28. 契約関係書類	契約関係書類とは、契約書第9条第5項の定めにより監督職員を経由して受注者から発注者へ、または受注者へ提出される書類をいう。
1	1	1	2	27	1	27. 工事完成図書	工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。	1	1	1	2	29	1	29. 工事完成図書	工事完成図書とは、工事完成時に納品する成果品をいう。
1	1	1	2	28	1	28. 電子成果品	電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。	1	1	1	2	30	1	30. 電子成果品	電子成果品とは、電子的手段によって発注者に納品する成果品となる電子データをいう。
1	1	1	2	29	1	29. 工事関係書類	工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。	1	1	1	2	31	1	31. 工事関係書類	工事関係書類とは、契約図書、契約関係書類、工事書類、及び工事完成図書をいう。
1	1	1	2	30	1	30. 確認	確認とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。	1	1	1	2	32	1	32. 確認	確認とは、契約図書に示された事項について、発注者が臨場もしくは関係資料により、その内容について契約図書との適合を確かめることをいう。
1	1	1	2	31	1	31. 立会	検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。	1	1	1	2	33	1	33. 立会	検査職員とは、契約書第31条第2項の規定に基づき、工事検査を行うために発注者が定めた者をいう。
1	1	1	2	32	1	32. 工事検査	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	1	1	1	2	34	1	34. 工事検査	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。
1	1	1	2	33	1	33. 検査職員	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	1	1	1	2	35	1	35. 検査職員	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下
1	1	1	2	34	1	34. 同等以上の品質	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。	1	1	1	2	36	1	36. 同等以上の品質	同等以上の品質とは、特記仕様書で指定する品質または特記仕様書に指定がない場合、監督職員が承諾する試験機関の品質確認を得た品質または、監督職員の承諾した品質をいう。なお、試験機関において品質を確かめるために必要となる費用は、受注者の負担とする。				
1	1	1	2	35	1	35. 工期	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。	1	1	1	2	37	1	37. 工期	工期とは、契約図書に明示した工事を実施するために要する準備及び後片付け期間を含めた始期日から終期日までの期間をいう。				
1	1	1	2	36	1	36. 工事開始日	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。	1	1	1	2	38	1	38. 工事開始日	工事開始日とは、工期の始期日または設計図書において規定する始期日をいう。				
1	1	1	2	37	1	37. 工事着手日	工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の建設または測量を開始することをいい、詳細設計を含む工事にあってはそれを含む)の初日をいう。	1	1	1	2	39	1	39. 工事着手	工事着手とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事(現場事務所等の設置または測量をいう。)、詳細設計付工事における詳細設計又は工場製作を含む工事における工場製作工のいずれかに着手することをいう。				
1	1	1	2	38	1	38. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。	1	1	1	2	40	1	40. 工事	工事とは、本体工事及び仮設工事、またはそれらの一部をいう。				
1	1	1	2	39	1	39. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。	1	1	1	2	41	1	41. 本体工事	本体工事とは、設計図書に従って、工事目的物を施工するための工事をいう。				
1	1	1	2	40	1	40. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。	1	1	1	2	42	1	42. 仮設工事	仮設工事とは、各種の仮工事であって、工事の施工及び完成に必要なとされるものをいう。				
1	1	1	2	41	1	41. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。	1	1	1	2	43	1	43. 工事区域	工事区域とは、工事用地、その他設計図書で定める土地または水面の区域をいう。				
1	1	1	2	42	1	42. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。	1	1	1	2	44	1	44. 現場	現場とは、工事を施工する場所及び工事の施工に必要な場所及び設計図書で明確に指定される場所をいう。				
1	1	1	2	43	1	43. SI	SIとは、国際単位系をいう。	1	1	1	2	45	1	45. SI	SIとは、国際単位系をいう。				
1	1	1	2	44	1	44. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。	1	1	1	2	46	1	46. 現場発生品	現場発生品とは、工事の施工により現場において副次的に生じたもので、その所有権は発注者に帰属する。				
1	1	1	2	45	1	45. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。	1	1	1	2	47	1	47. JIS規格	JIS規格とは、日本工業規格をいう。				
1	1	1	5	0	1	1-1-5	コリンズへの登録	1	1	1	5	0	1	1-1-5	コリンズ(CORINS)への登録				
1	1	1	5	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(売価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。	1	1	1	5	1	1		受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。 登録対象は、工事請負代金額500万円以上(売価契約の場合は契約総額)の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。				
1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できるものとする。	1	1	1	5	1	3		また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。				
1	1	1	7	0	1	1-1-7	工事用地等の使用	1	1	1	7	0	1	1-1-7	工事用地等の使用				

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定															
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下			
1	1	1	7	3	1	3. 第三者からの調達用地	1	1	1	7	3	1	3. 第三者からの調達用地	1	1	1	7	3	1	3. 第三者からの調達用地	受注者は、工事の施工に必要な土地等を第三者から借用または買収したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。	受注者は、工事の施工に必要な土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
1	1	1	8	0	1	1-1-8	1	1	1	8	0	1	1-1-8	1	1	1	8	0	1	1-1-8	工事の着手	工事着手
1	1	1	8	1	1		1	1	1	8	1	1		1	1	1	8	1	1		受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事に着手しなければならない。	受注者は、特記仕様書に定めのある場合を除き、特別の事情がない限り、契約書に定める工事始期日以降30日以内に工事着手しなければならない。
1	1	1	9	0	1	1-1-9	1	1	1	9	0	1	1-1-9	1	1	1	9	0	1	1-1-9	工事の下請負	工事の下請負
1	1	1	9	1	2	(2)	1	1	1	9	1	2	(2)	1	1	1	9	1	2	(2)	下請負者が山口県の工事指名競争参加資格者である場合には、営業停止、指名停止期間中でないこと。	下請負者が山口県の工事指名競争参加資格者である場合には、指名停止期間中でないこと。
1	1	1	10	0	1	1-1-10	1	1	1	10	0	1	1-1-10	1	1	1	10	0	1	1-1-10	施工体制台帳	施工体制台帳
1	1	1	10	3	1	3. 名札の着用	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	1	1	1	10	3	1	3. 名札等の着用	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。	第1項の受注者は、監理技術者、主任技術者(下請負者を含む)及び第1項の受注者の専門技術者(専任している場合のみ)に、工事現場内において、工事名、工期、顔写真、所属会社名及び社印の入った名札等を着用させなければならない。
1	1	1	12	0	1	1-1-12	1	1	1	12	0	1	1-1-12	1	1	1	12	0	1	1-1-12	調査試験に対する協力	調査・試験に対する協力
1	1	1	12	4	1	4. 施工合理化調査	1	1	1	12	4	1	4. 施工合理化調査等	1	1	1	12	4	1	4. 施工合理化調査等	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。	受注者は、当該工事が発注者の実施する施工合理化調査等の対象工事となった場合には、調査等の必要な協力をしなければならない。また、工期経過後においても同様とする。
1	1	1	12	5	1	5. 独自の調査・試験を行う場合の処置	1	1	1	12	6	1	5. 独自の調査・試験を行う場合の処置	1	1	1	12	6	1	5. 独自の調査・試験を行う場合の処置	受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。	受注者は、工事現場において独自の調査・試験等を行う場合、具体的な内容を事前に監督職員に説明し、承諾を得なければならない。
1	1	1	12	5	2		1	1	1	12	6	2		1	1	1	12	6	2		また、受注者は、調査・試験等の成果を発表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。	また、受注者は、調査・試験等の成果を公表する場合、事前に発注者に説明し、承諾を得なければならない。
1	1	1	16	0	1	1-1-16	1	1	1	16	0	1	1-1-16	1	1	1	16	0	1	1-1-16	支給材料及び貸与物件	支給材料及び貸与品
1	1	1	16	1	1	1. 一般事項	1	1	1	16	1	1	1. 一般事項	1	1	1	16	1	1	1. 一般事項	受注者は、支給材料及び貸与物件を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。	受注者は、支給材料及び貸与品を契約書第15条第8項の規定に基づき善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
1	1	1	16	2	1	2. 受払状況の記録	1	1	1	16	2	1	2. 受払状況の記録	1	1	1	16	2	1	2. 受払状況の記録	受注者は、支給材料及び貸与物件の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。	受注者は、支給材料及び貸与品の受払状況を記録した帳簿を備え付け、常にその残高を明らかにしておかなければならない。
1	1	1	16	5	1	5. 返還	1	1	1	16	5	1	5. 返還	1	1	1	16	5	1	5. 返還	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料または貸与物件の返還」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。	受注者は、契約書第15条第9項「不用となった支給材料又は貸与品」の規定に基づき返還する場合、監督職員の指示に従うものとする。なお、受注者は、返還が完了するまで材料の損失に対する責任を免れることはできないものとする。
1	1	1	18	0	1	1-1-18	1	1	1	18	0	1	1-1-18	1	1	1	18	0	1	1-1-18	建設副産物	建設副産物
1	1	1	18	4	1	4. 再生資源利用促進計画	1	1	1	18	4	1	4. 再生資源利用促進計画	1	1	1	18	4	1	4. 再生資源利用促進計画	受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	受注者は、土砂、碎石または加熱アスファルト混合物を工事現場に搬入する場合には、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	18	5	1	5. 再生資源利用促進計画	1	1	1	18	5	1	5. 再生資源利用促進計画	1	1	1	18	5	1	5. 再生資源利用促進計画	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を所定の様式に基づき作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。	受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)
1	1	1	18	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」を発注者に提出しなければならない。	1	1	1	18	6	1	6. 実施書の提出	受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」を発注者に提出しなければならない。
1	1	1	19	0	1	1-1-19	工事完成検査	1	1	1	19	0	1	1-1-19	工事完成検査
1	1	1	19	7	1	7. 運用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-3第3項の規定を準用する。	1	1	1	19	7	1	7. 適用規定	受注者は、当該工事完成検査については、第3編1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。
1	1	1	20	0	1	1-1-20	出来形検査等	1	1	1	20	0	1	1-1-20	出来形検査等
1	1	1	20	5	1	5. 適用規定	受注者は、当該出来形検査については、第3編1-1-3第3項の規定を準用する。	1	1	1	20	5	1	5. 適用規定	受注者は、当該出来形検査については、第3編1-1-4監督職員による確認及び立会等第3項の規定を準用する。
1	1	1	20	7	1	7. 中間前払い金の請求	受注者は、契約書第34条に基づく中間前払い金の請求を行うときは、認定を受けるまでの間、工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	21	7	1	7. 中間前払い金の請求	受注者は、契約書第34条に基づく中間前払い金の請求を行うときは、認定を受ける前に、工事履行報告書を作成し、監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	21	0	1	1-1-21	部分使用	1	1	1	21	0	1	1-1-21	部分使用
1	1	1	21	1	1	1. 一般事項	発注者は、受注者の同意を得て部分使用できるものとする。	1	1	1	21	1	1	1. 一般事項	発注者は、受注者の同意を得て部分使用できる。
1	1	1	26	0	1	1-1-26	工事中の安全確保	1	1	1	26	0	1	1-1-26	工事中の安全確保
1	1	1	26	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総務政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。	1	1	1	26	1	1	1. 安全指針等の遵守	受注者は、土木工事安全施工技術指針(国土交通大臣官房技術審議官通達、平成21年3月31日)、建設機械施工安全技術指針(国土交通省大臣官房技術調査課長、国土交通省総務政策局建設施工企画課長通達、平成17年3月31日)、「港湾工事安全施工指針(社)日本埋立浚渫協会」、「潜水作業安全施工指針(社)日本潜水協会」及び「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」、JIS A 8972(斜面・法面工用仮設備)を参考にして、常に工事の安全に留意し現場管理を行い災害の防止を図らなければならない。ただし、これらの指針は当該工事の契約条項を超えて受注者を拘束するものではない。
1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改定 法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じる者として、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。	1	1	1	26	13	1	13. 安全衛生協議会の設置	監督職員が、労働安全衛生法(平成18年6月2日改正 法律第50号)第30条第1項に規定する措置を講じるものとして、同条第2項の規定に基づき、受注者を指名した場合には、受注者はこれに従うものとする。
1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月改定 法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。	1	1	1	26	14	1	14. 安全優先	受注者は、工事中における安全の確保をすべてに優先させ、労働安全衛生法(平成18年6月改正 法律第50号)等関連法令に基づく措置を常に講じておくものとする。
1	1	1	30	0	1	1-1-30	環境対策	1	1	1	30	0	1	1-1-30	環境対策

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
1	1	1	30	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す一般工用建設機械を使用する場合、およびトンネル坑内作業にあたり表1-2に示すトンネル工用建設機械を使用する場合は、「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年法律第51号)」に基づく技術基準に適合する機械、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正平成22年3月18日付け国総施第291号)」、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)」もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領(平成18年3月17日付け国総施第215号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 ただし、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業もしくは建設技術審査照明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型建設機械と同等と見なすことができる。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	30	6	1	6. 排出ガス対策型建設機械	受注者は、工事の施工にあたり表1-1に示す建設機械を使用する場合は、表1-1-1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律」(平成17年法律第51号)に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程」(平成18年3月17日付け国土交通省告示第348号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着することで、排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。
								1	1	1	30	6	2		受注者はトンネル坑内作業において表1-2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス2011年基準に適合するものとして、表1-2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」(平成18年3月28日経済産業省・国土交通省・環境省令第1号)第16条第1項第2号もしくは第20条第1項第2号のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号)もしくは「第3次排出ガス対策型建設機械指定要領」(平成18年3月17日付け国総施第215号)に基づき指定されたトンネル工用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。 トンネル工用排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、またはこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査・証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明事業により評価された排出ガス浄化装置を装着(黒煙浄化装置付)することで、トンネル工用排出ガス対策型建設機械と同等とみなす。ただし、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。 排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、請負者は施工現場において使用する建設機械の写真撮影を行い、監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	30	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成15年7月改正 法律第119号)」「グリーン購入法」という。)第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとする。	1	1	1	30	9	1	9. 特定調達品目	受注者は、資材、工法、建設機械または目的物の使用にあたっては、事業ごとの特性を踏まえ、必要とされる強度や耐久性、機能の確保、コスト等に留意しつつ、「国等による環境物品等の調達推進等に関する法律(平成15年7月改正 法律第119号)」「グリーン購入法」という。)第6条の規定に基づく「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で定める特定調達品目の使用を積極的に推進するものとし、その調達実績の集計結果を監督職員に提出するものとする。 なお、集計及び提出の方法や、特定調達品目を使用するに際して必要となる設計図書の変更については、監督職員と協議するものとする。
1	1	1	32	0	1	1-1-32	交通安全管理	1	1	1	32	0	1	1-1-32	交通安全管理

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成22年12月17日総理府・建設省令第3号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。	1	1	1	32	4	1	4. 交通安全法令の遵守	受注者は、供用中の公共道路に係る工事の施工にあたっては、交通安全について、監督職員、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行うとともに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(平成24年2月27日改正 内閣府・国土交通省令第1号)、道路工事現場における標示施設等の設置基準(建設省道路局長通知、昭和37年8月30日)、道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について(局長通知 平成18年3月31日 国道利37号・国道国防第205号)、道路工事現場における工事情報板及び工事説明看板の設置について(国土交通省道路局路政課長、国道・防災課長通知 平成18年3月31日 国道利38号・国道国防第206号)及び道路工事保安施設設置基準(案)(建設省道路局国道第一課通知昭和47年2月)に基づき、安全対策を講じなければならない。
1	1	1	32	6	1	6. 工事用道路橋供用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。	1	1	1	32	6	1	6. 工事用道路供用時の処置	受注者は、特記仕様書に他の受注者と工事用道路を共用する定めがある場合においては、その定めに従うとともに、関連する受注者と緊密に打合せ、相互の責任区分を明らかにして使用するものとする。
1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成16年12月8日改正 政令第387号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。	1	1	1	32	12	1	12. 通行許可	受注者は、建設機械、資材等の運搬にあたり、車両制限令(平成23年12月26日改正 政令第424号)第3条における一般的制限値を超える車両を通行させるときは、道路法第47条の2に基づく通行許可を得ていることを確認しなければならない。また、道路交通法施行令(平成24年3月22日改正 政令第54号)第22条における政令改正の反映制限を超えて建設機械、資材等を積載して運搬するとき、道路交通法(平成24年8月改正 法律第67号)第57条に基づく許可を得ていることを確認しなければならない。
1	1	1	32	12	2	表1-3 一般的制限値		1	1	1	32	12	2	表1-3	
1	1	1	34	0	1	1-1-34	諸法令の遵守	1	1	1	34	0	1	1-1-34	諸法令の遵守
1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法 (平成18年5月改正 法律第28号)	1	1	1	34	1	3	(2)	建設業法 (平成24年8月改正 法律第53号)
1	1	1	34	1	5	(4)	労働基準法 (平成20年6月改正 法律第89号)	1	1	1	34	1	5	(4)	労働基準法 (平成24年6月改正 法律第42号)
1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法 (平成18年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	6	(5)	労働安全衛生法 (平成23年6月改正 法律第74号)
1	1	1	34	1	7	(6)	作業環境測定法 (平成18年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	7	(6)	作業環境測定法 (平成23年6月改正 法律第74号)
1	1	1	34	1	9	(8)	雇用保険法 (平成22年3月改正 法律第15号)	1	1	1	34	1	9	(8)	雇用保険法 (平成24年3月改正 法律第9号)
1	1	1	34	1	10	(9)	労働者災害補償保険法 (平成22年3月改正 法律第15号)	1	1	1	34	1	10	(9)	労働者災害補償保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)
1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法 (平成22年5月改正 法律第5号)	1	1	1	34	1	11	(10)	健康保険法 (平成24年8月改正 法律第67号)
1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法 (平成18年6月改正 法律第66号)	1	1	1	34	1	12	(11)	中小企業退職金共済法 (平成23年4月改正 法律第26号)
1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成21年7月改正 法律第79号)	1	1	1	34	1	13	(12)	建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)
1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法 (平成21年7月改正 法律第79号)	1	1	1	34	1	14	(13)	出入国管理及び難民認定法 (平成24年4月改正 法律第27号)
1	1	1	34	1	15	(14)	道路法 (平成22年3月改正 法律第20号)	1	1	1	34	1	15	(14)	道路法 (平成23年12月改正 法律第122号)
1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法 (平成21年7月改正 法律第79号)	1	1	1	34	1	16	(15)	道路交通法 (平成24年8月改正 法律第67号)
1	1	1	34	1	17	(16)	道路運送法 (平成21年6月改正 法律第64号)	1	1	1	34	1	17	(16)	道路運送法 (平成23年6月改正 法律第74号)
1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法 (平成20年4月改正 法律第21号)	1	1	1	34	1	18	(17)	道路運送車両法 (平成23年6月改正 法律第74号)
1	1	1	34	1	20	(19)	地すべり等防止法 (平成19年3月改正 法律第23号)	1	1	1	34	1	20	(19)	地すべり等防止法 (平成24年6月改正 法律第42号)
1	1	1	34	1	21	(20)	河川法 (平成22年3月改正 法律第20号)	1	1	1	34	1	21	(20)	河川法 (平成23年12月改正 法律第122号)
1	1	1	34	1	22	(21)	海岸法 (平成22年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	22	(21)	海岸法 (平成23年5月改正 法律第37号)
1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法 (平成22年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	23	(22)	港湾法 (平成24年3月改正 法律第15号)
1	1	1	34	1	25	(24)	漁港法 (平成12年5月改正 法律第78号)	1	1	1	34	1	25	(24)	漁港漁場整備法 (平成23年8月改正 法律第105号)
1	1	1	34	1	26	(25)	下水道法 (平成17年6月改正 法律第70号)	1	1	1	34	1	26	(25)	下水道法 (平成23年12月改正 法律第122号)

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
1	1	1	34	1	27	(26) 航空法 (平成21年6月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	27	(26) 航空法 (平成23年5月改正 法律第54号)	
1	1	1	34	1	30	(29) 森林法 (平成18年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	30	(29) 森林法 (平成24年6月改正 法律第42号)	
1	1	1	34	1	31	(30) 環境基本法 (平成20年6月改正 法律第83号)	1	1	1	34	1	31	(30) 環境基本法 (平成24年6月改正 法律第47号)	
1	1	1	34	1	32	(31) 火薬類取締法 (平成21年7月改正 法律第85号)	1	1	1	34	1	32	(31) 火薬類取締法 (平成23年6月改正 法律第74号)	
1	1	1	34	1	33	(32) 大気汚染防止法 (平成22年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	33	(32) 大気汚染防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	
1	1	1	34	1	34	(33) 騒音規制法 (平成17年4月改正 法律第33号)	1	1	1	34	1	34	(33) 騒音規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	
1	1	1	34	1	35	(34) 水質汚濁防止法 (平成22年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	35	(34) 水質汚濁防止法 (平成23年8月改正 法律第105号)	
1	1	1	34	1	36	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成22年5月改正 法律第31号)	1	1	1	34	1	36	(35) 湖沼水質保全特別措置法 (平成23年8月改正 法律第105号)	
1	1	1	34	1	37	(36) 振動規制法 (平成16年6月改正 法律第94号)	1	1	1	34	1	37	(36) 振動規制法 (平成23年12月改正 法律第122号)	
1	1	1	34	1	38	(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (平成22年5月改正 法律第34号)	1	1	1	34	1	38	(37) 廃棄物処理及び清掃に関する法律 (平成24年8月改正 法律第53号)	
1	1	1	34	1	39	(38) 文化財保護法 (平成19年3月改正 法律第7号)	1	1	1	34	1	39	(38) 文化財保護法 (平成23年5月改正 法律第37号)	
1	1	1	34	1	40	(39) 砂利採取法 (平成12年5月改正 法律第91号)	1	1	1	34	1	40	(39) 砂利採取法 (平成23年7月改正 法律第84号)	
1	1	1	34	1	41	(40) 電気事業法 (平成18年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	41	(40) 電気事業法 (平成24年6月改正 法律第47号)	
1	1	1	34	1	42	(41) 消防法 (平成21年5月改正 法律第34号)	1	1	1	34	1	42	(41) 消防法 (平成24年6月改正 法律第38号)	
1	1	1	34	1	43	(42) 測量法 (平成19年5月改正 法律第55号)	1	1	1	34	1	43	(42) 測量法 (平成23年6月改正 法律第61号)	
1	1	1	34	1	44	(43) 建築基準法 (平成20年5月改正 法律第40号)	1	1	1	34	1	44	(43) 建築基準法 (平成24年8月改正 法律第67号)	
1	1	1	34	1	45	(44) 都市公園法 (平成16年6月改正 法律第109号)	1	1	1	34	1	45	(44) 都市公園法 (平成23年12月改正 法律第122号)	
1	1	1	34	1	46	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成16年12月改正 法律第147号)	1	1	1	34	1	46	(45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成23年8月改正 法律第105号)	
1	1	1	34	1	47	(46) 土壌汚染対策法 (平成21年4月改正 法律第23号)	1	1	1	34	1	47	(46) 土壌汚染対策法 (平成23年6月改正 法律第74号)	
1	1	1	34	1	48	(47) 駐車場法 (平成18年5月改正 法律第46号)	1	1	1	34	1	48	(47) 駐車場法 (平成23年12月改正 法律第122号)	
1	1	1	34	1	51	(50) 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 (平成22年5月改正 法律第37号)	1	1	1	34	1	51	(50) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律 (平成24年9月改正 法律第89号)	
1	1	1	34	1	52	(51) 船員法 (平成20年6月改正 法律第53号)	1	1	1	34	1	52	(51) 船員法 (平成24年9月改正 法律第87号)	
1	1	1	34	1	53	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	53	(52) 船舶職員及び小型船舶操縦者法 (平成20年5月改正 法律第26号)	
1	1	1	34	1	54	(53) 船舶安全法 (平成18年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	54	(53) 船舶安全法 (平成24年9月改正 法律第89号)	
1	1	1	34	1	55	(54) 自然環境保全法 (平成21年6月改正 法律第47号)	1	1	1	34	1	55	(54) 自然環境保全法 (平成23年8月改正 法律第105号)	
1	1	1	34	1	56	(55) 自然公園法 (平成21年6月改正 法律第47号)	1	1	1	34	1	56	(55) 自然公園法 (平成23年8月改正 法律第105号)	
1	1	1	34	1	60	(59) 技術士法 (平成18年6月改正 法律第50号)	1	1	1	34	1	60	(59) 技術士法 (平成23年6月改正 法律第74号)	
1	1	1	34	1	61	(60) 漁業法 (平成19年6月改正 法律第77号)	1	1	1	34	1	61	(60) 漁業法 (平成23年5月改正 法律第35号)	
1	1	1	34	1	62	(61) 漁港漁場整備法 (平成19年5月改正 法律第61号)								
1	1	1	34	1	63	(62) 空港整備法 (平成20年6月改正 法律第75号)	1	1	1	34	1	62	(61) 空港整備法 (平成23年8月改正 法律第105号)	
1	1	1	34	1	64	(63) 計量法 (平成18年3月改正 法律第10号)	1	1	1	34	1	63	(62) 計量法 (平成23年8月改正 法律第105号)	
1	1	1	34	1	65	(64) 厚生年金保険法 (平成22年4月改正 法律第27号)	1	1	1	34	1	64	(63) 厚生年金保険法 (平成24年8月改正 法律第63号)	
1	1	1	34	1	66	(65) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)	1	1	1	34	1	65	(64) 航路標識法 (平成16年6月改正 法律第84号)	
1	1	1	34	1	67	(66) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第10号)	1	1	1	34	1	66	(65) 資源の有効な利用の促進に関する法律 (平成14年2月改正 法律第10号)	
1	1	1	34	1	68	(67) 最低賃金法 (平成20年5月改正 法律第26号)	1	1	1	34	1	67	(66) 最低賃金法 (平成24年4月改正 法律第27号)	
1	1	1	34	1	69	(68) 職業安定法 (平成21年7月改正 法律第79号)	1	1	1	34	1	68	(67) 職業安定法 (平成24年8月改正 法律第53号)	
1	1	1	34	1	70	(69) 所得税法 (平成22年3月改正 法律第6号)	1	1	1	34	1	69	(68) 所得税法 (平成24年3月改正 法律第16号)	
1	1	1	34	1	71	(70) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)	1	1	1	34	1	70	(69) 水産資源保護法 (平成22年6月改正 法律第41号)	
1	1	1	34	1	72	(71) 船員保険法 (平成22年5月改正 法律第35号)	1	1	1	34	1	71	(70) 船員保険法 (平成24年9月改正 法律第87号)	
1	1	1	34	1	73	(72) 著作権法 (平成21年7月改正 法律第73号)	1	1	1	34	1	72	(71) 著作権法 (平成24年6月改正 法律第43号)	
1	1	1	34	1	74	(73) 電波法 (平成21年4月改正 法律第22号)	1	1	1	34	1	73	(72) 電波法 (平成23年6月改正 法律第74号)	
1	1	1	34	1	75	(74) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成19年6月改正 法律第90号)	1	1	1	34	1	74	(73) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法 (平成24年4月改正 法律第27号)	
1	1	1	34	1	76	(75) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成22年3月改正 法律第15号)	1	1	1	34	1	75	(74) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律 (平成23年5月改正 法律第47号)	
1	1	1	34	1	77	(76) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)	1	1	1	34	1	76	(75) 農薬取締法 (平成19年3月改正 法律第8号)	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
1	1	1	34	1	78	(77)	毒物及び劇物取締法 (平成13年6月改正 法律第87号)	1	1	1	34	1	77	(76)	毒物及び劇物取締法 (平成23年12月改正 法律第122号)
1	1	1	34	1	79	(78)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月改正 法律第51号)	1	1	1	34	1	78	(77)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 (平成17年5月改正 法律第51号)
1	1	1	34	1	80	(79)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月 法律第18号)	1	1	1	34	1	79	(78)	公共工事の品質確保の促進に関する法律 (平成17年3月 法律第18号)
1	1	1	34	1	81	(80)	警備業法 (平成17年7月改正 法律第87号)	1	1	1	34	1	80	(79)	警備業法 (平成23年6月改正 法律第61号)
1	1	1	34	1	82	(81)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成17年10月改正 法律第102号)	1	1	1	34	1	81	(80)	行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律 (平成24年6月改正 法律第42号)
1	1	1	34	1	83	(82)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成18年6月21日法律第91号)	1	1	1	34	1	82	(81)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (平成23年12月改正 法律第122号)
1	1	1	34	3	1		3. 不適当な契約図書 の処置 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約のものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合には直ちに監督職員に協議しなければならない。								3. 不適当な契約図書 の処置 受注者は、当該工事の計画、図面、仕様書及び契約のものが第1項の諸法令に照らし不適当であったり矛盾していることが判明した場合にはすみやかに監督職員と協議しなければならない。
1	1	1	35	0	1	1-1-35	官公庁等への手続等	1	1	1	35	0	1	1-1-35	官公庁等への手続等
1	1	1	35	3	1		3. 諸手続きの提示、 提出 許可承諾条件の 遵守 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合には、写しを提出しなければならない。	1	1	1	35	3	1		3. 諸手続きの提示、 提出 受注者は、諸手続きにおいて許可、承諾を得たときは、その書面を監督職員に提示しなければならない。 なお、監督職員から請求があった場合には、写しを提出しなければならない。
1	1	1	37	0	1	1-1-37	工事測量	1	1	1	37	0	1	1-1-37	工事測量
1	1	1	37	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後速やかに測量を実施し、測量標(仮BM)、工多用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。	1	1	1	37	1	1	1. 一般事項	受注者は、工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工多用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認しなければならない。測量結果が設計図書に示されている数値と差異を生じた場合は監督職員に測量結果を速やかに提出し指示を受けなければならない。なお、測量標(仮BM)及び多角点を設置するための基準となる点の選定は、監督職員の指示を受けなければならない。また受注者は、測量結果を監督職員に提出しなければならない。
1	1	1	38	0	1	1-1-38	不可抗力による損害	1	1	1	38	0	1	1-1-38	不可抗力による損害
1	1	1	38	2	1	2. 設計図書で定めた基準	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で定めた基準」とは、次の各号に掲げるものをいう。	1	1	1	38	2	1	2. 設計図書で定めた基準	契約書第29条第1項に規定する「設計図書で基準を定めたもの」とは、次の各号に掲げるものをいう。
1	1	1	38	2	11	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川の警戒水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合	1	1	1	38	2	11	(4)	河川沿いの施設にあたっては、河川のはん濫注意水位以上、またはそれに準ずる出水により発生した場合
1	1	1	38	3	1	3. その他	契約書第29条第2項に規定する「乙が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。	1	1	1	38	3	1	3. その他	契約書第29条第2項に規定する「受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことに基づくもの」とは、設計図書及び契約書第26条に規定する予防措置を行ったと認められないもの及び災害の一因が施工不良等受注者の責によるとされるものをいう。
1	1	1	40	0	1	1-1-40	保険の付保及び事故の補償	1	1	1	40	0	1	1-1-40	保険の付保及び事故の補償
1	1	1	40	3	1	3. 保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び中小企業退職金共済法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。	1	1	1	40	3	1	3. 保険加入の義務	受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
1	1	1	41	0	1	1-1-41	臨機の措置	1	1	1	41	0	1	1-1-41	臨機の措置
1	1	1	41	1	1	1. 一般事項	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容をすみやかに監督職員に通知しなければならない。	1	1	1	41	3	1	1. 一般事項	受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。また、受注者は、措置をとった場合には、その内容を直ちに監督職員に通知しなければならない。
1	2	0	0	0	1	第2章	土 工	1	2	0	0	0	1	第2章	土 工
1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	1	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
1	2	2	0	0	3									日本道路協会 道路土工—施工指針(昭和61年11月)
1	2	2	0	0	5		1	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路土工—軟弱地盤対策工指針(昭和61年11月)
1	2	2	0	0	7									日本道路協会 道路土工—土質調査指針(昭和61年11月)
1	2	2	0	0	12		1	2	2	0	0	11		土木研究センター 多数アンカー式補強土壁工法 設計施工マニュアル(平成14年10月)
1	2	3	0	0	1	第3節	1	2	3	0	0	1	第3節	河川土工・海岸土工・砂防土工
1	2	3	1	0	1	2-3-1	1	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項
1	2	3	1	9	1	9. 伐採発生物の処理条件	1	2	3	1	9	1	9. 伐開発生物の処理方法	受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、設計図書に示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
1	2	3	2	0	1	2-3-2	1	2	3	2	0	1	2-3-2	掘削工
1	2	3	2	3	1	3. 異常値の処理	1	2	3	2	3	1	3. 異常値の処置	受注者は、掘削工の施工中に、自然に崩壊、地すべり等が生じた場合、あるいはそれらを生ずるおそれがあるときは、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。
1	2	3	3	0	1	2-3-3	1	2	3	3	0	1	2-3-3	盛土工
1	2	3	3	5	1	5. 石が混在する盛土材料の処置	1	2	3	3	5	1	5. 石が混入する盛土材料の処置	受注者は、盛土材料に石が混入する場合には、その施工にあたって石が一ヶ所に集まらないようにしなければならない。
1	2	3	3	8	1	8. 異常時の処置	1	2	3	3	8	1	8. 異常時の処置	受注者は、盛土工の作業中、予期できなかった沈下等の有害な現象のあった場合に、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急処置を取った後、直ちに監督職員に通知しなければならない。
1	2	3	3	11	1	11. 採取土及び購入土運搬時の注意	1	2	3	3	11	1	11. 採取土及び購入土運搬時の注意	受注者は、採取土盛土及び購入土盛土の施工にあたって、採取土及び購入土を運搬する場合には沿道住民に迷惑がかからないようにつとめなければならない。流用土盛土及び発生土盛土の施工にあっても、一般道を運搬に利用する場合も同様とする。
1	2	3	4	0	1	2-3-4	1	2	3	4	0	1	2-3-4	盛土補強工
1	2	3	4	10	1	10. 壁面工付近等締固め	1	2	3	4	10	1	10. 壁面工付近等の締固め	受注者は、設計図書に明示した場合を除き、壁面工付近や隅角部の締固めにおいては、各補強土工法のマニュアルに基づくとともに、壁面から1.0~1.5m程度の範囲では、振動コンパクタや小型振動ローラなどを用いて人力によって入念に行わなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
1	2	3	4	12	1	12. 壁面変位の観測							12. 壁面変位の観測	受注者は、壁面工の設置に先立ち、壁面の直線性や変形について確認しながら施工しなければならない。許容値を超える壁面変位が観測された場合は、ただちに作業を中止し、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
1	2	3	5	0	1	2-3-5	1	2	3	5	0	1	2-3-5	法面整形工
1	2	3	5	3	1	3. 平場仕上げの排水処理	1	2	3	5	3	1	3. 平場仕上げの排水処理	受注者は、平場仕上げの施工にあたり、平坦に締固め、排水が良好に行われるようにしなければならない。
1	2	3	6	0	1	2-3-6	1	2	3	6	0	1	2-3-6	堤防天端工
1	2	3	6	1	1		1	2	3	6	1	1		受注者は、堤防天端に砕石を敷設する場合は、平坦に敷き均さなければならない。
1	2	4	0	0	1	第4節	1	2	4	0	0	1	第4節	道路土工
1	2	4	1	0	1	2-4-1	1	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下
1	2	4	1	2	1	2. 路床・路床	路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削(切土)部においては掘削仕上り面下1m以内の部分を用いる。	1	2	4	1	2	1	2. 路床、路体	路床とは盛土部においては、盛土仕上り面下、掘削(切土)部においては掘削仕上り面下1m以内の部分を用いる。				
								1	2	4	1	3	1	3. 構造物取付け部	受注者は、盛土と橋台や横断構造物との取付け部である裏込めや埋戻し部分は、供用開始後に構造物との間の路面の連続性を損なわないように、適切な材料を用いて入念な締固めと排水工の施工を行わなければならない。 なお、構造物取付け部の範囲は、「道路橋示方書・同解説 IV 下部構造編 8. 9橋台背面アプローチ部」(日本道路協会 平成24年3月)及び「道路土工 盛土工指針 4-10盛土と他の構造物との取付け部の構造」(日本道路協会 平成22年4月)を参考とする。				
1	2	4	1	3	1	3. 地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。	1	2	4	1	4	1	4. 地山の土及び岩の分類	地山の土及び岩の分類は、表2-1によるものとする。				
1	2	4	1	3	2		受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	1	2	4	1	4	2		受注者は、設計図書に示された現地の土及び岩の分類の境界を確かめられた時点で、監督職員の確認を受けなければならない。なお、確認のための資料を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				
1	2	4	1	4	1	4. 雨水による侵食等の防止	受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。	1	2	4	1	5	1	5. 雨水による侵食等の防止	受注者は、盛土及び地山法面の雨水による侵食や土砂崩れを発生させないように施工しなければならない。				
1	2	4	1	5	1	5. 湧水処理	受注者は、工事箇所工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督職員に通知しなければならない。	1	2	4	1	6	1	6. 湧水処理	受注者は、工事箇所工事目的物に影響をおよぼすおそれがあるような予期できなかった湧水が発生した場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちに監督職員に通知しなければならない。				
1	2	4	1	6	1	6. 排水処理	受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないように排水状態を維持しなければならない。	1	2	4	1	7	1	7. 排水処理	受注者は、工事施工中については、雨水等の滞水を生じないように排水状態を維持しなければならない。				
1	2	4	1	7	1	7. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。	1	2	4	1	8	1	8. 適用規定	受注者は、建設発生土については、第1編1-1-18建設副産物の規定により、適切に処理しなければならない。				
1	2	4	1	8	1	8. 建設発生土受入れ地等	受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。 なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	1	2	4	1	9	1	9. 建設発生土受入れ地等	受注者は、建設発生土受入れ地及び建設廃棄物処分地の位置、建設発生土の内容等については、設計図書及び監督職員の指示に従わなければならない。 なお、受注者は、施工上やむを得ず指定された場所以外に建設発生土または、建設廃棄物を処分する場合には、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
1	2	4	1	9	1	9. 施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。	1	2	4	1	10	1	10. 施工計画書	受注者は、建設発生土処理にあたり第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書の記載内容に加えて設計図書に基づき以下の事項を施工計画書に記載しなければならない。				
1	2	4	1	9	2		(1)処理方法(場所・形状等)	1	2	4	1	10	2		(1)処理方法(場所・形状等)				
1	2	4	1	9	3		(2)排水計画	1	2	4	1	10	3		(2)排水計画				
1	2	4	1	9	4		(3)場内維持等	1	2	4	1	10	4		(3)場内維持等				
1	2	4	1	10	1	10. 建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。	1	2	4	1	11	1	11. 建設発生土の受入れ地の実測	受注者は、建設発生土の受入れ地への搬入に先立ち、指定された建設発生土の受入れ地について地形を実測し、資料を監督職員に提出しなければならない。ただし、受注者は、実測困難な場合には、これに代わる資料により、監督職員の承諾を得なければならない。				
1	2	4	1	11	1	11. 建設発生土受入れ地	建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。	1	2	4	1	12	1	12. 建設発生土受入れ地	建設発生土受入れ地については、受注者は、建設発生土受入れ地ごとの特定条件に応じて施工しなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定													
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	
1	2	4	1	12	1	12. 伐開発生物の処理方法	1	2	4	1	13	1	13. 伐開発生物の処理方法	1	2	4	1	13	1	13. 伐開発生物の処理方法
						受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。							受注者は、伐開除根作業における伐開発生物の処理方法については、設計図書によるものとするが、処理方法が示されていない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							
1	2	4	1	13	1	13. 伐開除根作業範囲	1	2	4	1	14	1	14. 伐開除根作業範囲	1	2	4	1	14	1	14. 伐開除根作業範囲
						受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場には、表2-3に従い施工しなければならない。							受注者は、伐開除根作業範囲が設計図書に示されない場には、表2-3に従い施工しなければならない。							
1	2	4	1	14	1	14. 軟弱地盤上の盛土の施工	1	2	4	1	15	1	15. 軟弱地盤上の盛土の施工	1	2	4	1	15	1	15. 軟弱地盤上の盛土の施工
						受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。							受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工にあたり、沈下のおそれのある場所の盛土の丁張を、常時点検しなければならない。							
1	2	4	1	15	1	15. 沈下量確認方法	1	2	4	1	16	1	16. 沈下量確認方法	1	2	4	1	16	1	16. 沈下量確認方法
						受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。							受注者は、軟弱地盤上の盛土工施工時の沈下量確認方法については、設計図書によらなければならない。							
1	2	4	1	16	1	16. 盛土敷の排水乾燥	1	2	4	1	17	1	17. 盛土敷の排水乾燥	1	2	4	1	17	1	17. 盛土敷の排水乾燥
						受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、すみやかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。							受注者は、軟弱地盤及び地下水位の高い地盤上に盛土工を行う場合には、速やかに排水施設を設け、盛土敷の乾燥を図らなければならない。							
1	2	4	1	17	1	17. 一段階の盛土高さ	1	2	4	1	18	1	18. 一段階の盛土高さ	1	2	4	1	18	1	18. 一段階の盛土高さ
						軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。							軟弱地盤上の盛土工の施工の一段階の高さは設計図書によるものとし、受注者は、その沈下や周囲の地盤の水平変化等を監視しながら盛土を施工し、監督職員の承諾を得た後、次の盛土に着手しなければならない。							
1	2	4	1	18	1	18. 異常時の処置	1	2	4	1	19	1	19. 異常時の処置	1	2	4	1	19	1	19. 異常時の処置
						受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置を取った後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。							受注者は、軟弱地盤上の盛土の施工中、予期できなかった沈下または滑動等が生ずるおそれがあると予測された場合には、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。							
1	2	4	2	0	1	2-4-2	1	2	4	2	0	1	2-4-2	1	2	4	2	0	1	2-4-2
						掘削工							掘削工							掘削工
1	2	4	2	1	1	1. 一般事項	1	2	4	2	1	1	1. 一般事項	1	2	4	2	1	1	1. 一般事項
						受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を取った後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。							受注者は、掘削の施工にあたり、掘削中の土質に著しい変化が認められた場合、または埋設物を発見した場合は、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちにその措置内容を監督職員に通知しなければならない。							
1	2	4	2	4	1	4. 路床面の支持力	1	2	4	2	4	1	4. 路床面の支持力	1	2	4	2	4	1	4. 路床面の支持力
						受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議しなければならない。							受注者は、路床面において、設計図書に示す支持力が得られない場合、または均等性に疑義がある場合には、監督職員と協議しなければならない。							
1	2	4	3	0	1	2-4-3	1	2	4	3	0	1	2-4-3	1	2	4	3	0	1	2-4-3
						路体盛土工							路体盛土工							路体盛土工
1	2	4	3	2	1	2. 水中路体盛土の材料	1	2	4	3	2	1	2. 水中路体盛土の材料	1	2	4	3	2	1	2. 水中路体盛土の材料
						受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によるものとする。							受注者は、水中で路体盛土工を行う場合の材料については、設計図書によらなければならない。							
1	2	4	4	0	1	2-4-4	1	2	4	4	0	1	2-4-4	1	2	4	4	0	1	2-4-4
						路床盛土工							路床盛土工							路床盛土工
1	2	4	4	10	1	10. 路床盛土の締固め度	1	2	4	4	10	1	10. 路床盛土の締固め度	1	2	4	4	10	1	10. 路床盛土の締固め度
						路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定によるものとする。							路床盛土の締固め度については、第1編1-1-23施工管理第8項の規定による。							
1	2	4	4	11	1	11. 接続部の緩和区間	1	2	4	4	11	1	11. 接続部の緩和区間	1	2	4	4	11	1	11. 接続部の緩和区間
						受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けるものとする。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部には岩の場合1:5以上、土砂の場合1:10程度のすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。							受注者は、特に指示する場合を除き、片切り、片盛りの接続部には1:4程度の勾配をもって緩和区間を設けなければならない。また、掘削(切土)部、盛土部の縦断方向の接続部にはすり付け区間を設けて路床支持力の不連続をさげなければならない。							
1	3	0	0	0	1	第3章	1	3	0	0	0	1	第3章	1	3	0	0	0	1	第3章
						無筋・鉄筋コンクリート							無筋・鉄筋コンクリート							無筋・鉄筋コンクリート
1	3	1	0	0	1	第1節	1	3	1	0	0	1	第1節	1	3	1	0	0	1	第1節
						適用							適用							適用

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定																		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成 (平成23年度)						編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成 (平成25年度)					
1	3	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計当初に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会 平成20年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						1	3	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	受注者は、コンクリートの施工にあたり、設計図書に定めのない事項については、「コンクリート標準示方書(施工編)」(土木学会 平成25年3月)のコンクリートの品質の規定による。これ以外による場合は、施工前に、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。					
1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						1	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準					
1	3	2	0	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成20年3月)						1	3	2	0	1	2		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編) (平成25年3月)					
1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成20年3月)						1	3	2	0	1	3		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編) (平成25年3月)					
1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成12年2月)						1	3	2	0	1	4		土木学会 コンクリートのポンプ施工指針 (平成24年6月)					
1	3	2	0	1	5		土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成20年8月)						1	3	2	0	1	5		土木学会 鉄筋定着・継手指針 (平成19年8月)					
1	3	2	0	1	6		コンクリートの耐久性向上施策について (添付資料1)						1	3	2	0	1	6		コンクリートの耐久性向上施策について (添付資料1)					
1	3	2	0	1	7		日本圧接協会 鉄筋のガス圧接工事標準仕様書 (平成17年4月)						1	3	2	0	1	7		公益財団法人日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工事標準仕様書ガス圧接継手工事 (平成21年9月)					
1	3	2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m ³ 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下としなければならない。						1	3	2	0	2	3	(2)	プレテンション方式のプレストレストコンクリート部材、およびオートクレープ養生を行う製品における許容塩化物量(CI-)は0.30kg/m ³ 以下とする。また、グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とする。					
1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート						1	3	3	0	0	1	第3節	レディーミクストコンクリート					
1	3	3	2	0	1	3-3-2	工場の選定						1	3	3	2	0	1	3-3-2	工場の選定					
1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定し、JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)に適合するものを用いなければならない。						1	3	3	2	1	2	(1)	JISマーク表示認証製品を製造している工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場(全国品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等)から選定しなければならない。					
1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証工場が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確認の上、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。						1	3	3	2	1	3	(2)	JISマーク表示認証工場(工業標準化法の一部を改正する法律(平成16年6月9日公布 法律第95号)に基づき国に登録された民間の第三者機関(登録認証機関)により製品にJISマーク表示する認証を受けた製品を製造している工場)が工事現場近くに見当たらない場合は、使用する工場について、設計図書に指定したコンクリートの品質が得られることを確かめたいえ、その資料により監督職員の確認を得なければならない。なお、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場から選定しなければならない。					

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定													
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	
1	3	3	2	2	1	2. JISのレディーミクストコンクリート	1	3	3	2	2	1	2. JISのレディーミクストコンクリート	1	3	3	2	2	1	2. JISのレディーミクストコンクリート
<p>受注者は、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合には速やかに提示しなければならない。</p> <p>なお、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合には、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはパッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示するものとする。</p>							<p>受注者は、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造したJISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを用いる場合は、工場が発行するレディーミクストコンクリート配合計画書及びレディーミクストコンクリート納入書を整備及び保管し、監督職員又は検査職員からの請求があった場合には速やかに提示しなければならない。</p> <p>なお、第1編3-3-2第1項(1)により選定した工場が製造するJISマーク表示のされないレディーミクストコンクリートを用いる場合には、受注者は配合試験に臨場し品質を確認するとともにレディーミクストコンクリート配合計画書及び基礎資料、レディーミクストコンクリート納入書またはパッチごとの計量記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。</p>													
1	3	3	3	0	1	3-3-3	1	3	3	3	0	1	3-3-3	1	3	3	3	0	1	
配合							配合													
1	3	3	3	2	1	2. 配合試験	1	3	3	3	2	1	2. 配合試験	1	3	3	3	2	1	2. 配合試験
<p>受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-2の示方配合表を作成し、その資料により監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。</p>							<p>受注者は、施工に先立ち、あらかじめ配合試験を行い、表3-2の示方配合表を作成し、監督職員の確認を得なければならない。ただし、すでに他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合は、配合試験を行わず、他工事(公共工事に限る)の配合表に代えることができる。また、JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートを使用する場合は配合試験を省略できる。</p>													
1	3	5	0	0	1	第5節	1	3	5	0	0	1	第5節	1	3	5	0	0	1	
現場練りコンクリート							現場練りコンクリート													
1	3	5	4	0	1	3-5-4	1	3	5	4	0	1	3-5-4	1	3	5	4	0	1	
材料の計量及び練混ぜ							材料の計量及び練混ぜ													
1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量	1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量	1	3	5	4	2	1	2. 材料の計量
1	3	5	4	2	2	(1)	1	3	5	4	2	2	(1)	1	3	5	4	2	2	(1)
<p>計量は、現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>							<p>受注者は、計量については現場配合によって行わなければならない。また、骨材の表面水率の試験は、JIS A 1111(細骨材の表面水率試験方法)若しくはJIS A 1125(骨材の含水率試験方法及び含水率に基づく表面水率の試験方法)または監督職員の承諾を得た方法によらなければならない。なお、骨材が乾燥している場合の有効吸水率の値は、骨材を適切な時間吸水させて求めなければならない。</p>													
1	3	5	4	2	7	(5)	1	3	5	4	2	7	(5)	1	3	5	4	2	7	(5)
材料の計量値は、自動記録装置により記録しなければならない。							受注者は、材料の計量値を自動記録装置により記録しなければならない。													
1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ	1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ	1	3	5	4	3	1	3. 練混ぜ
1	3	5	4	3	2	(1)	1	3	5	4	3	2	(1)	1	3	5	4	3	2	(1)
受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式または強制練りパッチミキサ及び連続ミキサを使用するものとする。							受注者は、コンクリートの練混ぜに際し、可傾式、強制練りパッチミキサまたは連続ミキサを使用するものとする。													
1	3	5	4	3	4	(3)	1	3	5	4	3	4	(3)	1	3	5	4	3	4	(3)
<p>受注者は、JIS A 8603(コンクリートミキサー第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議するものとする。</p>							<p>受注者は、JIS A 8603(コンクリートミキサー第1部:用語及び仕様項目)、JIS A 8603(コンクリートミキサー第2部:練混ぜ性能試験方法)に適合するか、または同等以上の性能を有するミキサを使用しなければならない。ただし、機械練りが不可能でかつ簡易な構造物の場合で、手練りで行う場合には、受注者は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。</p>													
1	3	5	4	3	6	(5)	1	3	5	4	3	6	(5)	1	3	5	4	3	6	(5)
練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、行わなければならない。							受注者は、練混ぜは、あらかじめ定めた練混ぜ時間の3倍以内で、練混ぜを行わなければならない。													
1	3	6	0	0	1	第6節	1	3	6	0	0	1	第6節	1	3	6	0	0	1	
運搬・打設							運搬・打設													
1	3	6	2	0	1	3-6-2	1	3	6	2	0	1	3-6-2	1	3	6	2	0	1	
準備							準備													

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定																		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)						編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)					
1	3	6	2	3	1	3. 打設前の確認	受注者は、コンクリートの打込み前に型わく、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。						1	3	6	2	3	1	3. 打設前の確認	受注者は、コンクリートの打込み前に型 枠 、鉄筋等が設計図書に従って配置されていることを確かめなければならない。					
1	3	6	2	4	1	4. 打設前の注意	受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水の恐れのあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。						1	3	6	2	4	1	4. 打設前の注意	受注者は、打設に先立ち、打設場所を清掃し、鉄筋を正しい位置に固定しなければならない。また、コンクリートと接して吸水の おそれ のあるところは、あらかじめ湿らせておかなければならない。					
1	3	6	4	0	1	3-6-4	打設						1	3	6	4	0	1	3-6-4	打設					
1	3	6	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜ て から打ち終わるまでの時間は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとする。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。なお、この時間中、コンクリートを日光、風雨等に対し保護しなければならない。						1	3	6	4	1	1	1. 一般事項	受注者は、コンクリートを速やかに運搬し、直ちに打込み、十分に締固めなければならない。練混ぜ から打ち終わるまでの時間 は、原則として外気温が25℃を超える場合で1.5時間、25℃以下の場合で2時間を超えないものとし、 かつコンクリートの運搬時間(練り混ぜ開始から荷卸し地点に到着するまでの時間)は1.5時間以内としなければならない 。これ以外で施工する可能性がある場合は、監督職員と協議しなければならない。 なお、 コンクリートの練混ぜから打ち終わるまでの期間 中、コンクリートを日光、風雨等 から 保護しなければならない。					
1	3	6	4	2	1	2. 適用気温	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定に よら なければならない。						1	3	6	4	2	1	2. 適用気温	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定に よる 。					
1	3	6	4	5	1	5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成12年2月)の規定による。これにより難しい場合には、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。						1	3	6	4	5	1	5. コンクリートポンプ使用時の注意	受注者はコンクリートポンプを用いる場合は、「コンクリートのポンプ施工指針(案)5章圧送」(土木学会、平成 24年6月)の規定による。これにより難しい場合には、監督職員の承諾を得なければならない。また、受注者はコンクリートブレーサ、ベルトコンベア、その他を用いる場合も、材料の分離を防ぐようこれらを配置しなければならない。					
1	3	6	4	11	1	11. 水平打設	受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。なお、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。						1	3	6	4	11	1	11. 水平打設	受注者は、コンクリートの打上り面が一区画内でほぼ水平となるように打設しなければならない。 また 、締固め能力等を考慮して、コンクリート打設の1層の高さを定めなければならない。					
1	3	6	6	0	1	3-6-6	沈下ひびわれに対する処置						1	3	6	6	0	1	3-6-6	沈下ひび 割れ に対する処置					
1	3	6	6	1	1	1. 沈下、ひび割れ対策	受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、沈下、ひび割れを防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。						1	3	6	6	1	1	1. 沈下ひび割れ対策	受注者は、スラブまたは梁のコンクリートが壁または柱のコンクリートと連続している構造の場合、 沈下ひび割れ を防止するため、壁または柱のコンクリートの沈下がほぼ終了してからスラブまたは梁のコンクリートを打設しなければならない。また、張出し部分を持つ構造物の場合も、前記と同様にして施工しなければならない。					
1	3	6	6	2	1	2. 沈下、ひび割れの防止	受注者は、沈下ひびわれが発生した場合、 直ちに タンピングや再振動を行い、これを消さなければならない。						1	3	6	6	2	1	2. 沈下ひび割れの防止	受注者は、沈下ひび 割れ が発生した場合、直ちにタンピングや再振動を行い、これを 修復 しなければならない。 再振動にあたっては、その時期をあらかじめ定めるなどコンクリートの品質の低下を招かないように注意して行わなければならない。					
1	3	6	7	0	1	3-6-7	打継目						1	3	6	7	0	1	3-6-7	打継目					

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文										条文 改定											
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)			
1	3	6	7	1	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、事前に監督職員と協議しなければならない。				1	3	6	7	1	1	1. 一般事項	打継目の位置及び構造は、図面の定めによるものとする。ただし、受注者は、やむを得ず図面で定められていない場所に打継目を設ける場合、構造物の強度、耐久性、水密性及び外観を害しないように、その位置、方向及び施工方法を定め、監督職員と協議しなければならない。			
1	3	6	7	8	1	8. 伸縮目地	受注者は、伸縮目地の目地の材質、厚、間隔については設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。				1	3	6	7	8	1	8. 伸縮目地	伸縮目地の目地の材質、厚、間隔は設計図書によるものとするが、特に定めのない場合は瀝青系目地材料厚は1cm、施工間隔10m程度とする。			
1	3	6	7	9	1	9. ひび割れ誘発目地	受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、必要に応じてひび割れ誘発目地を設ける場合は監督職員と協議の上、設置するものとする。ひび割れ誘発目地は、構造物の強度および機能を害さないように、その構造および位置を定めなければならない。				1	3	6	7	9	1	9. ひび割れ誘発目地	受注者は、温度変化や乾燥収縮などにより生じるひび割れを集中させる目的で、ひび割れ誘発目地を設けようとする場合は、構造物の強度及び機能を害さないようにその構造及び位置について、監督職員と協議しなければならない。			
1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工				1	3	7	0	0	1	第7節	鉄筋工			
1	3	7	1	0	1	3-7-1	一般事項				1	3	7	1	0	1	3-7-1	一般事項			
1	3	7	1	5	1	5. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接	エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を確認した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。				1	3	7	1	5	1	5. エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接	エポキシ系樹脂塗装鉄筋の切断・溶接による塗膜欠落や、加工・組立にともなう有害な損傷部を発見した場合、受注者は、十分清掃した上、コンクリートの打込み前に適切な方法で補修しなければならない。			
1	3	7	3	0	1	3-7-3	加工				1	3	7	3	0	1	3-7-3	加工			
1	3	7	3	2	1	2. 鉄筋加工時の温度	受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確認した上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備および保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。				1	3	7	3	2	1	2. 鉄筋加工時の温度	受注者は、鉄筋を常温で加工しなければならない。ただし、鉄筋をやむを得ず熱して加工する時には、既往の実績を調査し、現地において試験施工を行い、悪影響を及ぼさないことを確かめた上で施工方法を定め、施工しなければならない。なお、調査・試験及び確認資料を整備及び保管し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。			
1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、平成20年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				1	3	7	3	3	1	3. 鉄筋の曲げ半径	受注者は、鉄筋の曲げ形状の施工にあたり、設計図書に鉄筋の曲げ半径が示されていない場合は、「コンクリート標準示方書(設計編)第13章鉄筋に関する構造細目」(土木学会、平成25年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。			
1	3	7	3	5	1	5. かぶり	受注者は、設計図書に示されていない鋼材(組立用鉄筋など)を配置する場合は、その鋼材についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。				1	3	7	3	5	1	5. かぶり	受注者は、設計図書に示されていない鋼材等(組立用鉄筋や金網、配管など)を配置する場合は、その鋼材等についても所定のかぶりを確保し、かつその鋼材等と他の鉄筋とのあきを粗骨材の最大寸法の4/3以上としなければならない。			
1	3	7	4	0	1	3-7-4	組立て				1	3	7	4	0	1	3-7-4	組立て			
1	3	7	4	3	1	3. 鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置しなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督職員と協議しなければならない。				1	3	7	4	3	1	3. 鉄筋かぶりの確保	受注者は、設計図書に特に定めのない限り、鉄筋のかぶりを保つよう、スペーサーを設置するものとし、構造物の側面については1m2あたり2個以上、構造物の底面については、1m2あたり4個以上設置し、個数について、鉄筋組立て完了時の段階確認時に確認を受けなければならない。鉄筋のかぶりとはコンクリート表面から鉄筋までの最短距離をいい、設計上のコンクリート表面から主鉄筋の中心までの距離とは異なる。また、受注者は、型枠に接するスペーサーについてはコンクリート製あるいはモルタル製で本体コンクリートと同等以上の品質を有するものを使用しなければならない。なお、これ以外のスペーサーを使用する場合は使用前に監督職員と協議しなければならない。			

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成 (平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成 (平成25年度)
1	3	7	4	4	1	4. コンクリート打設前の点検、清掃	受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて確認し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。	1	3	7	4	4	1	4. コンクリート打設前の点検、清掃	受注者は、鉄筋を組立ててからコンクリートを打ち込むまでに鉄筋の位置がずれたり、どろ、油等の付着がないかについて点検し、清掃してからコンクリートを打たなければならない。
1	3	7	5	0	1	3-7-5	継手	1	3	7	5	0	1	3-7-5	継手
1	3	7	5	2	1	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。	1	3	7	5	2	1	2. 重ね継手	受注者は、鉄筋の重ね継手を行う場合は、設計図書に示す長さを重ね合わせて、直径 0.8mm以上のなまし鉄線で数箇所緊結しなければならない。 なお、エポキシ系樹脂塗装鉄筋の重ね継手長さは、「エポキシ樹脂塗装鉄筋を用いる鉄筋コンクリートの設計施工指針【改訂版】H15.11土木学会」により、コンクリートの付着強度を無塗装鉄筋の85%として求めている。
1	3	7	6	0	1	3-7-6	ガス圧接	1	3	7	6	0	1	3-7-6	ガス圧接
1	3	7	6	1	1	1. 圧接工の資格	圧接工は、JIS Z 3881 (鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。	1	3	7	6	1	1	1. 圧接工の資格	圧接工は、JIS Z 3881 (鉄筋のガス圧接技術検定における試験方法及び判定基準)に定められた試験の種類のうち、その作業に該当する試験の技量を有する技術者でなければならない。また、自動ガス圧接装置を取り扱う者は、JIS G 3112 (鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定する棒鋼を酸素・アセチレン炎により圧接する技量を有する技術者でなければならない。
1	3	7	6	1	2		なお、ガス圧接の施工方法は、熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	1	3	7	6	1	2		なお、受注者は、ガス圧接の施工方法を熱間押し抜き法とする場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
1	3	7	6	1	3		また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員または検査職員から請求があった場合には、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。	1	3	7	6	1	3		また、圧接工の技量の確認に関して、監督職員または検査職員から請求があった場合には、資格証明書等を速やかに提示しなければならない。
1	3	7	6	3	1	3. 圧接の禁止	受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。	1	3	7	6	3	1	3. 圧接の禁止	受注者は、規格または形状の著しく異なる場合及び径の差が7mmを超える場合は手動ガス圧接してはならない。ただし、D41とD51の場合はこの限りではない。
1	3	7	6	5	1	5. 圧接面のすき間	突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は以下のとおりとする。	1	3	7	6	5	1	5. 圧接面のすき間	突合わせた圧接面は、なるべく平面とし周辺のすき間は2mm以下とする。
1	3	7	6	5	2		(1) SD490以外の鉄筋を圧接する場合:すき間3mm以下								
1	3	7	6	5	3		(2) SD490の鉄筋を圧接する場合:すき間2mm以下								
1	3	7	6	5	4		但し、SD490以外の鉄筋を自動ガス圧接する場合は、すき間は2mm以下とする。								
1	3	7	6	6	1	6. 悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪量または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいた場合は作業を行うことができるものとする。	1	3	7	6	6	1	6. 悪天候時の作業禁止	受注者は、降雪量または、強風等の時は作業をしてはならない。ただし、作業が可能なように、遮へいた場合は作業を行うことができる。
1	3	8	0	0	1	第8節	型枠・支保	1	3	8	0	0	1	第8節	型枠・支保
1	3	8	3	0	1	3-8-3	組立て	1	3	8	3	0	1	3-8-3	組立て
1	3	8	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、受注者は、これらの締付け材を型枠取り外し後、コンクリート表面に残しておいてはならない。	1	3	8	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、型枠を締付けるにあたって、ボルトまたは棒鋼を用いなければならない。また、外周をバンド等で締め付ける場合、その構造、施工手順等を施工計画書に記載しなければならない。なお、型枠取り外し後はコンクリート表面にこれらの締付け材を残しておいてはならない。
1	3	9	0	0	1	第9節	暑中コンクリート	1	3	9	0	0	1	第9節	暑中コンクリート
1	3	9	2	0	1	3-9-2	施工	1	3	9	2	0	1	3-9-2	施工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
1	3	9	2	1	1	1	3	9	2	1	1	1	3	9	2	1	1
					1. 施工計画書						1. 施工計画書						1. 施工計画書
					受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤及びAE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用しなければならない。 なお、遅延剤を使用する場合は、土木学会 JSCE-D101によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確認し、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。						受注者は、暑中コンクリートにおいて、減水剤及びAE減水剤、流動化剤等を使用する場合はJIS A 6204(コンクリート用化学混和剤)の規格に適合する遅延形のものを使用することが望ましい。 なお、受注者は、遅延剤を使用する場合は、土木学会 JSCE-D101によるものとし、遅延剤を使用する場合には使用したコンクリートの品質を確かめ、その使用方法添加量等について施工計画書に記載しなければならない。						
1	3	9	2	5	1	1	3	9	2	5	1	1	3	9	2	5	1
					5. 所要時間						5. 所要時間						5. 所要時間
					受注者は、コンクリートを練混ぜてから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。						コンクリートの練混ぜから打設終了までの時間は、1.5時間を超えてはならないものとする。						
1	3	12	0	0	1	1	3	12	0	0	1	1	3	12	0	0	1
					第12節						第12節						第12節
					水中コンクリート						水中コンクリート						水中コンクリート
1	3	12	2	0	1	1	3	12	2	0	1	1	3	12	2	0	1
					3-12-2						3-12-2						3-12-2
					施工						施工						施工
1	3	12	2	7	1	1	3	12	2	7	1	1	3	12	2	7	1
					7. 水中コンクリートの打設方法						7. 水中コンクリートの打設方法						7. 水中コンクリートの打設方法
					コンクリートは、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用して打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議のうえ施工しなければならない。						受注者は、ケーシング(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)、トレミーまたはコンクリートポンプを使用してコンクリートを打設しなければならない。これにより難しい場合は、代替工法について監督職員と協議しなければならない。						
1	3	12	2	8	1	1	3	12	2	8	1	1	3	12	2	8	1
					8. ケーシング打設(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)						8. ケーシング打設(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)						8. ケーシング打設(コンクリートポンプとケーシングの併用方式)
1	3	12	2	8	2	1	3	12	2	8	2	1	3	12	2	8	2
					(1) 受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にブランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確認してから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。						(1) 受注者は、打込み開始にあたって、ケーシングの先端にブランジャーや鋼製蓋を装着し、その筒先を地盤に着地させ、ケーシングの安定や水密性を確かめてから輸送管を通してコンクリートを打ち込まなければならない。						
1	3	12	2	9	1	1	3	12	2	9	1	1	3	12	2	9	1
					9. トレミー打設						9. トレミー打設						9. トレミー打設
1	3	12	2	9	2	1	3	12	2	9	2	1	3	12	2	9	2
					(1) トレミーは、水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、トレミーは、打設中水平移動してはならない。						(1) 受注者は、トレミーを水密でコンクリートが自由落下できる大きさとし、打設中は常にコンクリートで満たさなければならない。また、打設中にトレミーを水平移動してはならない。						
1	3	14	0	0	1	1	3	14	0	0	1	1	3	14	0	0	1
					第14節						第14節						第14節
					プレパックドコンクリート						プレパックドコンクリート						プレパックドコンクリート
1	3	14	3	0	1	1	3	14	3	0	1	1	3	14	3	0	1
					3-14-2						3-14-2						3-14-2
					施工						施工						施工
1	3	14	3	6	1	1	3	14	3	6	1	1	3	14	3	6	1
					6. 注入						6. 注入						6. 注入
1	3	14	3	6	3	1	3	14	3	6	3	1	3	14	3	6	3
					(2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、打継目を設ける場合には、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。						(2) 受注者は、規定の高さまで継続して、モルタル注入を行わなければならない。なお、やむを得ず注入を中断し、設計図書又は施工計画にないところに打継目を設ける場合には、事前に打継目処置方法に関して監督職員の承諾を得なければならない。						
2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1	2	0	0	0	0	1
					第2編						第2編						第2編
					材料編						材料編						材料編
2	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1	2	1	0	0	0	1
					第1章						第1章						第1章
					一般事項						一般事項						一般事項
2	1	1	0	0	1	2	1	1	0	0	1	2	1	1	0	0	1
					第1節						第1節						第1節
					適用						適用						適用
2	1	1	0	1	2	2	1	1	0	1	2	2	1	1	0	1	2
					工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、この共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。						工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、本共通仕様書に示す規格に適合したもの、またはこれと同等以上の品質を有するものとする。ただし、監督職員が承諾した材料及び設計図書に明示されていない仮設材料については除くものとする。						
2	1	2	0	0	1	2	1	2	0	0	1	2	1	2	0	0	1
					第2節						第2節						第2節
					工事材料の品質及び検査(確認を含む)						工事材料の品質						工事材料の品質

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定													
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	
2	1	2	0	3	1	3. 試験を行う工事材料	2	1	2	0	3	1	3. 試験を行う工事材料	2	1	2	0	3	1	3. 試験を行う工事材料
2	1	2	0	4	1	4. 見本・品質証明資料	2	1	2	0	4	1	4. 見本・品質証明資料	2	1	2	0	4	1	4. 見本・品質証明資料
2	1	2	0	6	1	6. 海外の建設資材の品質証明	2	1	2	0	6	1	6. 海外の建設資材の品質証明	2	1	2	0	6	1	6. 海外の建設資材の品質証明
							2	1	2	0	6	2		2	1	2	0	6	2	表2-1-1 「海外建設資材品質審査・証明」対象資材
2	2	0	0	0	1	第2章	2	2	0	0	0	1	第2章	2	2	0	0	0	1	第2章
2	2	2	0	0	1	第2節	2	2	2	0	0	1	第2節	2	2	2	0	0	1	第2節
2	2	2	5	0	1	2-2-5	2	2	2	5	0	1	2-2-5	2	2	2	5	0	1	2-2-5
2	2	2	5	1	1		2	2	2	5	1	1		2	2	2	5	1	1	
2	2	2	6	0	1	2-2-6	2	2	2	6	0	1	2-2-6	2	2	2	6	0	1	2-2-6
2	2	2	6	1	1		2	2	2	6	1	1		2	2	2	6	1	1	
2	2	2	7	0	1	2-2-7	2	2	2	7	0	1	2-2-7	2	2	2	7	0	1	2-2-7
2	2	2	7	1	1	1. 砂利、碎石	2	2	2	7	1	1	1. 砂利、碎石	2	2	2	7	1	1	1. 砂利、碎石
2	2	2	7	2	1	2. 砂	2	2	2	7	2	1	2. 砂	2	2	2	7	2	1	2. 砂
2	2	3	0	0	1	第3節	2	2	3	0	0	1	第3節	2	2	3	0	0	1	第3節
2	2	3	1	0	1	2-3-1	2	2	3	1	0	1	2-3-1	2	2	3	1	0	1	2-3-1
2	2	3	1	1	1	1. 適合規格	2	2	3	1	1	1	1. 適合規格	2	2	3	1	1	1	1. 適合規格
							2	2	3	1	1	3		2	2	3	1	1	3	JIS A 5308(レディーミクストコンクリート)附属書A(レディーミクストコンクリート用骨材)
2	2	3	1	1	3	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂)	2	2	3	1	1	4	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂)	2	2	3	1	1	4	JIS A 5005(コンクリート用碎石及び砕砂)

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項項以下		
2	2	3	1	1	4	JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)	2	2	3	1	1	5	JIS A 5011-1(コンクリート用スラグ骨材-第1部:高炉スラグ骨材)		
2	2	3	1	1	5	JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)	2	2	3	1	1	6	JIS A 5011-2(コンクリート用スラグ骨材-第2部:フェロニッケルスラグ骨材)		
2	2	3	1	1	6	JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)	2	2	3	1	1	7	JIS A 5011-3(コンクリート用スラグ骨材-第3部:銅スラグ骨材)		
2	2	3	1	1	7	JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)	2	2	3	1	1	8	JIS A 5011-4(コンクリート用スラグ骨材-第4部:電気炉酸化スラグ骨材)		
2	2	3	1	1	8	JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)	2	2	3	1	1	9	JIS A 5015(道路用鉄鋼スラグ)		
2	2	3	1	1	9	JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)	2	2	3	1	1	10	JIS A 5021(コンクリート用再生骨材H)		
2	2	3	1	7	1	7. 海砂使用の場合の注意	2	2	3	1	7	1	7. 海砂使用の場合の注意	受注者は、細骨材として海砂を使用する場合は、細骨材貯蔵設備の排水不良に起因して濃縮された塩分が滞留することのないように施工しなければならない。	
2	2	3	1	8	1	8. 海砂の塩分の許容限度	2	2	3	1	8	1	8. 海砂の塩分の許容限度	受注者は、プレストレストコンクリート部材に細骨材として海砂を使用する場合には、シース内のグラウト及びプレテンション方式の部材の細骨材に含まれる塩分の許容限度は、原則として細骨材の絶対質量に対しNaClに換算して0.03%以下としなければならない。	
2	2	3	2	0	1	2-3-2	セメントコンクリート用骨材	2	2	3	2	0	1	2-3-2	セメントコンクリート用骨材
2	2	3	2	2	1	2. 細骨材及び粗骨材の使用規定	硫酸ナトリウムによる安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。	2	2	3	2	2	1	2. 細骨材及び粗骨材の使用規定	硫酸ナトリウムによる骨材の安定性の試験で、損失質量が品質管理基準の規格値を超えた細骨材及び粗骨材は、これを用いた同程度のコンクリートが、予期される気象作用に対して十分な耐凍害性を示した実例がある場合には、これを用いてよいものとする。
2	2	3	2	5	1	5. すりへり減量の限度	すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は、舗装コンクリートの場合は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。	2	2	3	2	5	1	5. すりへり減量の限度	舗装コンクリートに用いる粗骨材は、すりへり試験を行った場合のすりへり減量の限度は35%以下とする。なお、積雪寒冷地においては、すりへり減量が25%以下のものを使用するものとする。
2	2	3	3	2	1	2. 碎石の材質	碎石の材質については、表2-7によるものとする。	2	2	3	3	2	1	2. 碎石の材質	碎石の材質は、表2-7の規格に適合するものとする。
2	2	3	3	5	1	5. 鉄鋼スラグの規格	鉄鋼スラグの規格は、表2-10の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	5	1	5. 鉄鋼スラグの規格(路盤材用)	路盤材に用いる鉄鋼スラグは、表2-10の規格に適合するものとする。
2	2	3	3	6	1	6. 製鋼スラグの規格	製鋼スラグの規格は、表2-11の規格に適合するものとする。	2	2	3	3	6	1	6. 鉄鋼スラグの規格(加熱アスファルト混合物用、瀝青安定処理用)	加熱アスファルト混合物、瀝青安定処理(加熱混合)に用いる鉄鋼スラグ(製鋼スラグ)は、表2-11の規格に適合するものとする。
2	2	3	5	0	1	2-3-5	フィラー	2	2	3	5	0	1	2-3-5	フィラー
2	2	3	5	3	1	3. 石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-15に適合するものとする。	2	2	3	5	3	1	3. 石灰岩以外の石粉の規定	フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして用いる場合は表2-15の規格に適合するものとする。
2	2	3	5	3	2		表2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の規定	2	2	3	5	3	2		表2-15 フライアッシュ、石灰岩以外の岩石を粉砕した石粉をフィラーとして使用する場合の目標値
2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材	2	2	5	0	0	1	第5節	鋼材
2	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	2	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項
2	2	5	1	1	1	1.	工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。							1. 一般事項	工事に使用する鋼材は、さび、くされ等変質のないものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
2	2	5	1	2	1	2.							2. 鋼材取扱いの注意	受注者は、鋼材をじんあいや油類等で汚損しないようにするとともに、防蝕しなければならない。
2	2	5	4	0	1	2-5-4	2	2	5	4	0	1	2-5-4	鋼管
2	2	5	4	1	4		2	2	5	4	1	4		JIS G 3452(配管用炭素鋼管)
2	2	5	6	0	1	2-5-6	2	2	5	6	0	1	2-5-6	ボルト用鋼材
2	2	5	6	1	9		2	2	5	6	1	9		トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協会)
2	2	5	6	1	9		2	2	5	6	1	9		トルシア形高力ボルト・六角ナット・平座金のセット(日本道路協会)
2	2	5	7	0	1	2-5-7	2	2	5	7	0	1	2-5-7	溶接材料
2	2	5	7	1	7		2	2	5	7	1	7		JIS Z 3315(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接ソリッドワイヤ)
2	2	5	7	1	8		2	2	5	7	1	8		JIS Z 3320(耐候性鋼用炭酸ガスアーク溶接フラックス入りワイヤ)
2	2	5	7	1	8		2	2	5	7	1	8		JIS Z 3320(対候性鋼用アーク溶接フラックス入りワイヤ)
2	2	5	14	0	1	2-5-14	2	2	5	14	0	1	2-5-14	鉄線じやかご
2	2	5	14	0	2		2	2	5	14	0	2		鉄線じやかごは、規格及び品質は以下の規格に準ずるものとする。 なお、垂鉛アルミニウム合金めっき鉄線を使用する場合は、アルミニウム含有率10%、めっき付着量300g/m ² 以上のめっき鉄線を使用するものとする。
2	2	5	15	0	1	2-5-15	2	2	5	15	0	1	2-5-15	コルゲートパイプ
2	2	5	15	0	3		2	2	5	15	0	3		JIS G 3471(コルゲートパイプ及びコルゲートセクション)
2	2	6	0	0	1	第6節	2	2	6	0	0	1	第6節	セメント及び混和材料
2	2	6	1	0	1	2-6-1	2	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項
2	2	6	1	3	1	3. サイロの構造	2	2	6	1	3	1	3. サイロの構造	セメントを貯蔵するサイロは、底にたまって出ない部分ができないような構造とするものとする。
2	2	6	1	3	1	3. サイロの構造	2	2	6	1	3	1	3. サイロの構造	受注者は、セメントを貯蔵するサイロに、底にたまって出ない部分ができないような構造としなければならない。
2	2	6	1	4	1	4. 異常なセメント使用時の注意	2	2	6	1	4	1	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメント、または湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。
2	2	6	1	4	1	4. 異常なセメント使用時の注意	2	2	6	1	4	1	4. 異常なセメント使用時の注意	受注者は、貯蔵中に塊状になったセメントを、用いてはならない。また、湿気をうけた疑いのあるセメント、その他異常を認めたセメントの使用にあたっては、これを用いる前に試験を行い、その品質を確かめなければならない。
2	2	6	2	0	1	2-6-2	2	2	6	2	0	1	2-6-2	セメント
2	2	6	2	2	1	2. 普通ポルトランドセメントの規定	2	2	6	2	2	1	2. 普通ポルトランドセメントの規定	コンクリート構造物に使用する普通ポルトランドセメントは、次項以降の規定に適合するものとする。
2	2	6	2	2	2									なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m ³ 未満の場合は、この項の適用を除外することができる。
2	2	6	2	2	2									なお、小規模工種で、1工種当たりの総使用量が10m ³ 未満の場合は、本条項の適用を除外することができる。
2	2	6	3	4	1	4. 原材料、製造方法、検査等の規定	2	2	6	3	4	1	4. 原材料、検査等の規定	原材料、製造方法、検査、包装及び表示は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)の規定によるものとする。
2	2	6	3	4	1	4. 原材料、製造方法、検査等の規定	2	2	6	3	4	1	4. 原材料、検査等の規定	原材料、検査、包装及び表示は、JIS R 5210(ポルトランドセメント)の規定によるものとする。
2	2	6	3	5	1	5.								混和剤として用いる流動化剤は、JSCE-D 101に適合するものとする。
2	2	6	3	6	1	6. 急結剤	2	2	6	3	5	1	5. 急結剤	急結剤は、JSCE-D 102に適合するものとする。
2	2	6	3	5	1	5.								急結剤は、「コンクリート標準示方書(規準編)JSCE-D 102-2005 吹付けコンクリート(モルタル)用急結剤品質規格(案)」(土木学会、平成22年11月)に適合するものとする。
2	2	6	4	0	1	2-6-4	2	2	6	4	0	1	2-6-4	コンクリート用水
2	2	6	4	1	1	1. 練混ぜ水	2	2	6	4	1	1	1. 練混ぜ水	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)付属書3に適合したものでなければならない。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。
2	2	6	4	1	1	1. 練混ぜ水	2	2	6	4	1	1	1. 練混ぜ水	コンクリートに使用する練混ぜ水は、上水道またはJIS A 5308(レディーミクストコンクリート)付属書C(レディーミクストコンクリートの練混ぜに用いる水)の規格に適合するものとする。また養生水は、油、酸、塩類等コンクリートの表面を侵す物質を有害量含んではならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
2	2	6	4	2	1	2. 海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには海水を用いても良い。	2	2	6	4	2	1	2. 海水の使用禁止	受注者は、鉄筋コンクリートには、海水を練混ぜ水として使用してはならない。ただし、用心鉄筋を配置しない無筋コンクリートには、 海水を用いることでコンクリートの品質に悪影響がないことを確認したうえで、練混ぜ水として用いてよいものとする。
2	2	7	0	0	1	第7節	セメントコンクリート製品	2	2	7	0	0	1	第7節	セメントコンクリート製品
2	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項	2	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項
2	2	7	1	2	1	2. 塩化物含有量	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(OH-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする。なお、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	2	2	7	1	2	1	2. 塩化物含有量	セメントコンクリート中の塩化物含有量は、コンクリート中に含まれる塩化物イオン(OH-)の総量で表すものとし、練混ぜ時の全塩化物イオンは0.30kg/m ³ 以下とする ものとする。 なお、 受注者は、これを超えるものを使用する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
						3. アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「コンクリートの耐久性向上施策について」(添付資料1)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を 確認し、確認した資料を監督職員に提出しなければならない。							3. アルカリ骨材反応抑制対策	受注者は、セメントコンクリート製品の使用にあたって「コンクリートの耐久性向上施策について」(添付資料1)を遵守し、アルカリ骨材反応抑制対策の適合を確認した資料を監督職員に提出しなければならない。
2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料	2	2	8	0	0	1	第8節	瀝青材料
2	2	8	1	0	1	2-8-1	一般瀝青材料	2	2	8	1	0	1	2-8-1	一般瀝青材料
2	2	8	1	1	1	1. 適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編 2-3-6安定材の表2-15の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	1	1	1. 適用規格	舗装用石油アスファルトは、第2編 2-3-6安定材の表2-16の規格に適合するものとする。
2	2	8	1	2	1	2. ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトは、表2-19の性状に適合するものとする。また、受注者は、プラントミックスタイプについては、あらかじめ使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-19に示す値に適合していることを確認しなければならない。	2	2	8	1	2	1	2. ポリマー改質アスファルト	ポリマー改質アスファルトの 性状は、表2-20の規格に適合するものとする。 なお、受注者は、プラントミックスタイプを使用する場合、使用する舗装用石油アスファルトに改質材料を添加し、その性状が表2-20に示す値に適合していることを 施工前に確認するものとする。
2	2	8	1	5	1	5. 石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は表2-17、表2-23の規格に適合するものとする。	2	2	8	1	5	1	5. 石油アスファルト乳剤	石油アスファルト乳剤は、表2-17、表2-24の規格に適合するものとする。
2	2	8	1	6	1	6. グースアスファルトに使用するアスファルト	グースアスファルトに使用するアスファルトは、表2-22に示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。	2	2	8	1	6	1	6. グースアスファルトに用いるアスファルト	グースアスファルトに 用いるアスファルトは、表2-22に示す硬質アスファルトに用いるアスファルトの規格に適合するものとする。
2	2	8	1	7	1	7. グースアスファルト	グースアスファルトは表2-23の規格を標準とするものとする。	2	2	8	1	7	1	7. グースアスファルト	グースアスファルトは、表2-23に 示す硬質アスファルトの規格に適合するものとする。
2	2	8	3	0	3		表2-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系) 路上表層再生用	2	2	8	3	0	3		表2-25 再生用添加剤の品質(エマルジョン系)
2	2	8	3	0	4		表2-26 再生用添加剤の品質(オイル系) 路上表層再生用	2	2	8	3	0	4		表2-26 再生用添加剤の品質(オイル系)
2	2	8	3	0	5		表2-27 再生用添加剤の品質 プラント再生用	2	2	8	3	0	5		表2-27 再生用添加剤の品質 材の標準的性状
2	2	11	0	0	1	第11節	塗料	2	2	11	0	0	1	第11節	塗料
2	2	11	1	0	1	2-11-1	一般事項	2	2	11	1	0	1	2-11-1	一般事項
2	2	11	1	3	1	3. さび止めに使用する塗料	受注者は、 さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。	2	2	11	1	3	1	3. さび止めに使用する塗料	さび止めに使用する塗料は、油性系さび止め塗料とするものとする。
2	2	11	0	4	1	4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格	受注者は、 道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは、下塗塗料については以下の規格に適合したものとする。	2	2	11	0	4	1	4. 道路標識支柱のさび止め塗料等の規格	道路標識の支柱のさび止め塗料もしくは下塗塗料は、以下の規格に 適合するものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
2	2	11	0	5	1	5. 塗料の保管	受注者は、塗料を、直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令、諸法規を遵守して行わなければならない。	2	2	11	0	5	1	5. 塗料の保管	受注者は、塗料を直射日光を受けない場所に保管し、その取扱いは関係諸法令及び諸法規を遵守しなければならない。
2	2	11	0	6	1	6. 塗料の有効期限	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とするものとし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。	2	2	11	0	6	1	6. 塗料の有効期限	塗料の有効期限は、ジンクリッチペイントの亜鉛粉末は、製造後6ヶ月以内、その他の塗料は製造後12ヶ月以内とし、受注者は、有効期限を経過した塗料は使用してはならない。
2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線	2	2	12	0	0	1	第12節	道路標識及び区画線
2	2	12	1	0	2	2-12-1	道路標識	2	2	12	1	0	2	2-12-1	道路標識
2	2	12	1	0	11		JIS G 3452(配管用炭素鋼管)	2	2	12	1	0	11		JIS G 3452(配管用炭素鋼管)
2	2	12	1	0	20	(4)	反射シート	2	2	12	1	0	20	(4)	反射シート
2	2	12	1	0	21		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-28、表2-29に示す規格以上のものとする。	2	2	12	1	0	21		標示板に使用する反射シートは、ガラスビーズをプラスチックの中に封入したレンズ型反射シートまたは、空気層の中にガラスビーズをプラスチックで覆ったカプセルレンズ型反射シートとし、その性能は表2-28、表2-29に示す規格以上のものとする。
2	2	12	1	0	22		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。	2	2	12	1	0	22		また、反射シートは、屋外にさらされても、著しい色の变化、ひびわれ、剥れが生じないものとする。
2	2	12	1	0	23		なお、表2-28、表2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合に、受注者は監督職員の確認を得なければならない。	2	2	12	1	0	23		なお、受注者は、表2-28、表2-29に示した品質以外の反射シートを用いる場合には、受注者は監督職員の確認を受けなければならない。
2	2	12	2	0	1	2-12-2	区画線	2	2	12	2	0	1	2-12-2	区画線
2	2	12	2	0	4		JIS K 5665(路面標示用塗料)1種(トラフィックペイント常温)								
2	2	12	2	0	5		2種(〃加熱)								
2	2	12	2	0	6		3種1号(〃溶融)								
2	2	13	0	0	1	第13節	道路標識及び区画線	2	2	13	0	0	1	第13節	道路標識及び区画線
2	2	13	2	0	5		JIS K 6745(プラスチック-硬質ポリ塩化ビニルシート-タイプ、寸法及び特性第1部:厚さ1mm以上の板)	2	2	13	2	0	5		JIS K 6745(プラスチック-硬質ポリ塩化ビニル板)
3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編	3	0	0	0	0	1	第3編	土木工事共通編
3	1	0	0	0	1	第1章	総則	3	1	0	0	0	1	第1章	総則
3	1	1	0	0	1	第1節	総則	3	1	1	0	0	1	第1節	総則
3	1	1	2	0	1	1-1-2	工程表	3	1	1	2	0	1	1-1-2	工程表
3	1	1	2	0	2		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を所定の様式に基づき作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。	3	1	1	2	0	2		受注者は、契約書第3条に規定する工程表を作成し、監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。
3	1	1	4	0	1	1-1-4	監督職員による確認及び立会等	3	1	1	4	0	1	1-1-4	監督職員による確認及び立会等
3	1	1	4	1	1	1. 立会願の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会願を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。	3	1	1	4	1	1	1. 立会依頼書の提出	受注者は設計図書に従って監督職員の立会が必要な場合は、あらかじめ立会依頼書を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。
3	1	1	4	3	1	3. 検査、立会の準備等	受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をするものとする。	3	1	1	4	3	1	3. 確認、立会の準備等	受注者は、監督職員による確認及び立会に必要な準備、人員及び資機材等の提供並びに写真その他資料の整備をしなければならない。
3	1	1	4	4	1	4. 検査及び立会の時間	監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。	3	1	1	4	4	1	4. 確認及び立会の時間	監督職員による確認及び立会の時間は、監督職員の勤務時間内とする。ただし、やむを得ない理由があると監督職員が認めた場合はこの限りではない。
3	1	1	4	6	1	6. 段階確認	段階確認は、次に掲げる各号に基づいて行うものとする。	3	1	1	4	6	1	6. 段階確認	段階確認は、以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	1	1	4	6	2	(1)	受注者は、 主要な工事段階の区切りにおける段階確認について設計図書、または監督職員の指示により、これを施工計画書に記載するとともに、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。	3	1	1	4	6	2	(1)	受注者は、表1-1段階確認一覧表に示す確認時期において、段階確認を受けなければならない。
3	1	1	5	0	1	1-1-5	数量の算出	3	1	1	5	0	1	1-1-5	数量の算出
3	1	1	5	1	1	1. 一般事項	受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を 自らの費用により実施しなければならない。	3	1	1	5	1	1	1. 一般事項	受注者は、出来形数量を算出するために出来形測量を実施しなければならない。
3	1	1	6	0	1	1-1-6	工事完成図書の納品	3	1	1	6	0	1	1-1-6	工事完成図書の納品
3	1	1	6	1	1	1. 一般事項		3	1	1	6	1	1	1. 一般事項	
3	1	1	7	0	1	1-1-7	技術検査	3	1	1	7	0	1	1-1-7	技術検査
3	1	1	7	5	1	5. 中間技術検査の時期選定	中間検査を行う日は、受注者の意見を聞いて発注者が定める。	3	1	1	7	5	1	5. 中間検査の時期選定	中間検査の時期選定は、監督職員が行うものとし、発注者は中間検査に先立って受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を通知するものとする。
3	1	1	8	0	1	1-1-8	施工管理	3	1	1	8	0	1	1-1-8	施工管理
3	1	1	8	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-23施工管理の規定に加え以下の規定による。	3	1	1	8	1	1	1. 適用規定	土木工事にあつては、第1編の1-1-22施工管理の規定に加え以下の規定による。
3	1	1	8	2	1	2. 品質記録台帳	受注者は、 監督職員が指示した工事について 使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日)に基づいて品質記録台帳を作成しなければならない。	3	1	1	8	2	1	2. 品質記録台帳	受注者は、工事に使用した建設資材の品質記録について建設材料の品質記録保存業務実施要領(案)(建設大臣官房技術調査室長通達、昭和60年9月24日)に基づいて品質記録台帳を 提出 しなければならない。
3	1	1	10	0	1	1-1-10	交通安全管理	3	1	1	10	0	1	1-1-10	交通安全管理
3	1	1	10	3	1	3. 施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の 新設、改良、維持、管理、補修および使用方法等を 施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。	3	1	1	10	3	1	3. 施工計画書	受注者は、指定された工事用道路の使用開始前に当該道路の維持管理、 補修及び 使用方法等を施工計画書に記載しなければならない。この場合において、受注者は、関係機関に所要の手続をとるものとし、発注者が特に指示する場合を除き、標識の設置その他の必要な措置を行わなければならない。
3	1	1	13	0	1	1-1-13	創意工夫	3	1	1	13	0	1	1-1-13	創意工夫
3	1	1	13	1	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や 技術力に関する項目または、地域社会への貢献として評価できる項目について、 工事完成時までに所定の様式により、監督職員へ提出する事ができる。	3	1	1	13	1	1		受注者は、自ら立案実施した創意工夫や地域社会への貢献として評価できる項目について、工事完成時までに所定の様式により、監督職員に提出する事ができる。
3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工	3	2	0	0	0	1	第2章	一般施工
3	2	2	0	0	1	第2節	摘要すべき諸基準	3	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
3	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)(平成14年3月)	3	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅱ鋼橋編)(平成24年3月)
3	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編)(平成14年3月)	3	2	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編Ⅳ下部構造編)(平成24年3月)
3	2	2	0	0	14		環境庁 水質汚濁に係わる環境基準について(告示)(平成15年11月5日)	3	2	2	0	0	14		環境省 水質汚濁に係わる環境基準について(告示)(平成23年10月)
3	2	2	0	0	18		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成12年3月)	3	2	2	0	0	18		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年5月)
					19		日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針(昭和61年11月)						19		日本道路協会 道路土工-軟弱地盤対策工指針(平成24年8月)
					23		日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成11年3月)						23		日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成24年7月)
													26		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	
					30						31							
					38						39							
3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0	1	第3節	3	2	3	0	0
3	2	3	1	0	1	2-3-1	3	2	3	1	0	1	2-3-1	3	2	3	1	0
3	2	3	1	0	1		3	2	3	1	0	1		3	2	3	1	0
3	2	3	2	0	1	2-3-2	3	2	3	2	0	1	2-3-2	3	2	3	2	0
3	2	3	2	3	1	3. 反射シート	3	2	3	2	3	1	3. 反射シート	3	2	3	2	3
3	2	3	2	5	1	5. 亜鉛めっき地肌のままの材料	3	2	3	2	5	1	5. 亜鉛めっき地肌のままの材料	3	2	3	2	5
3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5	4	(3)	3	2	3	2	5
3	2	3	3	0	1	2-3-3	3	2	3	3	0	1	2-3-3	3	2	3	3	0
3	2	3	3	2	1	2. 床掘りの施工	3	2	3	3	2	1	2. 床掘りの施工	3	2	3	3	2
3	2	3	3	4	1	4. 床掘りの仕上げ	3	2	3	3	4	1	4. 床掘りの仕上げ	3	2	3	3	4
3	2	3	3	5	1	5. 岩盤床掘りの仕上げ	3	2	3	3	5	1	5. 岩盤床掘りの仕上げ	3	2	3	3	5
3	2	3	3	11	1	11. 狭隘箇所等の埋戻し	3	2	2	3	11	1	11. 狭隘箇所等の埋戻し	3	2	2	3	11
3	2	3	4	0	1	2-3-4	3	2	3	4	0	1	2-3-4	3	2	3	4	0

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下
3	2	3	4	2	1	2. 鋼矢板の継手部	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	3	2	3	4	2	1	2. 鋼矢板の継手部	鋼矢板の継手部は、かみ合わせて施工しなければならない。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
3	2	3	5	0	1	2-3-5	縁石工	3	2	3	5	0	1	2-3-5	縁石工				
3	2	3	5	2	1	2. アスカーブの適用規定	アスカーブの施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定によるものとする。	3	2	3	5	2	1	2. アスカーブの適用規定	アスカーブの施工については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。				
3	2	3	6	0	1	2-3-6	小型標識工	3	2	3	6	0	1	2-3-6	小型標識工				
3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛メッキの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上とする。	3	2	3	6	15	1	15. 溶融亜鉛メッキの基準	受注者は、支柱用鋼管及び取付け鋼板などに溶融亜鉛メッキする場合、その付着量をJIS H 8641(溶融亜鉛めっき)2種の(HDZ55)550g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。ただし、厚さ3.2mm未満の鋼材については2種(HDZ35)350g/m ² (片面の付着量)以上としなければならない。				
3	2	3	6	18	1	18. ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400~500g/m ² 、または塗装厚は2回塗りで、40~50μmとする。	3	2	3	6	18	1	18. ジンクリッチ塗装用塗料	ジンクリッチ塗装用塗料は、亜鉛粉末の無機質塗料として塗装は2回塗りで400~500g/m ² 、または塗装厚は2回塗りで、40~50μmとしなければならない。				
3	2	3	6	19	1	19. ジンクリッチ塗装の塗り重ね	ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行うものとする。	3	2	3	6	19	1	19. ジンクリッチ塗装の塗り重ね	ジンクリッチ塗装の塗り重ねは、塗装1時間以上経過後に先に塗布した塗料が乾燥状態になっていることを確認して行わなければならない。				
3	2	3	10	0	1	2-3-10	道路付属物工	3	2	3	10	0	1	2-3-10	道路付属物工				
3	2	3	10	5	1	5.	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱には「山口県」と印刷したステッカー(スコッチカルシート 横幅40mm縦100mm)を地表面より300mmの高さに貼り付けなければならない。	3	2	3	10	5	1	5. ステッカーの貼付	受注者は、視線誘導標の施工にあたって、支柱には「山口県」と印刷したステッカー(スコッチカルシート 横幅40mm縦100mm)を地表面より300mmの高さに貼り付けなければならない。				
3	2	3	10	7	1	7.	受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	10	7	1	7. 道路鋸の設置	受注者は、道路鋸を設置する際は、設計図書に定められた位置に設置しなければならないが、設置位置が明示されていない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
3	2	3	10	9	1	9.	視覚障害者誘導用ブロックの設置については以下によること。						9. 視覚障害者誘導用ブロックの設置	視覚障害者誘導用ブロックの設置については以下によること。					
3	2	3	12	0	1	2-3-12	プレテンション桁製作工(購入工)	3	2	3	12	0	1	2-3-12	プレテンション桁製作工(購入工)				
3	2	3	12	1	1	1. 一般事項	受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認定工場または、JISマーク表示認証工場において製作したものを用いなければならない。	3	2	3	12	1	1	1. 一般事項	受注者は、プレテンション桁を購入する場合は、JISマーク表示認証製品を製造している工場において製作したものを用いなければならない。				
3	2	3	12	2	1	2. 適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。	3	2	3	12	2	1	2. 適用規定	受注者は、以下の規定を満足した桁を用いなければならない。				
3	2	3	12	2	2	(1)	PC鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを清掃し、除去し製作されたもの。	3	2	3	12	2	2	(1)	PC鋼材に付いた油、土、ごみなどのコンクリートの付着を害するおそれのあるものを除去し製作されたもの。				
3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレス時のコンクリート圧縮強度は、35N/mm ² 以上であることを確認し、製作されたもの。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。	3	2	3	12	2	3	(2)	プレストレス時のコンクリート圧縮強度は、30N/mm ² 以上であることを確認し、製作されたもの。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いるものとする。				
3	2	3	12	3	1	3. 表示する事項	型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに下記の事項を表示するものとする。	3	2	3	12	3	1	3. 表示する事項	型枠を取り外したプレテンション方式の桁に速やかに以下の事項を表示しなければならない。				
3	2	3	13	0	1	2-3-13	ポストテンション桁製作工	3	2	3	13	0	1	2-3-13	ポストテンション桁製作工				

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定																		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成 (平成23年度)						編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成 (平成25年度)					
3	2	3	13	2	1	2. PCケーブルの施工	PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。						3	2	3	13	2	1	2. PCケーブルの施工	PCケーブルの施工については、下記の規定によるものとする。					
3	2	3	13	2	4	(3)	シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるようにするものとする。						3	2	3	13	2	4	(3)	シースの継手部をセメントペーストの漏れない構造で、コンクリート打設時にも必要な強度を有し、また、継手箇所が少なくなるように しなければならない 。					
3	2	3	13	2	5	(4)	PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定めるものとする。						3	2	3	13	2	5	(4)	PC鋼材またはシースが設計図書で示す位置に確実に配置できるよう支持間隔を定め なければならない 。					
3	2	3	13	2	6	(5)	PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立てるものとする。						3	2	3	13	2	6	(5)	PC鋼材またはシースがコンクリート打設時の振動、締固めによって、その位置及び方向が移動しないように組立て なければならない 。					
3	2	3	13	2	7	(6)	定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護するものとする。						3	2	3	13	2	7	(6)	定着具の支圧面をPC鋼材と垂直になるように配慮しなければならない。また、ねじ部分は緊張完了までの期間、さびや損傷から保護 しなければならない 。					
3	2	3	13	3	1	3. PC緊張の施工	PC緊張の施工については、下記の規定によるものとする。						3	2	3	13	3	1	3. PC緊張の施工	PC緊張の施工については、下記の規定によるものとする。					
3	2	3	13	3	2	(1)	プレストレス時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレス直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。						3	2	3	13	3	2	(1)	プレストレス時のコンクリートの圧縮強度が、プレストレス直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上であることを確認 しなければならない 。 なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。					
3	2	3	13	3	3	(2)	プレストレス時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認するものとする。						3	2	3	13	3	3	(2)	プレストレス時の定着部付近のコンクリートが、定着により生じる支圧応力度に耐える強度以上であることを確認 しなければならない 。					
3	2	3	13	3	4	(3)	プレストレスに先立ち、次の調整および試験を行うものとする。						3	2	3	13	3	4	(3)	プレストレスに先立ち、 以下の調整及び試験を行わなければならない 。					
3	2	3	13	3	7	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出するものとする。						3	2	3	13	3	7	(4)	プレストレスの導入に先立ち、(3)の試験に基づき、監督職員に緊張管理計画書を提出 しなければならない 。					
3	2	3	13	3	8	(5)	緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理するものとする。						3	2	3	13	3	8	(5)	緊張管理計画書に従ってプレストレスを導入するように管理 しなければならない 。					
3	2	3	13	3	9	(6)	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講ずるものとする。						3	2	3	13	3	9	(6)	緊張管理計画書で示された荷重計の示度と、PC鋼材の拔出量の測定値との関係が許容範囲を越える場合は、直ちに監督職員に連絡するとともに原因を調査し、適切な措置を講 じなければならない 。					
3	2	3	13	3	10	(7)	プレストレスの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行うものとする。						3	2	3	13	3	10	(7)	プレストレスの施工については、各桁ともできるだけ同一強度の時期に行わ なければならない 。					
3	2	3	13	3	11	(8)	プレストレスの施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)19.8 PC鋼材工及び緊張工」(道路協会、平成14年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。						3	2	3	13	3	11	(8)	プレストレスの施工は、「道路橋示方書・同解説(Ⅲコンクリート橋編)20.8 PC鋼材工及び緊張工」(日本道路協会、平成24年3月)に基づき管理するものとし、順序、緊張力、PC鋼材の拔出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備 及び 保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。					
3	2	3	13	3	14	(11)	PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めるものとする。						3	2	3	13	3	14	(11)	PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張の順序及び各々のPC鋼材の引張力を定め なければならない 。					
3	2	3	13	4	1	4. グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、下記の規定による。						3	2	3	13	4	1	4. グラウトの施工	受注者は、グラウトの施工については、下記の規定による。					

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下
3	2	3	13	4	2	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、次の規定によるものを使用しなければならない。	3	2	3	13	4	2	(1) 受注者は、本条で使用するグラウト材料は、 以下 の規定によるものを使用しなければならない。
3	2	3	13	4	4	(2) 混和剤は、ノンブリーディングタイプを使用するものとする。	3	2	3	13	4	4	(2) グラウト は、 ノンブリーディング タイプを使用するものとする。
3	2	3	13	4	6	(4) グラウトの材令28日における圧縮強度は、20.0N/mm ² 以上とするものとする。	3	2	3	13	4	6	(4) グラウトの 材令 28日における圧縮強度は、 30.0N/mm² 以上とするものとする。
3	2	3	13	4	7	(5) グラウトは膨張率が0.5%以下の配合とするものとする。	3	2	3	13	4	7	(5) グラウトの 体積変化率 は ±0.5%の範囲内 とする。
3	2	3	13	4	8	(6) グラウトのブリーディング率は、0.0%以下とするものとする。	3	2	3	13	4	8	(6) グラウトのブリーディング率は、 24時間後 0.0%以下とするものとする。
3	2	3	13	4	9	(7) グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、セメント質量の0.08%以下とするものとする。	3	2	3	13	4	9	(7) グラウトに含まれる塩化物イオン総量は、 普通ポルトランドセメント 質量の0.08%以下とするものとする。
3	2	3	13	4	11	(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に次の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。	3	2	3	13	4	11	(2) 受注者は、使用グラウトについて事前に 以下 の試験及び測定を行い、設計図書に示す品質が得られることを確認しなければならない。ただし、この場合の試験及び測定は、現場と同一条件で行うものとする。
3	2	3	13	4	13	(2) ブリーディング率及び膨張率試験						13	(2) ブリーディング率及び 体積変化率 の試験
3	2	3	13	4	17	(4) グラウト注入にあたっては、あらかじめダクト内に水をとおして洗浄し、十分に湿潤状態にしておく。							
3	2	3	13	4	18	(5) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。	3	2	3	13	4	17	(4) グラウトの施工については、ダクト内の残留水等がグラウトの品質に影響を及ぼさないことを確認した後、グラウト注入時の圧力が強くなりすぎないように管理し、ゆっくり行う。
3	2	3	13	4	19	(6) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を設けるものとする。	3	2	3	13	4	18	(5) 連続ケーブルの曲げ上げ頂部付近など、ダクト内に空隙が生じないように空気孔を 設けなければならない 。
3	2	3	13	4	20	(7) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。	3	2	3	13	4	19	(6) 寒中におけるグラウトの施工については、グラウト温度は注入後少なくとも5日間、5℃以上に保ち、凍結することのないように行わなければならない。
3	2	3	13	4	21	(8) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。 なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。	3	2	3	13	4	20	(7) 暑中におけるグラウトの施工については、グラウトの温度上昇、過早な硬化などがないように、材料及び施工については、事前に設計図書に関して監督職員の承諾を 得なければならない 。 なお、注入時のグラウトの温度は35℃を越えてはならない。
3	2	3	13	7	1	7. プレグラウトPC鋼材 プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。	3	2	3	13	7	1	7. プレグラウトPC鋼材 プレグラウトPC鋼材を使用する場合は、下記の規定によるものとする。
3	2	3	13	7	2	(1) PC鋼材は、JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を有するものでなければならない。	3	2	3	13	7	2	(1) PC鋼材は、JIS G 3536(PC鋼線及びPC鋼より線)に適合するものまたはこれと同等以上の特性や品質を 有するものとする 。
3	2	3	13	7	3	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により一体化するものでなければならない。	3	2	3	13	7	3	(2) 使用する樹脂は、所定の緊張可能期間を有し、PC鋼材を防食するとともに、部材コンクリートとPC鋼材とを付着により 一体化しなければならない 。
3	2	3	13	7	4	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が図られるものでなければならない。	3	2	3	13	7	4	(3) 被覆材は、所定の強度、耐久性を有し部材コンクリートと一体化が 図られるものとする 。
3	2	3	13	7	5	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を有していなければならない。	3	2	3	13	7	5	(4) プレグラウトPC鋼材として加工された製品は、所要の耐久性を 有するものとする 。
3	2	3	14	0	1	2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	3	2	3	14	0	1	2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工
3	2	3	14	2	1	2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。	3	2	3	14	2	1	2. ブロック組立て施工 ブロック組立ての施工については、下記の規定によるものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編章節条
3	2	3	14	2	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2007 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成22年11月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	3	14	2	2	(1) プレキャストブロックの接合に用いる接着剤の使用にあたり材質がエポキシ樹脂系接着剤で強度、耐久性及び水密性がブロック同等以上で、かつ、表2-3に示す条件を満足するものを使用するものとする。エポキシ樹脂系接着剤を使用する場合は、室内で密封し、原則として製造後6ヵ月以上経過したものは使用してはならない。これ以外の場合は、設計図書によるものとする。 なお、接着剤の試験方法としては JSCE-H101-2010 プレキャストコンクリート用樹脂系接着剤(橋げた用)品質規格(案)「コンクリート標準示方書・(規準編)」(土木学会、平成22年11月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	
3	2	3	14	2	4	(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除くものとする。	3	2	3	14	2	4	(2) プレキャストブロックの接合面のレイタンス、ごみ、油等を取り除かなければならない。	
3	2	3	14	2	5	(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工するものとする	3	2	3	14	2	5	(3) プレキャストブロックの接合にあたって、設計図書に示す品質が得られるように施工しなければなりません	
3	2	3	14	2	6	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレス中に、くい違いやねじれが生じないようにするものとする。	3	2	3	14	2	6	(4) プレキャストブロックを接合する場合に、ブロックの位置、形状及びダクトが一致するようにブロックを設置し、プレストレス中に、くい違いやねじれが生じないようにしなければなりません。	
3	2	3	14	3	1	3. PCケーブル及びPC緊張の施工 PCケーブル及びPC緊張の施工については、第6編4-12-3ポストテンション桁製作工の規定による。	3	2	3	14	3	1	3. PCケーブル及びPC緊張の施工 PCケーブル及びPC緊張の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
3	2	3	14	4	1	4. グラウトの施工 グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。	3	2	3	14	4	1	4. グラウトの施工 グラウトの施工については、下記の規定によるものとする。	
3	2	3	14	4	2	(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行うものとする。	3	2	3	14	4	2	(1) 接着剤の硬化を確認した後にグラウトを行わなければならない。	
3	2	3	14	4	3	(2) グラウトについては、第6編4-12-3ポストテンション桁製作工の規定による。	3	2	3	14	4	3	(2) グラウトについては、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
3	2	3	16	0	1	2-3-16 PC箱桁製作工	3	2	3	16	0	1	2-3-16 PC箱桁製作工	
3	2	3	16	4	1	4. その他の施工 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウト等がある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	3	2	3	16	4	1	4. その他の施工 横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトの施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	
3	2	3	19	0	1	2-3-19 捨石工	3	2	3	19	0	1	2-3-19 捨石工	
2	3	19	3	1	1	3. 河川汚濁防止 受注者は、施工箇所における河川汚濁防止に努めなければならない。	3	2	3	19	3	1	3. 河川汚濁防止 受注者は、施工箇所における水質汚濁防止に努めなければならない。	
3	2	3	22	0	1	2-3-22 階段工	3	2	3	22	0	1	2-3-22 階段工	
3	2	3	22	1	1	1. 一般事項 受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	3	2	3	22	1	1	1. 一般事項 受注者は、階段工を設計図書に基づいて施工できない場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	
3	2	3	23	0	1	2-3-23 工現場継手工	3	2	3	23	0	1	2-3-23 工現場継手工	
3	2	3	23	1	1	1. 一般事項 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を0.4以上のすべり係数が得られるように、下記に示す処置を施すものとする。	3	2	3	23	1	1	1. 一般事項 受注者は、高力ボルト継手の接合を摩擦接合としなければならない。また、接合される材片の接触面を表2-4に示すすべり係数が得られるように、以下に示す処置を施すものとする。	
3	2	3	23	1	3	(2) 接触面を塗装する場合は、表2-4に示す条件に基づき、厚膜型無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	3	2	3	23	1	3	(2) 接触面を塗装する場合は、表2-5に示す条件に基づき、無機ジンクリッチペイントを使用するものとする。	
							3	2	3	23	1	4	表2-4 すべり係数	
3	2	3	23	1	4	表2-4 厚膜型無機ジンクリッチペイントを塗布する場合の条件	3	2	3	23	1	5	表2-5 無機ジンクリッチペイントを塗装する場合の条件	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
編章節条						編章節条						編章節条					
旧・条文構成 (平成23年度)						新・条文構成 (平成25年度)											
3	2	3	23	3	1	3. ボルトの締付け	ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。	3	2	3	23	3	1	3. ボルトの締付け	ボルトの締付けについては、下記の規定によるものとする。		
3	2	3	23	3	2	(1)	ボルト軸力の導入をナットをまわして行なうものとする。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認するものとする。	3	2	3	23	3	2	(1)	ボルト軸力の導入をナットをまわして行なうものとする。やむを得ず頭まわしを行う場合は、トルク係数値の変化を確認しなければならない。		
3	2	3	23	3	3	(2)	ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、締め付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締め付けボルトを調整するものとする。	3	2	3	23	3	3	(2)	ボルトの締め付けをトルク法によって行う場合、締め付けボルト軸力が各ボルトに均一に導入されるよう締め付けボルトを調整しなければならない。		
3	2	3	23	3	4	(3)	トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締め付けには専用締め付け機を使用するものとする。	3	2	3	23	3	4	(3)	トルシア形高力ボルトを使用する場合、本締め付けには専用締め付け機を使用しなければならない。		
3	2	3	23	3	5	(4)	ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌つきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から次に示す回転角を与えるものとする。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。	3	2	3	23	3	5	(4)	ボルトの締め付けを回転法によって行う場合、接触面の肌つきがなくなる程度にトルクレンチで締めた状態、あるいは組立て用スパナで力いっぱい締めた状態から以下に示す回転角を与えないといけない。ただし、回転法はF8T、B8Tのみに用いるものとする。		
3	2	3	23	3	7	(6)	ボルトの締め付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認するものとする。	3	2	3	23	3	7	(6)	ボルトの締め付け機、測量器具などの検定を現地施工に先立ち現地搬入直前に1回、搬入後はトルクレンチは1ヵ月毎にその他の機器は3ヵ月毎に点検を行い、精度を確認しなければならない。		
3	2	3	23	4	1	4. 締め付けボルト軸力	締め付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。	3	2	3	23	4	1	4. 締め付けボルト軸力	締め付けボルト軸力については、下記の規定によるものとする。		
2	3	3	23	4	3	(2)	摩擦接合ボルトを、表2-5に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けるものとする。	3	2	3	23	4	3	(2)	摩擦接合ボルトを、表2-6に示す設計ボルト軸力が得られるように締め付けなければならない。		
3	2	3	23	4	4		表2-5 設計ボルト軸力(kN)	3	2	3	23	4	4		表2-6 設計ボルト軸力(kN)		
3	2	3	23	4	5	(3)	トルク法によって締め付ける場合の締め付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とする。	3	2	3	23	4	5	(3)	トルク法によって締め付ける場合の締め付けボルト軸力は、設計ボルト軸力の10%増を標準とするものとする。		
3	2	3	23	4	6	(4)	トルシア形高力ボルトの締め付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表2-6及び表2-7に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。	3	2	3	23	4	6	(4)	トルシア形高力ボルトの締め付けボルト軸力試験は、締め付け以前に一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出し、行うものとする。試験の結果、平均値は表2-7及び表2-8に示すボルト軸力の範囲に入るものとする。		
3	2	3	23	4	7		表2-6 常温時(10℃～30℃)の締め付けボルト軸力の平均値	3	2	3	23	4	7		表2-7 常温時(10℃～30℃)の締め付けボルト軸力の平均値		
3	2	3	23	4	8		表2-7 常温時以外の(0℃～10℃、30℃～60℃)の締め付けボルト軸力の平均値	3	2	3	23	4	8		表2-8 常温時以外の(0℃～10℃、30℃～60℃)の締め付けボルト軸力の平均値		
3	2	3	23	4	9	(5)	耐力点法によって締め付ける場合の締め付けボルト軸力は、使用する締め付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-8に示すボルトの軸力の範囲に入らなければならない。	3	2	3	23	4	9	(5)	耐力点法によって締め付ける場合の締め付けボルト軸力は、使用する締め付け機に対して一つの製造ロットから5組の供試セットを無作為に抽出して試験を行った場合の平均値が、表2-9に示すボルトの軸力の範囲に入るものとする。		
3	2	3	23	4	10		表2-8 耐力点法による締め付けボルトの軸力の平均値	3	2	3	23	4	10		表2-9 耐力点法による締め付けボルトの軸力の平均値		
3	2	3	23	5	1	5. ボルトの締め付け順序	受注者は、ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図2-1のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行うものとする。	3	2	3	23	5	1	5. ボルトの締め付け順序	受注者は、ボルトの締め付けを、連結板の中央のボルトから順次端部ボルトに向かって行い、2度締めを行わなければならない。順序は、図2-1のとおりとする。 なお、予備締め後には締め忘れや共まわりを容易に確認できるようにボルトナット及び座金にマーキングを行わなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)
3	2	3	23	7	1	7. 締付け確認	締付け確認については、下記の規定によるものとする。	3	2	3	23	7	1	7. 締付け確認	締付け確認については、下記の規定によるものとする。
3	2	3	23	7	3	(2)	ボルトの締付け確認については、下記の規定によるものとする。	3	2	3	23	7	3	(2)	ボルトの締付け確認については、下記の規定によるものとする。
3	2	3	23	7	4	①	トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行うものとする。	3	2	3	23	7	4	①	トルク法による場合は、各ボルト群の10%のボルト本数を標準として、トルクレンチによって締付け確認を行わなければならない。
3	2	3	23	7	5	②	トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行うものとする	3	2	3	23	7	5	②	トルシア形高力ボルトの場合は、全数につきピンテールの切断の確認とマーキングによる外観確認を行わなければならない。
3	2	3	23	7	6	(3)	回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行うものとする。	3	2	3	23	7	6	(3)	回転法及び耐力点法による場合は、全般についてマーキングによる外観確認を行わなければならない。
3	2	3	24	0	1	2-3-24	伸縮装置工	3	2	3	24	0	1	2-3-24	伸縮装置工
3	2	3	24	1	1	1. 一般事項	受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定すること。また、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	3	2	3	24	1	1	1. 一般事項	受注者は、伸縮装置の据付けについては、施工時の気温を考慮し、設計時の標準温度で、橋と支承の相対位置が標準位置となるよう温度補正を行って据付け位置を決定しなければならない。また、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
3	2	3	28	0	1	2-3-28	プレキャストカルバート工	3	2	3	28	0	1	2-3-28	プレキャストカルバート工
3	2	3	28	4	1	4. プレキャストパイプの施工	受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工するものとする。	3	2	3	28	4	1	4. プレキャストパイプの施工	受注者は、プレキャストパイプの施工については、ソケットのあるパイプの場合はソケットをカルバートの上流側または高い側に向けて設置しなければならない。ソケットのないパイプの接合は、カラー接合または印ろう接合とし、接合部はモルタルでコーキングし、漏水が起こらないように施工しなければならない。
3	2	3	29	0	1	2-3-29	側溝工	3	2	3	29	0	1	2-3-29	側溝工
3	2	3	29	8	1	8. 管の据付	受注者は、基礎工の上に通リよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	3	2	3	29	8	1	8. 管の据付	受注者は、基礎工の上に通リよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充填し、空隙や漏水が生じないように施工しなければならない。
3	2	3	29	10	1	10. 異常時の処置	受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、砂質土または軟弱地盤の出現による上げ越しについては、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	29	10	1	10. 異常時の処置	受注者は、コルゲートパイプの布設については、砂質土または軟弱地盤が出現した場合には、施工する前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	3	29	11	1	11. コルゲートパイプの組立て	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	3	2	3	29	11	1	11. コルゲートパイプの組立て	受注者は、コルゲートパイプの組立てについては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
3	2	3	29	12	1	12. コルゲートパイプの布設条件	受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	3	29	12	1	12. コルゲートパイプの布設条件	受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来形等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	3	31	0	1	2-3-31	現場塗装工	3	2	3	31	0	1	2-3-31	現場塗装工
3	2	3	31	8	1	8. 付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い、NaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いするものとする。	3	2	3	31	8	1	8. 付着塩分の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行い、NaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いしなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	3	31	9	1	9. 塗装の禁止条件	受注者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、表2-9に示すとおりである。	3	2	3	31	9	1	9. 塗装の禁止条件	受注者は、下記の場合塗装を行ってはならない。これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。 塗装禁止条件は、表2-10に示すとおりである。
3	2	3	31	9	2		表2-9 塗装禁止条件	3	2	3	31	9	2		表2-10 塗装禁止条件
3	2	3	31	13	1	13. 下塗り		3	2	3	31	13	1	13. 下塗り	
3	2	3	31	13	2	(1)	受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装するものとする。	3	2	3	31	13	2	(1)	受注者は、被塗装面の素地調整状態を確認したうえで下塗りを施工しなければならない。天災その他の理由によりやむを得ず下塗りが遅れ、そのためさびが生じたときは再び素地調整を行い、塗装しなければならない。
3	2	3	31	14	1	14. 中塗り、上塗り		3	2	3	31	14	1	14. 中塗り、上塗り	
3	2	3	31	14	2	(1)	受注者は、中塗り、上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。	3	2	3	31	14	2	(1)	受注者は、中塗り及び上塗りにあたって、被塗装面、塗膜の乾燥及び清掃状態を確認したうえで行わなければならない。
3	2	3	31	16	1	16. 検査		3	2	3	31	16	1	16. 検査	
3	2	3	31	16	6	(6)	受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。	3	2	3	31	16	6	(6)	受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。
3	2	3	31	16	10	④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査するものとする。	3	2	3	31	16	10	④	平均値、最小値、標準偏差のうち1つでも不合格の場合は2倍の測定を行い基準値を満足すれば合格とし、不合格の場合は塗増し、再検査しなければならない。
3	2	3	31	17	1	17. 記録		3	2	3	31	17	1	17. 記録	
3	2	3	31	17	3	(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図2-3のとおり記録しなければならない。	3	2	3	31	17	3	(2)	受注者は、最終塗装の完了後、橋体起点側(左)または終点側(右)外桁腹板に、ペイントまたは塩ビ系の粘着シートにより図2-4のとおり記録しなければならない。
3	2	3	31	17	4		図2-4	3	2	3	31	17	4		図2-4 塗装記録表の仕様
3	2	3	32	0	1	2-3-32	かごマット工	3	2	3	32	0	1	2-3-32	かごマット工
3	2	3	32	3	2		表2-10 要求性能の確認方法	3	2	3	32	3	2		表2-11 要求性能の確認方法
3	2	3	32	4	1	4. 網の結束	側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督職員の承諾を得るものとする。	3	2	3	32	4	1	4. 網の結束	側網、仕切網はあらかじめ工場で底網に結束するものとする。ただし、特殊部でこれにより難しい場合は監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	3	32	6	1	6. 連結方法	連結の方法はコイル式とし表2-11のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結すること。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。	3	2	3	32	6	1	6. 連結方法	連結の方法はコイル式とし表2-12のとおりとする。また、側網と仕切網、流水方向の底網と底網、外周部については、接続長の全長を連結するものとし、その他の部分は接続長1/2以上(1本/m)を連結するものとする。連結終了時のコイルは両端の線端末を内側に向けるものとする。
3	2	3	32	6	2		表2-11 連結コイル線	3	2	3	32	6	2		表2-12 連結コイル線
3	2	3	32	6	3		表2-12 線材の品質管理試験の内容	3	2	3	32	6	3		表2-13 線材の品質管理試験の内容
3	2	3	33	0	1	2-3-33	袋詰玉石工	3	2	3	33	0	1	2-3-33	袋詰玉石工
3	2	3	33	2	1	2. 根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表2-13に示す性能を満足することを確認するものとする。	3	2	3	33	2	1	2. 根固め用袋材の性能	袋型根固め用袋材は、表2-14に示す性能を満足することを確認しなければならない。
3	2	3	33	3	1	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表2-13に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書又は公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。	3	2	3	33	3	1	3. 根固め用袋材の要求性能の確認	要求性能の確認は、表2-14に記載する確認方法で行うことを原則とし、受注者は基準値に適合することを示した公的試験機関の証明書または公的試験機関の試験結果を事前に監督職員に提出し、確認を受けなければならない。
3	2	3	33	3	2		表2-13(1) 袋型根固め袋材の要求性能及び確認方法	3	2	3	33	3	2		表2-14(1) 袋型根固め用袋材の要求性能及び確認方法
3	2	3	33	3	3		表2-13(2) 参考資料	3	2	3	33	3	3		表2-14(2) 参考資料
3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工	3	2	4	0	0	1	第4節	基礎工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定																
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下				
編章節条						旧・条文構成(平成23年度)						編章節条						新・条文構成(平成25年度)					
3	2	4	2	0	1	2-4-2	土台基礎工	3	2	4	2	0	1	2-4-2	土台基礎工	3	2	4	2	0	1	2-4-2	土台基礎工
3	2	4	2	7	1	7. 止杭の先端	止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度とするものとする。	3	2	4	2	7	1	7. 止杭の先端	止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。	3	2	4	2	7	1	7. 止杭の先端	止杭の先端は、角すい形に削るものとし、角すい形の高さは径の1.5倍程度にしなければならない。
3	2	4	4	0	1	2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	2-4-4	既製杭工	3	2	4	4	0	1	2-4-4	既製杭工
3	2	4	4	2	1	2. 既製杭工の工法	既製杭工の工法は、打込み杭工法及び中掘り杭工法とし、プレボーリングの取扱いは、設計図書によるものとする。	3	2	4	4	2	1	2. 既製杭工の工法	既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。	3	2	4	4	2	1	2. 既製杭工の工法	既製杭工の工法は、打込み杭工法、中掘り杭工法、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法または回転杭工法とし、取扱いは本条及び設計図書によらなければならない。
3	2	4	4	3	1	3. 試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に示されていない場合□には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事事務物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	4	3	1	3. 試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事事務物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。	3	2	4	4	3	1	3. 試験杭の施工	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事事務物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。
3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合□には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の打止め条件に基づいて、最終打止め管理を適正に行わなければならない。	3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合□には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。	3	2	4	4	11	1	11. 中掘り杭工法による既製杭工施工	受注者は、中掘り杭工法で既製杭工を施工する場合□には、掘削及び沈設中は土質性状の変化や杭の沈設状況などを観察し、杭先端部及び杭周辺地盤を乱さないように、沈設するとともに必要に応じて所定の位置に保持しなければならない。また、先端処理については、試験杭等の条件に基づいて、管理を適正に行わなければならない。
3	2	4	4	13	1	13. 既製コンクリート杭の施工	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	3	2	4	4	13	1	13. 既製コンクリート杭の施工	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4	13	1	13. 既製コンクリート杭の施工	既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。
3	2	4	4	13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の規格による。	3	2	4	4	13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の規格によらなければならない。	3	2	4	4	13	2	(1)	受注者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201(遠心力コンクリートくい)の規格によらなければならない。
3	2	4	4	16	1	16. セメントミルクの水セメント比	受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないように十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、負配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。	3	2	4	4	16	1	16. セメントミルクの水セメント比	受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないように十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、負配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。	3	2	4	4	16	1	16. セメントミルクの水セメント比	受注者は、既製コンクリート杭の施工を行うにあたり、根固め球根を造成するセメントミルクの水セメント比は設計図書に示されていない場合は、60%以上かつ70%以下としなければならない。掘削時及びオーガ引上げ時に負圧を発生させてボイリングを起こす可能性がある場合は、杭中空部の孔内水位を常に地下水位より低下させないように十分注意して掘削しなければならない。また、攪拌完了後のオーガの引上げに際して、吸引現象を防止する必要がある場合には、負配合の安定液を噴出しながら、ゆっくりと引上げるものとする。
3	2	4	4	18	1	18. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	3	2	4	4	18	1	18. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。	3	2	4	4	18	1	18. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。
3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	4	4	21	1	21. 鋼管杭・H鋼杭の現場継手	既製杭工における鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、以下の各号の規定によるものとする。
3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、下記の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。	3	2	4	4	21	2	(1)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の現場継手を溶接継手による場合については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査及び記録を行う溶接施工管理技術者を常駐させるとともに、以下の規定による。
3	2	4	4	21	4	(3)	受注者は、鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。	3	2	4	4	21	4	(3)	鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。	3	2	4	4	21	4	(3)	鋼管杭及びH鋼杭の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文								条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	4	4	21	8	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-14の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。	3	2	4	4	21	8	(7)	受注者は、鋼管杭の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。 なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行わなければならない。
3	2	4	4	21	9		表2-14 現場円周溶接部の目違いの許容値	3	2	4	4	21	9		表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値
3	2	4	4	21	13	(10)	受注者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。	3	2	4	4	21	13	(10)	受注者は、本項(7)及び(8)のほか、杭の現場溶接継手に関する溶接条件、溶接作業、検査結果等の記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。
3	2	4	4	21	14	(11)	受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行うものとする。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行うものとする。	3	2	4	4	21	14	(11)	受注者は、H鋼杭の溶接にあたり、まず下杭のフランジの外側に継目板をあて周囲をすみ肉溶接した後、上杭を建込み上下杭軸の一致を確認のうえ、継目板を上杭にすみ肉溶接しなければならない。突合わせ溶接は両側フランジ内側に対しては片面V形溶接、ウェブに対しては両面K形溶接を行わなければならない。ウェブに継目板を使用する場合、継目板の溶接はフランジと同一の順序とし、杭断面の突合わせ溶接はフランジ、ウェブとも片面V形溶接を行わなければならない。
3	2	4	5	0	1	2-4-5	場所打杭工	3	2	4	5	0	1	2-4-5	場所打杭工
3	2	4	5	1	1	1. 試験杭	受注者は、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。	3	2	4	5	1	1	1. 試験杭	受注者は、試験杭の施工に際して、設計図書に従って試験杭を施工しなければならない。また、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、試験杭を施工しなければならない。なお、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事的基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工してもよい。
3	2	4	5	3	1	3. 場所打杭工の施工後の埋戻し	受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工の規定により、これを掘削土の良質な土を用いて埋戻さなければならない。	3	2	4	5	3	1	3. 場所打杭工の施工後の埋戻し	受注者は、場所打杭工の施工後に、地表面に凹凸や空洞が生じた場合には、第3編2-3-3作業土工の規定により、これを掘削土等の良質な土を用いて埋戻さなければならない。
3	2	4	5	9	1	9. 支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、遅滞なく提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。	3	2	4	5	9	1	9. 支持地盤の確認	受注者は、場所打杭工の施工にあたり、設計図書に示した支持地盤に達したことを、掘削深さ、掘削土砂、地質柱状図及びサンプルなどにより確認し、その資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。また、受注者は、コンクリート打込みに先立ち孔底沈殿物(スライム)を除去しなければならない。
3	2	4	5	10	1	10. 鉄筋籠の建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。	3	2	4	5	10	1	10. 鉄筋かごの建込み	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの建込み中及び建込み後に、湾曲、脱落座屈などを防止するとともに、鉄筋かごには、設計図書に示されたかぶり確保できるように、スパーサーを同一深さ位置に4箇所以上、深さ方向5m間隔以下で取付けなければならない。
3	2	4	5	12	1	12. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、アーくすみ肉溶接により接合する場合溶接に際しては、断面減少などを生じないように注意して作業を行わなければならない。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。	3	2	4	5	12	1	12. 鉄筋かごの組立て	受注者は、場所打杭工における鉄筋かごの組立てにあたっては、形状保持などのための溶接を行ってはならない。ただし、これにより難しい場合には監督職員と協議するものとする。また、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとしなければならない。なお、鉄筋かごを運搬する場合には、変形を生じないようにしなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下
編章節条項						旧・条文構成(平成23年度)						新・条文構成(平成25年度)							
3	2	4	5	16	1	16. 杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後(杭頭余盛部の撤去前)に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出するものとする。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議を行うものとする。	3	2	4	5	16	1	16. 杭径確認	受注者は、全ての杭について、床掘完了後(杭頭余盛部の撤去前)に杭頭部の杭径を確認するとともに、その状況について写真撮影を行い監督職員に提出しなければならない。その際、杭径が出来形管理基準を満たさない状況が発生した場合は、補修方法等について監督職員と協議しなければならない。				
3	2	4	5	19	1	19. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	4	5	19	1	19. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。				
3	2	4	5	20	1	20. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境庁告示)、山口県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。	3	2	4	5	20	1	20. 泥水処理	受注者は、泥水処理を行うにあたり、水質汚濁に係わる環境基準について(環境省告示)、山口県公害防止条例等に従い、適切に処理を行わなければならない。				
3	2	4	6	0	1	2-4-6	深礎工	3	2	4	6	0	1	2-4-6	深礎工				
3	2	4	6	2	1	2. 深礎掘削	受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行うものとする。	3	2	4	6	2	1	2. 深礎掘削	受注者は、深礎掘削を行うにあたり、常に鉛直を保持し支持地盤まで連続して掘削するとともに、余掘りは最小限にしなければならない。また、常に孔内の排水を行わなければならない。				
3	2	4	6	3	1	3. 土留工	受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆うものとする。	3	2	4	6	3	1	3. 土留工	受注者は、掘削孔の全長にわたって土留工を行い、かつ撤去してはならない。これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、土留材は脱落、変形及び緩みのないように組立てなければならない。なお、掘削完了後、支持地盤の地質が水を含んで軟化するおそれがある場合には、速やかに孔底をコンクリートで覆わなければならない。				
3	2	4	6	6	1	6. 鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。	3	2	4	6	6	1	6. 鉄筋組立て	受注者は、深礎工において鉄筋を組立てる場合は、適切な仮設計画のもと所定の位置に堅固に組立てるとともに、曲がりやよじれが生じないように、土留材に固定しなければならない。ただし、鉄筋の組立てにおいては、組立て上の形状保持のための溶接を行ってはならない。				
3	2	4	6	7	1	7. 鉄筋かごの継手	鉄筋かごの継手は、重ね継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	7	1	7. 鉄筋の継手	軸方向鉄筋の継手は機械式継手とし、せん断補強鉄筋は重ね継手又は機械式継手とする。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				
3	2	4	6	8	1	8. 鉄筋かごの組立て	受注者は、鉄筋かごの組立てにあたり、コンクリート打込みの際に鉄筋が動かないように堅固なものとして、山留め材を取り外す場合はあらかじめ主鉄筋の間隔、かぶりに十分な配慮がなされていることを確認しておくなければならない。							削除					
3	2	4	6	9	1	9. 裏込注入	受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	8	1	8. 裏込注入	受注者は、土留め材と地山との間に生じた空隙部には、全長にわたって裏込注入をおこなわなければならない。なお、裏込注入材料が設計図書に示されていない場合には、監督職員の承諾を得なければならない。				
3	2	4	6	10	1	10. 裏込材注入圧力	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm ² 程度)とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	4	6	9	1	9. 裏込材注入圧力	裏込材注入圧力は、低圧(0.1N/mm ² 程度)とするが、これにより難しい場合は、施工に先立って監督職員の承諾を得なければならない。				
3	2	4	6	11	1	11. 湧水処理	受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	4	6	10	1	10. 湧水処理	受注者は、掘削中に湧水が著しく多くなった場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
3	2	4	6	12	1	12. ライナープレートの組立て	受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。	3	2	4	6	11	1	11. ライナープレートの組立て	受注者は、ライナープレートの組立にあたっては、偏心と歪みを出来るだけ小さくするようにしなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定													
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	
3	2	4	6	13	1	13. 施工計画書、施工記録	3	2	4	6	12	1	12. 施工計画書、施工記録	3	2	4	6	12	1	
						受注者は、グラウトの注入方法については、施工計画書に記載し、施工にあたっては施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに、工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。														
3	2	4	6	14	1	14. 殻運搬処理	3	2	4	6	13	1	13. 殻運搬処理	3	2	4	6	13	1	
						受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。														
3	2	4	7	0	1	2-4-7	3	2	4	7	0	1	2-4-7	3	2	4	7	0	1	
						オープンケーソン基礎工														
3	2	4	7	15	1	15. 殻運搬処理	3	2	4	7	15	1	15. 殻運搬処理	3	2	4	7	15	1	
						受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。														
3	2	4	8	0	1	2-4-8	3	2	4	8	0	1	2-4-8	3	2	4	8	0	1	
						ニューマチックケーソン基礎工														
3	2	4	8	13	1	13. 殻運搬処理	3	2	4	8	13	1	13. 殻運搬処理	3	2	4	8	13	1	
						受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。														
3	2	4	9	0	1	2-4-9	3	2	4	9	0	1	2-4-9	3	2	4	9	0	1	
						鋼管矢板基礎工														
3	2	4	9	1	1	1. 試験杭の施工	3	2	4	9	1	1	1. 試験杭の施工	3	2	4	9	1	1	
						受注者は、鋼管矢板基礎工の施工においては、設計図書に従って試験杭として鋼管矢板を施工しなければならない。ただし、設計図書に示されていない場合には、各基礎ごとに、設計図書に示す工事目的物の基礎杭の一部として使用できるように最初の一本を試験杭として施工しなければならない。														
3	2	4	9	2	1	2. 施工計画書、施工記録	3	2	4	9	2	1	2. 施工計画書、施工記録	3	2	4	9	2	1	
						受注者は、あらかじめ杭長決定の管理方法等を定め施工計画書に記載し施工にあたり施工記録を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。														
3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	3	2	4	9	11	1	11. 鋼管矢板の溶接	3	2	4	9	11	1	
						鋼管矢板基礎工において鋼管矢板の溶接を行う場合については、以下の各号の規定によるものとする。														
3	2	4	9	11	2	(1)	3	2	4	9	11	2	(1)	3	2	4	9	11	2	
						受注者は、鋼管矢板の現場継手については、アーク溶接継手とし、現場溶接に際しては溶接工の選定及び溶接の管理、指導、検査を行う溶接施工管理技術者を常駐させなければならない。														
3	2	4	9	11	4	(3)	3	2	4	9	11	4	(3)	3	2	4	9	11	4	
						受注者は、鋼管矢板の溶接に従事する溶接工は資格証明書を常携し、監督職員が資格証明書の提示を求めた場合は、これに応じなければならない。なお、受注者は、溶接工の作業従事者の名簿を施工計画書に記載しなければならない。														
3	2	4	9	11	8	(7)	3	2	4	9	11	8	(7)	3	2	4	9	11	8	
						受注者は、鋼管矢板の上杭の建込みにあたっては、上下軸が一致するように行い、表2-15の許容値を満足するように施工しなければならない。なお、測定は、上杭の軸方向を直角に近い異なる二方向から行うものとする。														
3	2	4	9	11	9		3	2	4	9	11	9		3	2	4	9	11	9	
						表2-15 現場円周溶接部の目違いの許容値														
3	2	4	9	11	11	(9)	3	2	4	9	11	11	(9)	3	2	4	9	11	11	
						受注者は、本項(7)及び(8)の当該記録を整備および保管し、監督職員の要請があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時に監督職員へ提出しなければならない。														
3	2	4	9	14	1	14. 頂部の処置	3	2	4	9	14	1	14. 頂部の処置	3	2	4	9	14	1	
						受注者は、鋼管矢板打込み後、頂部の処置については設計図書によるものとする。														

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成 (平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成 (平成25年度)
3	2	4	9	23	1	23. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。	3	2	4	9	23	1	23. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。
3	2	5	0	0	1	第5節	石・ブロック積(張)工	3	2	5	0	0	1	第5節	石・ブロック積(張)工
3	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	3	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項
3	2	5	1	1	1	1. 適用工種	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	3	2	5	1	1	1	1. 適用工種	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘、埋戻)、コンクリートブロック工、緑化ブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。
3	2	5	3	0	1	2-5-3	コンクリートブロック工	3	2	5	3	0	1	2-5-3	コンクリートブロック工
3	2	5	3	8	1	8. 合端の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければ、モルタル目地を塗ってはならない。	3	2	5	3	8	1	8. 合端の施工	受注者は、コンクリートブロック工の練積または練張における合端の施工にあたり、モルタル目地を塗る場合は、あらかじめ、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	5	3	9	1	9. 末端部及び曲線部等の処置	受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工するものとする。	3	2	5	3	9	1	9. 末端部及び曲線部等の処置	受注者は、プレキャストコンクリート板を使用するコンクリートブロック張りにおいて、末端部及び曲線部等で間隙が生じる場合には半ブロックを用いるものとし、半ブロックの設置が難しい場合はコンクリート等を用いなければならない。また、縦継目はブロック相互の目地が通らないように施工しなければならない。
3	2	5	4	0	1	2-5-4	緑化ブロック工	3	2	5	4	0	1	2-5-4	緑化ブロック工
3	2	5	4	4	1	4. 植栽養生	受注者は、工事完了引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。	3	2	5	4	4	1	4. 植栽養生	受注者は、工事完成引渡しまでの間、緑化ブロックに植栽を行った植物が枯死しないように養生しなければならない。工事完了引渡しまでの間に植物が枯死した場合は、受注者の負担において再度施工しなければならない。
3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工	3	2	6	0	0	1	第6節	一般舗装工
3	2	6	3	0	1	2-6-3	アスファルト舗装の材料	3	2	6	3	0	1	2-6-3	アスファルト舗装の材料
3	2	6	3	6	1	6. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000m ² 未満)においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができるものとする。	3	2	6	3	6	1	6. 小規模工事の試験成績書	受注者は、ごく小規模な工事(総使用量 500t未満あるいは施工面積 2,000m ² 未満)においては、使用実績のある以下の材料の試験成績書の提出によって、試験結果の提出に代えることができる。
3	2	6	3	8	1	8. 下層路盤の材料規格	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	1	8. 下層路盤の材料規格	下層路盤に使用する粒状路盤材は、以下の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-16の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	8	2	(1)	下層路盤に使用する粒状路盤材は、粘土塊、有機物、ごみ等を有害量含まず、表2-17の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	8	3		表2-16 下層路盤の品質規格	3	2	6	3	8	3		表2-17 下層路盤の品質規格
3	2	6	3	9	1	9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	1	9. 上層路盤の材料規格	上層路盤に使用する粒度調整路盤材は以下の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	9	2	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシャー、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-17、表2-18、表2-19の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	2	(1)	粒度調整路盤材は、粒度調整砕石、再生粒度調整砕石、粒度調整鉄鋼スラグ、水硬性粒度調整鉄鋼スラグ、または、砕石、クラッシャー、鉄鋼スラグ、砂、スクリーニングス等を本項(2)に示す粒度範囲に入るように混合したものとする。これらの粒度調整路盤材は、細長いあるいは扁平な石片、粘土塊、有機物ごみ、その他を有害量含まず、表2-18、表2-19、表2-20の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	9	3		表2-17 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	3		表2-18 上層路盤の品質規格
3	2	6	3	9	4		表2-18 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	4		表2-19 上層路盤の品質規格
3	2	6	3	9	5		表2-19 上層路盤の品質規格	3	2	6	3	9	5		表2-20 上層路盤の品質規格
3	2	6	3	9	6	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-20の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	9	6	(2)	粒度調整路盤材の粒度範囲は、表2-21の規格に適合するものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	新・条文構成(平成25年度)
3	2	6	3	9	7		表2-20 粒度調整路盤材の粒度範囲	3	2	6	3	9	7		表2-21 粒度調整路盤材の粒度範囲
3	2	6	3	11	1		11. アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-21、表2-22の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	11	1		11. アスファルト安定処理の材料規格 加熱アスファルト安定処理に使用する製鋼スラグ及びアスファルトコンクリート再生骨材は表2-22、表2-23の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	11	2		表2-21 鉄鋼スラグの品質規格	3	2	6	3	11	2		表2-22 鉄鋼スラグの品質規格
3	2	6	3	11	3		表2-22 アスファルトコンクリート再生骨材の品質	3	2	6	3	11	3		表2-23 アスファルトコンクリート再生骨材の品質
3	2	6	3	13	1		13. 再生アスファルトの規格 アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す100~120を除く40~60、60~80、80~100の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	13	1		13. 再生アスファルトの規格 アスファルト舗装の基層及び表層に再生アスファルトを使用する場合は、第2編2-3-6安定材に示す40~60、60~80及び80~100の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	20	1		20. 適用規定(加熱アスファルト) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	3	20	1		20. 適用規定(加熱アスファルト) アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、以下の各規定に従わなければならない。
3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-23、2-24の規格に適合するものとする。	3	2	6	3	20	2	(1)	アスファルト舗装の基層及び表層に使用する加熱アスファルト混合物は、表2-24、表2-25の規格に適合するものとする。
3	2	6	3	21	1		21. マーシャル安定度試験 表2-23、2-24に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	3	21	1		21. マーシャル安定度試験 表2-24、表2-25に示す種類以外の混合物のマーシャル安定度試験の基準値及び粒度範囲は、設計図書によらなければならない。
3	2	6	3	21	2		表2-23 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	3	21	2		表2-24 マーシャル安定度試験基準値
3	2	6	3	21	3		表2-24 アスファルト混合物の種類と粒度範囲	3	2	6	3	21	3		表2-25 アスファルト混合物の種類と粒度範囲
3	2	6	4	0	1	2-6-4	コンクリート舗装の材料	3	2	6	4	0	1	2-6-4	コンクリート舗装の材料
3	2	6	4	3	1		3. コンクリートの強度 コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。	3	2	6	4	3	1		3. コンクリートの強度 コンクリート舗装工で使用するコンクリートの強度は、設計図書に示す場合を除き、材令28日において求めた曲げ強度で4.5MPaとするものとする。
3	2	6	4	4	1		4. 転圧コンクリート舗装 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、L、A及びB交通においては4.5MPa、またC交通においては5MPaとするものとする。	3	2	6	4	4	1		4. 転圧コンクリート舗装 転圧コンクリート舗装において、転圧コンクリート版を直接表層に用いる場合のコンクリートの設計基準曲げ強度は、設計図書に示す場合を除き、交通量区分N3、N4及びN5においては4.5MPa、またN6においては5MPaとするものとする。
3	2	6	7	0	1	2-6-7	アスファルト舗装工	3	2	6	7	0	1	2-6-7	アスファルト舗装工
3	2	6	7	3	1		3. セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	7	3	1		3. セメント及び石灰安定処理の規定 受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-25の規格による。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	7	3	4	(3)	セメント量及び石灰量決定の基準とする一軸圧縮強さは、設計図書に示す場合を除き、表2-26の規格による。 ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。
3	2	6	7	3	5		表2-25 安定処理路盤の品質規格	3	2	6	7	3	5		表2-26 安定処理路盤の品質規格
3	2	6	7	3	6	(4)	監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。								削除
3	2	6	7	3	7	(5)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	7	3	6	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	6	7	3	8	(6)	受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	3	2	6	7	3	7	(5)	受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
編章節条						編章節条						編章節条					
旧・条文構成(平成23年度)						新・条文構成(平成25年度)											
3	2	6	7	3	9	(7)	受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	3	2	6	7	3	8	(6)	受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りした後、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。		
3	2	6	7	3	10	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	7	3	9	(7)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、敷均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状等によりこれにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。		
3	2	6	7	3	11	(9)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。	3	2	6	7	3	10	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に敷均さなければならない。		
3	2	6	7	3	12	(10)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	3	2	6	7	3	11	(9)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは、水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。		
3	2	6	7	3	13	(11)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	7	3	12	(10)	上層路盤の安定処理の混合方式は、設計図書によらなければならない。		
3	2	6	7	3	14	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように敷均し、締固めなければならない。	3	2	6	7	3	13	(11)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように敷均し、締固めなければならない。		
3	2	6	7	3	15	(13)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	3	2	6	7	3	14	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。		
3	2	6	7	3	16	(14)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	3	2	6	7	3	15	(13)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。		
3	2	6	7	3	17	(15)	受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	3	2	6	7	3	16	(14)	受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に、横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。		
3	2	6	7	3	18	(16)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7	3	17	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。		
3	2	6	7	3	19	(17)	受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	7	3	18	(16)	受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。		
3	2	6	7	3	20	(18)	養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。	3	2	6	7	3	19	(17)	養生期間及び養生方法は、設計図書によるものとする。		
3	2	6	7	3	21	(19)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。	3	2	6	7	3	20	(18)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を仕上げ作業完了後ただちに行わなければならない。		
3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。	3	2	6	7	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定による。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		
編章節条						編章節条							
旧・条文構成(平成23年度)						新・条文構成(平成25年度)							
3	2	6	7	4	2	(1)	3	2	6	7	4	2	(1)
加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-26に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。						加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-27に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とするものとする。							
3	2	6	7	4	3	表2-26 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	7	4	3	表2-27 マーシャル安定度試験基準値
3	2	6	7	5	1	5. 基層及び表層の規定	3	2	6	7	5	1	5. 基層及び表層の規定
受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。						受注者は、基層及び表層の施工を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。							
3	2	6	7	5	5	(3)	3	2	6	7	5	5	(3)
受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-26に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。						受注者は、舗設に先立って、(1)号で決定した場合の混合物について混合所で試験練りを行わなければならない。試験練りの結果が表2-27に示す基礎値と照合して基準値を満足しない場合には、骨材粒度またはアスファルト量の修正を行わなければならない。ただし、これまでに製造実績のある混合物の場合には、これまでの実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)または定期試験による試験練り結果報告書を監督職員が承諾した場合に限り、試験練りを省略することができる。							
3	2	6	7	5	11	(式)開粒度アスファルト混合物の場合 燥供試体の空中質量(g)	3	2	6	7	5	11	(式)開粒度アスファルト混合物の場合 乾燥供試体の空中質量(g)
3	2	6	8	0	1	2-6-8	3	2	6	8	0	1	2-6-8
半たわみ性舗装工						半たわみ性舗装工							
3	2	6	8	1	1	1. 改質アスファルト	3	2	6	8	1	1	1. 改質アスファルト
受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2-8-1一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト(AC-100)と同等品以上を使用しなければならない。						受注者は、流動対策として改質アスファルトを使用する場合には、第2編2-8-1一般瀝青材料の3項に規定するセミブローンアスファルト(AC-100)と同等品以上を使用しなければならない。							
3	2	6	8	4	1	4. 適用規定	3	2	6	8	4	1	4. 適用規定
受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会、平成22年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。						受注者は、半たわみ性舗装工の施工にあたっては、「舗装施工便覧第9章9-4-1半たわみ性舗装工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装施工便覧 第5章及び第6章 構築路床・路盤の施工及びアスファルト・表層の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「アスファルト舗装工事共通仕様書解説第10章 10-3-7 施工」(日本道路協会、平成4年12月)の規定、「舗装再生便覧第2章2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							
3	2	6	9	0	1	2-6-9	3	2	6	9	0	1	2-6-9
排水性舗装工						排水性舗装工							
3	2	6	9	2	1	2. 適用規定(2)	3	2	6	9	2	1	2. 適用規定(2)
受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。						受注者は、排水性舗装工の施工については、「舗装施工便覧 第7章 ポーラスアスファルト混合物の施工、第9章9-3-1排水機能を有する舗装」(日本道路協会、平成18年2月)の規定、「舗装再生便覧2-7施工」(日本道路協会、平成22年11月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							
3	2	6	9	3	1	3. バインダ(アスファルト)の標準的性状	3	2	6	9	3	1	3. バインダ(アスファルト)の標準的性状
足るものでなければならない ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-27の標準的性状を満足するものでなければならない。						ポーラスアスファルト混合物に用いるバインダ(アスファルト)はポリマー改質アスファルトH型とし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。							
3	2	6	9	3	2	表2-27 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状	3	2	6	9	3	2	表2-28 ポリマー改質アスファルトH型の標準的性状
3	2	6	9	4	1	4. タックコートに用いる瀝青材	3	2	6	9	4	1	4. タックコートに用いる瀝青材
タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKRT)を使用することとし、表2-28の標準的性状を満足するものでなければならない。						タックコートに用いる瀝青材は、原則としてゴム入りアスファルト乳剤(PKRT)を使用することとし、表2-29の標準的性状を満足するものでなければならない。							
3	2	6	9	4	2	表2-28 ゴム入りアスファルト乳剤の標準的性状	3	2	6	9	4	2	表2-29 アスファルト乳剤の標準的性状

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定																
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下											
3	2	6	9	5	1	5. ポーラスアスファルト混合物の配合	3	2	6	9	5	1	5. ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-29を標準とし、表2-30に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)および「舗装施工便覧」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することが出来る。	3	2	6	9	5	1	5. ポーラスアスファルト混合物の配合	ポーラスアスファルト混合物の配合は表2-30を標準とし、表2-31に示す目標値を満足するように決定する。なお、ポーラスアスファルト混合物の配合設計は、「舗装設計施工指針」(日本道路協会、平成18年2月)および「舗装施工便覧」(日本道路協会、平成18年2月)に従い、最適アスファルト量を設定後、密度試験、マーシャル安定度試験、透水試験及びホイールトラッキング試験により設計アスファルト量を決定する。ただし、同一の材料でこれまでに実績(過去1年以内にプラントから生産され使用した)がある配合設計の場合には、これまでの実績または定期試験による配合設計書について監督職員が承諾した場合に限り、配合設計を省略することができる。
3	2	6	9	5	2	表2-29 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	3	2	6	9	5	2	表2-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲	表2-30 ポーラスアスファルト混合物の標準的な粒度範囲								
3	2	6	9	5	3	表2-30 ポーラスアスファルト混合物の目標値 [注1] 突き固め回数は両面各50回とする。(動的安定度は、D交通の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)	3	2	6	9	5	3	表2-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値 [注1] 突き固め回数は両面各50回とする。(動的安定度は、 交通量区分N7 の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)	表2-31 ポーラスアスファルト混合物の目標値 [注1] 突き固め回数は両面各50回とする。(動的安定度は、 交通量区分N7 の場合を示している。他はわだち掘れ対策に準ずる。)								
3	2	6	9	6	1	6. 混合時間	3	2	6	9	6	1	6. 混合時間	混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なるため、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。	3	2	6	9	6	1	6. 混合時間	混合時間は骨材にアスファルトの被覆が充分に行われ均一に混合できる時間とする。ポーラスアスファルト混合物は粗骨材の使用量が多いため通常のアスファルト混合物と比較して骨材が過加熱になりやすいなど温度管理が難しく、また、製品により望ましい温度が異なる ことから 、混合温度には十分注意をし、適正な混合温度で行わなければならない。
3	2	6	11	0	1	2-6-11	グースアスファルト舗装工	3	2	6	11	0	1	2-6-11	グースアスファルト舗装工							
3	2	6	11	6	1	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	6	1	6. 接着剤の塗布	接着剤の塗布にあたっては、以下の各規定による。							
3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は表2-31、表2-32を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	6	3	(2)	接着剤の規格は 表2-32、表2-33 を満足するものでなければならない。							
3	2	6	11	6	4	表2-31 接着剤の規格鋼床版用	表2-31 接着剤の規格鋼床版用	3	2	6	11	6	4	表2-32 接着剤の規格鋼床版用	表2-32 接着剤の規格鋼床版用							
3	2	6	11	6	5	表2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用 表2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質	表2-32(1) 接着剤の規格コンクリート床版用 表2-32(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質	3	2	6	11	6	5	表2-33(2) 接着剤の規格コンクリート床版用 表2-33(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質	表2-33(2) 接着剤の規格コンクリート床版用 表2-33(2) シート系床版防水層(流し貼り型、加熱溶着型、常温粘着型)プライマーの品質							
3	2	6	11	7	1	7. 夏期高温時の施工	受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。	3	2	6	11	7	1	7. 夏期高温時の施工	受注者は、夏期高温時に施工する場合は、以下の各規定による。							
3	2	6	11	7	3	(2)	骨材は第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による ものとする 。また、フィラーは石灰岩粉末とし、第2編2-3-5フィラーの品質規格による。	3	2	6	11	7	3	(2)	骨材は第3編2-6-3アスファルト舗装の材料の規定による。また、フィラーは石灰岩粉末とし、第2編2-3-5フィラーの品質規格による。							
3	2	6	11	8	1	8. グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。	3	2	6	11	8	1	8. グースアスファルトの示方配合	グースアスファルトの示方配合は、以下の各規定による。							
3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は表2-33に適合するものとする。	3	2	6	11	8	2	(1)	骨材の標準粒度範囲は 表2-34 に適合するものとする。							
3	2	6	11	8	3	表2-33 骨材の標準粒度範囲	表2-33 骨材の標準粒度範囲	3	2	6	11	8	3	表2-34 骨材の標準粒度範囲	表2-34 骨材の標準粒度範囲							
3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は表2-34に適合するものとする。	3	2	6	11	8	4	(2)	標準アスファルト量の規格は 表2-35 に適合するものとする。							
3	2	6	11	8	5	表2-34 標準アスファルト量	表2-34 標準アスファルト量	3	2	6	11	8	5	表2-35 標準アスファルト量	表2-35 標準アスファルト量							
3	2	6	11	9	1	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。	3	2	6	11	9	1	9. 設計アスファルト量の決定	設計アスファルト量の決定については、以下の各規定による。							

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定																																		
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条
3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表2-35の基準値を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	9	2	(1)	示方配合されたアスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物は表2-36の基準値を満足するものでなければならない。																										
3	2	6	11	9	3		表2-35 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物の基準値	3	2	6	11	9	3		表2-36 アスファルトプラントにおけるゲースアスファルト混合物の基準値																										
3	2	6	11	9	6	(4)	受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示するとともに検査時までに監督職員へ提出しなければならない。	3	2	6	11	9	6	(4)	受注者は、配合を決定したときには、設計図書に示す品質が得られることを確認し、確認のための資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。																										
3	2	6	11	11	1	11. 混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	11	1	11. 混合物の製造	混合物の製造にあたっては、以下の各規定による。																										
3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表2-36を満足するものとする。	3	2	6	11	11	2	(1)	アスファルトプラントにおけるゲースアスファルトの標準加熱温度は表2-37を満足するものとする。																										
3	2	6	11	11	3		表2-36 アスファルトプラントにおける標準加熱温度	3	2	6	11	11	3		表2-37 アスファルトプラントにおける標準加熱温度																										
3	2	6	11	13	1	13. 目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。	3	2	6	11	13	1	13. 目地工の施工	目地工の施工にあたっては、以下の各規定による。																										
3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-37の規格を満足するものでなければならない。	3	2	6	11	13	5	(4)	成型目地材はそれを溶融して試験した時、注入目地材は、表2-38の規格を満足するものでなければならない。																										
3	2	6	11	13	6		表2-37 目地材の規格	3	2	6	11	13	6		表2-38 目地材の規格																										
3	2	6	12	0	1	2-6-12	コンクリート舗装工	3	2	6	12	0	1	2-6-12	コンクリート舗装工																										
3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	3	1	3. セメント及び石灰安定処理の規定	受注者は、路盤においてセメント及び石灰安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。																										
3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-38、表3-39の規格に適合するものとする。	3	2	6	12	3	4	(3)	下層路盤、上層路盤に使用するセメント及び石灰安定処理に使用するセメント石灰安定処理混合物の品質規格は、設計図書に示す場合を除き、表3-39、表3-40の規格に適合するものとする。																										
3	2	6	12	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。	3	2	6	12	3	5		ただし、これまでの実績がある場合で、設計図書に示すセメント量及び石灰量の路盤材が、基準を満足することが明らかであり、監督職員が承諾した場合には、一軸圧縮試験を省略することができる。																										
3	2	6	12	3	6		表2-38 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格	3	2	6	12	3	6		表2-39 安定処理路盤(下層路盤)の品質規格																										
3	2	6	12	3	7		表2-39 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格	3	2	6	12	3	7		表2-40 安定処理路盤(上層路盤)の品質規格																										
3	2	6	12	3	8	(4)	監督職員の承諾したセメント量及び石灰量と、設計図書に示されたセメント量及び石灰量との開きが、±0.7%未満の場合には、契約変更を行わないものとする。								削除																										
3	2	6	12	3	9	(5)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	3	8	(4)	受注者は、「舗装調査・試験法便覧」(日本道路協会、平成19年6月)に示される「F007 突固め試験方法」によりセメント及び石灰安定処理路盤材の最大乾燥密度を求め、監督職員の承諾を得なければならない。																										
3	2	6	12	3	10	(6)	受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。	3	2	6	12	3	9	(5)	受注者は、監督職員が承諾した場合以外は、気温5℃以下のとき及び雨天時に、施工を行ってはならない。																										
3	2	6	12	3	11	(7)	受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。	3	2	6	12	3	10	(6)	受注者は、下層路盤の安定処理を施工する場合に、路床の整正を行った後、安定処理をしようとする材料を均一な層状に整形し、その上に本項(2)～(5)により決定した配合量のセメントまたは石灰を均一に散布し、混合機械で1～2回空練りしたのち、最適含水比付近の含水比になるよう水を加えながら混合しなければならない。																										

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	6	12	3	12	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、数均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	12	3	11	(7)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、数均した安定処理路盤材を最適含水比付近の含水比で、締固めなければならない。ただし、路床の状態、使用材料の性状によりこれにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
3	2	6	12	3	13	(9)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に数均さなければならない。	3	2	6	12	3	12	(8)	受注者は、下層路盤の安定処理を行う場合に、締固め後の1層の仕上がり厚さが30cmを超えないように均一に数均さなければならない。
3	2	6	12	3	14	(10)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	3	2	6	12	3	13	(9)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。
3	2	6	12	3	15	(11)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。	3	2	6	12	3	14	(10)	受注者は、下層路盤のセメント安定処理を行う場合、締固めは水を加え、混合後2時間以内で完了するようにしなければならない。
3	2	6	12	3	16	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように数均し、締固めなければならない。	3	2	6	12	3	15	(11)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、路盤材の分離を生じないように数均し、締固めなければならない。
3	2	6	12	3	17	(13)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。	3	2	6	12	3	16	(12)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、1層の仕上がり厚さは、最小厚さが最大粒径の3倍以上かつ10cm以上、最大厚さの上限は20cm以下でなければならない。ただし締固めに振動ローラを使用する場合には、仕上がり厚の上限を30cmとすることができる。
3	2	6	12	3	18	(14)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。	3	2	6	12	3	17	(13)	受注者は、上層路盤の安定処理を行う場合に、セメント安定処理路盤の締固めは、混合後2時間以内に完了するようにしなければならない。
3	2	6	12	3	19	(15)	受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。	3	2	6	12	3	18	(14)	受注者は、一日の作業工程が終わったときは、道路中心線に直角に、かつ鉛直に横断施工目地を設けなければならない。また、横断方向の施工目地は、セメントを用いた場合は施工端部を垂直に切り取り、石灰を用いた場合には前日の施工端部を乱して、それぞれ新しい材料を打ち継ぐものとする。
3	2	6	12	3	20	(16)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	12	3	19	(15)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤を2層以上に施工する場合の縦継目の位置を1層仕上がり厚さの2倍以上、横継目の位置は、1m以上ずらさなければならない。
3	2	6	12	3	21	(17)	受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。	3	2	6	12	3	20	(16)	受注者は、加熱アスファルト安定処理層、基層または表層と、セメント及び石灰安定処理層の縦継目の位置を15cm以上、横継目の位置を1m以上ずらさなければならない。
3	2	6	12	3	22	(18)	養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	12	3	21	(17)	養生期間及び養生方法は、設計図書によらなければならない。
3	2	6	12	3	23	(19)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちにこななければならない。	3	2	6	12	3	22	(18)	受注者は、セメント及び石灰安定処理路盤の養生を、仕上げ作業完了後ただちにこななければならない。
3	2	6	12	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。	3	2	6	12	4	1	4. 加熱アスファルト安定処理の規定	受注者は、路盤において加熱アスファルト安定処理を行う場合に、以下の各規定に従わなければならない。
3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-40に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。	3	2	6	12	4	2	(1)	加熱アスファルト安定処理路盤材は、表2-41に示すマーシャル安定度試験基準値に適合するものとする。供試体の突固め回数は両面各々50回とする。
3	2	6	12	4	3		表2-40 マーシャル安定度試験基準値	3	2	6	12	4	3		表2-41 マーシャル安定度試験基準値

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下
3	2	6	12	4	27	(24) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下をはずして設置しなければならない。	3	2	6	12	4	27	(24) 受注者は、中間層及び加熱アスファルト安定処理層の縦継目は、車輪走行位置の直下からずらして設置しなければならない。	3	2	6	12	4	27
3	2	6	12	6	1	6. コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	1	6. コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	1
						コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-41の規格に適合するものとする。							コンクリート舗装で使用するコンクリートの配合基準は、表2-42の規格に適合するものとする。						
3	2	6	12	6	2	表2-41 コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	2	表2-42 コンクリートの配合基準	3	2	6	12	6	2
3	2	6	12	7	1	7. 材料の質量計量誤差	3	2	6	12	7	1	7. 材料の質量計量誤差	3	2	6	12	7	1
						コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-42の許容誤差の範囲内とする。							コンクリート舗装で使用するコンクリートの材料の質量計量誤差は1回計量分量に対し、表2-43の許容誤差の範囲内とする。						
3	2	6	12	7	2	表2-42 計量誤差の許容値	3	2	6	12	7	2	表2-43 計量誤差の許容値	3	2	6	12	7	2
3	2	6	12	8	1	8. コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	8	1	8. コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	8	1
						受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷物卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。							受注者は、コンクリート舗装の練りませ、型枠の設置、コンクリートの運搬・荷卸しにあたって、以下の各規定に従わなければならない。						
3	2	6	12	9	1	9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	3	2	6	12	9	1	9. コンクリート舗装の敷均し、締固め規定	3	2	6	12	9	1
						受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。							受注者は、コンクリート舗装のコンクリートの敷均し、締固めにあたって、以下の各規定に従わなければならない。						
3	2	6	12	9	2	(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	3	2	6	12	9	2	(1) 日平均気温が25℃を超える時期に施工する場合には暑中コンクリートとしての施工ができるように準備しておき、コンクリートの打込み時における気温が30℃を超える場合には、暑中コンクリートとするものとする。また、日平均気温が4℃以下または、舗設後6日以内に0℃となることが予想される場合には、寒中コンクリートとするものとする。	3	2	6	12	9	2
3	2	6	12	9	3	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、日本道路協会 舗装施工便覧第8章8-4-10暑中および寒中におけるコンクリート版の施工の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	3	受注者は、暑中コンクリート及び寒中コンクリートの施工にあたっては、「舗装施工便覧第8章 8-4-10 暑中及び寒中におけるコンクリート版の施工」(日本道路協会、平成18年2月)の規定によるものとし、第1編1-1-4第1項の施工計画書に、施工・養生方法等を記載しなければならない。	3	2	6	12	9	3
3	2	6	12	13	1	13. 転圧コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	13	1	13. 転圧コンクリート舗装の規定	3	2	6	12	13	1
						受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。							受注者は、転圧コンクリート舗装を施工する場合に以下の各規定に従って行わなければならない。						
3	2	6	12	13	5	(4) 受注者は、転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件(日本道路協会、平成2年11月)の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	13	5	(4) 受注者は、「転圧コンクリート舗装技術指針(案)4-2配合条件」(日本道路協会、平成2年11月)の一般の手順に従って配合設計を行い、細骨材率、単位水量、単位セメント量を求めて理論配合を決定しなければならない。その配合に基づき使用するプラントにおいて試験練りを実施し、所要の品質が得られることを確かめ示方配合を決定し、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	6	12	13	5
3	2	6	12	13	6	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-43によるものとする。	3	2	6	12	13	6	示方配合の標準的な表し方は、設計図書に示さない場合は表2-44によるものとする。	3	2	6	12	13	6
3	2	6	12	13	7	表2-43 示方配合表	3	2	6	12	13	7	表2-44 示方配合表	3	2	6	12	13	7
3	2	6	12	14	1	14. コンクリート舗装目地の規定	3	2	6	12	14	1	14. コンクリート舗装目地の規定	3	2	6	12	14	1
						受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。							受注者は、コンクリート舗装の目地を施工する場合に、以下の各規定に従わなければならない。						
3	2	6	12	14	10	(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表2-44を標準とする。	3	2	6	12	14	10	(9) 注入目地材(加熱施工式)の品質は、表2-45を標準とする。	3	2	6	12	14	10
3	2	6	12	14	11	表2-44 注入目地材(加熱施工式)の品質	3	2	6	12	14	11	表2-45 注入目地材(加熱施工式)の品質	3	2	6	12	14	11
3	2	6	16	0	1	2-6-16 舗装打換え工	3	2	6	16	0	1	2-6-16 舗装打換え工	3	2	6	16	0	1
3	2	6	16	2	1	2. 舗設	3	2	6	16	2	1	2. 舗設	3	2	6	16	2	1
						受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。							受注者は、既設舗装体撤去後以下に示す以外は本仕様書に示すそれぞれの層の該当する項目の規定に従って各層の舗設を行わなければならない。						

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	6	16	2	4	(3)	交通解放時の舗装表面の温度は、監督職員の指示による場合を除き、50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。	3	2	6	16	2	4	(3)	受注者は、監督職員の指示による場合を除き、舗装表面温度が50℃以下になってから交通開放を行わなければならない。
3	2	6	17	0	1	2-6-17	オーバーレイ工	3	2	6	17	0	1	2-6-17	オーバーレイ工
3	2	6	17	1	1	1.	施工面の整備	3	2	6	17	1	1	1.	施工面の整備
3	2	6	17	1	2	(1)	受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	3	2	6	17	1	2	(1)	受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。
3	2	6	17	1	4	(3)	既設舗装の不良部分の撤去、不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。	3	2	6	17	1	4	(3)	既設舗装の不良部分の撤去や不陸の修正などの処置は、設計図書によらなければならない。
3	2	6	18	0	1	2-6-18	アスファルト舗装補修工	3	2	6	18	0	1	2-6-18	アスファルト舗装補修工
3	2	6	18	1	1	1.	わだち掘れ補修の施工 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとし、特に定めていない場合は20m間隔とする。	3	2	6	18	1	1	1.	わだち掘れ補修の施工 受注者は、わだち掘れ補修の施工については、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。 なお、縦横断測量の間隔は設計図書によるものとするが、特に定めていない場合は20m間隔とする。
3	2	6	18	9	1	9.	パッチングの施工の時期、箇所等 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。	3	2	6	18	9	1	9.	パッチングの施工の時期、箇所等 受注者は、パッチングの施工については、時期、箇所等について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに合材使用数量等を監督職員に報告しなければならない。
3	2	6	18	12	1	12.	クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。	3	2	6	18	12	1	12.	クラック処理の施工 受注者は、クラック処理の施工に先立ち、ひびわれ中のゴミ、泥などを圧縮空気で吹き飛ばすなどの方法により清掃するものとし、ひびわれの周囲で動く破損部分は取り除かなければならない。また、湿っている部分については、バーナーなどで加熱し乾燥させなければならない。
3	2	6	19	0	1	2-6-19	コンクリート舗装補修工	3	2	6	19	0	1	2-6-19	コンクリート舗装補修工
3	2	6	19	8	1	8.	アスファルト注入材料の使用量の確認 アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会のうえ行うものとする。 なお、受注者は、施工前に監督職員に使用する計測装置の承諾を得なければならない。	3	2	6	19	8	1	8.	アスファルト注入材料の使用量の確認 アスファルト注入材料の使用量の確認は、質量検収によるものとし、監督職員の立会のうえ行うものとする。 なお、受注者は、使用する計測装置について、施工前に監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	6	19	9	1	9.	タワミ測定 受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の1舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	6	19	9	1	9.	タワミ測定 受注者は、アスファルト注入完了後、注入箇所の舗装版ごとにタワミ測定を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。 なお、タワミ量が0.4mm以上となった箇所については、原因を調査するとともに、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	7	0	0	1	第7節	地盤改良工	3	2	7	0	0	1	第7節	地盤改良工
3	2	7	2	0	1	2-7-2	路床安定処理工	3	2	7	2	0	1	2-7-2	路床安定処理工
3	2	7	2	7	1	7.	路床安定処理工の手順 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均した後に、整形し締固めなければならない。当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めるものとする。	3	2	7	2	7	1	7.	路床安定処理工の手順 受注者は、路床安定処理工にあたり、混合が終了したら表面を粗均した後に、整形し締固めなければならない。また、当該箇所が軟弱で締固め機械が入れない場合には、湿地ブルドーザなどで軽く転圧を行い、数日間養生した後に整形しタイヤローラなどで締固めなければならない。
3	2	7	4	0	1	2-7-4	表層安定処理工	3	2	7	4	0	1	2-7-4	表層安定処理工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	7	4	6	1	6. 配合試験	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行うものとする。	3	2	7	4	6	1	6. 配合試験	受注者は、安定材の配合について施工前に配合試験を行う場合は、安定処理土の静的締固めによる供試体作製方法または、安定処理土の締固めをしない供試体の作製方法(地盤工学会)の各基準のいずれかにより供試体を作製し、JIS A 1216(土の一軸圧縮試験方法)の規準により試験を行わなければならない。
3	2	7	5	0	1	2-7-5	パイルネット工	3	2	7	5	0	1	2-7-5	パイルネット工
3	2	7	5	4	1	4. 既製コンクリート杭の規定	パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定によるものとする。	3	2	7	5	4	1	4. 既製コンクリート杭の規定	パイルネット工における既製コンクリート杭の施工については、以下の各号の規定による。
3	2	7	5	4	2	(1)	受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編2-3-3作業土工の規定により、これを埋戻さなければならない。	3	2	7	5	4	2	(1)	受注者は、施工後に地表面に凹凸や空洞が生じた場合は、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定により、これを埋戻さなければならない。
3	2	7	5	4	4	(3)	受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備および保管するものとし、監督職員または、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。	3	2	7	5	4	4	(3)	受注者は、杭の施工にあたり、施工記録を整備保管するものとし、監督職員または、検査職員が施工記録を求めた場合は、速やかに提示しなければならない。
3	2	7	5	4	14	(10)	受注者は、般運搬処理にあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	7	5	4	14	(10)	受注者は、般運搬処理にあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処置を行わなければならない。
3	2	7	9	0	1	2-7-9	固結工	3	2	7	9	0	1	2-7-9	固結工
3	2	7	9	4	1	4. 地中埋設物の処置	受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に報告後、占有者全体の立会を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。	3	2	7	9	4	1	4. 地中埋設物の処置	受注者は、固結工の施工中に地下埋設物を発見した場合は、ただちに工事を中止し、監督職員に報告後、占有者全体の現地確認調査を求め管理者を明確にし、その管理者と埋設物の処理にあたらなければならない。
3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工	3	2	9	0	0	1	第9節	構造物撤去工
3	2	9	1	0	1	2-9-1	一般事項	3	2	9	1	0	1	2-9-1	一般事項
3	2	9	1	1	1		本節は、構造物撤去工として作業土工、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。	3	2	9	1	1	1		本節は、構造物撤去工として作業土工(床掘り・埋戻し)、構造物取壊し工、防護柵撤去工、標識撤去工、道路付属物撤去工、プレキャスト擁壁撤去工、排水構造物撤去工、かご撤去工、落石雪害防止撤去工、ブロック舗装撤去工、緑石撤去工、冬季安全施設撤去工、骨材再生工、運搬処理工その他これらに類する工種について定める。
3	2	9	2	0	1	2-9-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	3	2	9	2	0	1	2-9-2	作業土工(床掘り・埋戻し)
3	2	9	2	1	1		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	3	2	9	2	1	1		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。
3	2	9	3	0	1	2-9-3	構造物取壊し工	3	2	9	3	0	1	2-9-3	構造物取壊し工
3	2	9	3	2	1	2. 舗装版取壊し	受注者は、舗装版取壊しを行うにあたり、他に影響を与えないように施工しなければならない。	3	2	9	3	2	1	2. 舗装版取壊し	受注者は、舗装版取壊しを行うにあたっては、他に影響を与えないように施工しなければならない。
3	2	9	3	3	1	3. 石積み取壊し等	受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたり、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。	3	2	9	3	3	1	3. 石積み取壊し等	受注者は、石積み取壊し、コンクリートブロック撤去及び吹付法面取壊しを行うにあたっては、地山法面の雨水による浸食や土砂崩れを発生させないよう施工しなければならない。
3	2	9	3	4	1	4. 鋼材切断	受注者は、鋼材切断を行うにあたり、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。	3	2	9	3	4	1	4. 鋼材切断	受注者は、鋼材切断を行うにあたっては、本体部材として兼用されている部分において、本体の部材に悪影響を与えないように処理しなければならない。
3	2	9	3	6	1	6. 根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたり、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。	3	2	9	3	6	1	6. 根固めブロック撤去	受注者は、根固めブロック撤去を行うにあたっては、根固めブロックに付着した土砂、泥土、ゴミを現場内において取り除いた後、運搬しなければならない。
3	2	9	6	0	1	2-9-6	道路付属物撤去工	3	2	9	6	0	1	2-9-6	道路付属物撤去工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下
編章節条項						旧・条文構成(平成23年度)						新・条文構成(平成25年度)							
3	2	9	6	3	1	3. 撤去工法	受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路紙、車線分離標、境界紙等の撤去に伴い、適切な工法を検討し施工しなければならない。	3	2	9	6	3	1	3. 撤去工法	受注者は、視線誘導標、境界杭、距離標、道路紙、車線分離標、境界紙等の撤去においては、適切な工法を検討し施工しなければならない。				
3	2	9	14	0	1	2-9-14	骨材再生工	3	2	9	14	0	1	2-9-14	骨材再生工				
3	2	9	14	2	1	2. 構造物の破砕撤去	受注者は、構造物の破砕、撤去については、第3編2-9-3構造物取壊し工及び第3編2-9-6道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	9	14	2	1	2. 構造物の破砕撤去	受注者は、構造物の破砕、撤去については、第3編2-9-3構造物取壊し工及び第3編2-9-6道路付属物撤去工の規定により施工しなければならない。ただし、これらの規定により難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議し 承諾を得なければならない。				
3	2	9	14	8	1	8. 施工ヤードの大きさ等の変更の協議	受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の設備方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	9	14	8	1	8. 施工ヤードの大きさ等の変更の協議	受注者は、作業ヤードの大きさ及び適切な施工基盤面の 整備 方法について変更が伴う場合は、事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
3	2	9	15	0	1	2-9-15	運搬処理工	3	2	9	15	0	1	2-9-15	運搬処理工				
3	2	9	15	3	1	3. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	3	2	9	15	3	1	3. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理、現場発生品の運搬処理を行う にあたっては 、運搬物が飛散しないよう 適正な処置 を行わなければならない。				
3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工	3	2	10	0	0	1	第10節	仮設工				
3	2	10	2	0	1	2-10-2	工事用道路工	3	2	10	2	0	1	2-10-2	工事用道路工				
3	2	10	2	8	1	8. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないよう適正に処理を行わなければならない。	3	2	10	2	8	1	8. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行う にあたっては 、運搬物が飛散しないよう に、適正な処置 を行わなければならない。				
3	2	10	3	0	1	2-10-3	仮橋・仮栈橋工	3	2	10	3	0	1	2-10-3	仮橋・仮栈橋工				
3	2	10	3	4	1	4. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10	3	4	1	4. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行う にあたっては 、運搬物が飛散しないよう に、適正な処置 を行わなければならない。				
3	2	10	5	0	1	2-10-5	土留・仮締切工	3	2	10	5	0	1	2-10-5	土留・仮締切工				
3	2	10	5	25	1	25. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10	5	25	1	25. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行う にあたっては 、運搬物が飛散しないよう に、適正な処置 を行わなければならない。				
3	2	10	6	0	1	2-10-6	砂防仮締切工	3	2	10	6	0	1	2-10-6	砂防仮締切工				
3	2	10	6	2	1	2. 作業土工の規定	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。	3	2	10	6	2	1	2. 作業土工の規定	作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工 (床掘り・埋戻し) の規定による。				
3	2	10	7	0	1	2-10-7	水替工	3	2	10	7	0	1	2-10-7	水替工				
3	2	10	7	3	1	3. 排水時の処置	受注者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。	3	2	10	7	3	1	3. 排水時の処置	受注者は、河川あるいは下水道等に排水するに場合において、設計図書に明示がない場合には、 施工前 に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。				
3	2	10	8	0	1	2-10-8	地下水位低下工	3	2	10	8	0	1	2-10-8	地下水位低下工				
3	2	10	8	1	1	1. 濁水処理	受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。	3	2	10	8	1	1	1. 濁水処理	受注者は、ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、 施工前 に土質の確認を行い、地下水位、透水係数、湧水量等を確認し、確実に施工しなければならない。				
3	2	10	9	0	1	2-10-9	地中連続壁工(壁式)	3	2	10	9	0	1	2-10-9	地中連続壁工(壁式)				
3	2	10	9	9	1	9. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。	3	2	10	9	9	1	9. 殻運搬処理	受注者は、殻運搬処理を行う にあたっては 、運搬物が飛散しないよう に、適正な処置 を行わなければならない。				
3	2	10	10	0	1	2-10-10	地中連続壁工(柱列式)	3	2	10	10	0	1	2-10-10	地中連続壁工(柱列式)				
3	2	10	10	1	1	1. ガイドトレンチの設置	受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。	3	2	10	10	1	1	1. ガイドトレンチ の設置	受注者は、ガイドトレンチの設置に際して、表層地盤の状況、地下水位上載荷重、隣接構造物との関係を考慮して、形状・寸法等を決定し、所定の位置に精度よく設置しなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下
3	2	10	10	3	1	3. オーバーラップ配置	3	2	10	10	3	1	3. オーバーラップ配置	3	2	10	10	3	1
						オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。							オーバーラップ配置の場合に、受注者は、隣接杭の材令が若く、固化材の強度が平均しているうちに掘孔しなければならない。						
3	2	10	10	8	1	8. 殻運搬処理	3	2	10	10	8	1	8. 殻運搬処理	3	2	10	10	8	1
						受注者は、殻運搬処理を行うにあたり、運搬物が飛散しないように行わなければならない。							受注者は、殻運搬処理を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、適正な処理を行わなければならない。						
3	2	10	16	0	1	2-10-16	3	2	10	16	0	1	2-10-16	3	2	10	16	0	1
						トンネル仮設備工							トンネル仮設備工						
3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	3	2	10	16	10	1	10. 換気等の効果確認	3	2	10	16	10	1
						受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m3以下とし、中小断面のトンネル等のうち3mg/m3を達成する事が困難と考えられるものについては、できるだけ低い値を目標レベルにすることとする。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。							受注者は、換気の実施等の効果を確認するにあたって、半月以内ごとに1回、定期的に、定められた方法に従って、空気の粉じん濃度等について測定を行わなければならない。この際、粉じん濃度(吸入性粉じん濃度)目標レベルは3mg/m3以下とし、掘削断面積が小さいため、3mg/m3を達成するのに必要な大きさ(口径)の風管又は必要な本数の風管の設置、必要な容量の集じん装置の設置等が施工上極めて困難であるものについては、可能な限り、3mg/m3に近い値を粉じん濃度目標レベルとして設定し、当該値を記録しておくこと。また、各測定点における測定値の平均値が目標レベルを超える場合には、作業環境を改善するための必要な措置を講じなければならない。						
3	2	10	16	10	2		3	2	10	16	10	2		3	2	10	16	10	2
						粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。							粉じん濃度等の測定結果は関係労働者の閲覧できる措置を講じなければならない。						
3	2	10	18	0	1	2-10-18	3	2	10	18	0	1	2-10-18	3	2	10	18	0	1
						汚濁防止工							汚濁防止工						
3	2	10	18	2	1	2. 河川等への排水時の処置	3	2	10	18	2	1	2. 河川等への排水時の処置	3	2	10	18	2	1
						受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、工事着手前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。							受注者は、河川あるいは下水道等に排水する場合において、設計図書に明示がない場合には、施工前に、河川法、下水道法の規定に基づき、当該管理者に届出、あるいは許可を受けなければならない。						
3	2	12	0	0	1	第12節	3	2	12	0	0	1	第12節	3	2	12	0	0	1
						工場製作工(共通)							工場製作工(共通)						
3	2	12	2	0	1	2-12-2	3	2	12	2	0	1	2-12-2	3	2	12	2	0	1
						材料							材料						
3	2	12	2	1	1	1. 材料確認	3	2	12	2	1	1	1. 材料確認	3	2	12	2	1	1
						受注者は、鋼材の材料について、第2編第1章一般事項の規定により材料確認を行わなければならない。なお、確認にあたり鋼材にJISマーク表示のないもの(JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む)については下記によるものとする。							受注者は、鋼材にJISマーク表示のないもの(JISマーク表示認証を受けていないもの、JISマーク表示品であってもマーク表示の確認ができないものも含む)について以下のとおり確認しなければならない。						
3	2	12	2	3	1	3. 溶接材料	3	2	12	2	3	1	3. 溶接材料	3	2	12	2	3	1
						受注者は、溶接材料の使用区分を表2-45に従って設定しなければならない。							受注者は、溶接材料の使用区分を表2-46に従って設定しなければならない。						
3	2	12	2	3	2		3	2	12	2	3	2		3	2	12	2	3	2
						表2-45 溶接材料区分							表2-46 溶接材料区分						
3	2	12	2	3	3		3	2	12	2	3	3		3	2	12	2	3	3
						受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で次の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。							受注者は、耐候性鋼材を溶接する場合は、耐候性鋼材用の溶接材料を用いなければならない。なお、被覆アーク溶接で施工する場合で以下の項目に該当する場合は、低水素系溶接棒を使用するものとする。						
3	2	12	2	4	1	4. 被覆アーク溶接棒	3	2	12	2	4	1	4. 被覆アーク溶接棒	3	2	12	2	4	1
						受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-46に従って乾燥させなければならない。							受注者は、被覆アーク溶接棒を表2-47に従って乾燥させなければならない。						
3	2	12	2	4	2		3	2	12	2	4	2		3	2	12	2	4	2
						表2-46 溶接棒乾燥の温度と時間							表2-47 溶接棒乾燥の温度と時間						
3	2	12	2	5	1	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	3	2	12	2	5	1	5. サブマージアーク溶接に用いるフラックス	3	2	12	2	5	1
						受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-47に従って乾燥させなければならない。							受注者は、サブマージアーク溶接に用いるフラックスを表2-48に従って乾燥させなければならない。						
3	2	12	2	5	2		3	2	12	2	5	2		3	2	12	2	5	2
						表2-47 フラックスの乾燥の温度と時間							表2-48 フラックスの乾燥の温度と時間						
3	2	12	2	6	1	6. CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガス	3	2	12	2	6	1	6. CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガス	3	2	12	2	6	1
						CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された第3種を使用するものとする。							CO2ガスシールドアーク溶接に用いるCO2ガスは、JIS K 1106(液化二酸化炭素(液化炭酸ガス))に規定された第3種を使用するものとする。						

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	12	2	7	1	7. 工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、下記の規定によるものとする。	3	2	12	2	7	1	7. 工場塗装工の材料	工場塗装工の材料については、 以下 の規定によるものとする。
3	2	12	2	7	2	(1)	受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により、監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	2	7	2	(1)	受注者は、JISに適合した塗料を使用しなければならない。また受注者は、設計図書に特に明示されていない場合は、工事着手前に色見本により、 施工前 に監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	12	2	7	5	(4)	受注者は、塗料の可使時間は、表2-48の基準を遵守しなければならない。	3	2	12	2	7	5	(4)	受注者は、塗料の可使時間は、 表2-49 の基準を遵守しなければならない。
3	2	12	2	7	6		表2-48 塗料の可使時間	3	2	12	2	7	6		表2-49 塗料の可使時間
3	2	12	3	0	1	2-12-3	桁製作工	3	2	12	3	0	1	2-12-3	桁製作工
3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、下記の規定によるものとする。	3	2	12	3	1	1	1. 製作加工	製作加工については、 以下 の規定によるものとする。
3	2	12	3	1	7	(2)	工作	3	2	12	3	1	7	(2)	工作
3	2	12	3	1	13	(3)	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断により行うものとし、自動ガス切断以外の切断方法とする場合は、監督職員の承諾を得なければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレートおよび補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。	3	2	12	3	1	13	(3)	受注者は、主要部材の切断を自動ガス切断法、 プラズマアーク切断法 または レーザー切断法 により行わなければならない。また、フィラー・タイプレート、形鋼、板厚10mm以下のガセット・プレートおよび補剛材は、せん断により切断してよいが、切断線に肩落ち、かえり、不揃い等のある場合は縁削りまたはグラインダー仕上げを行って平滑に仕上げるものとする。
3	2	12	3	1	14	(4)	受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は1~2mmの直線または曲面状に面取りを行わなければならない。	3	2	12	3	1	14	(4)	受注者は、塗装される主要部材において組立てた後に自由縁となる切断面の角は 面取りを行うものとし、半径2mm以上の曲面仕上げを行うものとする。
3	2	12	3	1	16	(6)	受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材(道示による)で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。	3	2	12	3	1	16	(6)	受注者は、孔あけにあたって、設計図書に示す径にドリルまたはドリルとリーマ通しの併用により行わなければならない。ただし、二次部材(道示による)で板厚16mm以下の材片は、押抜きにより行うことができる。
3	2	12	3	1	17		また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、型板を使用するものとする。ただし、NC穿孔機を使用する場合は、型板を使用しなくてもよいものとする。	3	2	12	3	1	17		また、仮組立時以前に主要部材に設計図書に示す径を孔あけする場合は、 NC穿孔機または型板 を使用するものとする。
3	2	12	3	1	18		なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。	3	2	12	3	1	18		なお、孔あけによって孔の周辺に生じたまくれは削り取るものとする。
3	2	12	3	1	19	(7)	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	12	3	1	19	(7)	受注者は、主要部材において冷間曲げ加工を行う場合、内側半径は板厚の15倍以上にしなければならない。なお、これにより難い場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	12	3	1	20		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が表2-49に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。	3	2	12	3	1	20		ただし、JIS Z 2242(金属材料のシャルピー衝撃試験方法)に規定するシャルピー衝撃試験の結果が 表2-50 に示す条件を満たし、かつ化学成分中の窒素が0.006%を超えない材料については、内側半径を板厚の7倍以上または5倍以上とすることができる。
3	2	12	3	1	21		表2-49 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値	3	2	12	3	1	21		表2-50 シャルピー吸収エネルギーに対する冷間曲げ加工半径の許容値
3	2	12	3	1	23	(3)	溶接施工	3	2	12	3	1	23	(3)	溶接施工
3	2	12	3	1	24	(1)	受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、次の事項を施工計画書へ記載しなければならない。	3	2	12	3	1	24	(1)	受注者は、溶接施工について各継手に要求される溶接品質を確保するよう、 以下 の事項を施工計画書へ記載しなければならない。
3	2	12	3	1	25	1)	鋼材の種類と特性	3	2	12	3	1	25	1)	鋼材の種類 及び 特性
3	2	12	3	1	26	2)	溶接材料の種類と特性	3	2	12	3	1	26	2)	溶接材料の種類 及び 特性

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下
編章節条							編章節条												
旧・条文構成(平成23年度)							新・条文構成(平成25年度)												
3	2	12	3	1	28	4)	3	2	12	3	1	28	4)	3	2	12	3	1	28
						継手の形状と精度							継手の形状及び精度						
3	2	12	3	1	29	5)	3	2	12	3	1	29	5)	3	2	12	3	1	29
						溶接環境や使用設備							溶接環境及び使用設備						
3	2	12	3	1	30	6)	3	2	12	3	1	30	6)	3	2	12	3	1	30
						溶接施工条件や留意事項							溶接施工条件及び留意事項						
3	2	12	3	1	37	(4)	3	2	12	3	1	37	(4)	3	2	12	3	1	37
						溶接施工試験							溶接施工試験						
3	2	12	3	1	38		3	2	12	3	1	38		3	2	12	3	1	38
						受注者は、次の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。							受注者は、以下の事項のいずれかに該当する場合は、溶接施工試験を行わなければならない。						
3	2	12	3	1	39		3	2	12	3	1	39		3	2	12	3	1	39
						ただし、二次部材については、除くものとする。							ただし、二次部材については、除くものとする。						
3	2	12	3	1	40		3	2	12	3	1	40		3	2	12	3	1	40
						なお、すでに過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。							なお、すでに過去に同等またはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その溶接施工試験報告書について、監督職員の承諾を得た上で溶接施工試験を省略することができる。						
3	2	12	3	1	53	(5)	3	2	12	3	1	53	(5)	3	2	12	3	1	53
						組立て							組立て						
3	2	12	3	1	54		3	2	12	3	1	54		3	2	12	3	1	54
						受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に仮付けすることは避けるものとする。やむを得ず仮付を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。							受注者は、部材の組立てにあたって、補助治具を有効に利用し、無理のない姿勢で組立溶接できるように考慮しなければならない。また支材やストロングバック等の異材を母材に溶接することは避けるものとする。やむを得ず溶接を行って母材を傷つけた場合は、本項(12)欠陥部の補修により補修するものとする。						
3	2	12	3	1	55	(6)	3	2	12	3	1	55	(6)	3	2	12	3	1	55
						材片の組合わせ精度							材片の組合わせ精度						
3	2	12	3	1	56		3	2	12	3	1	56		3	2	12	3	1	56
						受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が満足されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は下記の値とするものとする。							受注者は、材片の組合わせ精度を、継手部の応力伝達が円滑で、かつ、継手性能が確保されるものにしなければならない。材片の組合わせ精度は以下の値とするものとする。						
3	2	12	3	1	57		3	2	12	3	1	57		3	2	12	3	1	57
						ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。							ただし、施工試験によって誤差の許容量が確認された場合、設計図書に関して監督職員の承諾を得たうえで下記の値以上とすることができる。						
3	2	12	3	1	58	①	3	2	12	3	1	58	①	3	2	12	3	1	58
						開先溶接							開先溶接						
3	2	12	3	1	59		3	2	12	3	1	59		3	2	12	3	1	59
						ルート間隔の誤差:規定値±1.0mm以下							ルート間隔の誤差:規定値±1.0mm以下						
3	2	12	3	1	60		3	2	12	3	1	60		3	2	12	3	1	60
						板厚方向の材片偏心:t≤50 薄い方の板厚の10%以下							板厚方向の材片の偏心:t≤50 薄い方の板厚の10%以下						
3	2	12	3	1	67	(7)	3	2	12	3	1	67	(7)	3	2	12	3	1	67
						組立溶接							組立溶接						
3	2	12	3	1	68		3	2	12	3	1	68		3	2	12	3	1	68
						受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。							受注者は、本溶接の一部となる組立溶接にあたって、本溶接を行う溶接作業者と同等の技術をもつ者を従事させ、使用溶接棒は、本溶接の場合と同様に管理しなければならない。						
3	2	12	3	1	69		3	2	12	3	1	69		3	2	12	3	1	69
						組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または次の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成PCMが0.22%以下の場合は、50mm以上とすることができる。							組立溶接のすみ肉脚長(すみ肉溶接以外の溶接にあつてはすみ肉換算の脚長)は4mm以上とし、長さは80mm以上とするものとする。ただし、厚い方の板厚が12mm以下の場合、または以下の式により計算した鋼材の溶接われ感受性組成Pcmが0.22%以下の場合は、50mm以上とすることができる。						
3	2	12	3	1	71	(8)	3	2	12	3	1	71	(8)	3	2	12	3	1	71
						予熱							予熱						
3	2	12	3	1	72		3	2	12	3	1	72		3	2	12	3	1	72
						受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-50により予熱することを標準とする。							受注者は、鋼種及び溶接方法に応じて、溶接線の両側100mm及びアークの前方100mm範囲の母材を表2-51により予熱することを標準とする。						
3	2	12	3	1	73		3	2	12	3	1	73		3	2	12	3	1	73
						表2-50 予熱温度の標準							表2-51 予熱温度の標準						
3	2	12	3	1	74	(9)	3	2	12	3	1	74	(9)	3	2	12	3	1	74
						溶接施工上の注意							溶接施工上の注意						

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	12	3	1	77	②	受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。	3	2	12	3	1	77	②	受注者は、開先溶接及び主桁のフランジと腹板のすみ肉溶接等の施工にあたって、原則として部材と同等な開先を有するエンドタブを取付け、溶接の始端及び終端が溶接する部材上に入らないようにしなければならない。 エンドタブは、部材の溶接端部において所定の溶接品質を確保できる寸法形状の材片を使用するものとする。
3	2	12	3	1	78		なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。	3	2	12	3	1	78		なお、エンドタブは、溶接終了後ガス切断法によって除去し、グラインダー仕上げするものとする。
								3	2	12	3	1	79		受注者は、完全溶込み開先溶接の施工においては、原則として裏はつりを行わなければならない。
3	2	12	3	1	79	③	受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接もしくは半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。	3	2	12	3	1	80	④	受注者は、部分溶込み開先溶接の施工において、連続した溶接線を2種の溶接法で施工する場合は、前のビードの端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行わなければならない。ただし、手溶接 または 半自動溶接で、クレータの処理を行う場合は行わなくてもよいものとする。
								3	2	12	3	1	81	⑤	受注者は、完全溶込み開先溶接からすみ肉溶接に変化する場合など、溶接線内で開先形状が変化する場合には、開先形状の遷移区間を設けなければならない。
3	2	12	3	1	80	④	受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。	3	2	12	3	1	82	⑥	受注者は、材片の隅角部で終わるすみ肉溶接を行う場合、隅角部をまわして連続的に施工しなければならない。
3	2	12	3	1	81	⑤	受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。	3	2	12	3	1	83	⑦	受注者は、サブマージアーク溶接法またはその他の自動溶接法を使用する場合、継手の途中でアークを切らないようにしなければならない。
3	2	12	3	1	82		ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。	3	2	12	3	1	84		ただし、やむを得ず途中でアークが切れた場合は、前のビードの終端部をはつり、欠陥のないことを確認してから次の溶接を行うものとする。
3	2	12	3	1	85	(11)	溶接の検査	3	2	12	3	1	85	(11)	溶接の検査
3	2	12	3	1	86	①	受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、表2-51に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。	3	2	12	3	1	86	①	受注者は、工場で行う突合せ溶接継手のうち主要部材の突合せ継手を、放射線透過試験、超音波探傷試験で、 表2-52 に示す1グループごとに1継手の抜き取り検査を行わなければならない。
3	2	12	3	1	87		ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。	3	2	12	3	1	87		ただし、監督職員の指示がある場合には、それによるものとする。
3	2	12	3	1	88		表2-51 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	88		表2-52 主要部材の完全溶込みの突合せ継手の非破壊試験検査率
3	2	12	3	1	89	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、表2-52に示す非破壊試験に従い行わなければならない。	3	2	12	3	1	89	②	受注者は、現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手のうち、鋼製橋脚のはり及び柱、主桁のフランジ及び腹板、鋼床版のデッキプレートの溶接部については、 表2-53 に示す非破壊試験に従い行わなければならない。
3	2	12	3	1	90		また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合は、継手全長にわたって非破壊試験を行なうものとする。	3	2	12	3	1	90		また、その他の部材の完全溶込みの突合せ溶接継手において、許容応力度を工場溶接の同種の継手と同じ値にすることを設計図書に明示された場合は、継手全長にわたって非破壊試験を 行う ものとする。
3	2	12	3	1	91		表2-52 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率	3	2	12	3	1	91		表2-53 現場溶接を行う完全溶込みの突合せ溶接継手の非破壊試験検査率

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下
3	2	12	3	1	105	④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷法または浸透液探傷法により検査するものとする。	3	2	12	3	1	105	④ 受注者は、溶接ビード及びその周辺にいかなる場合も割れを発生させてはならない。割れの検査は肉眼で行うものとするが、疑わしい場合には、磁粉探傷 試験 または浸透 探傷試験 により検査するものとする。
3	2	12	3	1	106	⑤ 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にビットを発生させてはならない。	3	2	12	3	1	106	⑤ 受注者は、主要部材の突合わせ継手及び断面を構成するT継手、かど継手に関しては、ビード表面にビットを発生させてはならない。
3	2	12	3	1	107	その他のすみ肉溶接または部分溶込みグループ溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mlにつき3個まで許容するものとする。	3	2	12	3	1	107	その他のすみ肉溶接または部分溶込み 開先 溶接に関しては、1継手につき3個、または継手長さ1mlにつき3個まで許容するものとする。
3	2	12	3	1	108	ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。	3	2	12	3	1	108	ただし、ビットの大きさが1mm以下の場合には、3個を1個として計算するものとする。
							3	2	12	3	1	111	⑥ 外部きずの検査について、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。
							3	2	12	3	1	112	内部きずの検査について、放射線透過試験又は超音波探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じてJISZ2305(非破壊試験-技術者の資格及び認証)に基づく次の1)~3)に示す資格を有していなければならない。
							3	2	12	3	1	113	1) 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。
							3	2	12	3	1	114	2) 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。
							3	2	12	3	1	115	3) 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。
3	2	12	3	1	109	(12) 欠陥部の補修	3	2	12	3	1	109	(12) 欠陥部の補修
3	2	12	3	1	110	受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く行なうものとする。	3	2	12	3	1	110	受注者は、欠陥部の補修を行わなければならない。この場合、補修によって母材に与える影響を検討し、注意深く 行 うものとする。
3	2	12	3	1	111	補修方法は、表2-53に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を行なうものとする。	3	2	12	3	1	111	補修方法は、 表2-54 に示すとおり行なうものとする。これ以外の場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、補修溶接のビードの長さは40mm以上とし、補修にあたっては予熱等の配慮を 行 うものとする。
3	2	12	3	1	112	表2-53 欠陥の補修方法	3	2	12	3	1	112	表2-54 欠陥の補修方法
3	2	12	3	1	113	(13) ひずみとり	3	2	12	3	1	113	(13) ひずみとり
3	2	12	3	1	114	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス または ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。ただし、ガス炎加熱法によって、矯正する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、表2-54によるものとする。	3	2	12	3	1	114	受注者は、溶接によって部材の変形が生じた場合、プレス、ガス炎加熱法等によって矯正しなければならない。 ガス炎加熱法によって矯正 する場合の鋼材表面温度及び冷却法は、 表2-55 によるものとする。
3	2	12	3	1	115	表2-54 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法	3	2	12	3	1	115	表2-55 ガス炎加熱法による線状加熱時の鋼材表面温度及び冷却法
3	2	12	3	2	1	2. ボルトナット	3	2	12	3	2	1	2. ボルトナット
3	2	12	3	2	2	(1) ボルト孔の径は、表2-55に示すとおりとする。	3	2	12	3	2	2	(1) ボルト孔の径は、 表2-56 に示すとおりとする。
3	12	3	2	2	3	表2-55 ボルト孔の径	2	12	3	2	2	3	表2-56 ボルト孔の径
3	12	3	2	2	10	(2) ボルト孔の径の許容差は、表2-56に示すとおりとする。	3	12	3	2	2	10	(2) ボルト孔の径の許容差は、 表2-57 に示すとおりとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下
3	12	3	2	2	11		3	12	3	2	2	11		3	12	3	2	2	11
						ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。							ただし、摩擦接合の場合は1ボルト群の20%に対しては+1.0mmまで良いものとする。						
3	12	3	2	2	12		3	12	3	2	2	12		3	12	3	2	2	12
						表2-56 ボルト孔の径の許容差							表2-57 ボルト孔の径の許容差						
3	12	3	2	2	13	(3)	3	12	3	2	2	13	(3)	3	12	3	2	2	13
						仮組立て時のボルト孔の精度							仮組立て時のボルト孔の精度						
3	12	3	2	2	16	③	3	12	3	2	2	16	③	3	12	3	2	2	16
						受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2-57のとおりにならなければならない。							受注者は、ボルト孔において貫通ゲージの貫通率及び停止ゲージの停止率を、表2-58のとおりにならなければならない。						
3	12	3	2	2	17		3	12	3	2	2	17		3	12	3	2	2	17
						表2-57 ボルト孔の貫通率及び停止率							表2-58 ボルト孔の貫通率及び停止率						
3	2	12	4	0	1	2-12-4	3	2	12	4	0	1	2-12-4	3	2	12	4	0	1
						検査路製作工							検査路製作工						
3	2	12	4	2	1	2. ボルトナットの施工	3	2	12	4	2	1	2. ボルトナットの施工	3	2	12	4	2	1
						ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定によるものとする。							ボルト・ナットの施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。						
3	2	12	8	0	1	2-12-8	3	2	12	8	0	1	2-12-8	3	2	12	8	0	1
						アンカーフレーム製作工							アンカーフレーム製作工						
3	2	12	8	2	1	2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度	3	2	12	8	2	1	2. アンカーボルトのねじの種類 ピッチ及び精度	3	2	12	8	2	1
						受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-58によらなければならない。							受注者は、アンカーボルトのねじの種類、ピッチ及び精度は、表2-59によらなければならない。						
3	2	12	8	2	2		3	2	12	8	2	2		3	2	12	8	2	2
						表2-58 ねじの種類、ピッチ及び精度							表2-59 ねじの種類、ピッチ及び精度						
3	2	12	11	0	1	2-12-11	3	2	12	11	0	1	2-12-11	3	2	12	11	0	1
						工場塗装工							工場塗装工						
3	2	12	11	3	1	3. 気温 湿度の条件	3	2	12	11	3	1	3. 気温 湿度の条件	3	2	12	11	3	1
						受注者は、気温、湿度の条件が表2-59の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合、監督職員と協議しなければならない。							受注者は、気温、湿度の条件が表2-60の塗装禁止条件を満足しない場合、塗装を行ってはならない。ただし、塗装作業所が屋内で、温度、湿度が調節されているときは、屋外の気象条件に関係なく塗装してもよい。これ以外の場合、監督職員と協議しなければならない。						
3	2	12	11	3	2		3	2	12	11	3	2		3	2	12	11	3	2
						表2-59 塗装禁止条件							表2-60 塗装禁止条件						
3	2	12	11	10	1	10. 下塗	3	2	12	11	10	1	10. 下塗	3	2	12	11	10	1
3	2	12	11	10	5	(4)	3	2	12	11	10	5	(4)	3	2	12	11	10	5
						受注者は、塗装作業にエアレスプレー、ハケ、ローラーブラシを用いなければならない。							受注者は、塗装作業にエアレスプレー、ハケまたはローラーブラシを用いなければならない。						
3	2	12	11	10	6		3	2	12	11	10	6		3	2	12	11	10	6
						また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。							また、塗布作業に際しては各塗布方法の特徴を理解して行わなければならない。						
3	2	12	11	11	1	11. 中塗り、上塗り	3	2	12	11	11	1	11. 中塗り、上塗り	3	2	12	11	11	1
3	2	12	11	11	3	(2)	3	2	12	11	11	3	(2)	3	2	12	11	11	3
						受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境の鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。							受注者は、海岸地域、大気汚染の著しい地域等、特殊環境における鋼橋の塗装については、素地調整終了から上塗完了までをすみやかに塗装しなければならない。						
3	2	12	11	12	1	12. 検査	3	2	12	11	12	1	12. 検査	3	2	12	11	12	1
3	2	12	11	12	2	(1)	3	2	12	11	12	2	(1)	3	2	12	11	12	2
						受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。							受注者は、工場塗装終了後、塗膜厚検査を行い、塗膜厚測定記録を作成及び保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。						
3	2	12	11	12	4	(3)	3	2	12	11	12	4	(3)	3	2	12	11	12	4
						受注者は、同一工事、同一塗装系、同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。							受注者は、同一工事、同一塗装系及び同一塗装方法により塗装された500m ² 単位毎25点(1点当たり5回測定)以上塗膜厚の測定をしなければならない。						
3	2	12	11	12	7	(6)	3	2	12	11	12	7	(6)	3	2	12	11	12	7
						受注者は、次に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。							受注者は、以下に示す要領により塗膜厚の判定をしなければならない。						
3	2	12	11	12	12	(7)	3	2	12	11	12	12	(7)	3	2	12	11	12	12
						受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩、数量、を監督職員に書面で提出しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。							受注者は、塗料の缶貼付ラベルを完全に保ち、開封しないままで現場に搬入し、塗料の品質、製造年月日、ロット番号、色彩及び数量を監督職員に書面で提出しなければならない。また、受注者は、塗布作業の開始前に出荷証明書、塗料成績表(製造年月日、ロット番号、色採、数量を明記)を確認し、記録、保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。						

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定																
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下				
編章節条						旧・条文構成(平成23年度)						編章節条						新・条文構成(平成25年度)					
3	2	13	0	0	1	第13節	橋梁架設工	3	2	13	0	0	1	第13節	橋梁架設工	3	2	13	0	0	1	第13節	橋梁架設工
3	2	13	2	0	1	2-13-2	地組工	3	2	13	2	0	1	2-13-2	地組工	3	2	13	2	0	1	2-13-2	地組工
3	2	13	2	1	1	1. 地組部材の仮置き	地組部材の仮置きについては、下記の規定によるものとする。	3	2	13	2	1	1	1. 地組部材の仮置き	地組部材の仮置きについては、 以下 の規定によるものとする。	3	2	13	2	1	1	1. 地組部材の仮置き	地組部材の仮置きについては、 以下 の規定によるものとする。
3	2	13	2	1	2	(1)	現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から10cm以上の高さに仮置きするものとする。	3	2	13	2	1	2	(1)	現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から10cm以上の高さに仮置き しなければならない 。	3	2	13	2	1	2	(1)	現場において部材の仮置きをする場合、部材は地面から10cm以上の高さに仮置き しなければならない 。
3	2	13	2	1	3	(2)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護するものとする。	3	2	13	2	1	3	(2)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護 しなければならない 。	3	2	13	2	1	3	(2)	仮置き中に仮置き台からの転倒、他部材との接触による損傷がないように防護 しなければならない 。
3	2	13	2	1	4	(3)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないようにするものとする。	3	2	13	2	1	4	(3)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように しなければならない 。	3	2	13	2	1	4	(3)	部材を仮置き中の重ね置きのために損傷を受けないように しなければならない 。
3	2	13	2	1	5	(4)	仮置き中の部材について汚損および腐食を生じないように対策を講じるものとする。	3	2	13	2	1	5	(4)	仮置き中の部材について汚損 及び 腐食を生じないように対策を講じ なければならない 。	3	2	13	2	1	5	(4)	仮置き中の部材について汚損 及び 腐食を生じないように対策を講じ なければならない 。
3	2	13	2	1	6	(5)	仮置き中に部材に、損傷、汚損および腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じるものとする。	3	2	13	2	1	6	(5)	仮置き中に部材に、損傷、汚損 及び 腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じ なければならない 。	3	2	13	2	1	6	(5)	仮置き中に部材に、損傷、汚損 及び 腐食が生じた場合は、速やかに監督職員に連絡し、取り替えまたは補修等の処置を講じ なければならない 。
3	2	13	2	2	1	2. 地組立	地組立については、下記の規定によるものとする。	3	2	13	2	2	1	2. 地組立	地組立については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	13	2	2	1	2. 地組立	地組立については、 以下 の規定によるものとする。
3	2	13	2	2	2	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱うものとする。	3	2	13	2	2	2	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 わなければならない 。	3	2	13	2	2	2	(1)	組立て中の部材を損傷のないように注意して取扱 わなければならない 。
3	2	13	2	2	3	(2)	組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じるものとする。	3	2	13	2	2	3	(2)	組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じ なければならない 。	3	2	13	2	2	3	(2)	組立て中に損傷があった場合、速やかに監督職員に連絡し、取り替え、または補修等の処置を講じ なければならない 。
3	2	13	3	0	1	2-13-3	架設工(クレーン架設)	3	2	13	3	0	1	2-13-3	架設工(クレーン架設)	3	2	13	3	0	1	2-13-3	架設工(クレーン架設)
3	2	13	3	2	1	2. 桁架設	桁架設については、下記の規定によるものとする。	3	2	13	3	2	1	2. 桁架設	桁架設については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	13	3	2	1	2. 桁架設	桁架設については、 以下 の規定によるものとする。
3	2	13	3	2	2	(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行なうものとする。	3	2	13	3	2	2	(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行な わなければならない 。	3	2	13	3	2	2	(1)	架設した主桁に、横倒れ防止の処置を行な わなければならない 。
3	2	13	3	2	4	(3)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定するものとする。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討するものとする。	3	2	13	3	2	4	(3)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定 しなければならない 。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討 しなければならない 。	3	2	13	3	2	4	(3)	ベント上に架設した橋体ブロックの一方は、橋軸方向の水平力をとり得る橋脚、もしくはベントに必ず固定 しなければならない 。また、橋軸直角方向の横力は各ベントの柱数でとるよう検討 しなければならない 。
3	2	13	6	0	1	2-13-6	架設工(架設桁架設)	3	2	13	6	0	1	2-13-6	架設工(架設桁架設)	3	2	13	6	0	1	2-13-6	架設工(架設桁架設)
3	2	13	6	3	1	3. 桁架設	桁架設については、下記の規定によるものとする。	3	2	13	6	3	1	3. 桁架設	桁架設については、 以下 の規定によるものとする。	3	2	13	6	3	1	3. 桁架設	桁架設については、 以下 の規定によるものとする。
3	2	13	6	3	6	(3)	横取り工法	3	2	13	6	3	6	(3)	横取り工法	3	2	13	6	3	6	(3)	横取り工法
3	2	13	6	3	7	①	横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するようにするものとする。	3	2	13	6	3	7	①	横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するよ うにしなければならない 。	3	2	13	6	3	7	①	横取り中の各支持点は、等間隔とし、各支持点が平行に移動するよ うにしなければならない 。
3	2	13	6	3	8	②	横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤをとるものとする。	3	2	13	6	3	8	②	横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤを とらなければならない 。	3	2	13	6	3	8	②	横取り作業において、勾配がある場合には、おしみワイヤを とらなければならない 。
3	2	14	0	0	1	第14節	法面工(共通)	3	2	14	0	0	1	第14節	法面工(共通)	3	2	14	0	0	1	第14節	法面工(共通)
3	2	14	2	0	1	2-14-2	植生工	3	2	14	2	0	1	2-14-2	植生工	3	2	14	2	0	1	2-14-2	植生工
3	2	14	2	2	1	2. 植生用材料の種類、品質、配合	受注者は、使用する材料の種類、品質、配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	14	2	2	1	2. 植生用材料の種類、品質、配合	受注者は、使用する材料の種類、品質 及び 配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	3	2	14	2	2	1	2. 植生用材料の種類、品質、配合	受注者は、使用する材料の種類、品質 及び 配合については、設計図書によらなければならない。また、工事実施の配合決定にあたっては、発芽率を考慮のうえ決定し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	14	2	6	1	6. 耳芝	受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度に張る芝をいうものとする。	3	2	14	2	6	1	6. 耳芝	受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度 の芝を立てて入れたものとする 。	3	2	14	2	6	1	6. 耳芝	受注者は、張芝、筋芝、人工張芝の法肩に耳芝を施工しなければならない。耳芝とは、堤防等の法肩の崩れを防ぐために、法肩に沿って天端に巾10～15cm程度 の芝を立てて入れたものとする 。
3	2	14	2	6	2		図2-7 耳芝	3	2	14	2	6	2		図2-7 耳芝	3	2	14	2	6	2		図2-7 耳芝

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定										
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)		編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)	
3	2	14	2	7	1	7. 張芝	受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めるものとする。		3	2	14	2	7	1	7. 張芝	受注者は、張芝の施工に先立ち、施工箇所を不陸整正し、芝を張り、土羽板等を用いて地盤に密着させなければならない。次に湿気のある目土を表面に均一に散布し、土羽板等で打ち固めなければならない。	
3	2	14	2	10	1	10. 散水	夏季における晴天時の散水は、日中を避け朝または夕方に行うものとする。		3	2	14	2	10	1	10. 散水	夏季における晴天時の散水については、日中を避け朝または夕方に行わなければならない。	
3	2	14	2	12	1	12. 種子散布吹付工及び客土吹付工	種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定による。		3	2	14	2	12	1	12. 種子散布吹付工及び客土吹付工	受注者は、種子散布吹付工及び客土吹付工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	
3	2	14	2	12	2	(1)	種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備保管し、監督職員又は検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。		3	2	14	2	12	2	(1)	発注者は、種子散布に着手する前に、法面の土壌硬度試験及び土壌試験(PH)を行い、その資料を整備保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	
3	2	14	2	12	3	(2)	施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行うものとする。		3	2	14	2	12	3	(2)	受注者は、施工時期については、設計図書によるものとするが、特に指定されていない場合は、乾燥期を避けるものとし、やむを得ず乾燥期に施工する場合は、施工後も継続した散水養生を行わなければならない。	
3	2	14	2	13	1	13. 植生基材吹付	植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によるものとする。		3	2	14	2	13	1	13. 植生基材吹付	受注者は、植生基材吹付の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	
3	2	14	2	14	1	14. 植生シート工 植生マット工	植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によるものとする。		3	2	14	2	14	1	14. 植生シート工 植生マット工	受注者は、植生シート工、植生マット工の施工については、以下の各号の規定によらなければならない。	
3	2	14	2	14	3	(2)	受注者は、シート、マットの荷重によってシート、マットに破損が生じないように、ネットを取付けなければならない。		3	2	14	2	14	3	(2)	受注者は、シート、マットの荷重によってシート、マットが自重により破損しないように、ネットを取付けなければならない。	
3	2	14	3	0	1	2-14-3	吹付工		3	2	14	3	0	1	2-14-3	吹付工	
3	2	14	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。 なお、コンクリート及びモルタルの配合等は、設計図書によらなければならない。		3	2	14	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、吹付工の施工にあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。 なお、コンクリート及びモルタルの配合等は、設計図書によるものとする。	
3	2	14	3	2	1	2. 岩盤面への吹付け	受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、及び浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。		3	2	14	3	2	1	2. 岩盤面への吹付け	受注者は、吹付け面が岩盤の場合には、ごみ、泥土、浮石等の吹付け材の付着に害となるものは、除去しなければならない。吹付け面が吸水性の場合は、事前に吸水させなければならない。また、吹付け面が土砂の場合は、吹付け圧により土砂が散乱しないように、打固めなければならない。	
3	2	14	3	6	1	6. 作業中断時の吹付け端部処理	受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付け材の付着に害となるものを除去後、清掃し、かつ、湿らせてから吹付けなければならない。		3	2	14	3	6	1	6. 作業中断時の吹付け端部処理	受注者は、1日の作業の終了時及び休憩時には、吹付けの端部が次第に薄くなるように施工するものとし、これに打継ぐ場合は、この部分のごみ、泥土等吹付け材の付着に害となるものを除去及び清掃し、かつ、湿らせてから吹付けなければならない。	
3	2	14	3	7	1	7. 吹付け表面仕上げ	受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げるものとする。		3	2	14	3	7	1	7. 吹付け表面仕上げ	受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたは、モルタル等が付着するように仕上げなければならない。	
3	2	14	3	8	1	8. 吹付け時の不良箇所の排除	受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように、また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないように、施工しなければならない。		3	2	14	3	8	1	8. 吹付け時の不良箇所の排除	受注者は、吹付けに際しては、他の構造物を汚さないように施工しなければならない。また、はね返り材料は、速やかに取り除いて不良箇所が生じないようにしなければならない。	
3	2	14	4	0	1	2-14-4	法砕工		3	2	14	4	0	1	2-14-4	法砕工	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	編章節条
							新・条文構成(平成25年度)							
3	2	14	4	1	1	1. 一般事項	3	2	14	4	1	1	1. 一般事項	法枠工とは、掘削(切土)または盛土の法面上に、現場打法枠、プレキャスト法枠及び現場吹付法枠を施工するものである。また、現場吹付法枠とは、コンクリートまたは、モルタルによる吹付法枠を施工するものである。
3	2	14	4	2	1	2. 法枠工の盛土面施工	3	2	14	4	2	1	2. 法枠工の盛土面施工	受注者は、法枠工を盛土面に施工するにあたり、盛土表面を締め、平滑に仕上げなければならない。のり面を平坦に仕上げた後に部材をのり面に定着し、すべらないように積み上げなければならない。
3	2	14	4	12	1	12. 吹付け厚さ	3	2	14	4	12	1	12. 吹付け厚さ	受注者は、吹付けにあたり、吹付け厚さが均等になるよう施工しなければならない。 なお、コンクリート及びモルタルの配合は、設計図書によるものとする。
3	2	14	4	16	1	16. 吹付け表面仕上げ	3	2	14	4	16	1	16. 吹付け表面仕上げ	受注者は、吹付け表面仕上げを行う場合には、吹付けた面とコンクリートまたはモルタル等が付着するように仕上げなければならない。
3	2	14	6	0	1	2-14-6	3	2	14	6	0	1	2-14-6	アンカー工
3	2	14	6	1	1	1. 施工前の調査	3	2	14	6	1	1	1. 施工前の調査	受注者は、アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査しなければならない。
3	2	14	6	3	1	3. アンカーの削孔	3	2	14	6	3	1	3. アンカーの削孔	受注者は、アンカーの削孔に際して、設計図書に示された位置、削孔径、長さ及び方向で施工し、周囲の地盤を乱さないよう施工しなければならない。
3	2	14	6	10	1	10. 孔内グラウト	3	2	14	6	10	1	10. 孔内グラウト	受注者は、孔内グラウトに際しては、設計図書に示されたグラウトを最低部から注入するものとし、削孔内の排水、排気を確実に所定のグラウトが孔口から排出されるまで作業を中断してはならない。
3	2	14	6	11	1	11. アンカーの緊張・定着	3	2	14	6	11	1	11. アンカーの緊張・定着	受注者は、アンカーの緊張・定着についてはグラウトが所定の強度に達したのち緊張力を与え、 多サイクル確認試験、1サイクル確認試験 、定着時緊張力確認試験等により、変位特性を確認し、所定の有効緊張力が得られるよう緊張力を与えなければならない。 なお、試験方法は「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説 第8章試験によるものとする」。
3	2	15	0	0	1	第15節	3	2	15	0	0	1	第15節	擁壁工(共通)
3	2	15	1	0	1	2-15-1	3	2	15	1	0	1	2-15-1	一般事項
3	2	15	1	0	2		3	2	15	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工、落石防護工、その他これらに類する工種について定める。
3	2	15	3	0	1	2-15-3	3	2	15	3	0	1	2-15-3	補強土壁工
3	2	15	3	2	1	2. 盛土材料の確認	3	2	15	3	2	1	2. 盛土材料の確認	盛土材については設計図書によるものとする。受注者は、盛土材の巻出しに先立ち、予定している盛土材料の確認を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
3	2	15	3	3	1	3. 伐開除根	3	2	15	3	3	1	3. 伐開除根	受注者は、第1層の補強材の敷設に先立ち、現地盤の伐開除根及び不陸の整地を行なうとともに、設計図書に関して監督職員と協議のうえ基盤面に排水処理工を行わなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項項以下
編章節条						編章節条							
旧・条文構成(平成23年度)						新・条文構成(平成25年度)							
3	2	15	3	6	1	6. 面状補強材の重ね合せ幅	3	2	15	3	6	1	6. 面状補強材の重ね合せ幅
						受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保するものとする。							受注者は、面状補強材の引張り強さを考慮しない盛土縦断方向については、設計図書で特に定めのある場合を除き、面状補強材に5cm程度の重ね合せ幅を確保しなければならない。
3	2	16	0	0	1	第16節	3	2	16	0	0	1	第16節
						浚渫工(共通)							浚渫工(共通)
3	2	16	2	0	1	2-16-2	3	2	16	2	0	1	2-16-2
						配土工							配土工
3	2	16	2	1	1	1. 一般事項	3	2	16	2	1	1	1. 一般事項
						発注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。							受注者は、配土工にあたり浚渫土砂が、排土箇所の場外に流出するのを防止するために必要な処置をしなければならない。
3	2	16	2	2	1	2. 不陸防止	3	2	16	2	2	1	2. 不陸防止
						発注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。							受注者は、排土箇所の表面に不陸の生じないようにしなければならない。
3	2	16	3	0	1	2-16-3	3	2	16	3	0	1	2-16-3
						浚渫船運転工							浚渫船運転工
3	2	16	3	1	1	1. 障害物発見時の処置	3	2	16	3	1	1	1. 障害物発見時の処置
						発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、浚渫箇所に浚渫作業の障害となるものを発見した場合には、直ちに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	16	3	2	1	2. 土質変化時の処置	3	2	16	3	2	1	2. 土質変化時の処置
						発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工については、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、浚渫箇所の土質に変化が認められた場合には、速やかに設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	16	3	3	1	3. 計画深度の施工	3	2	16	3	3	1	3. 計画深度の施工
						発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。							受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において、施工中は絶えず水位または潮位の変化に注意し、計画深度を誤らないようにしなければならない。
3	2	16	3	4	1	4. 浚渫の作業位置の随時確認	3	2	16	3	4	1	4. 浚渫の作業位置の随時確認
						発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工については、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。							受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船)の施工においては、浚渫の作業位置を随時確認できるようにし、監督職員が作業位置の確認を求めた場合は、設計図書にその位置を示さなければならない。
3	2	16	3	5	1	5. 堤防、護岸等の損傷防止	3	2	16	3	5	1	5. 堤防、護岸等の損傷防止
						発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において使用する浚渫船の固定、排送管の布設に、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。							受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船)の施工に使用する浚渫船の固定、排送管の布設においては、堤防、護岸等に損傷を与えないようにしなければならない。
3	2	16	3	6	1	6. 余掘りの抑制	3	2	16	3	6	1	6. 余掘りの抑制
						発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。							受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船)の浚渫箇所の仕上げ面付近の施工については、過掘りを少なくするようにしなければならない。また、構造物周辺において過掘りした場合は、構造物に影響のないように埋戻さなければならない。
3	2	16	3	7	1	7. 船舶への支障防止	3	2	16	3	7	1	7. 船舶への支障防止
						発注者は、ポンプ浚渫の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。							受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船)の施工において、排送管を水上に設置する場合は、航行する船舶に支障のないようにしなければならない。
3	2	16	3	8	1	8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止	3	2	16	3	8	1	8. 堤防の浸潤及び堤体漏水の防止
						発注者は、浚渫工の排泥において、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。							受注者は、浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船)の排泥においては、排泥とともに排出される水によって堤防が浸潤や堤体漏水を生じないように施工しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定											
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
編章節条						編章節条						編章節条					
旧・条文構成(平成23年度)						新・条文構成(平成25年度)											
3	2	16	3	9	1	9. 浚渫数量の確認	発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によるものとする。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認するものとする。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。	3	2	16	3	9	1	9. 浚渫数量の確認	受注者は、 浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船) の浚渫数量の確認については、浚渫後の施工断面による跡坪測量の結果によらなければならない。ただし、施工後の浚渫断面による浚渫数量の確認ができない場合には、排土箇所の実測結果により確認し なければならない 。この場合、浚渫土砂の沈下が確認された場合には、この沈下量を含むものとする。		
3	2	16	3	10	1	10. 出来高数量	発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかにも過掘りがあった場合、その部分は出来高数量としてはならない。	3	2	16	3	10	1	10. 出来高数量	受注者は、 浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船) の施工において、設計図書に示す浚渫計画断面のほかにも過掘りがあった場合、その部分は出来高数量としてはならない。		
3	2	16	3	11	1	11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置	発注者は、グラブ浚渫およびポンプ浚渫の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。	3	2	16	3	11	1	11. 浚渫済み箇所の堆砂の処置	受注者は、 浚渫工(ポンプ浚渫船、グラブ浚渫船及びバックホウ浚渫船) の施工において、浚渫済みの箇所に堆砂があった場合は、監督職員の出来高確認済の部分を除き、再施工しなければならない。		
3	2	17	0	0	1	第17節	植栽維持工	3	2	17	0	0	1	第17節	植栽維持工		
3	2	17	2	0	1	2-17-2	2. 客土及び間詰土	3	2	17	2	0	1	2-17-2	2. 客土及び間詰土		
3	2	17	2	1	1	1. 一般事項	発注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法(平成19年3月改正 法律第8号)に基づくものでなければならない。	3	2	17	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、樹木・芝生管理工の施工に使用する肥料、薬剤については、施工前に監督職員に品質を証明する資料等の、確認を受けなければならない。 なお、薬剤については農薬取締法(平成19年3月改正 法律第8号)に基づくものでなければならない。		
3	2	17	2	2	1	2. 客土及び間詰土	客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないものとする。	3	2	17	2	2	1	2. 客土及び間詰土	客土及び間詰土は育成に適した土壌とし、有害な粘土、瓦礫、ごみ、雑草、ささ根等の混入及び病虫害等に侵されていないもの でなければならない 。		
3	2	17	2	3	1	3. 補植用樹木類	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害のない栽培品とする。	3	2	17	2	3	1	3. 補植用樹木類	樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類は、植樹に耐えるようあらかじめ移植または、根回しした細根の多いもので、樹形が整い、樹勢が盛んで病虫害のない栽培品 でなければならない 。		
3	2	17	2	4	1	4. 樹木類の受入検査	発注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。	3	2	17	2	4	1	4. 樹木類の受入検査	受注者は、樹木・芝生管理工の補植で使用する樹木類については、現場搬入時に監督職員の確認を受けなければならない。また、必要に応じ現地(栽培地)において監督職員が確認を行うが、この場合監督職員が確認してもその後の掘り、荷造り、運搬等により現地搬入時不良となったものは使用してはならない。		
3	2	17	2	8	1	8. 樹名板の規格	樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書による ものとする 。	3	2	17	2	8	1	8. 樹名板の規格	樹木・芝生管理工で樹名板を使用する場合、樹名板の規格は、設計図書による。		
3	2	17	3	0	1	2-17-3	樹木・芝生管理工	3	2	17	3	0	1	2-17-3	樹木・芝生管理工		
3	2	17	3	1	1	1. 樹木・芝生管理工の施工	発注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。 また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。	3	2	17	3	1	1	1. 樹木・芝生管理工の施工	受注者は、樹木・芝生管理工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に連絡しなければならない。 また、芝生類の施工については、第3編2-14-2植生工の規定による。		
3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	発注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。	3	2	17	3	2	1	2. 剪定の施工	受注者は、剪定の施工については、各樹種の特性及び施工箇所合った剪定形式により行なわなければならない。なお、剪定形式について監督職員より指示があった場合は、その指示によらなければならない。		

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項	編	章	節	条	項	項以下
編章節条項						旧・条文構成 (平成23年度)						新・条文構成 (平成25年度)							
3	2	17	3	3	1	3. 架空線 標識類に接する枝の剪定形式	発注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。	3	2	17	3	3	1	3. 架空線 標識類に接する枝の剪定形式	受注者は、架空線、標識類に接する枝の剪定形式については、施工前に監督職員の指示を受けなければならない。				
3	2	17	3	4	1	4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工	発注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。	3	2	17	3	4	1	4. 剪定、芝刈、雑草抜き取り等の施工	受注者は、剪定、芝刈、雑草抜き取り、植付けの施工にあたり、路面への枝、草、掘削土等の飛散防止に努めるものとし、発生した枝、草、掘削土等を交通に支障のないように、速やかに処理しなければならない。				
3	2	17	3	5	1	5. 施工	発注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。	3	2	17	3	5	1	5. 施工	受注者は、樹木の掘取り、荷造り及び運搬、植付けにあたり、1日の植付け量を考慮し、迅速に施工しなければならない。				
3	2	17	3	6	1	6. 施工上の注意	発注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。	3	2	17	3	6	1	6. 施工上の注意	受注者は、樹木、株物、その他植物材料であって、当日中に植栽できないものについては、仮植えまたは養生をし、速やかに植えなければならない。				
3	2	17	3	7	1	7. 補植、移植の施工	発注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。	3	2	17	3	7	1	7. 補植、移植の施工	受注者は、補植、移植の施工にあたり、樹木類の鉢に応じて、余裕のある植穴を掘り、瓦礫、不良土等の生育に有害な雑物を取り除き、植穴底部は耕して植付けなければならない。				
3	2	17	3	9	1	9. 移植先の土壌	発注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行うものとする。	3	2	17	3	9	1	9. 移植先の土壌	受注者は、移植先の土壌に問題があった場合は監督職員に報告し、必要に応じて客土・肥料・土壌改良剤を使用する場合は根の周りに均一に施工し、施肥は肥料が直接樹木の根に触れないようにし均等に行わなければならない。				
3	2	17	3	10	1	10. 湧水発生時の処置	発注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議するものとする。	3	2	17	3	10	1	10. 湧水発生時の処置	受注者は、補植、移植の植穴の掘削において湧水が認められた場合は、直ちに監督職員に連絡し協議しなければならない。				
3	2	17	3	11	1	11. 補植、移植の施工	発注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への連絡を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、発注者の負担で行わなければならない。	3	2	17	3	11	1	11. 補植、移植の施工	受注者は、補植、移植の施工については、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意し、万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、ただちに応急措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に報告し指示を受けなければならない。なお、修復に関しては、発注者の負担で行わなければならない。				
3	2	17	3	12	1	12. 補植、移植の植え付けの際の水極め	発注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに隙間の生じないように土を流入させなければならない。	3	2	17	3	12	1	12. 補植、移植の植え付けの際の水極め	受注者は、補植、移植の植え付けの際の水極めについては、樹木に有害な雑物を含まない水を使用し木の棒等でつくなど、根の回りに隙間の生じないように土を流入させなければならない。				
3	2	17	3	13	1	13. 補植、移植の埋戻し完了後の処置	発注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽するものとする。	3	2	17	3	13	1	13. 補植、移植の埋戻し完了後の処置	受注者は、補植、移植の埋戻し完了後は、地均し等を行い、根元の周囲に水鉢を切って仕上げなければならない。なお、根元周辺に低木等を植栽する場合は、地均し後に植栽しなければならない。				
3	2	17	3	14	1	14. 余剰枝の剪定、整形	発注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。	3	2	17	3	14	1	14. 余剰枝の剪定、整形	受注者は、補植、移植の施工完了後、余剰枝の剪定、整形その他必要な手入れを行わなければならない。				
3	2	17	3	15	1	15. 幹巻き	発注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。	3	2	17	3	15	1	15. 幹巻き	受注者は、幹巻きする場合は、こもまたはわらを使用する場合、わら縄またはシュロ縄で巻き上げるものとし、緑化テープを使用する場合は緑化テープを重ねながら巻き上げた後、幹に緊結しなければならない。				
3	2	17	3	16	1	16. 支柱の設置	発注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。	3	2	17	3	16	1	16. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。また、樹幹と支柱との取付け部については、杉皮等を巻きしゆるなわを用いて動かぬよう結束しなければならない。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	17	3	17	1	17. 移植の施工	発注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥および鉢崩れを防止しなければならない。	3	2	17	3	17	1	17. 移植の施工	受注者は、移植の施工については、掘取りから植付けまでの期間の樹木の損傷、乾燥 及び 鉢崩れを防止しなければならない。
3	2	17	3	18	1	18. 施肥、灌水 薬剤、散布の施工	発注者は、施肥、灌水および薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	3	2	17	3	18	1	18. 施肥、灌水 薬剤、散布の施工	受注者は、施肥、灌水 及び 薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等が施工箇所に適さない場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
3	2	17	3	19	1	19. 施肥の施工前作業	発注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去および除草を行わなければならない。	3	2	17	3	19	1	19. 施肥の施工前作業	受注者は、施肥の施工については、施工前に樹木の根元周辺に散乱する堆積土砂やゴミ等の除去 及び 除草を行わなければならない。
3	2	17	3	20	1	20. 施肥の施工上の注意	発注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の指示を受けなければならない。	3	2	17	3	20	1	20. 施肥の施工上の注意	受注者は、施肥の施工については、所定の種類の肥料を根鉢の周りに過不足なく施用することとし、肥料施用後は速やかに覆土しなければならない。 なお、施肥のための溝掘り、覆土については、樹幹、樹根に損傷を与えないようにしなければならない。また、寄植え等で密集している場合は、施工方法について監督職員の指示を受けなければならない。
3	2	17	3	21	1	21. 薬剤散布の通知方法	発注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。	3	2	17	3	21	1	21. 薬剤散布の通知方法	受注者は、薬剤散布の施工については、周辺住民への通知の方法等について、施工前に監督職員に連絡のうえ、必要に応じて監督職員の指示を受けなければならない。
3	2	17	3	22	1	22. 薬剤散布の気象制限	発注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。	3	2	17	3	22	1	22. 薬剤散布の気象制限	受注者は、薬剤散布の施工については、降雨時やその直前、施工直後に降雨が予想される場合、強風時を避けるものとし、薬剤は葉の裏や枝の陰等を含め、むらのないように散布しなければならない。
3	2	17	3	23	1	23. 薬剤の取り扱い	発注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。	3	2	17	3	23	1	23. 薬剤の取り扱い	受注者は、薬剤散布に使用する薬剤の取り扱いについては、関係法令等に基づき適正に行わなければならない。
3	2	17	3	24	1	24. 植栽樹木の植替え		3	2	17	3	24	1	24. 植栽樹木の植替え	
3	2	17	3	24	2	1)	発注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに発注者の負担において植替えなければならない。	3	2	17	3	24	2	1)	受注者は植栽樹木等が工事完成引渡し後、1年以内に枯死または形姿不良となった場合には、当初植栽した樹木等と同等、またはそれ以上の規格のものに 受注者の 負担において植替えなければならない。
3	2	17	3	24	4	3)	枯死、または形姿不良の判定は、発注者と発注者が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議するものとする。	3	2	17	3	24	4	3)	枯死、または形姿不良の判定は、発注者と 受注者 が立会の上行うものとし、植替えの時期については、発注者と協議 しなければならない 。
3	2	17	3	25	1	25. 植栽帯盛土の施工	発注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を数均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。	3	2	17	3	25	1	25. 植栽帯盛土の施工	受注者は、植栽帯盛土の施工にあたり、客土の施工は、客土を数均した後ローラ等を用い、植栽に支障のない程度に締固め、所定の断面に仕上げなければならない。
3	2	17	3	26	1	26. 樹名板	発注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。	3	2	17	3	26	1	26. 樹名板	受注者は、樹名板の設置については、支柱及び樹木等に視認しやすい場所に据え付けなければならない。
3	2	17	3	27	1	27. 交通障害の防止	発注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工するものとする。	3	2	17	3	27	1	27. 交通障害の防止	受注者は、一般通行者及び車両等の交通の障害にならないように施工 しなければならない 。
3	2	18	0	0	1	第18節	床版工	3	2	18	0	0	1	第18節	床版工
3	2	18	1	0	1	2-18-1	一般事項	3	2	18	1	0	1	2-18-1	一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
3	2	18	1	0	2		本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定めるものとする。	3	2	18	1	0	2		本節は、床版工として床版工その他これらに類する工種について定めるものとする。
3	2	18	2	0	1	2-18-2	床版工	3	2	18	2	0	1	2-18-2	床版工
3	2	18	2	1	1	1. 鉄筋コンクリート床版	鉄筋コンクリート床版については、下記の規定によるものとする。	3	2	18	2	1	1	1. 鉄筋コンクリート床版	鉄筋コンクリート床版については、 以下 の規定によるものとする。
3	2	18	2	1	3	(2)	施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認するものとする。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	3	2	18	2	1	3	(2)	受注者は 、施工に先立ち、あらかじめ桁上面の高さ、幅、配置等を測量し、桁の出来形を確認 しなければならない 。出来形に誤差のある場合、その処置について設計図書に関して監督職員と協議 しなければならない 。
3	2	18	2	1	4	(3)	コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮するものとする。	3	2	18	2	1	4	(3)	受注者は 、コンクリート打込み中、鉄筋の位置のずれが生じないように十分配慮 しなければならない 。
3	2	18	2	1	5	(4)	スペーサーは、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとする。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。スペーサーは、1m2当たり4個を配置の目安とし、組立およびコンクリートの打込中、その形状を保つようにしなければならない。	3	2	18	2	1	5	(4)	受注者は 、スペーサーについては、コンクリート製もしくはモルタル製を使用するのを原則とし、本体コンクリートと同等の品質を有するものとし なければならない 。 なお、それ以外のスペーサーを使用する場合はあらかじめ設計図書に関して監督職員と協議 しなければならない 。スペーサーは、1m2当たり4個を配置の目安とし、組立 及び コンクリートの打込中、その形状を保つものとする。
3	2	18	2	1	6	(5)	床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定するものとする。	3	2	18	2	1	6	(5)	受注者は、床版には、排水桝及び吊金具等が埋設されるので、設計図書を確認してこれらを設置し、コンクリート打込み中移動しないよう堅固に固定 しなければならない 。
3	2	18	2	1	7	(6)	コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は下記によるものとする。	3	2	18	2	1	7	(6)	受注者は 、コンクリート打込み作業にあたり、コンクリートポンプを使用する場合は 以下 によら なければならない 。
3	2	18	2	1	8	①	ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を下げてはならない。	3	2	18	2	1	8	①	ポンプ施工を理由にコンクリートの品質を 低下させて はならない。
3	2	18	2	1	9	②	吐出しにおけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。	3	2	18	2	1	9	②	吐出 口 におけるコンクリートの品質が安定するまで打設を行ってはならない。
3	2	18	2	1	11	(7)	橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。	3	2	18	2	1	11	(7)	受注者は 、 コンクリート打込み作業にあたり 、橋軸方向に平行な打継目は作ってはならない。
3	2	18	2	1	12	(8)	橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込むものとする。	3	2	18	2	1	12	(8)	受注者は 、 コンクリート打込み作業にあたり 、橋軸直角方向は、一直線状になるよう打込 まなければならない 。
3	2	18	2	1	13	(9)	コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編3-6-9養生に基づき施工しなければならない。	3	2	18	2	1	13	(9)	受注者は 、コンクリート打込みにあたっては、型枠支保工の設置状態を常に監視するとともに、所定の床版厚さ及び鉄筋配置の確保に努めなければならない。また、コンクリート打ち込み後の養生については、第1編3-6-9養生に基づき施工 しなければならない 。
3	2	18	2	1	14	(10)	鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填しなければならない。	3	2	18	2	1	14	(10)	受注者は 、鋼製伸縮継手フェースプレート下部に空隙が生じないように箱抜きを行い、無収縮モルタルにより充填 しなければならない 。
3	2	18	2	1	15	(11)	工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行わなければならない。	3	2	18	2	1	15	(11)	受注者は 、工事完成時における足場及び支保工の解体にあたっては、鋼桁部材に損傷を与えないための措置を講ずるとともに、鋼桁部材や下部工にコンクリート片、木片等の残材を残さないよう後片付け(第1編1-1-28後片付け)を行わ なければならない 。
3	2	18	2	1	16	(12)	受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備および保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示するものとする。	3	2	18	2	1	16	(12)	受注者は、床版コンクリート打設前及び完了後、キャンバーを測定し、その記録を整備 及び 保管し、監督職員または検査職員の請求があった場合は速やかに提示 しなければならない 。
6	0	0	0	0	1	第6編	河川編	6	0	0	0	0	1	第6編	河川編

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文										条文 改定													
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)				編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)					
6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸									6	1	0	0	0	1	第1章	築堤・護岸
6	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工									6	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工
6	1	5	1	1	1	1-5-1	一般事項									6	1	5	1	1	1	1-5-1	一般事項
6	1	5	1	1	2		本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。									6	1	5	1	1	2		本節は、護岸基礎工として作業土工(床掘り・埋戻し)、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。
6	1	6	0	0	1	第6節	矢板護岸工									6	1	6	0	0	1	第6節	矢板護岸工
6	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項									6	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項
6	1	6	1	1	2		本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。									6	1	6	1	1	2		本節は、矢板護岸工として作業土工(床掘り・埋戻し)、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。
6	1	6	2	0	1	1-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)									6	1	6	2	0	1	1-6-2	作業土工(床掘り・埋戻し)
6	1	6	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定(床掘り・埋戻し)による。									6	1	6	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定による。
6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工									6	1	7	0	0	1	第7節	法覆護岸工
6	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項									6	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項
6	1	7	1	5	1	5. 遮水シートの布設	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シートの重ね合わせ及び端部の接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。									6	1	7	1	5	1	5. 遮水シートの布設	受注者は、法覆護岸工の施工に際して、遮水シートを設置する場合は、法面を平滑に仕上げしてから布設しなければならない。また、シート敷設方法及びの重ね合わせ等に配慮して適切に施工するものとし、端部は接着はずれ、はく離等のないように施工しなければならない。
6	1	7	2	0	1	1-7-2	材料									6	1	7	2	0	1	1-7-2	材料
6	1	7	2	7	8		表1-1 純ポリ塩化ビニール(厚さ1mm、色:透明)の品質規格									6	1	7	2	7	8		表1-1 純ポリ塩化ビニール(厚さ1mm、色:透明)
6	1	7	2	8	9		表1-2 エチレン酢酸ビニール(厚さ1mm、色:透明)の品質規格									6	1	7	2	8	9		表1-2 エチレン酢酸ビニール(厚さ1mm、色:透明)
6	1	7	2	10	11		表1-3 補強布付き繊維性フェルト(厚さ:10mm)の品質規格									6	1	7	2	10	11		表1-3 補強布付き繊維性フェルト(厚さ:10mm)
6	1	8	0	0	1	第8節	擁壁護岸工									6	1	8	0	0	1	第8節	擁壁護岸工
6	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項									6	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項
6	1	8	1	1	2		本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。									6	1	8	1	1	2		本節は、擁壁護岸工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。
6	1	9	0	0	1	第9節	床固め工									6	1	9	0	0	1	第9節	床固め工
6	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項									6	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項
6	1	9	1	1	1	1. 適用工種	本節は、根固め工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。									6	1	9	1	1	1	1. 適用工種	本節は、根固め工として作業土工(床掘り・埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。
6	1	10	0	0	1	第10節	水制工									6	1	10	0	0	1	第10節	水制工
6	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項									6	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項
6	1	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は、水制工として作業土工、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。									6	1	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は、水制工として作業土工(床掘り・埋戻し)、沈床工、捨石工、かご工、元付工、牛・枠工、杭出し水制工その他これらに類する工種について定める。
6	1	11	0	0	1	第11節	付帯道路工									6	1	11	0	0	1	第11節	付帯道路工
6	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項									6	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
6	1	11	1	1	2		本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	6	1	11	1	1	2		本節は、付帯道路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、ブロック舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。
6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工	6	1	13	0	0	1	第13節	光ケーブル配管工
6	1	13	1	0	1	1-13-1	一般事項	6	1	13	1	0	1	1-13-1	一般事項
6	1	13	1	1	2		本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	6	1	13	1	1	2		本節は、光ケーブル配管工として作業土工(床掘り・埋戻し)、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。
6	1	13	3	0	1	1-13-3	配管工	6	1	13	3	0	1	1-13-3	配管工
6	1	13	3	1	1	1. 材料使用時の注意	受注者は、配管工に使用する材料について、監督職員の承諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。	6	1	13	3	1	1	1. 材料使用時の注意	受注者は、配管工に使用する材料について、監督職員の承諾を得る。また、多孔陶管を用いる場合には、ひび割れの有無を確認して施工しなければならない。
6	2	0	0	0	1	第2章	浚渫(河川)	6	2	0	0	0	1	第2章	浚渫(河川)
6	2	2	0	0	1	第2節	浚渫工(ポンプ浚渫船)	6	2	2	0	0	1	第2節	浚渫工(ポンプ浚渫船)
6	2	2	1	0	1	2-2-1	一般事項	6	2	2	1	0	1	2-2-1	一般事項
6	2	2	1	1	1	1. 適用工種	本節は、浚渫工(ポンプ浚渫船)として浚渫船運転工(民船・官船)、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定めるものとする。	6	2	2	1	1	1	1. 適用工種	本節は、浚渫工(ポンプ浚渫船)として浚渫船運転工(民船・官船)、作業船及び機械運転工、配土工その他これらに類する工種について定める。
6	2	2	1	3	1	3. 避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	6	2	2	1	3	1	3. 避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 施工前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
6	2	2	1	4	1	4. 支障落下物の除去	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	6	2	2	1	4	1	4. 支障落下物の除去	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、 直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡 するとともに、 速やか に取り除かなければならない。
6	2	3	0	0	1	第3節	浚渫工(グラブ船)	6	2	3	0	0	1	第3節	浚渫工(グラブ船)
6	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	6	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項
6	2	3	1	3	1	3. 避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	6	2	3	1	3	1	3. 避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 施工前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
6	2	3	1	4	1	4. 支障落下物の処置	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	6	2	3	1	4	1	4. 支障落下物の処置	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに 関係機関に通報及び監督職員に連絡 するとともに、 速やか に取り除かなければならない。
6	2	4	0	0	1	第4節	浚渫工(バックホウ浚渫船)	6	2	4	0	0	1	第4節	浚渫工(バックホウ浚渫船)
6	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	6	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項
6	2	4	1	3	1	3. 避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、工事着手前に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。	6	2	4	1	3	1	3. 避難場所の確保等	受注者は、浚渫工の施工については、洪水に備え浚渫船、作業船及び作業に使用する機材の流出防止や洪水流下のさまたげにならないよう、 施工前 に避難場所の確保及び退避設備の対策を講じなければならない。
6	2	4	1	4	1	4. 支障落下物の除去	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに監督職員に通報するとともに、すみやかに取り除かなければならない。	6	2	4	1	4	1	4. 支障落下物の除去	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに 関係機関に通報及び監督職員に連絡 するとともに、 速やか に取り除かなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管	6	3	0	0	0	1	第3章	樋門・樋管
6	3	1	0	0	1	第1節	適用	6	3	1	0	0	1	第1節	適用
6	3	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	河川土工、 軽量盛土工 は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、 第3編第2章第11節軽量盛土工 の規定による。	6	3	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。
6	3	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	地盤改良工 、構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章 第7節地盤改良工 、 第9節構造物撤去工 、 第10節仮設工 の規定による。	6	3	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	構造物撤去工、仮設工は、第3編第2章 第9節構造物撤去工 、 第10節仮設工 の規定による。
6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	3	2	0	1	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
6	3	2	0	5	6		国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成19年3月)	6	3	2	0	5	6		国土交通省 機械工事共通仕様書(案) (平成24年3月)
6	3	5	0	0	1	第5節	樋門・樋管本体工	6	3	5	0	0	1	第5節	樋門・樋管本体工
6	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項	6	3	5	1	0	1	3-5-1	一般事項
6	3	5	1	1	1	1. 適用工種	本節は、樋門・樋管本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	6	3	5	1	1	1	1. 適用工種	本節は、樋門・樋管本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、函渠工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。
6	3	5	1	3	1	3. 堤防に設ける仮締切	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工する ものとする が、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	6	3	5	1	3	1	3. 堤防に設ける仮締切	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
6	3	5	1	6	1	6. 樋門・樋管の止水板	受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いる ものとする が、変位の大きな場□にはゴム製止水板としなければならない。なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。	6	3	5	1	6	1	6. 樋門・樋管の止水板	受注者は、樋門・樋管の止水板については、塩化ビニール製止水板を用いるが、変位の大きな場□にはゴム製止水板としなければならない。なお、受注者は、樋管本体の継手に設ける止水板は、修復可能なものを使用しなければならない。
6	3	5	5	0	1	3-5-5	矢板工	6	3	5	5	0	1	3-5-5	矢板工
6	3	5	5	3	1	3. 可撓矢板	可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいう ものとする 。	6	3	5	5	3	1	3. 可撓矢板	可撓矢板とは、樋門及び樋管本体と矢板壁の接続部近辺の変位に追随する矢板をいう。
6	3	5	6	0	1	3-5-6	函渠工	6	3	5	6	0	1	3-5-6	函渠工
6	3	5	6	3	1	3. 沈下観測	受注者は、函(管)渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を確認するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に連絡しなければならない。	6	3	5	6	3	1	3. 沈下観測	受注者は、函(管)渠工の施工にあたっては、施工中の躯体沈下を 点検 するため必要に応じて定期的に観測し、異常を発見した際は速やかに監督職員に連絡しなければならない。
6	3	5	6	4	1	4. ヒューム管の施工	受注者は、ヒューム管の施工にあたり下記の事項により施工しなければならない。	6	3	5	6	4	1	4. ヒューム管の施工	受注者は、ヒューム管の施工にあたり 以下 の事項により施工しなければならない。
6	3	5	6	4	4	(3)	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	6	3	5	6	4	4	(3)	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを 充填 し、空隙 及び 漏水が生じないように施工しなければならない。
6	3	5	6	5	1	5. コルゲートパイプの布設	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり下記の事項により施工しなければならない。	6	3	5	6	5	1	5. コルゲートパイプの布設	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり 以下 の事項により施工しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		
6	3	5	6	5	2	(1)	6	3	5	6	5	2	(1)
						布設するコルゲートパイプの基床は、砂質土または砂とする。							布設するコルゲートパイプの基床及び裏込め土は、砂質土または砂とし、受注者は、パイプが不均等な外圧等により変形しないよう、十分な締め固めを行わなければならない。
6	3	5	6	5	3	(2)	6	3	5	6	5	3	(2)
						コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。							コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。
6	3	5	6	5	4	(3)	6	3	5	6	5	4	(3)
						受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来型等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。							受注者は、コルゲートパイプの布設条件(地盤条件・出来形等)については設計図書によるものとし、予期しない沈下のおそれがある、上げ越しが必要な場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
6	3	5	6	6	1	6. 樋門及び樋管	6	3	5	6	6	1	6. コンクリート構造の 樋門及び樋管
						受注者は、鉄筋コンクリート(RC)及びプレストレストコンクリート(PC)構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。							受注者は、鉄筋コンクリート(RC)及びプレストレストコンクリート(PC)構造の樋門及び樋管について下記の事項によらなければならない。
6	3	5	6	7	1	7. 鋼管の布設	6	3	5	6	7	1	7. 鋼管の布設
						受注者は、鋼管の布設について下記の事項によらなければならない。							受注者は、鋼管の布設について以下の事項によらなければならない。
6	3	5	6	7	7	(6)	6	3	5	6	7	7	(6)
						受注者は、下記の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。							受注者は、以下の場合には、鋼製部材の現場塗装を行ってはならない。
6	3	5	6	7	10	③	6	3	5	6	7	10	③
						塗膜の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。							塗料の乾燥前に降雨、雪、霜のおそれがあるとき。
6	3	5	6	7	12	⑤	6	3	5	6	7	12	⑤
						鋼材表面が湿気を帯びているとき。							降雨等で表面が濡れているとき
							6	3	5	6	7	13	⑥
													風が強いとき及び塵埃が多いとき
6	3	5	6	7	13	⑥	6	3	5	6	7	14	⑦
						その他、監督職員が不適当と認めたとき。							その他、監督職員が不適当と認めたとき。
6	3	5	6	8	1	8. ダクタイル鋳鉄管の布設	6	3	5	6	8	1	8. ダクタイル鋳鉄管の 布設
						受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について下記の事項によらなければならない。							受注者は、ダクタイル鋳鉄管の布設について以下の事項によらなければならない。
6	3	5	6	8	2	(1)	6	3	5	6	8	2	(1)
						受注者は、JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管[FCD420])及びJIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管[FCD420])に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。							受注者は、JIS G 5526(ダクタイル鋳鉄管)及びJIS G 5527(ダクタイル鋳鉄異形管)に適合したダクタイル鋳鉄管を用いなければならない。
6	3	5	6	8	3	(2)	6	3	5	6	8	3	(2)
						受注者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。							受注者は、継手の構造については、設計図書に明示されたものを用いなければならない。
6	3	6	0	0	1	第6節	6	3	6	0	0	1	第6節
						護床工							護床工
6	3	6	1	0	1	3-6-1	6	3	6	1	0	1	3-6-1
						一般事項							一般事項
6	3	6	1	1	2		6	3	6	1	1	2	
						本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。							本節は、護床工として作業土工(床掘り・埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。
6	3	7	0	0	1	第7節	6	3	7	0	0	1	第7節
						水路工							水路工
6	3	7	1	0	1	3-7-1	6	3	7	1	0	1	3-7-1
						一般事項							一般事項
6	3	7	1	1	2		6	3	7	1	1	2	
						本節は、水路工として作業土工、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。							本節は、水路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、集水樹工、暗渠工、樋門接続暗渠工その他これらに類する工種について定める。
6	3	8	0	0	1	第8節	6	3	8	0	0	1	第8節
						付属物設置工							付属物設置工
6	3	8	1	0	1	3-8-1	6	3	8	1	0	1	3-8-1
						一般事項							一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
6	3	8	1	1	2		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	6	3	8	1	1	2		本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り・埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。
6	4	0	0	0	1	第4章	水門	6	4	0	0	0	1	第4章	水門
6	4	1	0	0	1	第1節	適用	6	4	1	0	0	1	第1節	適用
6	4	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	工場製品輸送工、仮設工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工、第10節仮設工による。	6	4	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
6	4	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	河川土工、軽量盛土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定による。	6	4	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	河川土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。
6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
6	4	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)(平成21年6月)	6	4	2	0	0	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成23年7月)
6	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編)(平成14年3月)	6	4	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編)(平成24年3月)
6	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 III コンクリート橋編)(平成14年3月)	6	4	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 III コンクリート橋編)(平成24年3月)
6	4	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 IV 下部構造編)(平成14年3月)	6	4	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 IV 下部構造編)(平成24年3月)
6	4	6	0	0	1	第6節	水門本体工	6	4	6	0	0	1	第6節	水門本体工
6	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項	6	4	6	1	0	1	4-6-1	一般事項
6	4	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、水門本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工(遮水矢板)、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	6	4	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、水門本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工(遮水矢板)、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、胸壁工、翼壁工、水叩工その他これらに類する工種について定める。
6	4	7	0	0	1	第7節	護床工	6	4	7	0	0	1	第7節	護床工
6	4	7	1	0	1	4-7-1	一般事項	6	4	7	1	0	1	4-7-1	一般事項
6	4	7	1	1	2		本節は、護床工として作業土工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。	6	4	7	1	1	2		本節は、護床工として作業土工(床掘り・埋戻し)、根固めブロック工、間詰工、沈床工、捨石工、かご工その他これらに類する工種について定める。
6	4	7	2	0	1	4-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)	6	4	7	2	0	1	4-7-2	作業土工(床掘り・埋戻し)
6	4	7	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工の規定(床掘り・埋戻し)による。	6	4	7	2	1	2		作業土工の施工については、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。
6	4	8	0	0	1	第8節	付属物設置工	6	4	8	0	0	1	第8節	付属物設置工
6	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項	6	4	8	1	0	1	4-8-1	一般事項
6	4	8	1	1	2		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。	6	4	8	1	1	2		本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り・埋戻し)、防止柵工、境界工、管理橋受台工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工その他これらに類する工種について定める。
6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工	6	4	9	0	0	1	第9節	鋼管理橋上部工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
6	4	9	2	0	1	4-9-2	材料	6	4	9	2	0	1	4-9-2	材料
6	4	9	2	4	1	4. 試験結果の提出	受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を、工事に使用する前に監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、 その試験成績表を監督職員が承諾した場合には、受注者は、 試料及び試験結果の提出を省略することができるものとする。	6	4	9	2	4	1	4. 試験結果の提出	受注者は、以下の材料を使用する場合は、試験結果を工事に使用する前 へ 監督職員に提出しなければならない。ただし、これまでに使用実績があるものを用いる場合には、 監督職員の承諾を得て、 試験結果の提出を省略することができる。
6	4	9	2	5	1	5. 品質証明資料の提出	受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に提出し、 設計図書に関して承諾を得なければならない。	6	4	9	2	5	1	5. 品質証明資料の提出	受注者は、舗装工で以下の材料を使用する場合は、工事に使用する前に、材料の品質を証明する資料を監督職員に提出しなければならない。
6	4	9	2	5	4		なお、 承諾を得た 瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。	6	4	9	2	5	4		なお、 品質の証明を監督職員に承諾された 瀝青材料であっても、製造60日を経過した材料を使用してはならない。
6	4	9	2	6	1	6. 小規模工事	受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験による 試験結果の提出 により、以下の骨材の骨材試験の実施 及び試料の提出 を省略することができる。	6	4	9	2	6	1	6. 小規模工事	受注者は、小規模工事においては、本条4項の規定に係わらず、これまでの実績または定期試験結果の提出により、以下の骨材の骨材試験の実施を省略することができる。
6	4	12	0	0	1	第12節	橋梁付属物工(鋼管理橋)	6	4	12	0	0	1	第12節	橋梁付属物工(鋼管理橋)
6	4	12	2	0	1	4-12-2	伸縮装置工	6	4	12	2	0	1	4-12-2	伸縮装置工
6	4	12	2	1	1		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24の規定による。	6	4	12	2	1	1		伸縮装置工の施工については、第3編2-3-24 伸縮装置工 の規定による。
6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6	4	14	0	0	1	第14節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)
6	4	14	6	0	1	4-12-6	支承工	6	4	14	6	0	1	4-12-6	支承工
6	4	14	6	1	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	14	6	1	1		支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、 監督職員の承諾を得なければならない。
6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工	6	4	18	0	0	1	第18節	舗装工
6	4	18	10	0	1	4-18-10	コンクリート舗装工	6	4	18	10	0	1	4-18-10	コンクリート舗装工
6	4	18	10	2	1	2. 配合	現場練りコンクリートを使用する場合は配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	6	4	18	10	2	1	2. 配合	現場練りコンクリートを使用する場合は配合設計を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を 得るものとする。
6	4	18	10	3	1	3. 粗面仕上げ	粗面仕上げは、フロート及びハケ、ホーキ等で行うものとする。	6	4	18	10	3	1	3. 粗面仕上げ	粗面仕上げは、フロート、ハケ 及びほうき 等で行うものとする。
6	4	18	10	4	1	4. 初期養生	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行うこと。	6	4	18	10	4	1	4. 初期養生	初期養生において、コンクリート皮膜養生剤を原液濃度で70g/m2程度を入念に散布し、三角屋根、麻袋等で十分に行う ものとする。
6	4	18	10	6	1	6. 横収縮目地及び縦目地	横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度打込み目地とする。	6	4	18	10	6	1	6. 横収縮目地及び縦目地	横収縮目地及び縦目地は、カット目地とし、横収縮目地は30mに1箇所程度の 打込み目地とするものとする。
6	5	0	0	0	1	第5章	堰	6	5	0	0	0	1	第5章	堰
6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下の 基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
6	5	2	0	0	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)(平成21年6月)	6	5	2	0	0	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成23年7月)

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
6	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)(平成14年3月)	6	5	2	0	0	6		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)(平成24年3月)
6	5	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編)(平成14年3月)	6	5	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編)(平成24年3月)
6	5	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)(平成14年3月)	6	5	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)(平成24年3月)
6	5	3	0	0	1	第3節	工場製作工	6	5	3	0	0	1	第3節	工場製作工
6	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項	6	5	3	1	0	1	5-3-1	一般事項
6	5	3	1	2	1	2. 施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接および仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	6	5	3	1	2	1	2. 施工計画書	受注者は、原寸、工作、溶接及び仮組立に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
6	5	3	1	4	1	4. 鉄製品及び鉄鋼品の使用	受注者は、鉄製品及び鉄鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	6	5	3	1	4	1	4. 鉄製品及び鉄鋼品の使用	受注者は、鉄製品及び鉄鋼品の使用にあたって、設計図書に示す形状寸法のもので、応力上問題のあるキズまたは著しいひずみ及び内部欠陥がないものを使用しなければならない。
6	5	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工	6	5	5	0	0	1	第5節	軽量盛土工
6	5	5	2	0	1	5-5-2	輸送工	6	5	5	2	0	1	5-5-2	軽量盛土工
6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工	6	5	6	0	0	1	第6節	可動堰本体工
6	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項	6	5	6	1	0	1	5-6-1	一般事項
6	5	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、可動堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	6	5	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、可動堰本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、床版工、堰柱工、門柱工、ゲート操作台工、水叩工、閘門工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。
6	5	6	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	6	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、可動堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工	6	5	7	0	0	1	第7節	固定堰本体工
6	5	7	1	0	1	5-7-1	一般事項	6	5	7	1	0	1	5-7-1	一般事項
6	5	7	1	1	1	1. 適用工種	本節は、固定堰本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。	6	5	7	1	1	1	1. 適用工種	本節は、固定堰本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、矢板工、堰本体工、水叩工、土砂吐工、取付擁壁工その他これらに類する工種について定める。
6	5	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第6章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、固定堰本体工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工	6	5	8	0	0	1	第8節	魚道工
6	5	8	1	0	1	5-8-1	一般事項	6	5	8	1	0	1	5-8-1	一般事項
6	5	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、魚道工として作業土工、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。	6	5	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、魚道工として作業土工(床掘り・埋戻し)、魚道本体工その他これらに類する工種について定める。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
6	5	8	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	6	5	8	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、魚道工の施工にあたっては、ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)第7章施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工	6	5	10	0	0	1	第10節	鋼管理橋上部工
6	5	10	11	0	1	5-10-11	現場継手工	6	5	10	11	0	1	5-10-11	現場継手工
6	5	10	11	0	2		現場継手工の施工については、第6編4-9-11現場継手工の規定による。	6	5	10	11	0	2		現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。
6	5	11	0	0	1	第11節	橋梁現場塗装工	6	5	11	0	0	1	第11節	橋梁現場塗装工
6	5	11	2	0	1	5-11-2	現場塗装工	6	5	11	2	0	1	5-11-2	現場塗装工
6	5	11	2	0	2		現場塗装工の施工については、第3編2-2-31現場塗装工の規定による。	6	5	11	2	0	2		現場塗装工の施工については、第3編2-3-31現場塗装工の規定による。
6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)	6	5	15	0	0	1	第15節	コンクリート管理橋上部工(PC橋)
6	5	15	1	0	1	5-15-1	一般事項	6	5	15	1	0	1	5-15-1	一般事項
6	5	15	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合する転造ねじを使用しなければならない。	6	5	15	1	5	1	5. PC鋼材両端のねじの使用	受注者は、PC鋼材両端のねじの使用については、JIS B 0205(一般用メートルねじ)に適合するねじを使用しなければならない。
6	5	20	0	0	1	第20節	付属物設置工	6	5	20	0	0	1	第20節	付属物設置工
6	5	20	1	0	1	5-20-1	一般事項	6	5	20	1	0	1	5-20-1	一般事項
6	5	20	1	0	2		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。	6	5	20	1	0	2		本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り・埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、階段工、観測施設工、グラウトホール工その他これらに類する工種について定める。
6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場	6	6	0	0	0	1	第6章	排水機場
6	6	1	0	0	1	第1節	適用	6	6	1	0	0	1	第1節	適用
6	6	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	6	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	6	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	6	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
6	6	2	0	0	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)(平成21年6月)	6	6	2	0	0	3		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成23年7月)
6	6	4	0	0	1	第4節	機場本体工	6	6	4	0	0	1	第4節	機場本体工
6	6	4	1	0	1	6-4-1	一般事項	6	6	4	1	0	1	6-4-1	一般事項
6	6	4	1	1	1	1. 適用工種	本節は、機場本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。	6	6	4	1	1	1	1. 適用工種	本節は、機場本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工、燃料貯油槽工その他これらに類する工種について定める。
6	6	4	1	3	1	3. 堤防に設ける仮締切	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	6	6	4	1	3	1	3. 堤防に設ける仮締切	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難しい仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
6	6	5	0	0	1	第5節	沈砂池工	6	6	5	0	0	1	第5節	沈砂池工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
6	6	5	1	0	1	6-5-1	一般事項	6	6	5	1	0	1	6-5-1	一般事項
6	6	5	1	1	1	1. 適用工事	本節は、沈砂池工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。	6	6	5	1	1	1	1. 適用工事	本節は、沈砂池工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、場所打擁壁工、コンクリート床版工、ブロック床版工、場所打水路工その他これらに類する工事について定める。
6	6	5	1	3	1	3. 仮締切	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	6	6	5	1	3	1	3. 仮締切	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
6	6	5	1	4	1	4. 仮水路	受注者は、沈砂池工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	6	6	5	1	4	1	4. 仮水路	受注者は、沈砂池工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。
6	6	6	0	0	1	第6節	吐出水槽工	6	6	6	0	0	1	第6節	吐出水槽工
6	6	6	1	0	1	6-6-1	一般事項	6	6	6	1	0	1	6-6-1	一般事項
6	6	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、吐出水槽工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。	6	6	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、吐出水槽工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、矢板工、本体工その他これらに類する工種について定める。
6	6	6	1	3	1	3. 仮締切	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。	6	6	6	1	3	1	3. 仮締切	受注者は、堤防に設ける仮締切は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い仮締切を設置する場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮締切は、堤防機能が保持できるものとしなければならない。
6	6	6	1	4	1	4. 仮水路	受注者は、吐出水槽工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するものとするが、現地状況によってこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。	6	6	6	1	4	1	4. 仮水路	受注者は、吐出水槽工の施工に必要な仮水路は、設計図書に基づき施工するが、現地状況によってこれにより難い場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。なお、その場合の仮水路は、内水排除のための断面を確保し、その流量に耐える構造でなければならない。
6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め	6	7	0	0	0	1	第7章	床止め・床固め
6	7	1	0	0	1	第1節	適用	6	7	1	0	0	1	第1節	適用
6	7	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	河川土工、軽量盛土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第11節軽量盛土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	6	7	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	河川土工、仮設工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
6	7	4	0	0	1	第4節	床止め工	6	7	4	0	0	1	第4節	床止め工
6	7	4	1	0	1	7-4-1	一般事項	6	7	4	1	0	1	7-4-1	一般事項
6	7	4	1	2	1	2. 一般事項	受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定によらなければならない。	6	7	4	1	2	1	2. 一般事項	受注者は、床止め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定による。
6	7	5	0	0	1	第5節	床固め工	6	7	5	0	0	1	第5節	床固め工
6	7	5	1	0	1	7-5-1	一般事項	6	7	5	1	0	1	7-5-1	一般事項
6	7	5	1	1	1	1. 適用工種	本節は、床固め工として、作業土工、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。	6	7	5	1	1	1	1. 適用工種	本節は、床固め工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、本堤工、垂直壁工、側壁工、水叩工、その他これらに類する工種について定める。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下
6	7	5	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定によらなければならない。	6	7	5	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、床固め工の施工にあたっては、仮締切堤設置基準(案)及び各々の条・項の規定による。				
6	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工	6	7	6	0	0	1	第6節	山留擁壁工				
6	7	6	1	0	1	7-6-1	一般事項	6	7	6	1	0	1	7-6-1	一般事項				
6	7	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、山留擁壁工として作業土工、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。	6	7	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、山留擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、山留擁壁基礎工その他これらに類する工種について定める。				
6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持	6	8	0	0	0	1	第8章	河川維持				
6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工	6	8	5	0	0	1	第5節	堤防養生工				
6	8	5	2	0	1	8-5-2	芝養生工	6	8	5	2	0	1	8-5-2	芝養生工				
6	8	5	2	3	1	3. 雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工するものとする。	6	8	5	2	3	1	3. 雑草	受注者は、人力により雑草の抜き取りを施工しなければならない。				
6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工	6	8	6	0	0	1	第6節	構造物補修工				
6	8	6	4	0	1	8-6-4	ボーリンググラウト工	6	8	6	4	0	1	8-6-4	ボーリンググラウト工				
6	8	6	4	1	1	1. ボーリンググラウト工の施工	受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはいけない。	6	8	6	4	1	1	1. ボーリンググラウト工の施工	受注者は、施工にあたっては、水中施工を行ってはならない。				
6	8	7	0	0	1	第7節	路面補修工	6	8	7	0	0	1	第7節	路面補修工				
6	8	7	2	0	1	8-7-2	材料	6	8	7	2	0	1	8-7-2	材料				
6	8	7	2	2	1	2. アスファルト注入に使用する注入材料	アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207(石油アスファルト)の規格に適合するものとする。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。	6	8	7	2	2	1	2. アスファルト注入に使用する注入材料	アスファルト注入に使用する注入材料は、ブローンアスファルトとし、JIS K 2207(石油アスファルト)の規格に適合する。なお、ブローンアスファルトの針入度は設計図書によらなければならない。				
6	8	7	2	4	1	4. 堤体材料	堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用するものとする。	6	8	7	2	4	1	4. 堤体材料	堤体材料については、現況堤体材料と同等の材料を使用しなければならない。				
6	8	8	0	0	1	第8節	付属物復旧工	6	8	8	0	0	1	第8節	付属物復旧工				
6	8	8	2	0	1	8-8-2	付属物復旧工	6	8	8	2	0	1	8-8-2	付属物復旧工				
6	8	8	2	4	1	4. コンクリート中の防護柵の設置	受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるものとするがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	6	8	8	2	4	1	4. コンクリート中の防護柵の設置	受注者は、支柱の施工にあたって橋梁、擁壁、函渠などのコンクリートの中に防護柵を設置する場合、設計図書によるがその位置に支障があるときまたは、位置が明示されていない場合、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
6	8	9	0	0	1	第9節	付属物設置工	6	8	9	0	0	1	第9節	付属物設置工				
6	8	9	1	0	1	8-9-1	一般事項	6	8	9	1	0	1	8-9-1	一般事項				
6	8	9	1	0	2		本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。	6	8	9	1	0	2		本節は、付属物設置工として防護柵工、境界杭工、作業土工(床掘り・埋戻し)、付属物設置工その他これらに類する工種について定める。				
6	8	10	0	0	1	第10節	光ケーブル配管工	6	8	10	0	0	1	第10節	光ケーブル配管工				
6	8	10	1	0	1	8-10-1	一般事項	6	8	10	1	0	1	8-10-1	一般事項				
6	8	10	1	0	2		本節は、光ケーブル配管工として作業土工、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。	6	8	10	1	0	2		本節は、光ケーブル配管工として作業土工(床掘り・埋戻し)、配管工、ハンドホール工その他これらに類する工種について定める。				
6	8	11	0	0	1	第11節	清掃工	6	8	11	0	0	1	第11節	清掃工				
6	8	11	2	0	1	8-11-2	材料	6	8	11	2	0	1	8-11-2	材料				
6	8	11	2	0	2		塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書による。	6	8	11	2	0	2		塵芥処理工及び水面清掃工に使用する材料については、設計図書によらなければならない。				
6	8	14	0	0	1	第14節	撤去物処理工	6	8	14	0	0	1	第14節	撤去物処理工				

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
6	8	14	2	0	1	8-14-2	運搬処理工	6	8	14	2	0	1	8-14-2	運搬処理工
6	8	14	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、般運搬処理及び発生材運搬を行う場合は、運搬物が飛散しないようしなければならない。	6	8	14	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、般運搬処理及び発生材運搬を行うにあたっては、運搬物が飛散しないように、 適正な処置を行わなければならない。
6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕	6	9	0	0	0	1	第9章	河川修繕
6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	6	9	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
6	9	2	0	1	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の関係基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	6	9	2	0	1	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の関係基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
6	9	2	0	1	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(同解説)(平成21年6月)	6	9	2	0	1	4		ダム・堰施設技術協会 ダム・堰施設技術基準(案)(基準解説編・マニュアル編)(平成23年7月)
6	9	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	6	9	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工
6	9	3	2	0	1	9-3-2	覆土工	6	9	3	2	0	1	9-3-2	軽量盛土工
6	9	3	2	1	1		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	6	9	3	2	1	1		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。
6	9	6	0	0	1	第6節	堤脚保護工	6	9	6	0	0	1	第6節	堤脚保護工
6	9	6	1	0	1	9-6-1	一般事項	6	9	6	1	0	1	9-6-1	一般事項
6	9	6	1	1	1		本節は、堤脚保護工として作業土工、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。	6	9	6	1	1	1		本節は、堤脚保護工として作業土工(床掘り・埋戻し)、石積工、コンクリートブロック工その他これに類する工種について定める。
6	9	7	0	0	1	第7節	管理用通路工	6	9	7	0	0	1	第7節	管理用通路工
6	9	7	1	0	1	9-7-1	一般事項	6	9	7	1	0	1	9-7-1	一般事項
6	9	7	1	1	1		本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。	6	9	7	1	1	1		本節は、管理用通路工として防護柵工、作業土工(床掘り・埋戻し)、路面切削工、舗装打換え工、オーバーレイ工、排水構造物工、道路付属物工その他これに類する工種について定める。
6	9	7	2	0	1	9-7-2	防護柵工	6	9	7	2	0	1	9-7-2	防護柵工
6	9	7	2	3	1	3. 堤防定規断面の確保	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。	6	9	7	2	3	1	3. 堤防定規断面の確保	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては ならない 。
6	9	7	8	0	1	9-7-8	道路付属物工	6	9	7	8	0	1	9-7-8	道路付属物工
6	9	7	8	3	1	3. 堤防定規断面の確保	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵してはいけない。	6	9	7	8	3	1	3. 堤防定規断面の確保	受注者は、施工に際して堤防定規断面を侵しては ならない 。
6	9	8	0	0	1	第8節	現場塗装工	6	9	8	0	0	1	第8節	現場塗装工
6	9	8	3	0	1	9-8-3	付属物塗装工	6	9	8	3	0	1	9-8-3	付属物塗装工
6	9	8	3	2	1	2. 塩分付着の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗いとするものとする。	6	9	8	3	2	1	2. 塩分付着の水洗い	受注者は、海岸地域に架設または保管されていた場合、海上輸送を行った場合、その他臨海地域を長距離輸送した場合など部材に塩分の付着が懸念された場合には、塩分付着量の測定を行いNaClが50mg/m ² 以上の時は水洗い しなければならない 。
7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編	7	0	0	0	0	1	第7編	河川海岸編
7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸	7	1	0	0	0	1	第1章	堤防・護岸
7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	7	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
7	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	7	1	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
7	1	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	7	1	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工
7	1	3	2	0	1	1-3-2	一般事項	7	1	3	2	0	1	1-3-2	軽量盛土工
7	1	3	2	0	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。	7	1	3	2	0	2		軽量盛土工の施工については、第3編2-11-2軽量盛土工の規定による。
7	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工	7	1	5	0	0	1	第5節	護岸基礎工
7	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	7	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項
7	1	5	1	1	1	1. 一般事項	本節は、護岸基礎工として作業土工、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	7	1	5	1	1	1	1. 一般事項	本節は、護岸基礎工として作業土工(床掘り・埋戻し)、捨石工、場所打コンクリート工、海岸コンクリートブロック工、笠コンクリート工、基礎工、矢板工その他これらに類する工種について定める。
7	1	5	2	0	1	1-5-2	材料	7	1	5	2	0	1	1-5-2	材料
7	1	5	2	1	1	1. 一般事項	護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書によらなければならない。	7	1	5	2	1	1	1. 一般事項	護岸基礎に使用する捨石の寸法及び質量ならびに比重は、設計図書によるものとする。
7	1	5	2	2	1	2. 材料の品質	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	5	2	2	1	2. 材料の品質	護岸基礎に使用する石は、JIS A 5006(割ぐり石)に適合したものまたは、これと同等以上の品質を有するものとし、使用にあたっては、監督職員の承諾を得るものとする。
7	1	5	5	0	1	1-5-5	場所打コンクリート工	7	1	5	5	0	1	1-5-5	場所打コンクリート工
7	1	5	5	1	1	1. 一般事項	受注者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定による。	7	1	5	5	1	1	1. 一般事項	受注者は、場所打コンクリートの施工にあたっては、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートの規定によらなければならない。
7	1	5	5	3	1	3. 潮待作業	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によるものとする。なお、これにより難しい場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。また、施工が疎漏にならないように工程、打込み方法などの施工計画を監督職員に提出しなければならない。	7	1	5	5	3	1	3. 潮待作業	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書によらなければならない。なお、これにより難しい場合には設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
7	1	5	5	4	1	4. 水中コンクリートの施工	受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。なお、水中打込みを行なう場合は必ず静水中で行なわなければならない。	7	1	5	5	4	1	4. 水中コンクリートの施工	受注者は、やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
7	1	5	6	0	1	1-5-6	海岸コンクリートブロック工	7	1	5	6	0	1	1-5-6	海岸コンクリートブロック工
7	1	5	6	6	1	6. 養生	コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定による。なお、養生用水に海水を使用してはならない。	7	1	5	6	6	1	6. 養生	受注者は、コンクリート打設後の施工については、第1編3-6-9養生の規定によらなければならない。なお、養生用水に海水を使用してはならない。
7	1	6	0	0	1	第6節	護岸工	7	1	6	0	0	1	第6節	護岸工
7	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	7	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項
7	1	6	1	3	1	3. 護岸のコンクリート施工	受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第7編1-5-5場所打コンクリート工の規定によらなければならない。	7	1	6	1	3	1	3. 護岸のコンクリート施工	受注者は、護岸のコンクリート施工にあたっては、原則として水中打込みを行ってはならない。やむを得ず水中コンクリートで施工する場合は、第7編1-5-5場所打コンクリート工の規定による。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定									
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)	
7	1	6	1	6	1	6	6. 吸出防止材の敷設 受注者は、護岸と基層(裏込め)との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によるものとし、敷設するにあたっては、護岸ブロックを吊り金具による水平吊りで施工しなければならない。なお、吊り金具による水平吊りができない場合は、施工方法について監督職員の承諾を得なければならない。また、敷設に先立ち、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。	7	1	6	1	6	1	6	6	6. 吸出防止材の敷設 受注者は、護岸と基層(裏込め)との間に吸出防止材を敷設するにあたっては、設計図書によるものとし、敷設するにあたっては、護岸ブロックを吊り金具による水平吊りで施工しなければならない。また、敷設面の異常の有無を確認しなければならない。
7	1	6	2	0	1	1-6-2	材 料	7	1	6	2	0	1	1-6-2	材 料	
7	1	6	2	1	1	1	1. 吸出し防止材 吸出し防止材として使用する材料は、次に掲げるものとする。	7	1	6	2	1	1	1	1. 吸出し防止材 吸出し防止材として使用する材料は、 以下 に掲げるものとする。	
7	1	6	2	2	1	2	2. 一般事項 アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によらなければならない。	7	1	6	2	2	1	2	2. 一般事項 アスファルトマットの形状寸法、構造、強度、補強材の種類及びアスファルト合材の配合は設計図書によるものとする。	
7	1	6	2	4	1	4	4. 設計図書の監督職員の承諾(1) アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	6	2	4	1	4	4. 設計図書の監督職員の承諾(1) 受注者は、アスファルトマット製作に先立ち、アスファルト合材の配合報告書及び図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	
7	1	6	2	8	1	8	8. 止水板の種類及び規格 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。	7	1	6	2	8	1	8	8. 止水板の種類及び規格 護岸の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。	
7	1	6	5	0	1	1-6-5	コンクリート被覆工	7	1	6	5	0	1	1-6-5	コンクリート被覆工	
7	1	6	5	1	1	1	1. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	7	1	6	5	1	1	1	1. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように 設置しなければならない 。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	
7	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	7	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	
7	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項	7	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項	
7	1	7	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。	7	1	7	1	0	2		本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工その他これらに類する工種について定める。	
7	1	9	0	0	1	第9節	波返工	7	1	9	0	0	1	第9節	波返工	
7	1	9	2	0	1	1-9-2	材 料	7	1	9	2	0	1	1-9-2	材 料	
7	1	9	2	0	2		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。	7	1	9	2	0	2		波返工の施工に使用する止水板の種類及び規格は、設計図書によるものとする。	
7	1	9	3	0	1	1-9-3	波返工	7	1	9	3	0	1	1-9-3	波返工	
7	1	9	3	2	1	2	2. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	7	1	9	3	2	1	2	2. 止水板の施工 受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように 設置しなければならない 。また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	
7	1	10	0	0	1	第10節	裏法被覆工	7	1	10	0	0	1	第10節	裏法被覆工	
7	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項	7	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項	
7	1	10	1	2	1	2	2. 目地の施工位置 受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致させなければならない。	7	1	10	1	2	1	2	2. 目地の施工位置 受注者は、裏法被覆の目地の施工位置は設計図書に従って施工しなければならない。なお、裏法被覆の目地は、表法被覆の目地と一致 させるものとする 。	
7	1	10	1	4	1	4	4. 表法被覆の基層(裏込め)の施工 受注者は、裏法被覆の基層(裏込め)の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	7	1	10	1	4	1	4	4. 裏法被覆の 基層(裏込め)の施工 受注者は、裏法被覆の基層(裏込め)の施工にあたっては、沈下や吸出しによる空洞の発生を防ぐため、締固め機械等を用いて施工しなければならない。	
7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	7	1	11	0	0	1	第11節	カルバート工	
7	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	7	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定												
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下
					2. 一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要項 2-7 排水施設の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。							2. 一般事項(2)	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1 基本方針、道路土工要項 2-7 排水施設の施工の規定」(日本道路協会、平成22年3月)によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。					
7	1	11	2	0	1	1-11-2	材 料	7	1	11	2	0	1	1-11-2	材 料				
7	1	11	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、道路土工—カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	7	1	11	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度の規定」(日本道路協会、平成22年3月)によらなければならない。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。				
7	1	12	0	0	1	第12節	排水構造物工	7	1	12	0	0	1	第12節	排水構造物工				
7	1	12	1	0	1	1-12-1	一般事項	7	1	12	1	0	1	1-12-1	一般事項				
7	1	12	1	0	2		本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、集水樹工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。	7	1	12	1	0	2		本節は、排水構造物工として作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、集水樹工、管渠工、場所打水路工その他これらに類する工種について定める。				
7	1	12	5	0	1	1-12-5	管渠工	7	1	12	5	0	1	1-12-5	管渠工				
7	1	12	5	5	1	5. 管の据付け	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを充てんし、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。	7	1	12	5	5	1	5. 管の据付け	受注者は、基礎工の上に通りよく管を据付けるとともに、管の下面及びカラーの周囲にはコンクリートまたは固練りモルタルを 充填 し、空隙あるいは漏水が生じないように施工しなければならない。				
7	1	12	5	7	1	7. コルゲートパイプの布設	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり次の事項により施工しなければならない。	7	1	12	5	7	1	7. コルゲートパイプの布設	受注者は、コルゲートパイプの布設にあたり 以下 の事項により施工しなければならない。				
7	1	12	5	7	3	(2)	コルゲートパイプの組立ては、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合はパイプ断面の両側で行うものとする。 また重ね合わせは底部及び頂部で行ってはならない。なお、埋戻し後もボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。	7	1	12	5	7	3	(2)	コルゲートパイプの組立て については 、上流側または高い側のセクションを下流側または低い側のセクションの内側に重ね合うようにし、重ね合わせ部分の接合は、パイプ断面の両側で行うものとし、底部及び頂部で行ってはならない。 また、埋戻し後も可能な限りボルトの緊結状態を点検し、ゆるんでいるものがあれば締直しを行わなければならない。				
7	1	12	5	8	1	8. ダクトイル鑄鉄管の布設	受注者は、ダクトイル鑄鉄管の布設について次の事項により施工しなければならない。	7	1	12	5	8	1	8. ダクトイル鑄鉄管の布設	受注者は、ダクトイル鑄鉄管の布設について 以下 の事項により施工しなければならない。				
7	1	12	5	8	2	(1)	受注者は、JIS G 5526(ダクトイル鑄鉄管[FCD420])及びJIS G 5527(ダクトイル鑄鉄異形管[FCD420])に適合したダクトイル鑄鉄管を用いなければならない。	7	1	12	5	8	2	(1)	受注者は、JIS G 5526(ダクトイル鑄鉄管)及びJIS G 5527(ダクトイル鑄鉄異形管)に適合したダクトイル鑄鉄管を用いなければならない。				
7	1	12	6	0	1	1-12-6	場所打水路工	7	1	12	6	0	1	1-12-6	場所打水路工				
7	1	12	6	2	1	2. 潮待作業	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示によるものとし、 施工が疎漏にならないように工程、打込み方法等の施工計画を監督職員に提出しなければならない。 なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	7	1	12	6	2	1	2. 潮待作業	受注者は、潮待作業で施工する場合には、設計図書の施工条件明示による。なお、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。				
7	1	12	6	6	1	6. 止水板の施工	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないようにまた、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。	7	1	12	6	6	1	6. 止水板の施工	受注者は、止水板を施工するにあたっては、めくれ、曲げが生じないように 設置しなければならない。 また、両側のコンクリートに均等に設置しなければならない。				
7	1	13	0	0	1	第13節	付属物設置工	7	1	13	0	0	1	第13節	付属物設置工				
7	1	13	1	0	1	1-13-1	一般事項	7	1	13	1	0	1	1-13-1	一般事項				
7	1	13	1	0	2		本節は、付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。	7	1	13	1	0	2		本節は、付属物設置工として作業土工(床掘り・埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、階段工その他これらに類する工種について定める。				

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
7	1	13	4	0	1	1-13-4	境界工	7	1	13	4	0	1	1-13-4	境界工
7	1	13	4	1	1	1.境界杭の設置位置	受注者は、境界杭の設置位置については、監督職員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、すみやかに監督職員に報告しなければならない。	7	1	13	4	1	1	1.境界杭の設置位置	受注者は、境界杭の設置位置については、監督職員の指示によらなければならない。また、設置に際して隣接所有者と問題が生じた場合、 速やかに監督職員に連絡 しなければならない。
7	1	13	5	0	1	1-13-5	銘板工	7	1	13	5	0	1	1-13-5	銘板工
7	1	13	5	0	2		受注者は、銘板及び表示板の施工にあたっては、大きさ、取付位置、記載事項は、設計図書によらなければならない。	7	1	13	5	0	2		銘板工の施工については、第6編3-8-5銘板工の規定による。
7	1	14	0	0	1	第14節	付帯道路工	7	1	14	0	0	1	第14節	付帯道路工
7	1	14	1	0	1	1-14-1	一般事項	7	1	14	1	0	1	1-14-1	一般事項
7	1	14	1	0	2		本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	7	1	14	1	0	2		本節は、付帯道路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水柵工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。
7	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬	7	2	0	0	0	1	第2章	突堤・人工岬
7	2	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工	7	2	3	0	0	1	第3節	軽量盛土工
7	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項	7	2	3	1	0	1	2-3-1	一般事項
7	2	3	1	0	2		本節は、本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。	7	2	3	1	0	2		本節は、軽量盛土工として、軽量盛土工その他これらに類する工種について定める。
7	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工	7	2	4	0	0	1	第4節	突堤基礎工
7	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	7	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項
						1.適用工種	本節は、突堤基礎工として作業土工、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。							1.適用工種	本節は、突堤基礎工として作業土工(床掘り・埋戻し)、捨石工、吸出し防止工その他これらに類する工種について定める。
7	2	4	2	0	1	2-4-2	材料	7	2	4	2	0	1	2-4-2	材料
7	2	4	2	2	1	2.中埋用栗石	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用する。	7	2	4	2	2	1	2.中埋用栗石	吸出し防止工にふとんかごを用いる場合の中埋用栗石は、おおむね15～25cmのもので、網目より大きな天然石または割ぐり石を使用する ものとする。
7	2	5	0	0	1	第5節	突堤本体工	7	2	5	0	0	1	第5節	突堤本体工
7	2	5	11	0	1	2-5-11	ケーソン工	7	2	5	11	0	1	2-5-11	ケーソン工
7	2	5	11	1	1	1.ケーソンと函台の絶縁	ケーソンと函台は、絶縁する。	7	2	5	11	1	1	1.ケーソンと函台の絶縁	ケーソンと函台は、絶縁する ものとする。
7	2	5	11	15	1	15.吊具の品質・形状寸法等	吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議する。	7	2	5	11	15	1	15.吊具の品質・形状寸法等	吊具の品質・形状寸法等については、設計図書によるものとし、これにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議する ものとする。
7	2	5	11	26	1	26.曳航、回航完了後の異常確認	曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。	7	2	5	11	26	1	26.曳航、回航完了後の異常確認	受注者は、 曳航、回航完了後ケーソンに異常のないことを確認しなければならない。
7	4	0	0	0	1	第4章	浚渫(海岸)	7	4	0	0	0	1	第4章	浚渫(海岸)
7	4	2	0	0	1	第2節	浚渫工(ポンプ浚渫船)	7	4	2	0	0	1	第2節	浚渫工(ポンプ浚渫船)
7	4	2	1	0	1	4-2-1	一般事項	7	4	2	1	0	1	4-2-1	一般事項
7	4	2	1	4	1	4.支障物件の落下	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。	7	4	2	1	4	1	4.支障物件の落下	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。
7	4	2	2	0	1	4-2-3	作業船及び機械運転工	7	4	2	2	0	1	4-2-3	作業船及び機械運転工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
7	4	2	2	0	2		受注者は、浚渫にあたり揚船、交通船、警戒船等の作業する場合は、第6編2-2-3作業船及び機械運転工の規定による。	7	4	2	2	0	2		作業船及び機械運転工の施工については、第6編2-2-3作業船及び機械運転工の規定による。
7	4	3	0	0	1	第3節	浚渫工(グラブ船)	7	4	3	0	0	1	第3節	浚渫工(グラブ船)
7	4	3	1	0	1	4-3-1	一般事項	7	4	3	1	0	1	4-3-1	一般事項
7	4	3	1	4	1	4. 支承物件の落下	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。	7	4	3	1	4	1	4. 支承物件の落下	受注者は、浚渫工の施工については、船舶航行に支障をきたす物件を落とした場合には、直ちに関係機関に通報及び監督職員に連絡するとともに、速やかに取り除かなければならない。
7	4	3	3	0	1	4-3-3	作業船運転工	7	4	3	3	0	1	4-3-3	作業船運転工
7	4	3	3	0	2		受注者は、浚渫にあたり揚船、交通船、警戒船等の作業する場合は、台数、設置位置等を施工計画に記載しなければならない。	7	4	3	3	0	2		作業船運転工の施工については、第6編2-3-3作業船運転工の規定による。
7	5	0	0	0	1	第5章	養浜	7	5	0	0	0	1	第5章	養浜
7	5	1	0	0	1	第1節	適用	7	5	1	0	0	1	第1節	適用
7	5	1	0	1	1	1. 適用工種	本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂土工、仮設工、その他これらに類する工種について適用するものとする。	7	5	1	0	1	1	1. 適用工種	本章は、海岸工事における海岸土工、軽量盛土工、砂土工、仮設工、その他これらに類する工種について適用する。
7	5	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定によるものとする。	7	5	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	海岸土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工、仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
7	5	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。	7	5	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編	8	0	0	0	0	1	第8編	砂防編
8	1	0	0	0	1	第1章	砂防えん堤	8	1	0	0	0	1	第1章	砂防堰堤
8	1	1	0	0	1	第1節	適用	8	1	1	0	0	1	第1節	適用
8	1	1	0	1	1	1. 適用工種	本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリートえん堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防えん堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。	8	1	1	0	1	1	1. 適用工種	本章は、砂防工事における工場製作工、工場製品輸送工、砂防土工、軽量盛土工、法面工、仮締切工、コンクリート堰堤工、鋼製堰堤工、護床工・根固め工、砂防堰堤付属物設置工、付帯道路工、付帯道路施設工、仮設工その他これらに類する工種について適用する。
8	1	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	工場製品輸送工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定による。	8	1	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。
8	1	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	砂防土工は、第1編第2章第3節河川土工・海岸土工・砂防土工の規定による。	8	1	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。
8	1	1	0	4	1	4. 適用規定(3)	軽量盛土工は、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定による。	8	1	1	0	4	1	4. 適用規定(3)	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
8	1	1	0	5	1	5. 水位の観測	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	1	1	0	5	1	5. 水位の観測	受注者は、砂防工事においては、水位の観測を必要に応じて実施しなければならない。
8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	1	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
8	1	2	0	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	1	2	0	0	1		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
8	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)	8	1	2	0	0	3		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成25年3月)
8	1	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編)(平成14年3月)	8	1	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編II 鋼橋編)(平成24年3月)

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成 (平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成 (平成25年度)
8	1	3	0	0	1	第3節	工場製作工	8	1	3	0	0	1	第3節	工場製作工
8	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項	8	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項
8	1	3	1	2	1	2. 施工計画書	受注者は、製作に着手する前に、第1編1-1-4施工計画書第1項の施工計画書への記載内容に加えて、原寸、工作、溶接に関する事項をそれぞれ記載し提出しなければならない。なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。	8	1	3	1	2	1	2. 施工計画書	受注者は、 原寸、工作、溶接に関する事項を施工計画書へ記載しなければならない。 なお、設計図書に示されている場合または設計図書に関して監督職員の承諾を得た場合は、上記項目の全部または一部を省略することができるものとする。
8	1	3	3	0	1	1-3-3	鋼製えん堤製作工	8	1	3	3	0	1	1-3-3	鋼製 堰 堤製作工
8	1	3	3	0	2		鋼製えん堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	8	1	3	3	0	2		鋼製 堰 堤製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。
8	1	3	4	0	1	1-3-4	鋼製えん堤仮設材製作工	8	1	3	4	0	1	1-3-4	鋼製 堰 堤仮設材製作工
8	1	3	4	0	2		製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確認しなければならない。	8	1	3	4	0	2		製作・仮組・輸送・組立て等に用いる仮設材は、工事目的物の品質・性能が確保出来る規模と強度を有することを確認しなければならない。
8	1	6	0	0	1	第6節	法面工	8	1	6	0	0	1	第6節	法面工
8	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項	8	1	6	1	0	1	1-6-1	一般事項
						2. 適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工 指針3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。							2. 適用規定	受注者は、法面の施工にあたって、「道路土工—のり面工・斜面安定工 指針 3設計と施工」(日本道路協会、平成21年6月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成 18年11月)、「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成 24年6月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	8	0	0	1	第8節	コンクリートえん堤工	8	1	8	0	0	1	第8節	コンクリート 堰 堤工
8	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	8	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項
8	1	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、コンクリートえん堤工として作業土工、埋戻し工、コンクリートえん堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副えん堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。	8	1	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、コンクリート 堰 堤工として作業土工 (床掘り・埋戻し)、埋戻し工、コンクリート 堰 堤本体工、コンクリート側壁工、コンクリート副 堰 堤工、間詰工、水叩工その他これらに類する工種について定める。
8	1	8	1	5	1	5. 新コンクリートの打継	受注者は、旧コンクリートの材齢が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	8	1	8	1	5	1	5. 新コンクリートの打継	受注者は、旧コンクリートの 材齢 が0.75m以上～1.0m未満リフトの場合は3日(中2日)、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は4日(中3日)1.5m以上2.0m以下のリフトの場合は5日(中4日)に達した後に新コンクリートを打継がなければならない。これにより難しい場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	8	1	6	1	6. コンクリートの打込み	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。	8	1	8	1	6	1	6. コンクリートの打込み	受注者は、コンクリートの打込みを、日平均気温が4℃を超え25℃以下の範囲に予想されるときに実施しなければならない。日平均気温の予想がこの範囲にない場合には、第1編第3章9節暑中コンクリート、10節寒中コンクリートの規定による。 なお、以下の事項に該当する場合はコンクリートの打込みについて、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	8	1	6	2	(1)	コンクリート打設現場の日平均気温が4℃以下になるおそれのある場合。								
8	1	8	1	6	3	(2)	打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。	8	1	8	1	6	2	(1)	打込むコンクリートの温度が25℃以上になるおそれのある場合。
8	1	8	1	6	4	(3)	降雨・降雪の場合。	8	1	8	1	6	3	(2)	降雨・降雪の場合。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定							
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下		
8	1	8	1	6	5	(4)	8	1	8	1	6	4	(3)
						強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。							強風その他、コンクリート打込みが不適当な状況になった場合。
8	1	8	4	0	1	1-8-4	8	1	8	4	0	1	1-8-4
						コンクリートえん堤本体工							コンクリート堰堤本体工
8	1	8	5	0	1	1-8-5	8	1	8	5	0	1	1-8-5
						コンクリート副えん堤工							コンクリート副堰堤工
8	1	8	5	0	2		8	1	8	5	0	2	
						コンクリート副えん堤工の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。							コンクリート副堰堤工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	1	8	6	0	1	1-8-6	8	1	8	6	0	1	1-8-6
						コンクリート側壁工							コンクリート側壁工
8	1	8	6	1	1	1. 適用規定	8	1	8	6	1	1	1. 適用規定
						均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1-6-4コンクリートえん堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。							均しコンクリート、コンクリート、吸出し防止材の施工については、第8編1-6-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	8	7	0	1	1-8-7	8	1	8	7	0	1	1-8-7
						間詰工							間詰工
8	1	8	7	0	2		8	1	8	7	0	2	
						間詰工の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。							間詰工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定によるものとし、本体と同時に打設するものとする。なお、これにより難しい場合は設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	8	8	0	1	1-8-8	8	1	8	8	0	1	1-8-8
						水叩工							水叩工
8	1	8	8	2	1	2. 適用規定	8	1	8	8	2	1	2. 適用規定
						コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。							コンクリート、止水板または吸出防止材の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。なお、これにより難しい場合は事前の試験を行い設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
8	1	9	0	0	1	第9節	8	1	9	0	0	1	第9節
						鋼製えん堤工							鋼製堰堤工
8	1	9	1	0	1	1-9-1	8	1	9	1	0	1	1-9-1
						一般事項							一般事項
8	1	9	1	1	1	1. 鋼製えん堤工の種類	8	1	9	1	1	1	1. 鋼製えん堤工の種類
						本節は、鋼製えん堤工として作業土工、埋戻し工、鋼製えん堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。							本節は、鋼製堰堤工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、鋼製堰堤本体工、鋼製側壁工、コンクリート側壁工、間詰工、水叩工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。
8	1	9	6	0	1	1-9-6	8	1	9	6	0	1	1-9-6
						鋼製側壁工							鋼製側壁工
8	1	9	6	0	2		8	1	9	6	0	2	
						鋼製側壁工の施工については、第8編1-9-5鋼製えん堤本体工の規定による。							鋼製側壁工の施工については、第8編1-9-5鋼製堰堤本体工の規定による。
8	1	10	0	0	1	第10節	8	1	10	0	0	1	第10節
						護床工・根固め工							護床工・根固め工
8	1	10	1	0	1	1-10-1	8	1	10	1	0	1	1-10-1
						一般事項							一般事項
8	1	10	1	0	2		8	1	10	1	0	2	
						本節は、護床工・根固め工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。							本節は、護床工・根固め工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、沈床工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。
8	1	11	0	0	1	第11節	8	1	11	0	0	1	第11節
						砂防えん堤付属物設置工							砂防堰堤付属物設置工
8	1	11	1	0	1	1-11-1	8	1	11	1	0	1	1-11-1
						一般事項							一般事項
8	1	11	1	0	2		8	1	11	1	0	2	
						本節は、砂防えん堤付属物設置工として作業土工、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。							本節は、砂防堰堤付属物設置工として作業土工(床掘り・埋戻し)、防止柵工、境界工、銘板工、点検施設工、その他これらに類する工種について定める。
8	1	12	0	0	1	第12節	8	1	12	0	0	1	第12節
						付帯道路工							付帯道路工
8	1	12	1	0	1	1-12-1	8	1	12	1	0	1	1-12-1
						一般事項							一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
8	1	12	1	0	2		本節は、付帯道路工として作業土工、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。	8	1	12	1	0	2		本節は、付帯道路工として作業土工(床掘り・埋戻し)、路側防護柵工、舗装準備工、アスファルト舗装工、コンクリート舗装工、薄層カラー舗装工、側溝工、集水樹工、縁石工、区画線工その他これらに類する工種について定める。
8	2	0	0	0	1	第2章	流路	8	2	0	0	0	1	第2章	流路
8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
8	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
8	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成11年3月)	8	2	2	0	0	3		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成24年7月)
8	2	4	0	0	1	第4節	流路護岸工	8	2	4	0	0	1	第4節	流路護岸工
8	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項	8	2	4	1	0	1	2-4-1	一般事項
8	2	4	1	0	2		本節は、流路護岸工として作業土工、埋戻し工、基礎工(護岸)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。	8	2	4	1	0	2		本節は、流路護岸工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、基礎工(護岸)、コンクリート擁壁工、ブロック積擁壁工、石積擁壁工、護岸付属物工、植生工その他これらに類する工種について定める。
8	2	4	5	0	1	2-4-5	コンクリート擁壁工	8	2	4	5	0	1	2-4-5	コンクリート擁壁工
8	2	4	5	0	2		コンクリート擁壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。	8	2	4	5	0	2		コンクリート擁壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	2	5	0	0	1	第5節	床固め工	8	2	5	0	0	1	第5節	床固め工
8	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	8	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項
8	2	5	1	0	2		本節は、床固め工として作業土工、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。	8	2	5	1	0	2		本節は、床固め工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、床固め本体工、垂直壁工、側壁工、水叩工、魚道工その他これらに類する工種について定める。
8	2	5	4	0	1	2-5-4	床固め本体工	8	2	5	4	0	1	2-5-4	床固め本体工
8	2	5	4	0	2		床固め本体工の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。	8	2	5	4	0	2		床固め本体工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	2	5	5	0	1	2-5-5	垂直壁工	8	2	5	5	0	1	2-5-5	垂直壁工
8	2	5	5	0	2		垂直壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。	8	2	5	5	0	2		垂直壁工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	2	5	8	0	1	2-5-8	魚道工	8	2	5	8	0	1	2-5-8	魚道工
8	2	5	8	0	2		魚道工の施工については、第8編1-8-4コンクリートえん堤本体工の規定による。	8	2	5	8	0	2		魚道工の施工については、第8編1-8-4コンクリート堰堤本体工の規定による。
8	2	6	0	0	1	第6節	根固め・水制工	8	2	6	0	0	1	第6節	根固め・水制工
8	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項	8	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項
8	2	6	1	0	2		本節は、根固め・水制工として作業土工、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。	8	2	6	1	0	2		本節は、根固め・水制工として作業土工(床掘り・埋戻し)、埋戻し工、根固めブロック工、間詰工、捨石工、かご工、元付工その他これらに類する工種について定める。
8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策	8	3	0	0	0	1	第3章	斜面対策
8	3	1	0	0	1	第1節	適用	8	3	1	0	0	1	第1節	適用
8	3	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	軽量盛土工は、第3編第2章第11節軽量盛土工の規定による。	8	3	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下		
8	3	1	0	4	1	4. 適用規定(3)	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	8	3	1	0	4	1	4. 適用規定(3)	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	8	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
8	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	8	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
8	3	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針(平成11年3月)	8	3	2	0	0	5		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針(平成24年7月)
8	3	2	0	0	9		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成12年3月)	8	3	2	0	0	9		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準・同解説(平成24年6月)
8	3	2	0	0	10		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き(平成18年3月)	8	3	2	0	0	10		PCフレーム協会 PCフレーム工法設計・施工の手引き(平成17年7月)
8	3	6	0	0	1	第6節	山腹水路工	8	3	6	0	0	1	第6節	山腹水路工
8	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項	8	3	6	1	0	1	3-6-1	一般事項
8	3	6	1	2	1	2. 異常の発生	受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、設計図書に関して必要に応じて監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。	8	3	6	1	2	1	2. 異常の発生	受注者は、施工中工事区域内に新たに予期できなかった亀裂の発生等異常を認めた場合、工事を中止し、監督職員と協議しなければならない。ただし、緊急を要する場合には、応急措置をとった後、直ちに監督職員に連絡しなければならない。
8	3	6	3	0	1	3-6-3	山腹集水路・排水路工	8	3	6	3	0	1	3-6-3	山腹集水路・排水路工
8	3	6	3	2	1	2. 野面石	受注者は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。	8	3	6	3	2	1	2. 野面石水路	受注者は、野面石水路においては、石材は長手を流路方向に置き、中央部及び両端部には大石を使用しなければならない。
8	3	7	0	0	1	第7節	地下水排除工	8	3	7	0	0	1	第7節	地下水排除工
8	3	7	1	0	1	3-7-1	一般事項	8	3	7	1	0	1	3-7-1	一般事項
8	3	7	1	1	1	1. 適用工種	本節は、地下水排除工として作業土工、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。	8	3	7	1	1	1	1. 適用工種	本節は、地下水排除工として作業土工(床掘り・埋戻し)、井戸中詰工、集排水ボーリング工、集水井工その他これらに類する工種について定める。
8	3	7	1	5	1	5. 集水井の観測	受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。	8	3	7	1	5	1	5. 集水井の観測	受注者は、集水井の掘削が予定深度まで掘削しない前に多量の湧水があった場合、または予定深度まで掘削した後においても湧水がない場合には、すみやかに監督職員に報告し、設計図書に関して指示を受けなければならない。
8	3	7	1	6	1	6. 集水井の施工	受注者は、集水井の施工にあたっては、常に移動計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、速やかに監督職員に報告しなければならない。	8	3	7	1	6	1	6. 集水井の施工	受注者は、集水井の施工にあたっては、常に観測(監視)計画等にて地すべりの状況を把握するとともに、掘削中の地質構造、湧水等を詳細に記録して、異常(数値の変化等)が確認された場合は速やかに監督職員に報告しなければならない。
8	3	7	4	0	1	3-7-4	集排水ボーリング工	8	3	7	4	0	1	3-7-4	集排水ボーリング工
8	3	7	4	2	1	2. 保孔管	保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニール管とするものとする。	8	3	7	4	2	1	2. 保孔管	保孔管は、削孔全長に挿入するものとし、設計図書に指定するものを除き、硬質塩化ビニール管とするものとする。
8	3	8	0	0	1	第8節	地下水遮断工	8	3	8	0	0	1	第8節	地下水遮断工
8	3	8	1	0	1	3-8-1	一般事項	8	3	8	1	0	1	3-8-1	一般事項
8	3	8	1	0	2		本節は、地下水遮断工として作業土工、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	8	3	8	1	0	2		本節は、地下水遮断工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、固結工、矢板工その他これらに類する工種について定める。
8	3	9	0	0	1	第9節	抑止杭工	8	3	9	0	0	1	第9節	抑止杭工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成 (平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成 (平成25年度)
8	3	9	1	0	1	3-9-1	一般事項	8	3	9	1	0	1	3-9-1	一般事項
						1. 適用工種	本節は、抑止杭工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。							1. 適用工種	本節は、抑止杭工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、シャフト工(深礎工)、合成杭工、その他これらに類する工種について定める。
9	0	0	0	0	1	第9編	ダム 編	9	0	0	0	0	1	第9編	ダム 編
9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム	9	1	0	0	0	1	第1章	コンクリートダム
9	1	1	0	0	1	第1節	適用	9	1	1	0	0	1	第1節	適用
9	1	1	0	1	1	1. 適用工種	本章は、ダム工事における掘削工、ダムコンクリート工、型枠工、表面仕上げ工、埋設物設置工、パイプクーリング工、プレクーリング工、継目グラウチング工、閉塞コンクリート工、排水及び雨水等の処理その他これらに類する工種について適用する。	9	1	1	0	1	1	1. 対象工種	本章は、ダム工事における掘削工、ダムコンクリート工、型枠工、表面仕上げ工、埋設物設置工、パイプクーリング工、プレクーリング工、継目グラウチング工、閉塞コンクリート工、排水及び雨水等の処理その他これらに類する工種について適用する。
9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工	9	1	4	0	0	1	第4節	ダムコンクリート工
9	1	4	2	0	1	1-4-2	原石膏材	9	1	4	2	0	1	1-4-2	原石膏材
9	1	4	2	2	1	2. 原石採取		9	1	4	2	2	1	2. 原石採取	
9	1	4	2	2	4	(3)	受注者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	9	1	4	2	2	4	(3)	受注者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工する。ただし、浮石等の存在によりこれにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
9	1	4	4	0	1	1-4-4	配合	9	1	4	4	0	1	1-4-4	配合
9	1	4	4	2	1	2. 配合の修正	受注者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料を提示し監督職員の承諾を得なければならない。	9	1	4	4	2	1	2. 配合の修正	受注者は、現場試験の結果、配合の修正が必要と認められる場合には、設計図書に示す資料により監督職員の承諾を得なければならない。
9	1	4	5	0	1	1-4-5	材料の計量	9	1	4	5	0	1	1-4-5	材料の計量
9	1	4	5	4	1	4. 計量装置の精度確保	受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告しなければならない。	9	1	4	5	4	1	4. 計量装置の精度確保	受注者は、設計図書に従い計量装置を所定の精度を確保するため定期的に検査し、その結果を整理・保管するとともに、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。また、検査の結果異常が発見された場合は速やかに監督職員へ報告する。
9	1	4	9	0	1	1-4-9	コンクリートの打込み	9	1	4	9	0	1	1-4-9	コンクリートの打込み
9	1	4	9	4	1	4. 1リフトの高さ	1リフトの高さは、設計図書によらなければならない。	9	1	4	9	4	1	4. 1リフトの高さ	1リフトの高さは、設計図書による。
9	1	4	9	6	1	6. コンクリートの打ち上がり速度	受注者は、コンクリートの打ち上がり速度については、次によらなければならない。	9	1	4	9	6	1	6. コンクリートの打ち上がり速度等	受注者は、コンクリートの打ち上がり速度等については、以下によらなければならない。
9	1	4	9	6	3	(2)	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材令3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は材令4日、1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は材令5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。	9	1	4	9	6	3	(2)	旧コンクリートが0.75m以上～1.0m未満のリフトの場合は材令3日、1.0m以上～1.5m未満のリフトの場合は材令4日、1.5m以上～2.0m以下のリフトの場合は材令5日に達した後にコンクリートを打継ぐものとする。
9	1	4	9	11	1	11. 暑中コンクリート	受注者は、暑中のコンクリート打込みにあたっては、打継面が乾燥しないよう常に湿润状態に保たなければならない。	9	1	4	9	11	1	11. 暑中コンクリート打込み	受注者は、暑中のコンクリート打込みにあたっては、打継面が乾燥しないよう常に湿润状態に保たなければならない。
9	1	4	11	0	1	1-4-11	継目	9	1	4	11	0	1	1-4-11	継目
9	1	4	11	3	1	3. 水平打継目の処理	受注者は、各リフトの上層に上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないようにしなければならない。水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合には、監督職員の指示により、この部分のコンクリートを取り除かななければならない。	9	1	4	11	3	1	3. 水平打継目の処理	受注者は、各リフトの上層に上昇してくる水によって品質の悪いコンクリートにならないようにしなければならない。水平打継目に品質の悪いコンクリートができた場合には、この部分のコンクリートを取り除かななければならない。
9	1	5	0	0	1	第5節	型枠工	9	1	5	0	0	1	第5節	型枠工
9	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	9	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
9	1	5	1	2	1	2. 型枠材料	型枠は、鋼製型枠とする。ただし、これ以外の場合は、監督職員と協議しなければならない。	9	1	5	1	2	1	2. 型枠材料	型枠は、鋼製型枠とする。 発注者は、これにより難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
9	1	5	2	0	1	1-5-2	せき板	9	1	5	2	0	1	1-5-2	せき板
9	1	5	2	3	1	3. はく離材	せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないものでなければならない。	9	1	5	2	3	1	3. はく離材	せき板内面に塗布するはく離材は、コンクリートに悪影響を与えず、また、汚色を残さないものとする。
9	1	5	4	0	1	1-5-4	型枠の取りはずし後の処理	9	1	5	4	0	1	1-5-4	型枠の取りはずし後の処理
9	1	5	4	1	1	1. 施工計画書	受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処理方法を定め施工計画書へ記載することとする。	9	1	5	4	1	1	1. 施工計画書	受注者は、やむを得ずコンクリート表面に生じた豆板、ボルトの穴、型枠取りはずしによって生じた損傷部及び型枠の不完全によってできた不陸等の処置にあたっては、あらかじめ処理方法を定め施工計画書へ記載する。
9	1	7	0	0	1	第7節	埋設物設置工	9	1	7	0	0	1	第7節	埋設物設置工
9	1	7	2	0	1	1-7-2	冷却管設置	9	1	7	2	0	1	1-7-2	冷却管設置
9	1	7	2	5	1	5. 冷却管故障の処置	受注者は、コンクリート打込み中に冷却管の故障が発生した場合には直ちに通水及びコンクリートの打込みを中止し、 監督職員の指示により 打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。	9	1	7	2	5	1	5. 冷却管故障の処置	受注者は、コンクリート打込み中に冷却管の故障が発生した場合には直ちに通水及びコンクリートの打込みを中止し、打込みコンクリートの除去等の処置をしなければならない。
9	1	8	0	0	1	第8節	パイプクーリング工	9	1	8	0	0	1	第8節	パイプクーリング工
9	1	8	3	0	1	1-8-3	冷却用設備	9	1	8	3	0	1	1-8-3	冷却用設備
9	1	8	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、冷却用設備の設置にあたっては、次の事項に基づき設置計画図を提示し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	9	1	8	3	1	1	1. 一般事項	受注者は、冷却用設備の設置にあたっては、 以下の 事項に基づき設置計画図を 作成 し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
9	1	8	4	0	1	1-8-4	冷却工	9	1	8	4	0	1	1-8-4	冷却工
9	1	8	4	0	3	(2)	受注者は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを充てんしなければならない。	9	1	8	4	0	3	(2)	受注者は、継目グラウチングを行った後、監督職員の立会いのもとに冷却管内にセメントミルクを 充填 しなければならない。
9	1	8	4	0	4	(3)	受注者は、セメントミルクの充てんに先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。	9	1	8	4	0	4	(3)	受注者は、セメントミルクの 充填 に先立ち冷却管に圧さく空気を送り込み、管内に残る水を排出しなければならない。
9	1	8	4	0	5	(4)	受注者は、冷却管充てん後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。	9	1	8	4	0	5	(4)	受注者は、冷却管 充填 後には、箱抜き部をモルタルで詰めなければならない。
9	1	10	0	0	1	第10節	継目グラウチング工	9	1	10	0	0	1	第10節	継目グラウチング工
9	1	10	2	0	1	1-10-2	施工方法	9	1	10	2	0	1	1-10-2	施工方法
9	1	10	2	2	1	2. 継目の動きの限度	注入時における継目の動きの限度は、設計図書によらなければならない。	9	1	10	2	2	1	2. 継目の動きの限度	注入時における継目の動きの限度は、設計図書による。
9	1	10	4	0	1	1-10-4	施工	9	1	10	4	0	1	1-10-4	施工
9	1	10	4	3	1	3. 充水		9	1	10	4	3	1	3. 充水	
9	1	10	4	3	2	(1)	注入前の充水	9	1	10	4	3	2	(1)	注入前の充水
9	1	10	4	3	3		受注者は、セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、 監督職員の指示する 規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かななければならない。	9	1	10	4	3	3		受注者は、セメントミルクの注入に先立ち注入しようとする継目、直上リフト及び隣接の継目には、規定圧で充水し、異常がなければ各継目の水を抜かななければならない。
9	1	10	4	3	4	(2)	注入中の充水	9	1	10	4	3	4	(2)	注入中の充水
9	1	10	4	3	5		受注者は、セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、 監督職員の指示する 規定圧で充水しなければならない。また、注入完了後、 監督職員の指示により 水を抜かななければならない。	9	1	10	4	3	5		受注者は、セメントミルクの注入開始と同時に、直上リフト及び隣接の各継目に、規定圧で充水しなければならない。また、注入完了後、水を抜かななければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
9	1	11	0	0	1	第11節	閉塞コンクリート工	9	1	11	0	0	1	第11節	閉塞コンクリート工
9	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項	9	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項
9	1	11	1	2	1	2. 一般事項	受注者は、堤内仮排水路部、その他工事の便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートで完全に詰めるものとする。	9	1	11	1	2	1	2. 一般事項	受注者は、堤内仮排水路部、その他工事 で 便宜上設けた堤体内の一次的開口部を、すべてコンクリートにより完全に閉塞するものとする。
9	1	11	2	0	1	1-11-2	コンクリートの施工	9	1	11	2	0	1	1-11-2	コンクリートの施工
9	1	11	2	1	1	1. 施工計画書	受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法については、施工計画書に記載しなければならない。	9	1	11	2	1	1	1. 施工計画書	
								9	1	11	2	1	2		(1) 受注者は、閉塞コンクリートの運搬及び打込み方法について、施工計画書に記載しなければならない。
								9	1	11	2	1	3		(2) 受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載しなければならない。
9	1	11	2	2	1	2. 閉塞コンクリートの示方配合	閉塞コンクリートの示方配合は、設計図書によらなければならない。なお、示方配合を現場配合に直す場合は、第9編1-4-4配合によるものとする。	9	1	11	2	2	1	2. 閉塞コンクリートの示方配合	閉塞コンクリートの示方配合は、設計図書による。なお、示方配合を現場配合に直す場合は、第9編1-4-4配合による。
9	1	11	2	3	1	3. 施工計画書	受注者は、コンクリートを打込むときに、締切り等からの漏水がある場合の処理方法を施工計画書に記載する。								
9	1	11	2	4	1	4. 温度上昇抑制処置	受注者は、閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、設計図書によらなければならない。	9	1	11	2	3	1	3. 温度上昇抑制処置	閉塞コンクリートの温度上昇抑制のための処置については、設計図書による。
9	2	0	0	0	1	第2章	フィルダム	9	2	0	0	0	1	第2章	フィルダム
9	2	2	0	0	1	第2節	掘削工	9	2	2	0	0	1	第2節	掘削工
9	2	2	5	0	1	2-2-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理	9	2	2	5	0	1	2-2-5	基礎地盤面及び基礎岩盤面処理
9	2	2	5	3	1	3. 監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形については、監督職員の立会を受けなければならない。	9	2	2	5	3	1	3. 監督職員の立会	受注者は、基礎地盤及び基礎岩盤の整形 状況 については、監督職員の立会を受けなければならない。
9	2	2	5	4	1	4. 仕上げ掘削		9	2	2	5	4	1	4. 仕上げ掘削	
9	2	2	5	4	4	(3)	仕上げ掘削の厚さは、設計図書によらなければならない。	9	2	2	5	4	4	(3)	仕上げ掘削の厚さは、設計図書による。
9	2	3	0	0	1	第3節	盛立工	9	2	3	0	0	1	第3節	盛立工
9	2	3	2	0	1	2-3-2	材料採取	9	2	3	2	0	1	2-3-2	材料採取
9	2	3	2	4	1	4. 採取		9	2	3	2	4	1	4. 採取	
9	2	3	2	4	4		受注者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工するものとする。ただし、浮石等の存在によりこれにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	9	2	3	2	4	4		受注者は、原石の採取にあたっては、設計図書に定められた法面勾配等に基づき施工する。ただし、浮石等の存在によりこれにより難しい場合には、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
9	2	3	6	0	1	2-3-6	フィルターの盛立	9	2	3	6	0	1	2-3-6	フィルターの盛立
9	2	3	6	5	1	5. 締固め機械の走行	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させるものとする。	9	2	3	6	5	1	5. 締固め機械の走行	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させることができるものとする。
9	2	3	7	0	1	2-3-7	ロックの盛立	9	2	3	7	0	1	2-3-7	ロックの盛立
9	2	3	7	5	1	5. 締固め機械の走行	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させるものとする。	9	2	3	7	5	1	5. 締固め機械の走行	受注者は、締固めにあたっては、締固め機械をダム軸と平行に走行させなければならない。ただし、斜面付近では、監督職員の承諾を得てダム軸と直角方向に走行させることができるものとする。
9	3	0	0	0	1	第3章	基礎グラウチング	9	3	0	0	0	1	第3章	基礎グラウチング
9	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	9	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
9	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	9	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類によるものとし、これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
9	3	3	0	0	1	第3節	ボーリング工	9	3	3	0	0	1	第3節	ボーリング工
9	3	3	4	0	1	3-3-4	コア採取及び保管	9	3	3	4	0	1	3-3-4	コア採取及び保管
9	3	3	4	2	1	2. 採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が指示する場所に納入しなければならない。	9	3	3	4	2	1	2. 採取コアの提出	受注者は、採取したコアを孔毎にコア箱に整理し、監督職員が連絡する場所に納品しなければならない。
9	3	4	0	0	1	第4節	グラウチング工	9	3	4	0	0	1	第4節	グラウチング工
9	3	4	5	0	1	3-4-5	注入管理	9	3	4	5	0	1	3-4-5	注入管理
9	3	4	5	0	2		受注者は、注入にあたっては、注入記録装置を流量圧力制御装置とグラウトレコーダとに併設して管理しなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ提出しなければならない。	9	3	4	5	0	2		受注者は、水及びセメントの計量にあたっては、設計図書に示す方法によらなければならない。ただし、これ以外の場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。また、グラウチング工の結果を整理して、速やかに監督職員へ提出しなければならない。
9	3	4	7	0	1	3-4-7	注入	9	3	4	7	0	1	3-4-7	注入
9	3	4	7	7	1	7. 異常時の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一旦中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	9	3	4	7	7	1	7. 異常時の処置	受注者は、注入中に異常が認められ、やむを得ず注入を一時中断する場合には、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
9	3	4	8	0	1	3-4-8	注入効果の判定	9	3	4	8	0	1	3-4-8	注入効果の判定
9	3	4	8	2	1	2. 追加グラウチング	受注者は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを行わなければならない。なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を受けなければならない。	9	3	4	8	2	1	2. 追加グラウチング	受注者は、グラウチングの施工によって所要の改良効果が得られない場合は設計図書に基づいて追加グラウチングを行わなければならない。なお、追加孔の位置、方向、深度、注入仕様等については、事前に監督職員の承諾を得なければならない。
10	0	0	0	0	1	第10編	道路編	10	0	0	0	0	1	第10編	道路編
10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良	10	1	0	0	0	1	第1章	道路改良
10	1	1	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	1	1	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	1	1	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	1	1	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
10	1	1	0	0	3		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(平成12年3月)	10	1	1	0	0	3		地盤工学会 グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説(平成24年5月)
10	1	1	0	0	7		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針(平成11年3月)	10	1	1	0	0	7		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針(平成24年7月)
10	1	3	0	0	1	第3節	工場製作工	10	1	3	0	0	1	第3節	工場製作工
10	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項	10	1	3	1	0	1	1-3-1	一般事項
10	1	3	1	2	1	2. 適用規定	工場製作については、第3編第2章第12節工場製作工の規定による。	10	1	3	1	2	1	2. 適用規定	工場製作については、第3編第2章第12節工場製作工(共通)の規定による。
10	1	5	0	0	1	第5節	法面工	10	1	5	0	0	1	第5節	法面工
10	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項	10	1	5	1	0	1	1-5-1	一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)
10	1	5	1	2	1	2. 適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)および「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	1	5	1	2	1	2. 適用規定	受注者は法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工—盛土工指針 5-6 盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり枠工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定法面保護協会、平成15年3月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工	10	1	7	0	0	1	第7節	擁壁工
10	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項	10	1	7	1	0	1	1-7-1	一般事項
10	1	7	1	1	1	1. 適用工種	本節は、擁壁工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。	10	1	7	1	1	1	1. 適用工種	本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、現場打擁壁工、プレキャスト擁壁工、補強土壁工、井桁ブロック工その他これらに類する工種について定める。
10	1	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 2-5・3-4 施工一般」(日本道路協会、平成11年3月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	1	7	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、擁壁工の施工にあたっては、「道路土工—擁壁工指針 5-11・6-10 施工一般」(日本道路協会、平成24年7月)及び「土木構造物標準設計 第2巻解説書4. 3 施工上の注意事項」(全日本建設技術協会、平成12年9月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	1	8	0	0	1	第8節	石・ブロック積(張)工	10	1	8	0	0	1	第8節	石・ブロック積(張)工
10	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項	10	1	8	1	0	1	1-8-1	一般事項
10	1	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	10	1	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。
10	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工	10	1	9	0	0	1	第9節	カルバート工
10	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項	10	1	9	1	0	1	1-9-1	一般事項
10	1	9	1	1	1	1. 適用工種	本節は、カルバート工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	10	1	9	1	1	1	1. 適用工種	本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、場所打函渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。
10	1	9	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針 4-1 施工一般」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	1	9	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針 7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱 2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	1	9	1	3	1	3. カルバート	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びバイブカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。	10	1	9	1	3	1	3. カルバート	本節でいうカルバートとは、地中に埋設された鉄筋コンクリート製ボックスカルバート及びバイブカルバート(遠心力鉄筋コンクリート管(ヒューム管)、プレストレストコンクリート管(PC管))をいうものとする。
								10	1	9	1	4	1	4.コンクリート 構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。
								10	1	9	1	4	2	(1)	受注者は、設計図書において非破壊試験の対象工事と明示された場合は、非破壊試験により、配筋状態及びかぶり測定を実施しなければならない。
								10	1	9	1	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定																			
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成 (平成23年度)						編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成 (平成25年度)						
													10	1	9	1	4	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。						
													10	1	9	1	4	5	(4)	要領により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。						
10	1	9	2	0	1	1-9-2	材 料						10	1	9	2	0	1	1-9-2	材 料						
10	1	9	2	0	2		受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるものとするが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。						10	1	9	2	0	2								受注者は、プレキャストカルバート工の施工に使用する材料は、設計図書によるが記載なき場合、「道路土工—カルバート工指針 4-4 使用材料、4-5 許容応力度」(日本道路協会、平成22年3月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	1	10	0	0	1	第10節	排水構造物工(小型水路工)						10	1	10	0	0	1	第10節	排水構造物工(小型水路工)						
10	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項						10	1	10	1	0	1	1-10-1	一般事項						
10	1	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は排水構造物工(小型水路工)として、作業土工、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)その他これらに類する工種について定める。						10	1	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は排水構造物工(小型水路工)として、作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、管渠工、集水樹・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)その他これらに類する工種について定める。						
10	1	11	0	0	1	第11節	落石雪害防止工						10	1	11	0	0	1	第11節	落石雪害防止工						
10	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項						10	1	11	1	0	1	1-11-1	一般事項						
10	1	11	1	1	1	1. 適用工種	本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。						10	1	11	1	1	1	1. 適用工種	本節は、落石雪害防止工として作業土工(床掘り・埋戻し)、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。						
10	1	11	7	0	1	1-11-7	雪崩予防柵工						10	1	11	7	0	1	1-11-7	雪崩予防柵工						
10	1	11	7	3	1	3. 雪崩予防柵と固定アンカーとのワイヤで連結	受注者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を行う場合は、雪崩による変形を生じないよう緊張し施工しなければならない。						10	1	11	7	3	1	3. 雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結	受注者は、雪崩予防柵と固定アンカーとをワイヤで連結を行う場合は、雪崩による変形を生じないよう緊張し施工しなければならない。						
10	1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工						10	1	12	0	0	1	第12節	遮音壁工						
10	1	12	1	0	1	1-12-1	一般事項						10	1	12	1	0	1	1-12-1	一般事項						
10	1	12	1	1	1	1. 適用工種	本節は、遮音壁工として作業土工、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。						10	1	12	1	1	1	1. 適用工種	本節は、遮音壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、遮音壁基礎工、遮音壁本体工その他これらに類する工種について定める。						
10	2	0	0	0	1	第2章	舗装						10	2	0	0	0	1	第2章	舗装						
10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						10	2	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準						
10	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。						10	2	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。						
10	2	2	0	0	6		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年12月)						10	2	2	0	0	6		日本道路協会 舗装再生便覧 (平成22年11月)						
10	2	2	0	0	10		国土交通省 防護柵の設置基準の改定について (平成16年3月)						10	2	2	0	0	10		国土交通省 防護柵の設置基準の改正について (平成16年3月)						
10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工						10	2	4	0	0	1	第4節	舗装工						
10	2	4	10	0	1	2-4-10	コンクリート舗装工						10	2	4	10	0	1	2-4-10	コンクリート舗装工						

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	2	4	10	6	1	6. 横収縮目地及び縦目地	横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。 縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。 やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。	10	2	4	10	6	1	6. 横収縮目地及び縦目地	横収縮目地はダウエルバーを用いたダミー目地を標準とし、目地間隔は、表2-1を標準とする。 縦目地の設置は、2車線幅員で同一横断勾配の場合には、できるだけ2車線を同時舗設し、縦目地位置に径22mm、長さ1mのタイバーを使ったダミー目地を設ける。 やむを得ず車線ごとに舗設する場合は、径22mm、長さ1mのネジ付きタイバーを使った突き合わせ目地とする。
10	2	4	10	6	2		表2-1横収縮目地間隔の標準値	10	2	4	10	6	2		表2-1横収縮目地間隔
10	2	5	0	0	1	第5節	排水構造物工(路面排水工)	10	2	5	0	0	1	第5節	排水構造物工(路面排水工)
10	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項	10	2	5	1	0	1	2-5-1	一般事項
10	2	5	1	1	1	1. 適用工種	本節は、排水構造物工(路面排水工)として、作業土工、側溝工、管渠工、集水柵(街渠柵)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。	10	2	5	1	1	1	1. 適用工種	本節は、排水構造物工(路面排水工)として、作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、管渠工、集水柵(街渠柵)・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工(小段排水・縦排水)、排水性舗装用路肩排水工その他これらに類する工種について定める。
10	2	6	0	0	1	第6節	緑石工	10	2	6	0	0	1	第6節	緑石工
10	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項	10	2	6	1	0	1	2-6-1	一般事項
10	2	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、緑石工として作業土工、緑石工その他これらに類する工種について定める。	10	2	6	1	1	1	1. 適用工種	本節は、緑石工として作業土工(床掘り・埋戻し)、緑石工その他これらに類する工種について定める。
10	2	7	0	0	1	第7節	踏掛版工	10	2	7	0	0	1	第7節	踏掛版工
10	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項	10	2	7	1	0	1	2-7-1	一般事項
10	2	7	1	1	1	1. 適用工種	本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。	10	2	7	1	1	1	1. 適用工種	本節は、踏掛版工として作業土工、踏掛版工その他これらに類する工種について定める。
10	2	7	4	0	1	2-7-4	踏掛版工	10	2	7	4	0	1	2-7-4	踏掛版工
10	2	7	4	1	1	1. 適用規定(1)	床掘り・埋戻しを行う場合は、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定によるものとする。	10	2	7	4	1	1	1. 適用規定(1)	作業土工(床掘り・埋戻し)を行う場合は、第3編2-3-3作業土工(床掘り・埋戻し)の規定による。
10	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工	10	2	8	0	0	1	第8節	防護柵工
10	2	8	1	0	1	2-8-1	一般事項	10	2	8	1	0	1	2-8-1	一般事項
10	2	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	10	2	8	1	1	1	1. 適用工種	本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工(床掘り・埋戻し)、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。
10	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	10	2	11	0	0	1	第11節	道路植栽工
10	2	11	3	0	1	2-11-3	道路植栽工	10	2	11	3	0	1	2-11-3	道路植栽工
10	2	11	3	14	1	14. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。 また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束するものとする。	10	2	11	3	14	1	14. 支柱の設置	受注者は、支柱の設置については、ぐらつきのないよう設置しなければならない。 また、樹幹と支柱との取付け部は、杉皮等を巻きシュロ縄を用いて動かぬよう結束する。
10	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	10	2	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工
10	2	12	1	0	1	2-12-1	一般事項	10	2	12	1	0	1	2-12-1	一般事項
10	2	12	1	1	1	1. 適用工種	本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定めるものとする。	10	2	12	1	1	1	1. 適用工種	本節は、道路付属施設工として、境界工、道路付属物工、ケーブル配管工、照明工その他これらに類する工種について定める。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)
10	2	12	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、昭和21年6月)の規定および「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定および第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編2-12-3境界工、2-12-5ケーブル配管工および2-12-6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	2	12	1	3	1	3. 適用規定	受注者は、道路付属施設工の施工にあたって、「視線誘導標設置基準・同解説第5章の施工」(日本道路協会、昭和59年10月)の規定、「道路照明施設設置基準・同解説第7章設計及び施工」(日本道路協会、平成19年10月改訂)の規定、「道路土工要綱」(日本道路協会、昭和21年6月)の規定及び「道路反射鏡設置指針第2章設置方法の規定及び第5章施工」(日本道路協会、昭和55年12月)の規定、第3編2-3-10道路付属物工の規定、本編2-5-3側溝工、2-5-5集水樹(街渠樹)・マンホール工、2-12-3境界工及び2-12-6照明工の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	2	12	6	0	1	2-12-6	照明工	10	2	12	6	0	1	2-12-6	照明工
10	2	12	6	2	1	2. 異常の処置	受注者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。	10	2	12	6	2	1	2. 異常の処置	受注者は、アースオーガにより掘削する場合は、地下埋設物に損傷を与えないよう特に注意しなければならない。万一既存埋設物に損傷を与えた場合には、直ちに応急措置を行い、関係機関への通報を行うとともに、監督職員に連絡し指示を受けなければならない。
10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部	10	3	0	0	0	1	第3章	橋梁下部
10	3	1	0	0	1	第1節	適用	10	3	1	0	0	1	第1節	適用
10	3	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、次によるものとする。	10	3	1	0	4	1	4.コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。
10	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行うものとする。	10	3	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。
10	3	1	0	4	4	(3)	本試験に関する資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	10	3	1	0	4	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
10	3	1	0	4	5	(4)	要領(案)により難い場合は、監督職員と協議するものとする。	10	3	1	0	4	5	(4)	要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
10	3	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、次によるものとする。	10	3	1	0	5	1	5.強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下による。
10	3	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	10	3	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊または非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。
10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行うものとする。	10	3	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。
10	3	1	0	5	4	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	10	3	1	0	5	4	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
10	3	1	0	5	5	(4)	要領(案)により難い場合は、監督職員と協議するものとする。	10	3	1	0	5	5	(4)	要領により難い場合は、監督職員と協議しなければならない。
10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	3	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	3	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下
10	3	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)(平成14年3月)	10	3	2	0	0	3	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅱ鋼橋編)(平成24年3月)
10	3	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)(平成14年3月)	10	3	2	0	0	4	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)(平成24年3月)
10	3	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成14年3月)	10	3	2	0	0	5	日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成24年3月)
10	3	2	0	0	14	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成11年3月)	10	3	2	0	0	14	日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成24年7月)
10	3	6	0	0	1	第6節	10	3	6	0	0	1	第6節
10	3	6	1	0	1	3-6-1 橋台工 一般事項	10	3	6	1	0	1	3-6-1 橋台工 一般事項
10	3	6	1	0	2	本節は、橋台工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。	10	3	6	1	0	2	本節は、橋台工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、橋台躯体工、地下水位低下工、その他これらに類する工種について定める。
10	3	7	0	0	1	第7節	10	3	7	0	0	1	第7節
10	3	7	1	0	1	3-7-1 RC橋脚工 一般事項	10	3	7	1	0	1	3-7-1 RC橋脚工 一般事項
10	3	7	1	0	2	本節は、RC橋脚工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	10	3	7	1	0	2	本節は、RC橋脚工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚躯体工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。
10	3	8	0	0	1	第8節	10	3	8	0	0	1	第8節
10	3	8	1	0	1	3-8-1 鋼製橋脚工 一般事項	10	3	8	1	0	1	3-8-1 鋼製橋脚工 一般事項
10	3	8	1	1	1	1. 適用工種	10	3	8	1	1	1	1. 適用工種
10	3	8	1	1	1	本節は、鋼製橋脚工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。	10	3	8	1	1	1	本節は、鋼製橋脚工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、オープンケーソン基礎工、ニューマチックケーソン基礎工、鋼管矢板基礎工、橋脚フーチング工、橋脚架設工、現場継手工、現場塗装工、地下水位低下工その他これらに類する工種について定める。
10	3	8	9	0	1	3-8-9 橋脚フーチング工	10	3	8	9	0	1	3-8-9 橋脚フーチング工
10	3	8	9	5	1	5. アンカーフレーム注入モルタルの施工	10	3	8	9	5	1	5. アンカーフレーム注入モルタルの施工
10	3	8	9	5	1	受注者は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。 中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、設計図書による。	10	3	8	9	5	1	受注者は、アンカーフレーム注入モルタルの施工については、アンカーフレーム内の防錆用として、中詰グラウト材を充填しなければならない。 中詰めグラウト材は、プレミックスタイプの膨張モルタル材を使用するものとし、品質は、設計図書によらなければならない。
10	3	8	10	0	1	3-8-10 橋脚架設工	10	3	8	10	0	1	3-8-10 橋脚架設工
10	3	8	10	1	1	1. 適用規定	10	3	8	10	1	1	1. 適用規定
10	3	8	10	1	1	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)第17章施工」(日本道路協会、平成14年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	10	1	1	受注者は、橋脚架設工の施工については、第3編2-13-3架設工(クレーン架設)、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)第18章施工」(日本道路協会、平成24年3月)の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	8	11	0	1	3-8-11 現場継手工	10	3	8	11	0	1	3-8-11 現場継手工
10	3	8	11	1	1	1. 適用規定(1)	10	3	8	11	1	1	1. 適用規定(1)
10	3	8	11	1	1	現場継手工の施工については、第10編4-5-11現場継手工の規定による。	10	3	8	11	1	1	現場継手工の施工については、第3編2-3-23現場継手工の規定による。
10	3	8	11	2	1	2. 適用規定(2)	10	3	8	11	2	1	2. 適用規定(2)
10	3	8	11	2	1	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)17章施工」(日本道路協会、成14年3月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	3	8	11	2	1	受注者は、現場継手工の施工については、「道路橋示方書・同解説(Ⅱ鋼橋編)第18章施工」(日本道路協会、成24年3月)、「鋼道路橋施工便覧Ⅳ架設編第2章架設工事」(日本道路協会、昭和60年2月)の規定による。これ以外による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	3	9	0	0	1	第9節	10	3	9	0	0	1	第9節
10	3	9	0	0	1	護岸基礎工	10	3	9	0	0	1	護岸基礎工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	3	9	1	0	1	3-9-1	一般事項	10	3	9	1	0	1	3-9-1	一般事項
10	3	9	1	1	1	1. 適用工種	本節は、護岸基礎工として作業土工、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。	10	3	9	1	1	1	1. 適用工種	本節は、護岸基礎工として作業土工(床掘り・埋戻し)、基礎工、矢板工、土台基礎工その他これらに類する工種について定める。
10	3	10	0	0	1	第10節	矢板護岸工	10	3	10	0	0	1	第10節	矢板護岸工
10	3	10	1	0	1	3-10-1	一般事項	10	3	10	1	0	1	3-10-1	一般事項
10	3	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は、矢板護岸工として作業土工、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。	10	3	10	1	1	1	1. 適用工種	本節は、矢板護岸工として作業土工(床掘り・埋戻し)、笠コンクリート工、矢板工その他これらに類する工種について定める。
10	3	12	0	0	1	第12節	擁壁護岸工	10	3	12	0	0	1	第12節	擁壁護岸工
10	3	12	1	0	1	3-12-1	一般事項	10	3	12	1	0	1	3-12-1	一般事項
10	3	12	1	1	1	1. 適用工種	本節は、擁壁護岸工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	10	3	12	1	1	1	1. 適用工種	本節は、擁壁護岸工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。
10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部	10	4	0	0	0	1	第4章	鋼橋上部
10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	4	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾をえなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	4	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
10	4	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編)(平成14年3月)	10	4	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編)(平成24年3月)
10	4	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)(平成14年3月)	10	4	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)(平成24年3月)
10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工	10	4	3	0	0	1	第3節	工場製作工
10	4	3	9	0	1	4-3-9	橋梁用高欄製作工	10	4	3	9	0	1	4-3-9	橋梁用高欄製作工
10	4	3	9	0	2		橋梁用防護柵製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。	10	4	3	9	0	2		橋梁用高欄製作工の施工については、第3編2-12-7橋梁用防護柵製作工の規定による。
10	4	3	12	0	1	4-3-12	アンカーフレーム製作工	10	4	3	12	0	1	4-3-12	アンカーフレーム製作工
10	4	3	12	0	2		アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-3桁製作工の規定による。	10	4	3	12	0	2		アンカーフレーム製作工の施工については、第3編2-12-8アンカーフレーム製作工の規定による。
10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工	10	4	5	0	0	1	第5節	鋼橋架設工
10	4	5	10	0	1	4-5-10	支承工	10	4	5	10	0	1	4-5-10	支承工
10	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	4	5	10	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	4	9	0	0	1	第9節	歩道橋本体工	10	4	9	0	0	1	第9節	歩道橋本体工
10	4	9	1	0	1	4-9-1	一般事項	10	4	9	1	0	1	4-9-1	一般事項
10	4	9	1	0	2		本節は、歩道橋本体工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋(側道橋)架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。	10	4	9	1	0	2		本節は、歩道橋本体工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、橋脚フーチング工、歩道橋(側道橋)架設工、現場塗装工その他これらに類する工種について定める。
10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部	10	5	0	0	0	1	第5章	コンクリート橋上部
10	5	1	0	0	1	第1節	適用	10	5	1	0	0	1	第1節	適用
10	5	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	工場製品輸送工は、第3編第2章第8節工場製品輸送工の規定による。	10	5	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成 (平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成 (平成25年度)
10	5	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	仮設工は、第3編第2章第10節仮設工の規定による。	10	5	1	0	3	1	3. 適用規定(2)	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
10	5	1	0	4	1	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、次による。	10	5	1	0	4	1	4. コンクリート構造物非破壊試験	コンクリート構造物非破壊試験(配筋状態及びかぶり測定)については、以下による。
10	5	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行うものとする。	10	5	1	0	4	3	(2)	非破壊試験は「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(以下、「要領」という。)」に従い行わなければならない。
10	5	1	0	4	4	(3)	本試験に関する資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	10	5	1	0	4	4	(3)	本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
10	5	1	0	4	5	(4)	要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	10	5	1	0	4	5	(4)	要領により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
10	5	1	0	5	1	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、次によるものとする。	10	5	1	0	5	1	5. 強度測定	コンクリート構造物微破壊・非破壊試験(強度測定)については、以下によるものとする。
10	5	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊・非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。	10	5	1	0	5	2	(1)	受注者は、設計図書において微破壊または非破壊試験の対象工事と明示された場合は、微破壊又は非破壊試験により、コンクリートの強度測定を実施しなければならない。
10	5	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行うものとする。	10	5	1	0	5	3	(2)	微破壊・非破壊試験は「微破壊・非破壊試験によるコンクリート構造物の強度測定要領(案)(以下、「要領(案)」という。)」に従い行わなければならない。
10	5	1	0	5	4	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。	10	5	1	0	5	4	(3)	受注者は、本試験に関する資料を整備及び保管し、監督職員の請求があった場合は、速やかに提示するとともに工事完成時までに監督職員へ提出しなければならない。
10	5	1	0	5	5	(4)	要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。	10	5	1	0	5	5	(4)	要領(案)により難しい場合は、監督職員と協議しなければならない。
10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	5	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾をえなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	5	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾をえなければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
10	5	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 Ⅲコンクリート橋編)(平成14年3月)	10	5	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 Ⅲコンクリート橋編)(平成24年3月)
10	5	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)(平成14年3月)	10	5	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)(平成24年3月)
10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工	10	5	5	0	0	1	第5節	PC橋工
10	5	5	4	0	1	5-5-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)	10	5	5	4	0	1	5-5-4	プレキャストセグメント製作工(購入工)
10	5	5	4	0	2		プレキャストブロック購入については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。	10	5	5	4	0	2		プレキャストセグメント製作工については、第3編2-3-12プレテンション桁製作工(購入工)の規定による。
10	5	5	6	0	1	5-5-6	支承工	10	5	5	6	0	1	5-5-6	支承工
10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	5	6	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工	10	5	6	0	0	1	第6節	プレビーム桁橋工
10	5	6	2	0	1	5-6-2	プレビーム桁製作工(現場)	10	5	6	2	0	1	5-6-2	プレビーム桁製作工(現場)

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	5	6	2	2	1	2. リリース(応力解放)の施工	リリース(応力解放)の施工については、下記の規定による。	10	5	6	2	2	1	2. リリース(応力解放)の施工	リリース(応力解放)の施工については、下記の規定による。
10	5	6	2	2	2	(1)	リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認するものとする。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。	10	5	6	2	2	2	(1)	リリースを行うときの下フランジコンクリートの圧縮強度は、リリース直後にコンクリートに生じる最大圧縮応力度の1.7倍以上で、かつ設計基準強度の90%以上であることを確認する。なお、圧縮強度の確認は、構造物と同様な養生条件におかれた供試体を用いて行うものとする。
10	5	6	2	2	3	(2)	リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、受注者は、その養生方法を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。	10	5	6	2	2	3	(2)	リリース時のコンクリートの材令は、5日以上とするものとする。ただし、蒸気養生等特別な養生を行う場合は、受注者は、その養生方法を施工計画書に記載の上、最低3日以上確保しなければならない。
10	5	6	3	0	1	5-6-3	支承工	10	5	6	3	0	1	5-6-3	支承工
10	5	6	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	6	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	6	7	0	1	5-6-7	局部(部分)プレストレス工	10	5	6	7	0	1	5-6-7	局部(部分)プレストレス工
10	5	6	7	0	2		部分プレストレスの施工については、下記の規定によるものとする。	10	5	6	7	0	2		部分プレストレスの施工については、下記の規定による。
10	5	6	7	0	3	(1)	ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、監督職員の指示による。	10	5	6	7	0	3	(1)	ブロック工法における部分プレストレスは、設計図書によるものとするが、施工時期が設計と異なる場合は、監督職員の指示による。
10	5	6	8	0	1	5-6-8	床版・横桁工	10	5	6	8	0	1	5-6-8	床版・横桁工
10	5	6	8	2	1	2. 床版および横桁のコンクリートの施工	受注者は、床版および横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。	10	5	6	8	2	1	2. 床版及び横桁のコンクリートの施工	受注者は、床版及び横桁のコンクリートの施工については、主桁の横倒れ座屈に注意し施工しなければならない。
10	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工	10	5	7	0	0	1	第7節	PCホロースラブ橋工
10	5	7	3	0	1	5-7-3	支承工	10	5	7	3	0	1	5-7-3	支承工
10	5	7	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	7	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工	10	5	8	0	0	1	第8節	RCホロースラブ橋工
10	5	8	3	0	1	5-8-3	支承工	10	5	8	3	0	1	5-8-3	支承工
10	5	8	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	8	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工	10	5	10	0	0	1	第10節	PC箱桁橋工
10	5	10	3	0	1	5-10-3	支承工	10	5	10	3	0	1	5-10-3	支承工
10	5	10	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	10	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工	10	5	11	0	0	1	第11節	PC片持箱桁橋工
10	5	11	3	0	1	5-11-3	支承工	10	5	11	3	0	1	5-11-3	支承工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	5	11	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章 支承部の施工による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	5	11	3	0	2		受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	5	12	0	0	1	第12節	PC押出し箱桁橋工	10	5	12	0	0	1	第12節	PC押出し箱桁橋工
10	5	12	2	0	1	5-12-2	PC押出し箱桁製作工	10	5	12	2	0	1	5-12-2	PC押出し箱桁製作工
10	5	12	2	4	1	4. 適用規定(4)	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。	10	5	12	2	4	1	4. 適用規定(4)	横締め鋼材・横締め緊張・鉛直締め鋼材・鉛直締め緊張・グラウトがある場合の施工については、第3編2-3-13ポストテンション桁製作工の規定による。
10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)	10	6	0	0	0	1	第6章	トンネル(NATM)
10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	6	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	6	2	0	0	12		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成11年3月)	10	6	2	0	0	12		日本道路協会 道路土工一擁壁工指針(平成24年7月)
10	6	2	0	0	15		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(設計及び粉じん等の測定)(平成17年6月)	10	6	2	0	0	15		建設業労働災害防止協会 ずい道等建設工事における換気技術指針(換気技術の設計及び粉じん等の測定)(平成24年3月)
10	6	2	0	0	17		労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成20年3月)	10	6	2	0	0	17		厚生労働省 ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン(平成23年3月)
10	6	5	0	0	1	第5節	覆工	10	6	5	0	0	1	第5節	覆工
10	6	5	2	0	1	6-5-1	一般事項	10	6	5	2	0	1	6-5-1	一般事項
10	6	5	2	2	1	2. 覆工の施工時期	受注者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備および保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。	10	6	5	2	2	1	2. 覆工の施工時期	受注者は、覆工の施工時期について、地山、支保工の挙動等を考慮し、決定するものとし、覆工開始の判定要領を施工計画書に記載するとともに判定資料を整備保管し、監督職員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
10	6	5	2	4	1	4. 刻示	受注者は、覆工厚が同一の場合は、起点及び終点に刻示しなければならない。	10	6	5	2	4	1	4. 刻示	受注者は、覆工厚が同一の場合は、起点及び終点に刻示しなければならない。
10	6	5	2	4	2		図6-1	10	6	5	2	4	2		図6-1 覆工厚変化箇所の刻時標準図
10	6	6	0	0	1	第6節	インパート工	10	6	6	0	0	1	第6節	インパート工
10	6	6	1	0	1	6-6-1	一般事項	10	6	6	1	0	1	6-6-1	一般事項
							本節は、インパート工としてインパート掘削工、インパート本体工その他これらに類する工種について定めるものとする。								本節は、インパート工としてインパート掘削工、インパート本体工その他これらに類する工種について定める。
10	6	6	2	0	1	6-6-2	材料	10	6	6	2	0	1	6-6-2	材料
							インパートコンクリートに使用するコンクリートの規格は、設計図書によらなければならない。								インパートコンクリート工に使用するコンクリートの規格は、設計図書による。
10	6	6	3	0	1	6-6-3	インパート掘削工	10	6	6	3	0	1	6-6-3	インパート掘削工
10	6	6	3	1	1	1. インパートの施工	受注者は、インパートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インパートと同質のコンクリートで充てんしなければならない。	10	6	6	3	1	1	1. インパートの施工	受注者は、インパートの施工にあたり設計図書に示す掘削線を越えて掘りすぎないように注意し、掘りすぎた場合には、インパートと同質のコンクリートで充てんしなければならない。
10	6	7	0	0	1	第7節	坑内付帯工	10	6	7	0	0	1	第7節	坑内付帯工
10	6	7	2	0	1	6-7-2	材料	10	6	7	2	0	1	6-7-2	材料

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)
10	6	7	2	0	2		地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート型品)及びJIS K 6922(プラスチック-ポリエチレン(PE)成形用及び押出用材料-第1部:呼び方のシステム及び仕様表記の基礎)に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。	10	6	7	2	0	2		地下排水工に使用する排水管は、JIS A 5372(プレキャスト鉄筋コンクリート型品)及びJIS K 6922-1(プラスチック-ポリエチレン(PE)成形用及び押出用材料-第1部:呼び方のシステム及び仕様表記の基礎)に規定する管に孔をあけたものとする。また、フィルター材は、透水性のよい単粒度砕石を使用するものとする。
10	6	7	3	0	1	6-7-3	箱抜き工 受注者は、箱抜き工の施工に際して、設計図書により難しい場合は、監督職員と設計図書に関して協議しなければならない。	10	6	7	3	0	1	6-7-3	箱抜き工 受注者は、箱抜き工の施工に際して、設計図書により難しい場合は、設計図書に関して 監督職員 と協議しなければならない。
10	6	8	0	0	1	第8節	坑門工	10	6	8	0	0	1	第8節	坑門工
10	6	8	1	0	1	6-8-1	一般事項	10	6	8	1	0	1	6-8-1	一般事項
10	6	8	1	0	2		本節は、坑門工として坑口付工、作業土工、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。	10	6	8	1	0	2		本節は、坑門工として坑口付工、作業土工(床掘り・埋戻し)、坑門本体工、明り巻工、銘板工その他これらに類する工種について定める。
10	6	8	6	0	1	6-8-6	銘板工	10	6	8	6	0	1	6-8-6	銘板工
10	6	8	6	3	1	3. 標示板	受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	10	6	8	6	3	1	3. 標示板	受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。
10	6	8	6	3	2		図6-2	10	6	8	6	3	2		図6-2 表示板の刻時方法
10	6	9	0	0	1	第9節	掘削補助工	10	6	9	0	0	1	第9節	掘削補助工
10	6	9	2	0	1	6-9-2	材料	10	6	9	2	0	1	6-9-2	材料
10	6	9	2	0	2		受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して監督職員と協議する。なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。	10	6	9	2	0	2		受注者は、掘削補助工法に使用する材料については、関連法規に適合する材料とし、設計図書に関して監督職員と協議する ものとする 。なお、協議の結果については、施工計画書に記載しなければならない。
10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド	10	7	0	0	0	1	第7章	コンクリートシェッド
10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	7	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	7	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	7	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、 以下 の基準類による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
10	7	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編)(平成14年3月)	10	7	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅲコンクリート橋編)(平成 24 年3月)
10	7	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)(平成14年3月)	10	7	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅰ共通編 Ⅳ下部構造編)(平成 24 年3月)
10	7	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成14年3月)	10	7	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(Ⅴ耐震設計編)(平成 24 年3月)
10	7	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成11年3月)	10	7	2	0	0	7		日本道路協会 道路土工-擁壁工指針(平成 24 年7月)
10	7	2	0	0	8		日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年6月)	10	7	2	0	0	8		日本道路協会 道路土工-カルバート工指針(平成22年 3 月)
10	7	2	0	0	10		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年3月)	10	7	2	0	0	10		土木学会 プレストレストコンクリート工法設計施工指針(平成3年 4 月)
10	7	2	0	0	13		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(平成6年3月)	10	7	2	0	0	13		日本道路協会 コンクリート道路橋設計便覧(平成6年 2 月)

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	7	2	0	0	14		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成20年3月)	10	7	2	0	0	14		土木学会 コンクリート標準示方書(設計編)(平成25年3月)
10	7	2	0	0	15		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成20年3月)	10	7	2	0	0	15		土木学会 コンクリート標準示方書(施工編)(平成25年3月)
10	7	3	0	0	1	第3節	プレキャストシェッド下部工	10	7	3	0	0	1	第3節	プレキャストシェッド下部工
10	7	3	1	0	1	7-3-1	一般事項	10	7	3	1	0	1	7-3-1	一般事項
10	7	3	1	0	2		本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	10	7	3	1	0	2		本節は、プレキャストシェッド下部工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。
10	7	3	6	0	1	7-3-6	受台工	10	7	3	6	0	1	7-3-6	受台工
						3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。							3. 防錆処置	受注者は、鉄筋を露出した状態で工事を完了する場合には、防錆のため鉄筋にモルタルペーストを塗布しなければならない。なお、これにより難しい場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工	10	7	4	0	0	1	第4節	プレキャストシェッド上部工
10	7	4	3	0	1	7-4-3	架設工	10	7	4	3	0	1	7-4-3	架設工
10	7	4	3	2	1	2. 適用規定(2)	受注者は、支承工の施工については、道路橋支承便覧(日本道路協会)第5章支承部の施工の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	7	4	3	2	1	2. 適用規定(2)	受注者は、支承工の施工については、「道路橋支承便覧 第5章 支承部の施工」(日本道路協会、平成16年4月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	7	4	6	0	1	7-4-6	横締め工	10	7	4	6	0	1	7-4-6	横締め工
10	7	4	6	0	2		PC緊張の施工については、下記の規定による。	10	7	4	6	0	2		PC緊張の施工については、以下の規定による。
10	7	4	6	1	1	1. 調整及び試験	プレストレッシングに先立ち、次の調整及び試験を行うものとする。	10	7	4	6	1	1	1. 調整及び試験	プレストレッシングに先立ち、以下の調整及び試験を行うものとする。
10	7	4	6	5	1	5. プレストレッシングの施工	プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備および保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は、速やかに提示しなければならない。	10	7	4	6	5	1	5. プレストレッシングの施工	プレストレッシングの施工については、順序、緊張力、PC鋼材の拔出量、緊張の日時、コンクリートの強度等の記録を整備及び保管し、監督職員または検査職員から請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
10	7	4	6	6	1	6. 端部切断時の注意	プレストレッシング終了後、PC鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないようにする。	10	7	4	6	6	1	6. 端部切断時の注意	プレストレッシング終了後、PC鋼材の端部をガス切断する場合には、定着部に加熱による有害な影響を与えないようにしなければならない。
10	7	4	6	8	1	8. PC鋼材を順次引張る場合	PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のPC鋼材の引張力を定める。	10	7	4	6	8	1	8. PC鋼材を順次引張る場合	PC鋼材を順次引張る場合には、コンクリートの弾性変形を考慮して、引張り順序及び各々のPC鋼材の引張力を定めなければならない。
10	7	5	0	0	1	第5節	RCシェッド工	10	7	5	0	0	1	第5節	RCシェッド工
10	7	5	1	0	1	7-5-1	一般事項	10	7	5	1	0	1	7-5-1	一般事項
10	7	5	1	0	2		本節は、RCシェッド工として作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。	10	7	5	1	0	2		本節は、RCシェッド工として作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、躯体工、アンカー工その他これらに類する工種について定める。
10	7	5	6	0	1	7-5-6	躯体工	10	7	5	6	0	1	7-5-6	躯体工
10	7	5	6	0	2		躯体工の施工については、第10編8-3-6受台工の規定による。	10	7	5	6	0	2		躯体工の施工については、第10編7-3-6受台工の規定による。
10	7	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工	10	7	6	0	0	1	第6節	シェッド付属物工
10	7	6	5	0	1	7-6-5	銘板工	10	7	6	5	0	1	7-6-5	銘板工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	7	6	5	1	1	1. 標示板の施工	受注者は、銘板を設計図書に示された位置及び仕様により設置しなければならない。	10	7	6	5	1	1	1. 銘板の施工	受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
10	7	6	5	3	1	3. 標示板	受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。	10	7	6	5	3	1	3. 銘板	受注者は、標示板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。
10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド	10	8	0	0	0	1	第8章	鋼製シェッド
10	8	1	0	0	1	第1節	適用	10	8	1	0	0	1	第1節	適用
						3. 適用規定(2)	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定によるものとする。							3. 適用規定(2)	本章に特に定めのない事項については、第1編共通編、第2編材料編、第3編土木工事共通編の規定による。
10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	8	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	8	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	8	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
10	8	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編)(平成14年3月)	10	8	2	0	0	3		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 II 鋼橋編)(平成24年3月)
10	8	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 IV 下部構造編)(平成14年3月)	10	8	2	0	0	4		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(I 共通編 IV 下部構造編)(平成24年3月)
10	8	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)(平成14年3月)	10	8	2	0	0	5		日本道路協会 道路橋示方書・同解説(V 耐震設計編)(平成24年3月)
10	8	2	0	0	16		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針(平成11年3月)	10	8	2	0	0	16		日本道路協会 道路土工—擁壁工指針(平成24年7月)
10	8	2	0	0				10	8	2	0	0	19		日本道路協会 斜面上の深礎基礎設計施工便覧(平成24年4月)
10	8	2	0	0	19		日本道路協会 落石対策便覧(平成12年6月)	10	8	2	0	0	20		日本道路協会 落石対策便覧(平成12年6月)
10	8	2	0	0	20		日本道路協会 道路防雪便覧(平成2年5月)	10	8	2	0	0	21		日本道路協会 道路防雪便覧(平成2年5月)
10	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工	10	8	5	0	0	1	第5節	鋼製シェッド下部工
10	8	5	1	0	1	8-5-1	一般事項	10	8	5	1	0	1	8-5-1	一般事項
10	8	5	1	0	2		本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。	10	8	5	1	0	2		本節は、鋼製シェッド下部工として、作業土工(床掘り・埋戻し)、既製杭工、場所打杭工、深礎工、受台工その他これらに類する工種について定める。
10	8	5	6	0	1	8-5-6	受台工	10	8	5	6	0	1	8-5-6	受台工
10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜き の施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工の規定によらなければならない。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	8	5	6	5	1	5. 支承部の箱抜き の施工	受注者は、支承部の箱抜きの施工については、道路橋支承便覧第5章支承部の施工の規定による。これ以外の施工方法による場合は、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	8	6	0	0	1	第5節	鋼製シェッド上部工	10	8	6	0	0	1	第5節	鋼製シェッド上部工
10	8	6	6	0	1	8-6-6	屋根コンクリート工	10	8	6	6	0	1	8-6-6	屋根コンクリート工
10	8	6	6	1	1	1. 溶接金網の施工	受注者は、溶接金網の施工にあたっては、下記に留意するものとする。	10	8	6	6	1	1	1. 溶接金網の施工	受注者は、溶接金網の施工にあたっては、以下に留意するものとする。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下
10	8	6	6	1	3	(2) 金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせるものとする。	10	8	6	6	1	3	(2) 金網は重ね継手とし、20cm以上重ね合わせなければならない。
10	8	7	5	0	1	8-7-5 銘板工	10	8	7	5	0	1	8-7-5 銘板工
10	8	7	5	0	2	第10編7-6-5銘板工の規定による。	10	8	7	5	1	1	1.銘板の施工 受注者は、銘板の施工にあたって、大きさ、取付け場所、並びに諸元や技術者等の氏名等の記載事項について、設計図書に基づき施工しなければならない。ただし、設計図書に明示のない場合は、設計図書に関して監督職員に協議しなければならない。また、記載する技術者等の氏名について、これにより難い場合は監督職員と協議しなければならない。
							10	8	7	5	2	1	2.銘板の材質 銘板の材質は、JIS H 2202(鋳物用銅合金地金)とする。
							10	8	7	5	3	1	3.銘板 受注者は、銘板に記載する幅員、高さは建築限界としなければならない。
							10	8	7	5	4	1	4.銘板に記載する年月 受注者は、銘板に記載する年月は鋼製シェッドの製作年月を記入しなければならない。
10	9	0	0	0	1	第9章 地下横断歩道	10	9	0	0	0	1	第9章 地下横断歩道
10	9	3	0	0	1	第3節 開削土工	10	9	3	0	0	1	第3節 開削土工
10	9	3	1	0	1	9-3-1 一般事項	10	9	3	1	0	1	9-3-1 一般事項
10	9	3	1	2	1	2.埋設管の位置確認 受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	10	9	3	1	2	1	2.埋設管の位置確認 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。
10	9	3	1	3	1	3.埋設物の有無の確認 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	10	9	3	1	3	1	3.埋設物の存在の有無 受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。
10	9	3	1	4	1	4.占用物件等による協議 受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	10	9	3	1	4	1	4.占用物件等による協議 受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	9	3	2	0	1	9-3-2 掘削工	10	9	3	2	0	1	9-3-2 掘削工
10	9	3	2	2	1	2.地盤改良等 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	10	9	3	2	2	1	2.地盤改良等 受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は、設計図書に関して、監督職員と協議しなければならない。
10	9	5	0	0	1	第5節 現場打構築工	10	9	5	0	0	1	第5節 現場打構築工
10	9	5	1	0	1	9-5-1 一般事項	10	9	5	1	0	1	9-5-1 一般事項
10	9	5	1	0	2	本節は、現場打構築工として作業土工、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。	10	9	5	1	0	2	本節は、現場打構築工として作業土工(床掘り・埋戻し)、現場打躯体工、継手工、カラー継手工、防水工その他これらに類する工種について定める。
10	10	0	0	0	1	第10章 地下駐車場	10	10	0	0	0	1	第10章 地下駐車場
10	10	3	0	0	1	第3節 工場製作工	10	10	3	0	0	1	第3節 工場製作工
10	10	3	1	0	1	10-3-1 一般事項	10	10	3	1	0	1	10-3-1 一般事項
10	10	3	1	2	1	2.施工計画書 受注者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	10	10	3	1	2	1	2.施工計画書 受注者は、工場製作工において、設計図書で特に指定のない限り、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。
10	10	5	0	0	1	第5節 開削土工	10	10	5	0	0	1	第5節 開削土工
10	10	5	1	0	1	10-5-1 一般事項	10	10	5	1	0	1	10-5-1 一般事項
10	10	5	1	2	1	2.埋設管の位置確認 受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	10	10	5	1	2	1	2.埋設管の位置確認 受注者は、道路管理台帳等及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にしなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)
10	10	5	1	4	1	4. 占用物件等による協議	受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	10	10	5	1	4	1	4. 占用物件等による協議	受注者は、土留杭及び仮設工において、占用物件等により位置変更及び構造変更が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議 しなければならない 。
10	10	5	2	0	1	10-5-2	掘削工	10	10	5	2	0	1	10-5-2	掘削工
10	10	5	2	2	1	2. 地盤改良等	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	10	10	5	2	2	1	2. 地盤改良等	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議 しなければならない 。
10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝	10	11	0	0	0	1	第11章	共同溝
10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	11	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	11	2	0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法・同解説(平成18年7月)	10	11	2	0	0	5		土木学会 トンネル標準示方書 シールド工法 編 ・同解説(平成18年7月)
10	11	3	0	0	1	第3節	工場製作工	10	11	3	0	0	1	第3節	工場製作工
10	11	3	1	0	1	11-3-1	一般事項	10	11	3	1	0	1	11-3-1	一般事項
10	11	3	1	2	1	2. 施工計画書	受注者は、工場製作工において、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、特に指定のない限り施工計画書に記載しなければならない。	10	11	3	1	2	1	2. 施工計画書	受注者は、工場製作工において、 設計図書で特に指定のない限り 、使用材料、施工方法、施工管理計画等について、施工計画書に記載しなければならない。
10	11	5	0	0	1	第5節	開削土工	10	11	5	0	0	1	第5節	開削土工
10	11	5	1	0	1	11-5-1	一般事項	10	11	5	1	0	1	11-5-1	一般事項
10	11	5	1	2	1	2. 埋設管の位置確認	受注者は、道路管理台帳及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確にするものとする。	10	11	5	1	2	1	2. 埋設管の位置確認	受注者は、道路管理台帳 等 及び占有者との現地確認にて埋設管の位置を明確に しなければならない 。
10	11	5	1	3	1	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、 明らかに 埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。	10	11	5	1	3	1	3. 埋設物の存在の有無	受注者は、鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、埋設物がないことが確かである場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確かめなければならない。なお、埋設物の存在が認められたときは、布掘りまたはつぼ掘りを行って埋設物を露出させ、埋設物の保安維持に努めなければならない。
10	11	5	5	0	1	11-5-2	掘削工	10	11	5	5	0	1	11-5-2	掘削工
10	11	5	5	2	1	2. 地盤改良等	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議するものとする。	10	11	5	5	2	1	2. 地盤改良等	受注者は、施工地盤について、地盤改良等の必要がある場合は設計図書に関して、監督職員と協議 しなければならない 。
10	11	7	0	0	1	第7節	プレキャスト構築工	10	11	7	0	0	1	第7節	プレキャスト構築工
10	11	7	4	0	1	11-7-4	横締工	10	11	7	4	0	1	11-7-4	横締工
10	11	7	4	0	2		現場で行う横締工の施工については、第10編5-4-3ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。	10	11	7	4	0	2		現場で行う横締工の施工については、 第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工の3項(3)～(6)及び(8)～(11)の規定による。
10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝	10	12	0	0	0	1	第12章	電線共同溝
10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工	10	12	5	0	0	1	第5節	電線共同溝工
10	12	5	2	0	1	12-5-2	管路工(管路部)	10	12	5	2	0	1	12-5-2	管路工(管路部)
10	12	5	2	1	1	1. 管路工(管路部)に使用する材料の承諾	受注者は、管路工(管路部)に使用する材料について、監督職員の承諾を得るものとする。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。 なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、金槌を用いて行うものをいう。	10	12	5	2	1	1	1. 管路工(管路部)に使用する材料の承諾	受注者は、管路工(管路部)に使用する材料について、監督職員の承諾を得 なければならない 。また、多孔陶管を用いる場合には、打音テストを行うものとする。 なお、打音テストとは、ひび割れの有無を調査するもので、 テストハンマ を用いて行うものをいう。
10	12	5	2	2	1	2. 単管を用いる場合の施工	受注者は、単管を用いる場合には、スペーサ等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。	10	12	5	2	2	1	2. 単管を用いる場合の施工	受注者は、単管を用いる場合には、 スペーサ 等を用いて敷設間隔が均一となるよう施工しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定																
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下					
編章節条						編章節条						新・条文構成(平成25年度)										
10	12	5	2	5	1	5. 管路工(管路部)の施工	10	12	5	2	5	1	5. 管路工(管路部)の施工	10	12	5	2	5	1	5. 管路工(管路部)の施工	受注者は、管路工(管路部)の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。 なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドリルまたはテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。	受注者は、管路工(管路部)の施工にあたり、埋設管路においては防護コンクリート打設後または埋戻し後に、また露出、添加配管においてはケーブル入線前に、管路が完全に接続されているか否かを通過試験により全ての管または孔について確かめなければならない。 なお、通過試験とは、引通し線に毛ブラシ、雑布の順に清掃用品を取付け、管路内の清掃を行ったあとに、通信管についてはマンドレルまたはテストケーブル、電力管については配管用ボビン等の導通試験機を用いて行う試験をいう。
10	13	0	0	0	1	第13章	10	13	0	0	0	1	第13章	10	13	0	0	0	1	第13章	情報ボックス工	情報ボックス工
10	13	3	0	0	1	第3節	10	13	3	0	0	1	第3節	10	13	3	0	0	1	第3節	情報ボックス工	情報ボックス工
10	13	3	1	0	1	13-3-1	10	13	3	1	0	1	13-3-1	10	13	3	1	0	1	13-3-1	一般事項	一般事項
10	13	3	1	0	2		10	13	3	1	0	2		10	13	3	1	0	2		本節は、情報ボックス工として作業土工、管路工(管路部)その他これらに類する工種について定める。	本節は、情報ボックス工として作業土工(床掘り・埋戻し)、管路工(管路部)その他これらに類する工種について定める。
10	14	0	0	0	1	第14章	10	14	0	0	0	1	第14章	10	14	0	0	0	1	第14章	道路維持	道路維持
10	14	1	0	0	1	第1節	10	14	1	0	0	1	第1節	10	14	1	0	0	1	第1節	適用	適用
10	14	1	1	5	1	5. 臨機の措置	10	14	1	1	5	1	5. 臨機の措置	10	14	1	1	5	1	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内の事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置する。	受注者は、工事区間内の事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	14	2	0	0	1	第2節	10	14	2	0	0	1	第2節	10	14	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	適用すべき諸基準
10	14	2	0	0	2		10	14	2	0	0	2		10	14	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
10	14	2	0	0	4		10	14	2	0	0	4		10	14	2	0	0	4		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年12月)	日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)
10	14	3	0	0	1	第3節	10	14	3	0	0	1	第3節	10	14	3	0	0	1	第3節	巡視・巡回工	巡視・巡回工
10	14	3	1	0	1	14-3-1	10	14	3	1	0	1	14-3-1	10	14	3	1	0	1	14-3-1	道路巡回工	道路巡回工
10	14	3	1	1	1	1. 通常巡回	10	14	3	1	1	1	1. 通常巡回	10	14	3	1	1	1	1. 通常巡回	通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。	通常巡回は、設計図書に示された巡回区間について、通常の状態における道路及び道路の利用状況を把握するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。
10	14	3	1	6	1	6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員	10	14	3	1	6	1	6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員	10	14	3	1	6	1	6. 通常巡回及び緊急巡回の巡回員	通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	通常巡回及び緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した主任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。
10	14	4	0	0	1	第4節	10	14	4	0	0	1	第4節	10	14	4	0	0	1	第4節	舗装工	舗装工
10	14	4	4	0	1	14-4-4	10	14	4	4	0	1	14-4-4	10	14	4	4	0	1	14-4-4	舗装打換え工	舗装打換え工
10	14	4	4	0	2		10	14	4	4	0	2		10	14	4	4	0	2		路面切削工の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。	舗装打換え工の施工については、第3編2-6-16舗装打換え工の規定による。
10	14	4	7	0	1	14-4-7	10	14	4	7	0	1	14-4-7	10	14	4	7	0	1	14-4-7	路上再生工	路上再生工
10	14	4	7	1	1	1. 路上再生路盤	10	14	4	7	1	1	1. 路上再生路盤	10	14	4	7	1	1	1. 路上再生路盤	路上再生路盤については、以下の規定による。	路上路盤再生工については、以下の規定による。
10	14	4	7	1	6	(2)	10	14	4	7	1	6	(2)	10	14	4	7	1	6	(2)	添加材料の使用量	添加材料の使用量
10	14	4	7	1	11																④ 施工前に監督職員が承諾したセメント量と設計図書に示すセメント量との開きが±0.7%未満の場合は、変更契約を行わないものとする。	

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下
10	14	4	7	1	14	(4)	10	14	4	7	1	14	(4)
						気象条件							気象条件
10	14	4	7	1	15		10	14	4	7	1	15	
						気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。							気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。
10	14	4	7	1	23	(7)	10	14	4	7	1	23	(7)
						養生							養生
10	14	4	7	1	24		10	14	4	7	1	24	
						養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工により施工する。							養生については、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。
10	14	4	7	2	1	2. 路上表層再生工	10	14	4	7	2	1	2. 路上表層再生工
						路上表層再生工については、以下の規定によるものとする。							路上表層再生工については、以下の規定による。
10	14	4	7	2	2	(1)	10	14	4	7	2	2	(1)
						① 施工面の整備							① 施工面の整備
10	14	4	7	2	3		10	14	4	7	2	3	
						① 受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書によるものとする。特に定めていない場合は20m間隔とする。							① 受注者は、施工前に縦横断測量を行い、舗設計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。縦横断測量の間隔は設計図書による。特に定めていない場合は20m間隔とする。
10	14	4	7	2	15	(5)	10	14	4	7	2	15	(5)
						気象条件							気象条件
10	14	4	7	2	16		10	14	4	7	2	16	
						気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工による。							気象条件は、第3編2-6-7アスファルト舗装工の規定による。
10	14	4	11	0	1	14-4-11	10	14	4	11	0	1	14-4-11
						グルーピング工							グルーピング工
10	14	4	11	1	1	1. グルーピングの施工	10	14	4	11	1	1	1. グルーピングの施工
						受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議することとする。受注者は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。							受注者は、グルーピングの施工については、施工前にグルーピング計画図面を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。ただし、溝厚・溝幅に変更のある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。受注者は、グルーピングの施工に先立って施工面の有害物を除去しなければならない。
10	14	5	0	0	1	第5節	10	14	5	0	0	1	第5節
						排水構造物工							排水構造物工
10	14	5	1	0	1	14-5-1	10	14	5	1	0	1	14-5-1
						一般事項							一般事項
						本節は、排水構造物工として作業土工、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。							本節は、排水構造物工として作業土工(床掘り・埋戻し)、側溝工、管渠工、集水桝・マンホール工、地下排水工、場所打水路工、排水工その他これらに類する工種について定める。
10	14	6	0	0	1	第6節	10	14	6	0	0	1	第6節
						防護柵工							防護柵工
10	14	6	1	0	1	14-6-1	10	14	6	1	0	1	14-6-1
						一般事項							一般事項
						本節は、防護柵工として作業土工、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。							本節は、防護柵工として作業土工(床掘り・埋戻し)、路側防護柵工、防止柵工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。
10	14	7	0	0	1	第7節	10	14	7	0	0	1	第7節
						標識工							標識工
10	14	7	2	0	1	14-7-2	10	14	7	2	0	1	14-7-2
						材料							材料
10	14	7	2	2	1	2. 錆止めペイント	10	14	7	2	2	1	2. 錆止めペイント
						標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものを用いるものとする。							標識工に使用する錆止めペイントは、JIS K 5621(一般用さび止めペイント)からJIS K 5674(鉛・クロムフリーさび止めペイント)に適合するものとする。
10	14	7	2	3	1	3. 基礎杭	10	14	7	2	3	1	3. 基礎杭
						標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管)STK400、JIS A5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合する。							標識工で使用する基礎杭は、JIS G 3444(一般構造用炭素鋼管)STK400、JIS A5525(鋼管ぐい)SKK400及びJIS G 3101(一般構造用圧延鋼材)SS400の規格に適合するものとする。
10	14	10	0	0	1	第10節	10	14	10	0	0	1	第10節
						擁壁工							擁壁工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	14	10	1	0	1	14-10-1	一般事項 本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。	10	14	10	1	0	1	14-10-1	一般事項 本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。
10	14	11	0	0	1	第11節	石・ブロック積(張)工	10	14	11	0	0	1	第11節	石・ブロック積(張)工
10	14	11	1	0	1	14-11-1	一般事項 本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。	10	14	11	1	0	1	14-11-1	一般事項 本節は、石・ブロック積(張)工として作業土工(床掘り・埋戻し)、コンクリートブロック工、石積(張)工その他これらに類する工種について定める。
10	14	12	0	0	1	第12節	カルバート工	10	14	12	0	0	1	第12節	カルバート工
10	14	12	1	0	1	14-12-1	一般事項	10	14	12	1	0	1	14-12-1	一般事項
10	14	12	1	1	1	1. 適用工種	本節は、カルバート工として作業土工、場所打撃渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	10	14	12	1	1	1	1. 適用工種	本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打撃渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。
10	14	12	1	2	1	2. 適用規定(1)	カルバートの施工については、「道路土工—カルバート工指針 7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)および「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	14	12	1	2	1	2. 適用規定	カルバートの施工については、「道路土工—カルバート工指針 7-1 基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱 2-6 構造物の排水施設の設計、2-7 排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	14	14	0	0	1	第14節	カルバート工	10	14	14	0	0	1	第14節	カルバート工
10	14	14	4	0	1	14-14-4	床版補強工(増桁架設工法)	10	14	14	4	0	1	14-14-4	床版補強工(増桁架設工法)
10	14	14	4	3	1	3. 素地調整	既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行うものとする。	10	14	14	4	3	1	3. 素地調整	既設桁の内、増桁と接する部分は設計図書に規定する素地調整を行うものとする。
10	14	14	4	6	1	6. スペーサの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。	10	14	14	4	6	1	6. スペーサの打込み	受注者は、床版の振動を樹脂剤の硬化時に与えないためスペーサを50cm程度の間隔で千鳥に打込まなければならない。
10	14	14	4	11	1	11. クラック注入延長及び注入量の変更	受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	10	14	14	4	11	1	11. クラック注入延長及び注入量の変更	受注者は、クラック注入延長及び注入量に変更が伴う場合には、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	14	14	5	0	1	14-14-5	床版増厚補強工	10	14	14	5	0	1	14-14-5	床版増厚補強工
10	14	14	5	1	1	1. 路面切削工	舗装版撤去の施工については、第10編15-4-3路面切削工の規定による。	10	14	14	5	1	1	1. 路面切削工	舗装版撤去の施工については、第3編2-6-15路面切削工の規定による。
10	14	15	7	0	1	14-15-7	検査路工	10	14	15	7	0	1	14-15-7	検査路工
10	14	14	7	1	1	1. 既設検査路の撤去作業	既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。	10	14	14	7	1	1	1. 既設検査路の撤去作業	発注者は、既設検査路の撤去作業にあたって、他の部分に損傷を与えないように行わなければならない。
10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工	10	14	17	0	0	1	第17節	現場塗装工
10	14	17	3	0	1	14-17-3	橋梁塗装工	10	14	17	3	0	1	14-17-3	橋梁塗装工
10	14	17	3	1	1	1. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。	10	14	17	3	1	1	1. さび落とし清掃	受注者は、被塗物の表面を塗装に先立ち、さび落とし清掃を行うものとし、素地調整は設計図書に示す素地調整種別に応じて、以下の仕様を適用しなければならない。
10	14	17	3	1	2		表15-2 素地調整程度と作業内容	10	14	17	3	1	2		表14-2 素地調整程度と作業内容
10	14	18	0	0	1	第18節	トンネル工	10	14	18	0	0	1	第18節	トンネル工
10	14	18	3	0	1	14-18-3	裏込注入工	10	14	18	3	0	1	14-18-3	裏込注入工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	14	18	3	1	1	1. 裏込注入	受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を得るものとする。	10	14	18	3	1	1	1. 裏込注入	受注者は、裏込注入を覆工コンクリート打設後早期に実施しなければならない。 なお、注入材料、注入時期、注入圧力、注入の終了時期等については設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	14	18	3	4	1	4. グラウトパイプの配置	受注者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督職員の承諾を受ける。	10	14	18	3	4	1	4. グラウトパイプの配置	受注者は、グラウトパイプの配置については、設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	14	18	4	0	1	14-18-4	漏水対策工	10	14	18	4	0	1	14-18-4	漏水対策工
10	14	18	4	1	1	1. 漏水補修工の施工箇所	受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるものとするが、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	14	18	4	1	1	1. 漏水補修工の施工箇所	受注者は、漏水補修工の施工箇所は設計図書によるが、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がある場合は、施工前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	14	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工	10	14	19	0	0	1	第19節	道路付属物復旧工
10	14	19	3	0	1	14-19-3	付属物復旧工	10	14	19	3	0	1	14-19-3	付属物復旧工
10	14	19	3	2	1	2. ガードレール等復旧の施工	ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定によるものとする。	10	14	19	3	2	1	2. ガードレール等復旧の施工	ガードレール復旧、ガードケーブル復旧、ガードパイプ復旧の施工については、第3編2-3-8路側防護柵工の規定による。
10	14	22	0	0	1	第22節	除草工	10	14	22	0	0	1	第22節	除草工
10	14	22	2	0	1	14-22-2	道路除草工	10	14	22	2	0	1	14-22-2	道路除草工
10	14	22	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	10	14	22	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、道路除草工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。
10	14	23	0	0	1	第23節	冬期対策施設工	10	14	23	0	0	1	第23節	冬期対策施設工
10	14	23	2	0	1	14-23-2	冬期安全施設工	10	14	23	2	0	1	14-23-2	冬期安全施設工
10	14	23	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示をうけるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。	10	14	23	2	1	1	1. 一般事項	受注者は、冬期安全施設工の施工については、時期、箇所について監督職員より指示を受けるものとし、完了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。
10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒	10	15	0	0	0	1	第15章	雪寒
10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工	10	15	3	0	0	1	第3節	除雪工
10	15	3	1	0	1	15-3-1	一般事項	10	15	3	1	0	1	15-3-1	一般事項
10	15	3	1	6	1	6. 作業時期	受注者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。 ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。	10	15	3	1	6	1	6. 作業時期	受注者は、除雪工の各作業の開始時期については、監督職員の指示によるものとし、作業終了後は速やかに監督職員に報告しなければならない。 ただし、雪崩の発生、局地的な降雪等の異常時は、速やかに作業を開始し、速やかに監督職員に報告しなければならない。
10	15	3	3	0	1	15-3-3	一般除雪工	10	15	3	3	0	1	15-3-3	一般除雪工
10	15	3	3	0	2		一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示によるものとする。	10	15	3	3	0	2		受注者は、一般除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、監督職員の指示を受けなければならない。
10	15	3	5	0	1	15-3-5	凍結防止工	10	15	3	5	0	1	15-3-5	凍結防止工
10	15	3	5	4	1	4. 凍結防止剤の保管等	受注者は、凍結防止剤の保管等については、除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8貯蔵及び積み込みの規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	15	3	5	4	1	4. 凍結防止剤の保管等	受注者は、凍結防止剤の保管等については、「除雪・防雪ハンドブック(除雪編)8.5.8貯蔵及び積み込み」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	15	3	6	0	1	15-3-6	歩道除雪工	10	15	3	6	0	1	15-3-6	歩道除雪工
10	15	3	6	1	1	1. 一般事項	歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法は、監督職員の指示による。	10	15	3	6	1	1	1. 一般事項	受注者は、歩道除雪工を実施する時期、箇所、施工方法について、監督職員の指示を受けなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	受注者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、歩道除雪機安全対策指針(案)を参考とする。	10	15	3	6	2	1	2. 適用規定	受注者は、ハンドガイド式除雪車により施工を行う場合は、「歩道除雪機安全対策指針(案)」を参考とする。
10	15	3	7	0	1	15-3-7	安全処理工	10	15	3	7	0	1	15-3-7	安全処理工
10	15	3	7	1	1	1. 施工計画書	雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督職員の指示によるものとする。また、実施時期、施工方法については、施工計画書の記載しなければならない。	10	15	3	7	1	1	1. 施工計画書	受注者は、雪庇処理、つらら処理、人工雪崩を実施する箇所は、監督職員の指示を受けなければならない。また、実施時期、施工方法については、施工計画書の記載しなければならない。
10	15	3	7	2	1	2. 適用規定	人工雪崩の施工については、除雪・防雪ハンドブック(防雪編)6.2.5雪崩の処理の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	15	3	7	2	1	2. 適用規定	人工雪崩の施工については、「除雪・防雪ハンドブック(防雪編)6.2.5雪崩の処理」(日本建設機械化協会、平成16年12月)の規定による。これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。
10	15	3	8	0	1	15-3-8	雪道巡回工	10	15	3	8	0	1	15-3-8	雪道巡回工
10	15	3	8	1	1	1. 一般事項	雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として下記事項について情報収集を行うものとする。	10	15	3	8	1	1	1. 一般事項	雪道通常巡回は、設計図書に示された工事区間について、除雪工を的確に行い、冬期交通を円滑に確保するため、主として以下の事項について情報収集を行うものとする。
10	15	3	8	2	1	2. 実施時期	雪道通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。	10	15	3	8	2	1	2. 実施時期	雪道通常巡回の実施時期は、設計図書または監督職員の指示によるものとする。
10	15	3	8	6	1	6. 巡回員の資格	雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した為任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねることができないものとする。	10	15	3	8	6	1	6. 巡回員の資格	雪道通常巡回及び雪道緊急巡回の巡回員は、現地状況に精通した為任技術者または同等以上の者でなければならない。 なお、緊急の場合などで監督職員が承諾した場合を除き、巡回員は巡回車の運転手を兼ねてはならない。
10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕	10	16	0	0	0	1	第16章	道路修繕
10	16	1	0	0	1	第1節	適用	10	16	1	0	0	1	第1節	適用
10	16	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	工場製品輸送工は第3編第2章第8節工場製品輸送工、道路土工は第1編第2章第4節道路土工、軽量盛土工は第3編第2章第11節軽量盛土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。	10	16	1	0	2	1	2. 適用規定(1)	道路土工は第1編第2章第4節道路土工、構造物撤去工は第3編第2章第9節構造物撤去工、仮設工は第3編第2章第10節仮設工の規定による。
10	16	1	0	5	1	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。	10	16	1	0	5	1	5. 臨機の措置	受注者は、工事区間内での事故防止のため、やむを得ず臨機の措置を行なう必要がある場合は、第1編総則1-1-41臨機の措置の規定に基づき処置しなければならない。
10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準	10	16	2	0	0	1	第2節	適用すべき諸基準
10	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、下記の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。	10	16	2	0	0	2		受注者は、設計図書において特に定めのない事項については、以下の基準類による。 これにより難しい場合は、監督職員の承諾を得なければならない。なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
10	16	2	0	0	6		日本道路協会 路上再生路盤工法技術指針案(案)(昭和62年1月)								
10	16	2	0	0	7		日本道路協会 舗装再生便覧(平成16年2月)	10	16	2	0	0	6		日本道路協会 舗装再生便覧(平成22年11月)
10	16	2	0	0	8		日本道路協会 道路橋補修便覧(昭和54年2月)	10	16	2	0	0	7		日本道路協会 道路橋補修便覧(昭和54年2月)
10	16	2	0	0	9		日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)	10	16	2	0	0	8		日本道路協会 舗装施工便覧(平成18年2月)

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定						
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下
10	16	2	0	0	10	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)	10	16	2	0	0	9	日本道路協会 舗装の構造に関する技術基準・同解説 (平成13年9月)
10	16	2	0	0	11	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)	10	16	2	0	0	10	日本道路協会 舗装設計施工指針 (平成18年2月)
10	16	2	0	0	12	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)	10	16	2	0	0	11	日本道路協会 舗装設計便覧 (平成18年2月)
10	16	3	0	0	1	第3節 工場製作工	10	16	3	0	0	1	第3節 工場製作工
10	16	3	1	0	1	16-3-1 一般事項	10	16	3	1	0	1	16-3-1 一般事項
10	16	3	1	3	1	3. 鋳鉄品及び鋳造品 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用に当たって、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。	10	16	3	1	3	1	3. 鋳鉄品及び鋳造品 受注者は、鋳鉄品及び鋳造品の使用にあたっては、設計図書に示す形状寸法のもので、有害なキズまたは著しいひずみがないものを使用しなければならない。
10	16	3	6	0	1	16-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工	10	16	3	6	0	1	16-3-6 RC橋脚巻立て鋼板製作工
10	16	3	6	2	1	2. 鋼板製作	10	16	3	6	2	1	2. 鋼板製作
10	16	3	6	2	2	(1) 受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を受けなければならない。	10	16	3	6	2	2	(1) 受注者は、橋脚の形状寸法を計測し、鋼板加工図の作成を行い、設計図書に関して監督職員の承諾を 得 なければならない。
10	16	3	6	2	4	(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によらなければならない。	10	16	3	6	2	4	(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によるものとする。
10	16	3	6	3	1	3. 型鋼製作	10	16	3	6	3	1	3. 型鋼製作
10	16	3	6	3	2	(1) 受注者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を受けなければならない。	10	16	3	6	3	2	(1) 受注者は、フーチングアンカー筋の位置を正確に計測し、加工図を作成し、設計図書に関して監督職員の承諾を 得 なければならない。
10	16	3	6	3	4	(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によらなければならない。	10	16	3	6	3	4	(3) 工場塗装工の施工については、第3編2-12-11工場塗装工の規定による。なお、塗装種類、回数、使用量は設計図書によるものとする。
10	16	5	0	0	1	第5節 舗装工	10	16	5	0	0	1	第5節 舗装工
10	16	5	2	0	1	16-5-2 材料	10	16	5	2	0	1	16-5-2 材料
10	16	5	2	2	1	2. 適用規定 路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料のうち該当する項目による。	10	16	5	2	2	1	2. 適用規定 路上表層再生工に使用する新規アスファルト混合物の規定は、第3編2-6-3アスファルト舗装の材料のうち該当する項目によるものとする。
10	16	5	5	0	1	16-5-5 切削オーバーレイ工	10	16	5	5	0	1	16-5-5 切削オーバーレイ工
10	16	5	5	0	2	切削オーバーレイ工の施工については、第10編14-4-5切削オーバーレイ工の規定による。	10	16	5	5	0	2	切削オーバーレイ工の施工については、 第3編2-6-15路面切削工 の規定による。
10	16	6	0	0	1	第6節 排水構造物工	10	16	6	0	0	1	第6節 排水構造物工
10	16	6	1	0	1	16-6-1 一般事項	10	16	6	1	0	1	16-6-1 一般事項
						1. 適用工種 本節は、排水構造物工として、作業土工、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所排水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。							1. 適用工種 本節は、排水構造物工として、作業土工 (床掘り・埋戻し) 、側溝工、管渠工、集水柵・マンホール工、地下排水工、場所排水路工、排水工その他これらに類する工種について適用する。
10	16	7	0	0	1	第7節 縁石工	10	16	7	0	0	1	第7節 縁石工
10	16	7	1	0	1	16-7-1 一般事項	10	16	7	1	0	1	16-7-1 一般事項
10	16	7	1	0	2	本節は、縁石工として作業土工、縁石工その他これらに類する工種について定める。	10	16	7	1	0	2	本節は、縁石工として作業土工 (床掘り・埋戻し) 、縁石工その他これらに類する工種について定める。
10	16	8	0	0	1	第8節 防護柵工	10	16	8	0	0	1	第8節 防護柵工
10	16	8	1	0	1	16-8-1 一般事項	10	16	8	1	0	1	16-8-1 一般事項

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定																
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	編	章	節	条	項	項以下				
編章節条						旧・条文構成(平成23年度)						編章節条						新・条文構成(平成25年度)					
10	16	8	1	0	2		本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。	10	16	8	1	0	2		本節は、防護柵工として路側防護柵工、防止柵工、作業土工(床掘り・埋戻し)、ボックスビーム工、車止めポスト工、防護柵基礎工その他これらに類する工種について定める。								
10	16	9	0	0	1	第9節	標識工	10	16	9	0	0	1	第9節	標識工								
10	16	9	2	0	1	16-9-2	材料	10	16	9	2	0	1	16-9-2	材料								
10	16	9	2	6	1	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び道路標識設置基準・同解説(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示する。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	9	2	6	1	6. 標識板の文字・記号等	受注者は、標識板の文字・記号等を「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」(標識令)及び「道路標識設置基準・同解説」(日本道路協会、昭和62年1月)による色彩と寸法で、標示しなければならない。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。								
10	16	11	0	0	1	第11節	道路植栽工	10	16	11	0	0	1	第11節	道路植栽工								
10	16	11	2	0	1	16-11-2	材料	10	16	11	2	0	1	16-11-2	材料								
10	16	11	2	0	2		道路植栽工で使用する材料については、第10編2-10-2材料の規定による。	10	16	11	2	0	2		道路植栽工で使用する材料については、第10編2-11-2材料の規定による。								
10	16	11	3	0	1	16-11-3	道路植栽工	10	16	11	3	0	1	16-11-3	道路植栽工								
10	16	11	3	0	2		道路植栽工の施工については、第10編2-10-3道路植栽工の規定による。	10	16	11	3	0	2		道路植栽工の施工については、第10編2-11-3道路植栽工の規定による。								
10	16	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工	10	16	12	0	0	1	第12節	道路付属施設工								
10	16	12	2	0	1	16-12-2	材料	10	16	12	2	0	1	16-12-2	材料								
10	16	12	2	1	1	1. 適用規定(1)	境界工で使用する材料については、第10編2-12-2材料の規定による。	10	16	12	2	1	1	1. 適用規定(1)	境界工で使用する材料については、第2編2-7-2セメントコンクリート製品の規定による。								
10	16	12	2	5	1	5. 現場塗装	組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によらなければならない。	10	16	12	2	5	1	5. 現場塗装	組立歩道工で床版及び支柱に現場塗装を行う場合、塗装仕様は、設計図書によるものとする。								
10	16	14	0	0	1	第14節	擁壁工	10	16	14	0	0	1	第14節	擁壁工								
10	16	14	1	0	1	16-14-1	一般事項	10	16	14	1	0	1	16-14-1	一般事項								
							本節は、擁壁工として作業土工、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。							本節は、擁壁工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打擁壁工、プレキャスト擁壁工その他これらに類する工種について定める。									
10	16	16	0	0	1	第16節	カルバート工	10	16	16	0	0	1	第16節	カルバート工								
10	16	16	1	0	1	16-16-1	一般事項	10	16	16	1	0	1	16-16-1	一般事項								
10	16	16	1	1	1	1. 適用工種	本節は、カルバート工として作業土工、場所打渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。	10	16	16	1	1	1	1. 適用工種	本節は、カルバート工として作業土工(床掘り・埋戻し)、場所打渠工、プレキャストカルバート工、防水工その他これらに類する工種について定める。								
10	16	16	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)および「道路土工要綱 2-6構造物の排水施設の設計 2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	16	1	2	1	2. 適用規定	受注者は、カルバートの施工にあたっては、「道路土工—カルバート工指針7-1基本方針」(日本道路協会、平成22年3月)及び「道路土工要綱 2-6構造物の排水施設の設計 2-7排水施設の施工」(日本道路協会、平成21年6月)の規定による。これにより難い場合は、監督職員の承諾を得なければならない。								
10	16	17	0	0	1	第17節	法面工	10	16	17	0	0	1	第17節	法面工								
10	16	17	1	0	1	16-17-1	一般事項	10	16	17	1	0	1	16-17-1	一般事項								

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)
10	16	17	1	2	1	2. 適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第5章施工」(全国特定のり面保護協会、平成15年3月)および「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成12年3月)の規定による。 これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。	10	16	17	1	2	1	2. 適用規定	法面の施工にあたって、「道路土工一切土工・斜面安定工指針のり面工編、斜面安定工編」(日本道路協会、平成21年6月)、「道路土工一盛土工指針 5-6盛土のり面の施工」(日本道路協会、平成22年4月)、「のり砕工の設計・施工指針第7章吹付砕工、第8章プレキャスト砕工、第9章現場打ちコンクリート砕工」(全国特定法面保護協会、平成18年11月)及び「グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説第7章施工」(地盤工学会、平成24年5月)の規定による。 これ以外の施工方法による場合は、施工前に設計図書に関して監督職員の承諾を得なければならない。
10	16	18	0	0	1	第18節	落石雪害防止工	10	16	18	0	0	1	第18節	落石雪害防止工
10	16	18	1	0	1	16-18-1	一般事項	10	16	18	1	0	1	16-18-1	一般事項
10	16	18	1	1	1	1. 適用工種	本節は、落石雪害防止工として作業土工、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。	10	16	18	1	1	1	1. 適用工種	本節は、落石雪害防止工として作業土工(床掘り・埋戻し)、落石防止網工、落石防護柵工、防雪柵工、雪崩予防柵工その他これらに類する工種について定める。
10	16	19	0	0	1	第19節	橋梁床版工	10	16	19	0	0	1	第19節	橋梁床版工
10	16	19	2	0	1	16-19-2	材料	10	16	19	2	0	1	16-19-2	材料
10	16	19	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	10	16	19	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。
10	16	21	0	0	1	第21節	橋梁支承工	10	16	21	0	0	1	第21節	橋梁支承工
10	16	21	3	0	1	16-21-3	鋼橋支承工	10	16	21	3	0	1	16-21-3	鋼橋支承工
10	16	21	3	3	1	3. ジャッキアップ工法採用時の注意	受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障を期たさないようにしなければならない。	10	16	21	3	3	1	3. ジャッキアップ工法採用時の注意	受注者は、支承取替えにジャッキアップ工法を採用する場合には、上部構造の品質・性能に支障をきたさないようにしなければならない。
10	16	22	0	0	1	第22節	橋梁付属物工	10	16	22	0	0	1	第22節	橋梁付属物工
10	16	22	2	0	1	16-22-2	材料	10	16	22	2	0	1	16-22-2	材料
10	16	22	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	10	16	22	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。
10	16	22	4	0	1	16-22-4	落橋防止装置工	10	16	22	4	0	1	16-22-4	落橋防止装置工
10	16	22	4	2	1	2. アンカーの削孔時の注意	受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行うものとする。	10	16	22	4	2	1	2. アンカーの削孔時の注意	受注者は、アンカーの削孔にあたっては、既設鉄筋やコンクリートに損傷を与えないように十分注意して行わなければならない。
10	16	22	4	3	1	3. 異常時の処置	受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	10	16	22	4	3	1	3. 異常時の処置	受注者は、アンカー挿入時に何らかの理由によりアンカーの挿入が不可能となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	16	23	0	0	1	第23節	横断歩道橋工	10	16	23	0	0	1	第23節	横断歩道橋工
10	16	23	2	0	1	16-23-2	材料	10	16	23	2	0	1	16-23-2	材料
10	16	23	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。	10	16	23	2	0	2		床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。
10	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工	10	16	24	0	0	1	第24節	橋脚巻立て工
10	16	24	1	0	1	16-24-1	一般事項	10	16	24	1	0	1	16-24-1	一般事項
10	16	24	1	0	2		本節は、橋脚巻立て工として作業土工、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。	10	16	24	1	0	2		本節は、橋脚巻立て工として作業土工(床掘り・埋戻し)、RC橋脚鋼板巻立て工、橋脚コンクリート巻立て工その他これらに類する工種について定める。
10	16	24	2	0	1	16-24-2	材料	10	16	24	2	0	1	16-24-2	材料
							床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によらなければならない。								床版防水膜、伸縮継手、支承、高欄・手摺に使用する材料は、設計図書によるものとする。
10	16	24	4	0	1	16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工	10	16	24	4	0	1	16-24-4	RC橋脚鋼板巻立て工

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条項以下	新・条文構成(平成25年度)
10	16	24	4	1	1	1	1. 一般事項 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認するものとする。	10	16	24	4	1	1	1	1. 一般事項 受注者は、工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚 及び 基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認 しなければならない 。
10	16	24	4	2	1	2	2. 鉄筋位置の確認 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督職員と協議するものとする。	10	16	24	4	2	1	2	2. 鉄筋位置の確認 受注者は、既設橋脚の鉄筋位置の確認方法については、事前に設計図書に関して監督職員と協議 しなければならない 。
10	16	24	4	7	1	7	7. 工場加工と現場加工 受注者は、アンカー孔および注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	10	16	24	4	7	1	7	7. 工場加工と現場加工 受注者は、アンカー孔 及び 注入孔等の穴あけ、鋼材の折曲げ加工は、工場で行うことを原則とし、現場で加工する場合は事前に設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	16	24	4	8	1	8	8. 鋼板固定用アンカー 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置しなければならない。	10	16	24	4	8	1	8	8. 鋼板固定用アンカー 鋼板固定用アンカーは、モルタル注入時の引抜き力に対して確実に抵抗できるように設置 するものとする 。
10	16	24	4	11	1	11	11. アンカー孔穿孔時の注意(2) フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋およびコンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。	10	16	24	4	11	1	11	11. アンカー孔穿孔時の注意(2) フーチング定着用アンカーは、橋脚の鉄筋 及び コンクリートに支障のないよう十分に注意し、垂直に穿孔しなければならない。
10	16	24	4	14	1	14	14. 鋼板の位置 鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定しなければならない。	10	16	24	4	14	1	14	14. 鋼板の位置 鋼板の位置は、コンクリート面と鋼板との間隔を平均30mmに保つのを標準とし、鋼板固定用アンカーボルトにて締付け固定 するものとする 。
10	16	24	4	16	1	16	16. ボルト周りのシール 鋼板下端および鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないようにしなければならない。また、美観にも留意してシールしなければならない。	10	16	24	4	16	1	16	16. ボルト周りのシール 鋼板下端 及び 鋼板固定用ボルト周りのシールは、シール用エポキシ系樹脂でシールし、注入圧に対して十分な強度を有し、かつ注入モルタルが漏れないように するものとする 。また、美観にも留意してシール するものとする 。
10	16	24	4	21	1	21	21. 無収縮モルタルの注入 無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所の注入パイプより丁寧に圧入する。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2cmの高さまで圧入するものとする。 注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保する。 注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、および鋼板上端のシール仕上げを行わなくてはならない。	10	16	24	4	21	1	21	21. 無収縮モルタルの注入 無収縮モルタルの注入は、シール用エポキシ系樹脂の硬化を確認後、補強鋼板の変形等の異常がないことを確認しながら注入ポンプにて低い箇所の注入パイプより丁寧に圧入する ものとする 。各々の注入パイプから流出するモルタルを確認後、順次パイプを閉じ、チェックハンマー等で充填が確認されるまで圧入を続け、鋼板上端から下方に平均2cmの高さまで圧入するものとする。 注入に際して、モルタル上昇面には流動勾配が発生するため、木製ハンマー等で鋼板表面を叩き、上昇面の平坦性を促してモルタルの充填性を確保 するものとする 。 注入したモルタルが硬化した後、注入パイプの撤去とシール用エポキシ系樹脂による当該箇所の穴埋め、 及び 鋼板上端のシール仕上げを行う ものとする 。
10	16	24	4	24	1	24	24. コンクリート面用プライマーの塗布 根巻きコンクリートおよび中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する。	10	16	24	4	24	1	24	24. コンクリート面用プライマーの塗布 根巻きコンクリート 及び 中詰めコンクリートのシーリング箇所は、コンクリート打設後10日以上経た表面のレイタンス、汚れ、油脂分をサンダーやワイヤブラシ、シンナーを含ませた布等で除去し、コンクリート面の乾燥状態を確認した後、コンクリート面用プライマーを塗布する ものとする 。
10	16	24	4	25	1	25	25. 鋼板両面用のプライマーの塗布 受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布するものとする。	10	16	24	4	25	1	25	25. 鋼板両面用のプライマーの塗布 受注者は、鋼板面の汚れや油脂分を除去し、表面の乾燥状態を確認した後、鋼板両面用のプライマーを塗布 しなければならない 。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文						条文 改定					
編	章	節	条	項	項以下	編	章	節	条	項	項以下
10	16	24	4	27	1	10	16	24	4	27	1
					27. 騒音と粉じん						27. 騒音と粉じん
					受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-30環境対策の規定による。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとする。						受注者は、施工中、特にコンクリートへのアンカー孔の穿孔と橋脚面の下地処理のために発生する騒音と粉じんについては、第1編総則1-1-30環境対策の規定によらなければならない。 なお、環境対策のために工法の変更等が必要な場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
10	16	24	4	30	1	10	16	24	4	30	1
					30. 不合格箇所が出た場合						30. 不合格箇所が出た場合
					表16-3の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施する。なお、不合格箇所の処置については、設計図書に関して監督職員に承諾を得るものとする。						表16-2の試験、検査で不合格箇所が出た場合は、同一施工条件で施工されたとみなされる溶接線全延長について検査を実施する。なお、不合格箇所の処置については、設計図書に関して監督職員に承諾を得るものとする。
10	16	24	4	31	1	10	16	24	4	31	1
					31. 補修溶接した箇所						31. 補修溶接した箇所
					受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査および超音波探傷試験を実施するものとする。						受注者は、補修溶接した箇所は、再度外観検査及び超音波探傷試験を実施しなければならない。
12	0	0	0	0	1	12	0	0	0	0	1
					第12編						第12編
					公園緑地編						公園緑地編
12	1	0	0	0	1	12	1	0	0	0	1
					第1章						第1章
					基盤整備						基盤整備
12	1	2	0	0	1	12	1	2	0	0	1
					第2節						第2節
					適用すべき諸基準						適用すべき諸基準
12	1	2	0	0	2	12	1	2	0	0	2
					日本道路協会 道路土工一施工指針(昭和61年11月)						日本道路協会 道路土工一施工指針(平成21年6月)
12	1	2	0	0	3	12	1	2	0	0	3
					日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針(昭和61年11月)						日本道路協会 道路土工一軟弱地盤対策工指針(平成21年6月)
12	1	2	0	0	4	12	1	2	0	0	4
					国土開発技術研究センター 河川土工マニュアル(平成21年4月)						国土技術研究センター 河川土工マニュアル(平成21年4月)
12	1	2	0	0	5	12	1	2	0	0	5
					建設省 土木構造物設計マニュアル(案)						建設省 土木構造物設計マニュアル(案) [土木構造物・橋梁編]
12	1	2	0	0	6	12	1	2	0	0	6
					建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)						建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) [ボックスカルバート・擁壁編]
12	1	2	0	0	7	12	1	2	0	0	7
					建設省 土木構造物設計マニュアル(案)						建設省 土木構造物設計マニュアル(案) [樋門編]
12	1	2	0	0	8	12	1	2	0	0	8
					建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案)						建設省 土木構造物設計マニュアル(案)に係わる設計・施工の手引き(案) [樋門編]
12	3	0	0	0	1	12	3	0	0	0	1
					第3章						第3章
					施設整備						施設整備
12	3	2	0	0	1	12	3	2	0	0	1
					第2節						第2節
					適用すべき諸基準						適用すべき諸基準
12	3	2	0	0	2	12	3	2	0	0	2
					国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成18年12月)						国土交通省 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン(平成20年1月)
12	3	3	0	0	1	12	3	3	0	0	1
					第3節						第3節
					給水設備工						給水設備工
12	3	3	5	0	1	12	3	3	5	0	1
					3-3-5 循環設備工						3-3-5 循環設備工
12	3	3	5	3	1	12	3	3	5	3	1
					受注者は、貯水槽の施工については、以下の各号の規定によるものとする。						貯水槽の施工については、3-3-4貯水施設工の規定による。
12	3	3	10	7	1	12	3	3	10	7	1
					3-3-10 給水管路工						3-3-10 給水管路工
12	3	3	10	7	2	12	3	3	10	7	2
					受注者は、鉛管相互の接続は、原則として行ってはならない。						受注者は、鉛管相互の接合は、原則として行ってはならない。
12	3	4	0	0	1	12	3	4	0	0	1
					第4節						第4節
					雨水排水設備工						雨水排水設備工
12	3	4	9	0	1	12	3	4	9	0	1
					3-4-9 地下排水工						3-4-9 地下排水工
12	3	4	9	1	1	12	3	4	9	1	1
					受注者は、地下排水の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、監督職員に報告し、その対策について監督職員の指示によらなければならない。						受注者は、地下排水の施工については、設計図書で示された位置に施工しなければならない。なお、新たに地下水脈を発見した場合は、直ちに監督職員に連絡し、その対策について監督職員の指示によらなければならない。
12	3	7	0	0	1	12	3	7	0	0	1
					第7節						第7節
					園路広場整備工						園路広場整備工
12	3	7	12	0	1	12	3	7	12	0	1
					3-7-12 木系舗装工						3-7-12 木系舗装工
12	3	7	12	5	1	12	3	7	12	5	1
											受注者は、枕木舗装の施工については、設計図書によらなければならない
12	3	7	16	0	1	12	3	7	16	0	1
					3-7-16 園路縁石工						3-7-16 園路縁石工
12	3	7	16	3	1	12	3	7	16	3	1
					受注者は、現場打縁石については、設計図書によらなければならない。						受注者は、現場打縁石については、第1編第3章無筋・鉄筋コンクリートによるほか、設計図書によらなければならない。
12	3	7	20	0	1	12	3	7	20	0	1
					3-7-20 デッキ工						3-7-20 デッキ工
12	3	7	20	1	1	12	3	7	20	1	1
					デッキ工の施工については、第12編3-7-19公園橋工の規定によるものとする。						デッキ工の施工については、第12編3-7-19公園橋工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
12	3	7	21	0	1	3-7-21	視覚障害者誘導用ブロック工	12	3	7	21	0	1	3-7-21	視覚障害者誘導用ブロック工
								12	3	7	21	2	1		なお、基準類と設計図書に相違がある場合は、原則として設計図書の規定に従うものとし、疑義がある場合は監督職員と協議しなければならない。
12	3	8	0	0	1	第8節	修景施設整備工	12	3	8	0	0	1	第8節	修景施設整備工
														3-8-10	修景施設修繕工
															修景施設修繕工の施工については、設計図書によるものとし、これによりがたい場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	8	10	1	1	3-8-10	作業土工(床掘り・埋戻し)	12	3	8	11	1	1	3-8-11	作業土工(床掘り・埋戻し)
12	3	8	11	1	1	3-8-11	水景施設工	12	3	8	12	1	1	3-8-12	水景施設工
12	3	9	0	0	1	第9節	遊戯施設整備工	12	3	9	0	0	1	第9節	遊戯施設整備工
12	3	9	4	0	1	3-9-4	小規模現場打遊具工	12	3	9	4	0	1	3-9-4	小規模現場打遊具工
								12	3	9	4	1	1		1. 小規模現場打遊具工の施工については、3-9-3遊具組立設置工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
12	3	9	4	1	1		受注者は、小規模現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。	12	3	9	4	1	1		2. 受注者は、小規模現場打遊具工の施工に際し、仕上げ面は平滑に仕上げ、角は十分な丸味を付け、安全性に留意しなければならない。
12	3	9	7	0	1	3-9-7	現場打遊具工	12	3	9	7	0	1	3-9-7	現場打遊具工
12	3	9	7	1	1		現場打遊具工の施工については第12編3-9-4小規模現場打遊具工の規定によるものとする。	12	3	9	7	1	1		現場打遊具工の施工については第12編3-9-4小規模現場打遊具工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
12	3	10	0	0	1	第10節	サービス施設整備工	12	3	10	0	0	1	第10節	サービス施設整備工
12	3	10	3	0	1	3-10-3	時計台工	12	3	10	3	1	1	3-10-3	時計台工
								12	3	10	3	1	1		1. 時計台工の施工については、設計図書によらなければならない。
12	3	10	3	1	2		受注者は、時計台の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。	12	3	10	3	1	2		2. 受注者は、時計台の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直となるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
12	3	10	8	0	1	3-10-8	炊事場工	12	3	10	8	0	1	3-10-8	炊事場工
12	3	10	8	1	1		炊事場工の施工については、設計図書によるものとするほか、第12編3-10-4水飲み場工、3-10-7野外炉工の規定による。	12	3	10	4	1	1		炊事場工の施工については、第12編3-10-4水飲み場工、3-10-7野外炉工の規定によるものとするほか、設計図書によらなければならない。
12	3	10	9	0	1	3-10-9	サイン施設工	12	3	10	9	0	1	3-10-9	サイン施設工
12	3	10	9	1	1			12	3	10	9	1	1		1. サイン施設工の施工については、設計図書によらなければならない。
12	3	10	9	2	1		受注者は、サイン施設の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。	12	3	10	9	2	1		2. 受注者は、サイン施設の施工については、設計図書に示す高さに設置し、水平、垂直になるように施工するとともに、ねじれのないように施工しなければならない。
12	3	11	0	0	1	第11節	管理施設整備工	12	3	11	0	0	1	第11節	管理施設整備工
12	3	11	9	0	1	3-11-9	車止め工	12	3	11	9	0	1	3-11-9	車止め工
								12	3	11	9	1	1		1. 車止め工の施工については、設計図書によらなければならない。
12	3	11	9	1	1		1. 受注者は、車止めの設置位置については、設計図書によるものとし、これに示されない場合または、現地の状況により位置に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。	12	3	11	9	1	1		2. 受注者は、車止めの設置位置については、設計図書によるものとし、これに示されない場合または、現地の状況により位置に支障がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議しなければならない。
12	3	11	9	2	1		2. 受注者は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。	12	3	11	9	2	1		3. 受注者は、車止めの施工については、地下埋設物に破損や障害を発生させないようにするとともに、既設舗装及び既設縁石に悪影響をおよぼさないよう施工しなければならない。
12	3	12	0	0	1	第12節	建築施設組立設置工	12	3	12	0	0	1	第12節	建築施設組立設置工
12	3	12	5	0	1	3-12-5	シェルター工	12	3	12	5	0	1	3-12-5	シェルター工
12	3	12	5	1	1		シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	5	1	1		シェルター基礎、シェルター設置、シェルター設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
12	3	12	6	0	1	3-12-6	キャビン(ロッジ)工	12	3	12	6	0	1	3-12-6	キャビン(ロッジ)工
12	3	12	6	1	1		キャビン(ロッジ)基礎、キャビン(ロッジ)設置、キャビン(ロッジ)設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	6	1	1		キャビン(ロッジ)基礎、キャビン(ロッジ)設置、キャビン(ロッジ)設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
12	3	12	7	0	1	3-12-7	温室工	12	3	12	7	0	1	3-12-7	温室工
12	3	12	7	1	1		温室基礎、温室設置、温室設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	7	1	1		温室基礎、温室設置、温室設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
12	3	12	8	0	1	3-12-8	観察施設工	12	3	12	8	0	1	3-12-8	観察施設工
12	3	12	8	1	1		観察施設基礎、観察施設設置、観察施設設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	8	1	1		観察施設基礎、観察施設設置、観察施設設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらな
12	3	12	9	0	1	3-12-9	売店工	12	3	12	9	0	1	3-12-9	売店工
12	3	12	9	1	1		売店基礎、売店設置、売店設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	9	1	1		売店基礎、売店設置、売店設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらなければならない。
12	3	12	10	0	1	3-12-10	荷物預り所工	12	3	12	10	0	1	3-12-10	荷物預り所工
12	3	12	10	1	1		荷物預り所基礎、荷物預り所設置、荷物預り所設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	10	1	1		荷物預り所基礎、荷物預り所設置、荷物預り所設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらなければならない。
12	3	12	11	0	1	3-12-11	更衣室工	12	3	12	11	0	1	3-12-11	更衣室工
12	3	12	11	1	1		更衣室基礎、更衣室設置、更衣室設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	11	1	1		更衣室基礎、更衣室設置、更衣室設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらなければならない。
12	3	12	12	0	1	3-12-12	便所工	12	3	12	12	0	1	3-12-12	便所工
12	3	12	12	1	1		1. 便所基礎、便所設置、便所設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	12	1	1		1. 便所基礎、便所設置、便所設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらなければならない。
12	3	12	13	0	1	3-12-13	倉庫工	12	3	12	13	0	1	3-12-13	倉庫工
12	3	12	13	1	1		倉庫基礎、倉庫設置、倉庫設備の施工について、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	13	1	1		倉庫基礎、倉庫設置、倉庫設備の施工について、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらなければならない。
12	3	12	14	0	1	3-12-14	自転車置場工	12	3	12	14	0	1	3-12-14	自転車置場工
12	3	12	14	1	1		自転車置場基礎、自転車置場設置、自転車置場設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	3	12	14	1	1		自転車置場基礎、自転車置場設置、自転車置場設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらなければならない。
12	3	13	0	0	1	第13節	施設仕上げ工	12	3	13	0	0	1	第13節	施設仕上げ工
12	3	13	3	0	1	3-13-3	塗装仕上げ工	12	3	13	3	0	1	3-13-3	塗装仕上げ工
12	3	13	3	10	1		10. 受注者は、木部防腐剤塗りにについては、設計図書による材料、または、(社)日本木材保存協会もしくは(社)日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤(表理用)を使用しなければならない。	12	3	13	3	10	1		10. 受注者は、木部防腐剤塗りにについては、設計図書による材料、または、(社)日本木材保存協会もしくは(社)日本しろあり対策協会が認定した木材防腐・防蟻剤(表面処理用)を使用しなければならない。
12	3	13	5	0	1	3-13-5	左官仕上げ工	12	3	13	5	0	1	3-13-5	左官仕上げ工
12	3	13	5	1	1		1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げについては、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)15章左官工事の規定によるものとする。	12	3	13	5	1	1		1. 化粧目地切り、コンクリート仕上げ、モルタル仕上げ、 タイル下地モルタル塗り については、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)15章左官工事の規定によるものとする。
12	4	0	0	0	1	第4章	グラウンド・コート整備	12	4	0	0	0	1	第4章	グラウンド・コート整備
12	4	3	0	0	1	第3節	グラウンド・コート舗装工	12	4	3	0	0	1	第3節	グラウンド・コート舗装工
12	4	3	0	0	2	表4-4	ポリウレタン系表層材層材 引張強度2.0kef/cm ²	12	4	3	0	0	2	表4-4	ポリウレタン系表層材層材 引張強度20kef/cm ²
12	4	5	0	0	1	第5節	グラウンド・コート施設整備工	12	4	5	0	0	1	第5節	グラウンド・コート施設整備工
12	4	5	3	0	1	4-5-3	ダッグアウト工	12	4	5	3	0	1	4-5-3	ダッグアウト工
12	4	5	3	1	1		ダッグアウト基礎、ダッグアウト設置、ダッグアウト設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	4	5	3	1	1		ダッグアウト基礎、ダッグアウト設置、ダッグアウト設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらなければならない。
12	4	5	4	0	1	4-5-4	スコアボード工	12	4	5	4	0	1	4-5-4	スコアボード工
12	4	5	4	1	1		スコアボード基礎、スコアボード設置、スコアボード設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるものとする。	12	4	5	4	1	1		スコアボード基礎、スコアボード設置、スコアボード設備の施工については、第12編3-12-3四阿工の規定によるもの のほか、設計図書によらなければならない。
12	4	5	6	0	1	4-5-6	競技施設工	12	4	5	6	0	1	4-5-6	競技施設工
12	4	5	6	1	1		1. 受注者は、フェールポールの設置については、フェールポールはフェールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ポール上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。	12	4	5	6	1	1		1. 競技施設工の施工については、設計図書によらなければならない。 2. 受注者は、フェールポールの設置については、フェールポールはフェールライン上に直立させ、仕上げ地盤面から高さ、水平、ポール上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。

土木工事共通仕様書新旧比較表

条文							条文 改定								
編	章	節	条	項	項以下	編章節条	旧・条文構成(平成23年度)	編	章	節	条	項	項以下	編章節条	新・条文構成(平成25年度)
12	4	5	6	2	1	2.	受注者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。	12	4	5	6	3	1	3.	受注者は、ネットポストの設置については、ネットポストはサイドライン中央部の外側に、サイドラインから同一の距離に直立させ、計画地盤面から高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。
12	4	5	6	3	1	3.	受注者は、ポストのボルト、ナットまたは軸による接合部については、緩み、抜け落ちがないように止めネジ、座金、割ピンを用いて十分締付けなければならない。	12	4	5	6	4	1	4.	受注者は、ポストのボルト、ナットまたは軸による接合部については、緩み、抜け落ちがないように止めネジ、座金、割ピンを用いて十分締付けなければならない。
12	4	5	6	4	1	4.	受注者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面からの高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。	12	4	5	6	5	1	5.	受注者は、ゴールポストの設置については、ゴールポストはゴールライン上に直立させ、計画地盤面からの高さ、水平、ポスト上端のキャップの有無、据付け強度に注意してねじれないように施工しなければならない。
12	4	5	6	5	1	5.	受注者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面となるように仕上げなければならない。	12	4	5	6	6	1	6.	受注者は、支柱台の施工については、支柱台の頂部が助走路計画地盤面と同一面となるように仕上げなければならない。
12	4	5	6	6	1	6.	受注者は、使用するファールボール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板がJIS製品以外の場合は、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。	12	4	5	6	7	1	7.	受注者は、使用するファールボール、ポスト、ゴールポスト、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板がJIS製品以外の場合は、施工前に品質を証明する資料を作成し、監督職員に提出しなければならない。
12	4	5	6	7	1	7.	受注者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、製造所の仕様によるものとする。	12	4	5	6	8	1	8.	受注者は、スポーツサークル、跳躍箱、踏切板の施工については、設計図書によるものとし、これに示されていない場合は、製造所の仕様によるものとする。
12	4	5	6	8	1	8.	受注者は、センターガイドの施工については、設計図書に示す位置に施工しなければならない。	12	4	5	6	9	1	9.	受注者は、センターガイドの施工については、設計図書に示す位置に施工しなければならない。
12	4	5	6	9	1	9.	受注者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。	12	4	5	6	10	1	10.	受注者は、ピッチャープレートの施工については、ピッチャープレートは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。
12	4	5	6	10	1	10.	受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、ホームベース及び塁ベースは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。	12	4	5	6	11	1	11.	受注者は、ホームベース及び塁ベースの施工については、ホームベース及び塁ベースは規格品を使用し、設計図書に示す位置に水平に設置しなければならない。
12	4	5	6	11	1	11.	受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。	12	4	5	6	12	1	12.	受注者は、塁ベース基礎の施工については、基礎材を均等に敷均し、十分に突固めなければならない。
12	5	0	0	0	1	第5章	自然育成	12	5	0	0	0	1	第5章	自然育成
12	5	2	0	0	1	第2節	自然育成施設工	12	5	2	0	0	1	第2節	自然育成施設工
12	5	2	4	0	1	5-2-4	自然水路工	12	5	2	4	0	1	5-2-4	自然水路工
12	5	2	4	3	1		ごろた石積及び崩れ積の施工については、第12編1-8-8石積工の規定によるものとする。	12	5	2	4	3	1		ごろた石積及び崩れ積の施工については、第12編1-8-8石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
12	5	2	5	0	1	5-2-5	水田工	12	5	2	5	0	1	5-2-5	水田工
12	5	2	5	1	1		受注者は、たたき粘土の施工については、公園緑地編5-2-4自然水路工の規定によらなければならない。	12	5	2	5	1	1		受注者は、たたき粘土の施工については、公園緑地編5-2-4自然水路工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
12	5	2	5	2	1		受注者は、水田土壌盛土の施工については、第12編5-2-3自然育成盛土工の規定によらなければならない。	12	5	2	5	2	1		受注者は、水田土壌盛土の施工については、第12編5-2-3自然育成盛土工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
12	5	2	9	0	1	5-2-9	石積土堰堤工	12	5	2	9	0	1	5-2-9	石積土堰堤工
12	5	2	9	1	1		石積の施工については、第12編1-8-8石積工の規定によるものとする。	12	5	2	9	1	1		石積の施工については、第12編1-8-8石積工の規定によるもののほか、設計図書によらなければならない。
12	5	2	13	0	1	5-2-13	解説板工	12	5	2	13	0	1	5-2-13	解説板工
								12	5	2	13	1	1		1. 解説板の施工については、設計図書によらなければならない。
12	5	2	13	1	1		受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に留意し、ねじれないように十分注意しなければならない。	12	5	2	13	2	1		2. 受注者は、解説板工の施工については、地盤高からの高さ、水平性に留意し、ねじれないように十分注意しなければならない。
12	5	2	19	0	1	5-2-19	かご工	12	5	2	19	0	1	5-2-19	かご工
12	5	2	19	1	1		植生かごで使用する材料の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。	12	5	2	19	1	1		植生かごマットで使用する材料の種類及び規格は、設計図書によらなければならない。
12	5	2	19	2	1		植生かごの施工については、第3編2-14-7かご工の規定によるものとする。	12	5	2	19	2	1		植生かごマットの施工については、第3編2-14-7かご工の規定によるものとする。